経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定

目次

前 文

第 一 第七条 第六条 第五条 第四条 第三条 第二条 第一条 章 総則 行政指導 透明性 審査及び上訴 行政上の措置に関連する手続 公衆による意見提出 目 的 一般的定義

経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定

•

第八条 秘	秘密性
第九条 租	祖税
第十条	般的例外及び安全保障のための例外
第十一条	他の協定との関係
第十二条	実施取極
第十三条	合同委員会
第十四条	小委員会
第十五条	締約国間の連絡
第二章 物品	中の貿易
第十六条	定義
第十七条	物品の分類
第十八条	内国民待遇
第十九条	関税の撤廃

\_\_\_\_

÷

第二十条問	関税上の評価
第二十一条	輸出補助金
第二十二条	非関税措置
第二十三条	二国間セーフガード措置
第二十四条	国際収支の擁護のための制限
第二十五条	物品の貿易に関する小委員会
第二十六条	自動車産業の分野における協力
第三章 原産地	地規則
第二十七条	定義
第二十八条	原産品
第二十九条	累積
第三十条 僅	単少の非原産材料
第三十一条	原産資格を与えることとならない作業

Ξ

第三十二条	積送基準
第三十三条	組み立ててないか又は分解してある産品
第三十四条	代替性のある産品及び材料
第三十五条	間接材料
第三十六条	附属品、予備部品及び工具
第三十七条	小売用の包装材料及び包装容器
第三十八条	船積み用のこん包材料及びこん包容器
第三十九条	関税上の特恵待遇の要求
第四十条 匠	原産地証明書
第四十一条	事前教示
第四十二条	輸出に関する義務
第四十三条	原産地証明書に基づく確認の要請
第四十四条	原産品であるか否かについての確認のための訪問

٠

匹	原産品であるか否か及び関税上の特恵待遇の決定
第四十六条	秘密性
第四十七条	虚偽申告に対する罰則及び措置
第四十八条	雑則
第四十九条	原産地規則に関する小委員会
第五十条 運	<b>凖用上の手続規則</b>
第四章 税関手	F続
第五十一条	適用範囲
第五十二条	定義
第五十三条	透明性
第五十四条	通関
第五十五条	一時輸入及び通過物品
第五十六条	協力及び情報の交換

Ŧī.

第五十七条	能力の開発
第五十八条	税関手続に関する小委員会
第五章 強制相	制規格、任意規格及び適合性評価手続
第五十九条	適用範囲及び目的
第六十条 梅	権利及び義務の再確認
第六十一条	強制規格
第六十二条	適合性評価手続の結果の受入れ
第六十三条	相互承認に関する取決め
第六十四条	協力
第六十五条	強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会
第六十六条	照会所
第六十七条	第十三章の規定の不適用
第六章 衛生城	衛生植物検疫措置

六

ŧ

第六十八条	適用範囲
第六十九条	権利及び義務の再確認
第七十条 衛	単生植物検疫措置に関する小委員会
第七十一条	照会所
第七十二条	第十三章の規定の不適用
第七章 投資	
第七十三条	適用範囲
第七十四条	定義
第七十五条	内国民待遇
第七十六条	最恵国待遇
第七十七条	一般的待遇
第七十八条	裁判所の裁判を受ける権利
第七十九条	特定措置の履行要求の禁止

÷

第八十条 留	<b>田保及び例外</b>
第八十一条	収用及び補償
第八十二条	争乱からの保護
第八十三条	資金の移転
第八十四条	代位
第八十五条	一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決
第八十六条	投資家の移動の促進
第八十七条	一般的例外及び安全保障のための例外
第八十八条	一時的なセーフガード措置
第八十九条	信用秩序の維持のための措置
第九十条 費	環境に関する措置
第九十一条	利益の否認
第九十二条	投資の促進及び円滑化に関する協力

八

ŧ

第九十三条	投資に関する小委員会
第八章 サービ	こスの貿易
第九十四条	適用範囲
第九十五条	定義
第九十六条	市場アクセス
第九十七条	内国民待遇
第九十八条	追加的な約束
第九十九条	特定の約束に係る表
第百条 特定	特定の約束に係る表の修正
第百一条 旦	最恵国待遇
第百二条 新	許可、免許又は資格
第百三条 胡	相互承認
第百四条 洒	透明性

第第第第百百百百八七六五条条条	国際収支の擁護のための制限 セーフガード措置 独占的又は排他的なサービス提供者
第百八条	際収支の擁護のための制
第百九条	利益の否認
第百十条	サービスの貿易に関する小委員会
第百十一条	~ 約束の見直し
第九章 知的	知的財産
第百十二条	← 一般規定
第百十三条	不 定義
第百十四条	* 内国民待遇
第百十五条	* 最恵国待遇
第百十六条	* 手続事項の簡素化及び調和

 $\overline{\bigcirc}$ 

ŧ

第百十七条 潘	透明性
第百十八条 知	知的財産の保護についての啓発の促進
第百十九条 特	7許
第百二十条 辛	意匠
第百二十一条	商品及びサービスに係る商標
第百二十二条	著作権及び関連する権利
第百二十三条	植物の新品種
第百二十四条	不正競争
第百二十五条	国境措置に係る権利行使
第百二十六条	民事上の救済に係る権利行使
第百二十七条	刑事上の制裁に係る権利行使
第百二十八条	協力
第百二十九条	知的財産に関する小委員会

-----

,

第百三十条安	安全保障のための例外
第十章 反競争的	反競争的行為の規制
第百三十一条	反競争的行為に対する措置
第百三十二条	反競争的行為の規制に関する協力
第百三十三条	第十三章の規定の不適用
第十一章 ビジュ	ビジネス環境の整備
第百三十四条	基本原則
第百三十五条	ビジネス環境の整備に関する小委員会
第百三十六条	小委員会の勧告
第百三十七条	ビジネス環境の整備に関する連絡事務所
第百三十八条	第十三章の規定の不適用
第十二章 協力	
第百三十九条	基本原則

\_\_\_\_

٣

第百四十一条協	協力の範囲及び形態3力の分野
第百四十二条	協力の費用
第百四十三条	協力に関する小委員会
第百四十四条	第十三章の規定の不適用
第十三章 紛争解	/决
第百四十五条	適用範囲
第百四十六条	協議
第百四十七条	あっせん、調停又は仲介
第百四十八条	仲裁裁判所の設置
第百四十九条	仲裁裁判所の任務
第百五十条 仲	仲裁裁判手続
第百五十一条	仲裁裁判手続の停止及び終了

ŗ

第百五十二条	裁定の	実施
第百五十三条	費用	
第十四章 最終	最終規定	
第百五十四条	目	次及び見出し
第百五十五条	(一般的な)	な見直し
第百五十六条	、附属書及び	及び注釈
第百五十七条	☆ 正	
第百五十八条	、 効力発生	生
第百五十九条	∧ 終 了	
附属書一(第1	(第二章関係)	第十九条に関する表
附属書二(第二	(第三章関係)	品目別規則
附属書三(第三	(第三章関係)	原産地証明書の必要的記載事項
附属書四(第七	(第七章関係)	現行及び将来の措置に関する留保

匹

÷.,

附属書五	(第八章関係)	金融サービス
附属書六	(第八章関係)	第九十九条に関する特定の約束に係る表
附属書七	(第八章関係)	第百一条に関する最恵国待遇の免除に係る表

\_\_\_\_ 五

前文
日本国政府及びマレーシア政府は、
国際化及び技術の進歩によってもたらされる活発な、かつ、急速に変化する国際環境が様々な経済上及び
戦略上の課題及び機会を両締約国に提示していることを認識し、
両締約国間の長年の実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係並びに強固な
経済的及び政治的きずなを意識し、
そのような二国間関係が協力並びに貿易の自由化及び円滑化を通じた互恵的な経済連携を構築することに
より高められることを信じ、
経済上の連携が協力の推進に向けた有益な枠組みを提供し、この協定において合意された様々な分野にお
ける両締約国の共通の利益に役立ち、並びに経済効率の向上並びに貿易、投資及び人的資源の発展をもたら
すことを再確認し、
経済上の連携が一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の市場の魅力及び活力を高めるであ
ろうことを認識し、

\_\_\_\_

一六

b 投資の機会及びビジネス環境を相互に改善させ、投資財産及び投資活動の保護を確保すること。
<ul><li>(a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。</li></ul>
この協定は、次の事項をこの協定の規定に従って実現することを目的とする。
第一条 目的
第一章 総則
次のとおり協定した。
両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意して、
この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、
上の連携の枠組みに留意し、
二千三年十月八日にインドネシアのバリで署名された日本国と東南アジア諸国連合との間の包括的な経済
協定第五条を想起し、
A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び附属書一Bサービスの貿易に関する一般
千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書一

\*

(c)	特にこの協定において合意された分野における情報、技能及び技術の交換により、社会経済上の連携
1-	に関する一層緊密な協力を促進するための枠組みを設定すること。
(d)	知的財産の保護を確保し、及びこの分野における協力を促進すること。
(e)	反競争的行為に対する効果的な規制を奨励し、及び反競争的行為の分野における協力を促進するこ
1.	ے ح د
(f)	この協定の実施及び適用並びに紛争解決のための効果的な手続を創設すること。
	第二条 一般的定義
この	の協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、
(a)	「両締約国」とは、日本国及びマレーシアをいい、「締約国」とは、日本国又はマレーシアをいう。
(b)	「サービス貿易一般協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関
L	を設立するマラケシュ協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定(その改正を含む。)をいう。
(c)	「千九百九十四年のガット」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機
нн	関を設立するマラケシュ協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定(その改正を

含む。)をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガ
係る注釈を含む。
(d) 「両締約国政府」とは、日本国政府及び
はマレーシア政府をいう。
(e) 「統一システム」とは、商品の名称及び分
含む。)附属書に定める商品の名称及び分類につ
れの国内法の下で採用され、及び実施され
(f) 「日本国」とは、日本国の法令が施行され
側に位置する区域で日本国が国際法及び日
の区域(海底及びその下を含む。)をいう。
(g) 「マレーシア」とは、マレーシア連邦
びにこれらの区域の上空をいい、マレーシ
あって、マレーシアが天然資源(生物資源である

な期間内に、英語で、当該他方の締約国政府の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国政府に情報を提	
3 一方の締約国政府は、他方の締約国政府の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、合理的	ર
有する権限のある当局の名称及び所在地を容易に公に利用可能なものにする。	
2 各締約国政府は、1に規定する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定について責任を	2
している国際協定であって、この協定の対象となる事項に関するものを公に利用可能なものにする。	
1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに自国が締結	1
第三条 透明性	
義務に影響を及ぼすものではない。	
注釈 (f)及び(g)の規定は、国際法(海洋法に関する国際連合条約を含む。)に基づく両締約国の権利及び	
を設立するマラケシュ協定(その改正を含む。)をいう。	
h) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関	
は今後指定することのあるものを含む。	
権利又は管轄権を有する区域として、マレーシアの法令により、かつ、国際法に従い、指定したもの又	

ŗ

\_\_\_\_\_ \_\_\_\_\_

行び場合にに一首国	易合には、約国政府の	第五条 行政	すること。	(b) そのような規制	(a) この協定の対象	各締約国政府は、自	第四条 公衆	のにする時と当該法	変更する場合には、	4 各締約国政府は、	供する。
<b>合にに 自国の法令に従って 次の事項を行うよう努め</b>	_	政上の措置に関連する手続		ような規制を設定する前に、公衆による意見提出	象となる事項に影響を及ぼす一般に適	自国の法令に従って、次のことを行うよう努める。	公衆による意見提出	にする時と当該法令又は行政上の手続が効力を生ずる時との間に適	緊急の場合を除くほか、当該法令又	この協定の実施及び運用に重大な影	
う努める。	運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を			出のための合理的な機会を与え、当該意見を考慮	般に適用される規制を事前に公表すること。	よう努める。		時との間に適当な期間を置くよう努める。	当該法令又は行政上の手続を公表し、又は公に利用可能なも	協定の実施及び運用に重大な影響を及ぼす法令又は行政上の手続を導入し、	
	上の決定を			意見を考慮				, Со	用可能なも	入し、又は	

\_\_\_\_

٢

<ul> <li>(b) 申請者の要請に応じ、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。</li> <li>が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。</li> </ul>
2 権限のある当局は、自国の法令に従って、提出された申請に対して行う行政上の決定の基準を定めるも
のとし、また、次の事項を行うよう努める。
(a) そのような基準をできる限り具体的なものとすること。
(b) そのような基準を、それが自国政府にとって行政上特別の支障を来すことがない限り、公に利用可能
なものにすること。
3 権限のある当局は、自国の法令に従って、次の事項を行うよう努める。
<ul> <li>(a) 自己による申請の受理と提出された申請に対して行う行政上の決定との間の標準的な期間を定めるこ</li> </ul>
ζ°
(b) 標準的な期間が定められたときは、当該期間を公にすること。
4 権限のある当局は、ある者に対し義務を課し、又は権利を制限する最終的な決定を行う前に、時間的に
かつ措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、自国の法令に従って、その

\_\_\_\_

ŧ

者に対し次の通知及び機会を与えるよう努める。
<ul><li>(a) 適当な通知(当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記</li></ul>
載を含む。)
(b) 当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会
第六条 審査及び上訴
1 各締約国は、この協定が対象とする事項に関する締約国政府による行為について、速やかな審査及び正
当な理由がある場合にはその是正が行われるために、司法裁判所又は司法上の訴訟手続を維持する。これ
らの裁判所又は訴訟手続は、そのような行為の行政上の実施について責任を有する当局から独立していな
ければならない。
2 各締約国は、1に規定する裁判所又は訴訟手続において、訴訟の当事者に対し次の事項を要求する権利
が与えられることを確保する。
(a)訴訟の当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が
与えられること。

ŧ

(b) 証拠及び提出された意見に基づく決定が行われること。
3 各締約国は、国内法令によって定められる上訴又は更なる審査の手続に従うことを条件として、問題と
なっている締約国政府による行為に関し、20の決定が関係当局によって実施されることを確保する。
第七条 行政指導
1 締約国政府の権限のある当局は、この協定が対象とする事項に関し行政指導を行う場合には、当該行政
指導が自らの権限の範囲を超えないことを確保するものとし、また、関係者に対し任意の協力によらない
で当該行政指導に従うことを要求してはならない。
2 権限のある当局は、自国の法令に従い、関係者が行政指導に従わないことのみを理由として不利に扱わ
れないことを確保する。
3 権限のある当局は、自国の法令に従い、関係者に対し、当該関係者の要請に応じてその行政指導の目的
及び内容を書面で提供する。
4 この条の規定の適用上、「行政指導」とは、いずれかの締約国政府の権限のある当局による指導、勧
告、助言であって、行政上の目的を達成するため、ある者に対し一定の作為又は不作為を要求するもので

٢

\_\_\_\_\_

あるが、当該者の権利及び義務を創設し、又はこれらの権利及び義務に制限を課し、若しくはいかなる意
味においても影響を及ぼすものではないものをいう。
第八条 秘密性
1 各締約国政府は、自国の法令に従い、他方の締約国政府が提供した情報の秘密性を保持する。
2 1の規定にかかわらず、この協定に基づいて提供された情報は、提供した締約国政府の書面による事前
の同意を条件として、第三者に伝達することができる。
3 この協定のいかなる規定も、締約国政府に対し、秘密の情報であって、その開示が、法令の実施を妨
げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することと
なるものの提供を要求するものではない。
4 両締約国は、この協定が終了する場合においても、この条の規定が引き続き適用されることに同意す
තිං
第九条 租税
1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の規定は、租税に係る課税措置については、

二 五

用しない。
2 この協定のいかなる規定も、いずれかの租税協定に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすもの
ではない。この協定といずれかの租税協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税協
定が優先する。
<b>3 第三条及び前条の規定は、この協定の規定が租税に係る課税措置に適用される限度において、当該課税</b>
措置について適用する。
第十条 一般的例外及び安全保障のための例外
1 次章から第七章(第八十二条を除く。)までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及び第
二十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。
2 第七章(第八十二条を除く。)及び第八章の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条及び第十四
条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。
第十一条(他の協定との関係)
1 両締約国は、世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を

再確認する。
2 この協定と世界貿易機関設立協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、世界貿易機関設立
協定が優先する。
3 この協定と両締約国が締結している協定(世界貿易機関設立協定を除く。)とが抵触する場合には、両
締約国は、国際法の一般原則を考慮しつつ、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。
第十二条 実施取極
両締約国政府は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極(以下「実施取極」という。)
を締結する。
第十三条 合同委員会
1 この協定に基づき合同委員会を設置する。
2 合同委員会は、次の事項を任務とする。
(a) この協定の実施及び運用について見直しを行うこと。
(b) 両締約国に対し、第十五条に規定する連絡部局を通じて、この協定の実施及び運用についての報告を

二 七 •

次ここ	(i)	(f) 両締約国が合意す		合同	上 級 合 職 同	Ŀ	合 上	合同委員会は、 合同委員会は、
(三章に規定する運用上の手続規則ものを採択すること。)協定に基づいて設置されるすべての小委員会の作業を監督協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること)	必要な決定第三章に規定する運用上の手続規則	約国が合意するその他の任務を遂行すること。		両締	同兩議綿	小同両委議締	の小同両規委議締	のの小同両 協規委議締
Ľ, °			ること。	ることに合意す				0       1         10       こ         11       こ         11       こ         12       こ         13       こ         14       こ         15       こ         15       こ         15       こ         15       こ         16       こ         17       こ         16       こ         17       こ         16       こ         17       こ         17       こ         16       こ         17 <t< td=""></t<>
及び調整すること。				る場合を除くほか、両締約国政府	を除くほか、両締約国政府	はカシ	はカシ	び は 後 か の 、

二八

ţ

マレ	マレーシアにおいて交互に開催する。合同委員会の特別会合は、いずれかの締約国の要請に基づき、三十	三十
日	日以内に開催する。	
	第十四条 小委員会	
この	の協定の効力発生の日に、次の小委員会を設置する。	
(a)	物品の貿易に関する小委員会	
(b)	原産地規則に関する小委員会	
(c)	税関手続に関する小委員会	
(d)	強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会	
(e)	衛生植物検疫措置に関する小委員会	
(f)	投資に関する小委員会	
(g)	サービスの貿易に関する小委員会	
(h)	知的財産に関する小委員会	
(i)	ビジネス環境の整備に関する小委員会	

二九

÷

に対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され、若しくは生産されている産品に
対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金
(i) 締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条、世界貿易機関設立協定附属書一A千
九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定(その改正を含む。)及び
世界貿易機関設立協定附属書一A補助金及び相殺措置に関する協定(その改正を含む。)の規定に適
合して課されるダンピング防止税又は相殺関税
ⅲ 提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金
(c)「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。
(d)「国内産業」とは、締約国の領域内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又
はこれらの生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている
生産者をいう。
( 「輸出補助金」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A農業に関する協定(その改正を含む。)(以
下この章において「農業協定」という。)第九条に掲げる輸出補助金をいう。

=

) (f)	次章の規定に従って原産品とされる産品をいう
(g)	「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二十三条9(aに規定する暫定的な二国間セーフガード
措	電をいう。
(h)	「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。
(i)	「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをい
V)	、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。
	第十七条物品の分類
両締	約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。
	第十八条 内国民待遇
一 方	?の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締
<del>何</del> 遇 を	待遇を与える。
	第十九条 関税の撤廃
1 こ	」の協定に引段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方

\*

書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。
2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれの締約国も、他方の締約国の原産品について、附
属書一の自国の表に従って適用される税率より関税を引き上げてはならない。
3 両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、附属書一の表において交渉の対象として指定した原産
品に関する市場アクセスの条件の改善その他の事項について、当該表に定める条件に従って交渉する。
第二十条(関税上の評価)
世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する
協定(その改正を含む。)(以下「関税評価協定」という。)第一部の規定は、両締約国間で取引される物
品の課税価額の決定について準用する。
第二十一条 輸出補助金
いずれの締約国も、農業協定に従って、その附属書一に掲げる農産品について、いかなる輸出補助金も新
設し、又は維持してはならない。
第二十二条 非関税措置

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は
他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づ
く義務に適合しないいかなる非関税措置も新設し、又は維持してはならない。
第二十三条 二国間セーフガード措置
1 一方の締約国は、第十九条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果
として、当該原産品が増加した数量(絶対量であるか国内生産量に比較しての相対量であるかを問わな
い。)で自国の領域に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な
損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているときは、この条の規定に従うことを条
件として、当該重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲
において、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。
(a) この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止す
ること。
(b) 次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

三四

;

	(a)	4		(b)				3 (a)	と	2		
(i)	(a)	次 の	れば		きる。	に 従	この	統	L	各締	(ii)	(i)
重大	方の位	条件及び	ならない。	()に規定する調査については、	0	従い、白	章において「セーフガード協定」という。)第三条及び第四条	約国は、	て輸入される原産品について、二国間セーフガード措置をとって	約国は、	この切	この1
重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する	締約国	及 び 制	ない。	定する		自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国	おいて		される		協定の効力発生の日	1に規定する二国間セーフガード措置をとる時点における
一又は	約国は、	順限は		詞酒		権限	、「セ	界貿	。 原 産	属書	効力	流定す
重大か	次の周	, 		につい		のあっ	ーフェ	易機調	品に(	一 の 白	発生の	る二回
な 損 実	次の場合には、	国ヤ		いてけ		る当局	カード	) 第 設 立	らいて	日国の	の 日 の	当間 セ
ロのお		ーフ		とい		が調	協定	協定	`` 	表に	の前日	ーフ
それれ	他方の締約国に対	制限は、二国間セーフガード措置につい		かなる場合においても、		査を行	とい	世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関す	国間セ	附属書一の自国の表に従って適用される関税割当てに	日におけ	ガード
及びこ	の締約	ト 措 晋		る場合		1」 った	う。	音 一 A	ピーフ	て 適 用	りる実	「措置
れら	国に	につ		にお		後に、	) 第	セー	ガー	され	る実行最恵国税率	をと
の理由	対 し 声	いて適		いても		おいて	二条及	フガー	ド 措 置	る関税	思国税	る 時 占
田に関	し直ちに書面	て適用する。				このみ	及び第	ドに	画をと	割当	率	小にお
		る。		その開始						てに甘		ける中
3 (a)	による			始 の ロ		間セー	2 の 坦	る協定	はなら	基づい		天 行 星
に規定	による通報を行う。			ロの後		-フ ガ	応定に	た (そ	はならない。	て与		実行最恵国税率
する	を行			一年		 ド	定める	の 改	0	えらい		税率
調査を	う。			以内に		措置を	る手続	止を全		れる割		
を開始				に完了		とる	と同	む。		n 当 数		
3 (a)に規定する調査を開始する場合				始の日の後一年以内に完了させなけ		間セーフガード措置をとることがで	2の規定に定める手続と同様の手続	る協定(その改正を含む。)(以下		基づいて与えられる割当数量を限度		
場 合				なけ		がで	手続	以 下		限 度		

三五

(i) の (ii)
(i)
(ii)
られる情報を検討し、

三六

ŗ

ることを妨げるものではない。
6 この章のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの規定に従い原産品に対してセーフガード措置をと
かつ、当該二国間セーフガード措置が維持されている期間に限り、これを行使することができる。
許の適用を停止する権利を有する締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の、
当該二国間セーフガード措置がとられている最初の十八箇月間については、行使されてはならない。譲
としてとられたものであり、かつ、当該二国間セーフガード措置がこの条の規定に適合する場合には、
(c) しに定める譲許の適用を停止する権利は、当該二国間セーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果
δ°
する譲許であって、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができ
は、その原産品について当該二国間セーフガード措置がとられる締約国は、この協定に基づく関税に関
(b) 両締約国が4(c)に規定する協議の開始の後三十日以内に補償について合意することができない場合に
て講ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。
二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税につい

۲

三八

議を開始する。	する。暫	(b) 一方の	二国間セ	ついての	の輸入の	9 (a) 遅延す	続を採用し、	8 各締約国	であること	7 各締約国	(b) 農業協力	(a) 千九百-	
囲始する。	暫定的な二国間セーフガード措置の適用については、これがとられた後速やかに両締約国間の協	刀の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し書面により	<b>邑セーフガード措置をとることができる。</b>	この明白な証拠があるという仮の決定に基づき、1個又は心に規定する措置の形態をとる暫定的な	への増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあることに	遅延すれば回復し難い損害を引き起こすような危機的な事態が存在する場合には、締約	言し、又は維持する。	約国は、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、	であることを確保する。	約国は、二国間セーフガード措置に関する法令の運用が、一貫した、公平な、かつ、	農業協定第五条の規定	千九百九十四年のガット第十九条及びセーフガード協定の規定	
	締約国間の協	面により通報		とる暫定的な	があることに	約国は、原産品		、効果的な手		合理的なもの			

三九

ならない。当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び第十八条B並びに世界貿易機
1 この章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解しては
第二十四条 国際収支の擁護のための制限
しを行う。
11 両締約国は、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、必要に応じ、この条の規定について見直
10 4(a)及び9(b)に規定する書面による通報その他の両締約国間の連絡は、英語により行う。
ない場合には、払い戻される。
入の増加が国内産業に対する重大な損害を引き起こしているか又は引き起こすおそれがあると決定され
セーフガード措置の結果として課された関税は、その後行われる3(回に規定する調査により原産品の輸
(d) 2、4(f)、7及び8の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置について準用する。暫定的な二国間
に算入される。
連する要件が満たされるものとする。 暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、 4 dに規定する期間
(c) 暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中、3に定める関

匹 〇

ţ

ること。 で任務とする。 では、「日」に伝え、 ない、」に基づく為替管 では、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない	3 小委員会の組織は、次のとおりとする。	2 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。 (c) 合同委員会が第十三条の規定に基ていて委任するその他の任務を遂行すること。	合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること	(b) この章の規定に関連する問題について討議すること。	(a) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。	関する小委員会(以下この条において「小委員会」という。)は、次の事項を任務とする。	1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従って設置される物品の貿易に	第二十五条物品の貿易に関する小委員会	理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。	2 この章のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定(その改正を含む。以下同じ。)に其	解に規定する条件に従うものとする。	関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了
--	----------------------	--	-------------------------------	------------------------------	------------------------------------	---	--	--------------------	---------------------------	---	-------------------	---

•

(a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。
(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。
第二十六条 自動車産業の分野における協力
両締約国は、それぞれの自動車業界の参加を得て、マレーシアにおける自動車産業の競争力を一層強化す
るために協力する。
第三章 原産地規則
第二十七条 定義
この章の規定の適用上、
(a) 「権限のある政府当局」とは、原産地証明書の発給について又はその発給を行う団体の指定について
責任を負う各締約国の当局をいう。日本国については経済産業省をいい、マレーシアについては国際貿
易産業省をいう。
(b)「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税に関する法令の運用及び執行について責
任を負う当局をいう。日本国については財務省をいい、マレーシアについては財務省関税庁をいう。

(c)	「輸出者」とは、輸出締約国の領域に所在する者であって、当該輸出締約国の領域から産品を輸出す
る	るものをいう。
(d)	「締約国の工船」及び「締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船及び船舶を
い	いう。
(i)	当該締約国において登録されていること。
(ii)	当該締約国の旗を掲げて航行すること。
(iii)	当該締約国の国民又は法人(当該締約国の領域に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長
	及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であり、かつ、当該締約国の国民又は法人が五
	十一パーセント以上の持分を所有しているものに限る。) が五十一パーセント以上の持分を所有して
	いること。
(iv)	船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が両締約国又は東南アジア諸国連合の
	加盟国である第三国の国民であること。
(e)	「代替性のある締約国の原産品」又は「代替性のある締約国の原産材料」とは、それぞれ、商取引に

四三

•

٠

匹匹

(iii)	設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品
(iv)	生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、
	ンド材その他の産品
(v)	手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品
(vi)	産品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品
(vii)	触媒及び溶剤
(viii)	産品に組み込まれていないその他の物であって、当該産品の生産における使用が当該生産の一
,	あると合理的に示すことのできるもの
(i)	「材料」とは、他の産品の生産に使用される産品をいう。
(j)	「締約国の原産材料」とは、締約国の領域において他の産品の生産に使用される当該締約国の原産品
を	をいう(第二十九条1の規定に従って当該締約国の原産材料とみなすものを含む。)。
(k)	「船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中に保護するために使用される産品で
あ	って、第三十七条に規定する小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。

四五

$\langle \rangle$	-	2		$\langle \rangle$	(1)	$( \cdot )$	1			()		(1)
(a)	する。	1	묘	(c)	(b)	(a)	١		穫	(m)	を	(1)
生きている動物であって、当該締約国の領域において生まれ、かつ、成育されたもの		(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品と	目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの	非原産材料を使用して当該締約国の領域において完全に生産される産品であって、附属書二に定める	当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において完全に生産される産品	当該締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの	の章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。	第二十八条 原産品	漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。	「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収	をいう。	「関税上の特恵待遇」とは、第十九条1の規定に従って輸出締約国の原産品について適用する関税率

四六

(b)	当該締約国の領域において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
(c)	当該締約国の領域において生きている動物から得られる産品
(d)	当該締約国の領域において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品
(e)	当該締約国の領域において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質(ぽから创までに規定す
7	るものを除く。)
(f)	当該締約国の船舶により、いずれの締約国の領海にも属しない海から得られる水産物その他の産品
(g)	当該締約国の領海外における当該締約国の工船上においてflに規定する産品から生産される産品
(h)	当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、海洋法に関する国
17年7	際連合条約に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。
(i)	当該締約国の領域において収集される産品であって、当該領域において本来の目的を果たすことがで
Ł	きず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの
(j)	当該締約国の領域における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又
	は原材料の回収のみに適するもの

四七

(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品	いて回収される部品又は原材料	(k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国の領域にお
<ul> <li>」(この規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工</li> <li>」(この規定の適用上、(使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工</li> <li>この場合において、</li> </ul>	<ul> <li>(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品</li> <li>(2) 「FOB - VNM</li> <li>QVC = 「FOB - VNM」</li> <li>FOB - VNM</li> <li>QVC = 「FOB - VNM」</li> <li>FOB - VNM</li> <li>この場合において、</li> </ul>	いて回収される部品又は原材料 この場合において、 $(1)$ 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品 いて回収される部品又は原材料 この場合において、
<ul> <li>(a) 1(c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しく</li> <li>(b) 産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。</li> <li>(b) 産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。</li> <li>FOB - VNM</li> <li>QVC = FOB - VNM</li> <li>FOB - FOB - VNM</li> </ul>	<ul> <li>(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品(1) 当該総約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品(1) 当該総約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品(1) 当該総約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品(1) 当該総約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品(1) 当該総約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品(1) 当該総約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品(1) 当該総約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品(1) 当該総約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品(1) 当該総約国の(k) (k) (k) (k) (k) (k) (k) (k) (k) (k)</li></ul>	<ul> <li>(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品</li> <li>(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品</li> <li>(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は特定の製造若しく 定に従って計算される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であること 定に従って計算される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であること</li> <li>(b) 産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。</li> <li>(c) FOB - VNM FOB - FOB - VNM</li> <li>(c) FOB - VNM FOB - FOB - VNM</li> </ul>
<ul> <li>(b) 産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。</li> <li>(a) 1(c)の規定の適用上、附属書二に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、定に従って計算される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であることとする。</li> <li>(b) 産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。</li> </ul>	<ul> <li>(b) 産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。</li> <li>(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品</li> </ul>	<ul> <li>(b) 産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。</li> <li>(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品 定に従って計算される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であること をする。</li> <li>(b) 産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。</li> </ul>
とする。 とする。 とする。 とする。	<ul> <li>(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品</li> <li>(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品</li> </ul>	<ul> <li>(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品のて一次の規定の適用上、附属書二に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、</li> <li>(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品いて回収される部品又は原材料</li> </ul>
定に従って計算される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であること(a) 1(cの規定の適用上、附属書二に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、作業が行われることを求める附属書二に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。1(c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しく	定に従って計算される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であること(1)(の規定の適用上、附属書二に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、1)(の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しく(1)当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品	<ul> <li>定に従って計算される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であること</li> <li>(a) 1(ごの規定の適用上、附属書二に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、</li> <li>(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は特定の製造若しく</li> <li>いて回収される部品又は原材料</li> </ul>
(a) 1(cの規定の適用上、附属書二に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、作業が行われることを求める附属書二に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。 1(cの規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しく	<ul> <li>(a) 1(cの規定の適用上、附属書二に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、 作業が行われることを求める附属書二に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。</li> <li>1(cの規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しく</li> <li>(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品</li> </ul>	<ul> <li>(a) 1(c)の規定の適用上、附属書二に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、 作業が行われることを求める附属書二に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。 1() 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は特定の製造若しく いて回収される部品又は原材料</li> </ul>
作業が行われることを求める附属書二に定める品目別規則は、非原産材料に1(この規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、	作業が行われることを求める附属書二に定める品目別規則は、非原産材料に1(この規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、⑴ 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ	作業が行われることを求める附属書二に定める品目別規則は、非原産材料に1)当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られいて回収される部品又は原材料
(c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、	1) (1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ	<ul> <li>1(ごの規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、</li> <li>(1) 当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られいて回収される部品又は原材料</li> </ul>
	当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、	当該締約国の領域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、いて回収される部品又は原材料
いて回収される部品又は原材料本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、	本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、	

\*

<ul> <li>(a) 関税評価協定に従って決定される価額であって、当該産品の生産者の所在する締約非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。</li> </ul>	原産材料の価額は、	6 4 (bの規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、締約国の領域における産品の	八条までの規定に従って決定される価額とする。	(b) 産品の本船渡しの価額が存在しない場合には、4(b)に規定するFOBは、関税評価	れる価額とする。	定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に	5(a) 産品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場	「VNM」とは、産品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう	され、又は払い戻された内国税を含まない。	手に支払われる当該産品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際	「FOB」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手
「者の可有する新新国の領域にまたる	言って三、の帝の国の真化こうたい	<b>低域における産品の生産に使用される</b>		Ο		・能な最初の支払に係る価額に調整さ	ことができない場合には、4(b)に規	「材料の価額をいう。		品が輸出される際に軽減され、免除	わず、産品の買手から当該産品の売

•-

四 九

が存在しない場合について適用する。	取 引	
当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の	るに	
lb又は6 (a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用す	8 5	~
使用される非原産材料の価額を含めない。	使用	
当該産品のVNMには、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において	り、	
品が締約国の原産品であるか否かを決定するため40の規定に従って原産資格割合を算定するに当た	7 産	<i>—</i>
れており、かつ、確認可能なものに限る。)を除外することができる。	5	
険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国の領域において要する他の費用(一般的に認め	保	
産品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国の領域において要する運賃、	該	
国の領域における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当	約	
当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締	(b)	
費用を含むもの	の	

Ħ О

第三十一条 原産資格を与えることとならない作業
えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かを考慮しない。
積による特定の割合が定められ、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超
附属書二に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の産品について、その価額、重量又は容
第三十条 僅少の非原産材料
り、当該産品が前条1(の規定に従って当該締約国の原産品となることを条件とする。
額は、当該非原産材料の生産に使用される非原産材料の価額に限定することができる。ただし、これによ
当たり、いずれかの締約国の領域において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料の価
2 産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため前条4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに
なすことができる。
産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみ
1 産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国の領域において当該

する。	1 他方の締約国の原産品であって、次のいずれかの条件を満たしたものは、積送基準を満たし	第三十二条 積送基準	(g) (aからf)までの作業の組合せ	(f) 物品を単にセットにする作業	集	<ul> <li>(e) 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品</li> </ul>	(d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業	(c) 組み立てられたものを分解する作業	(b) 改装及び仕分	の他これに類する作業	<ul> <li>         ・         ・         ・</li></ul>	の製造若しくは加工作業の要件を満たすものとしてはならない。
	積送基準を満たした原産品と					i品及び構成品の収						

五

٠

(a)	当該他方の締約国の領域から直接輸送されること。
(b)	① 積替え又は一時蔵置のために第三国を経由して輸送される場合にあっては、当該第三国において積卸
	し及び産品を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行われていないこと。
2	他方の締約国の原産品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原産品は、当該他方の締約国
の	の原産品とはみなさない。
	第三十三条 組み立ててないか又は分解してある産品
1	第二十八条から第三十一条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2
()	(aの規定により完成品として分類される産品については、分解してある状態で一方の締約国の領域に他方
Æ	の締約国の領域から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす。
2	締約国の領域において組み立ててないか又は分解してある産品の材料から組み立てられる産品であっ
	て、その材料が統一システムの解釈に関する通則2(0の規定により完成品として分類される産品として当
きた	該締約国の領域に輸入されるものについては、当該締約国の原産品とみなす。ただし、組み立ててないか
$\overline{}$	又は分解してある産品の非原産材料が組み立ててないか又は分解してある形態でなく個別に当該締約国の

五三

;

第三十五条 間接材料
一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。
れないときは、これらの産品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国の領域において
なる作業(積卸し又はこれらの産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業を除く。)も行わ
在庫において混在している当該締約国の領域において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいか
2 代替性のある締約国の原産品及び非原産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が
く在庫管理方式に従って決定することができる。
の原産材料であるか否かについては、当該締約国の領域において一般的に認められている会計原則に基づ
合において、当該産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、これらの材料が当該締約国
1 在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場
第三十四条(代替性のある産品及び材料
満たしていたであろう場合に限る。
領域に輸入されていたならば、当該産品が第二十八条から第三十一条までの関連規定の適用される要件を

五四

ŧ

間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす。
第三十六条 附属品、予備部品及び工具
1 産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書二に定める関連する関税分類の変更又は特
定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品と共に納入される附属品、予
備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、
次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、考慮しない。
<ul><li>(a) 当該附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当</li></ul>
該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。
(b) 当該附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。
2 産品が原産資格割合の要件の対象となる場合には、当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、附属
品、予備部品又は工具の価額を、場合に応じて当該産品が生産される締約国の原産材料又は非原産材料の
価額として考慮する。
第三十七条 小売用の包装材料及び包装容器

五五

五 六

第三十九条 関税上の特恵待遇の要求
1 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地
明書の提出を要求する。
2 1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次の場合には、輸入者に対して原産地証明書の提出を要求しな
۲° ۱
<ul> <li>(a) その課税価額の総額が千アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当</li> </ul>
該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入
(b) 当該輸入締約国が原産地証明書の提出の義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入
3 輸出締約国の原産品が第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税
上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。
(a) 通し船荷証券の写し
(b) 当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国に
おいて積卸し及び産品を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が当該原産品について行われて

五七

;

いないことを証明するもの
第四十条 原産地証明書
1 前条1に規定する原産地証明書は、輸出者又は権限を与えられた代
請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。
項についての記載を必ず含めるものとする。
2 輸出締約国の権限のある政府当局は、この条の規定の
権限に基づき、原産地証明書の発給について責任を負う政府以外の
3 輸出締約国の権限のある政府当局が政府以外の
には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面により当該政府
団体」という。)を通報する。
4 両締約国は、この章の規定の実施のために、こ
続規則において英語による原産地証明書の様式を定める。
5 原産地証明書は、英語で記入する。

五八

6	発給された原産地証明書は、輸入締約国の領域への輸出締約国の原産品の一回限りの輸入について適用
	され、かつ、当該原産地証明書が発給された日の後十二箇月間有効なものとする。
7	輸出者が産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかの申告書に基づいて原産地証明書
	の発給を申請することができる。
	<ul> <li>(a) 当該輸出者が権限のある政府当局又は指定団体に提出する申告書であって、当該産品の生産者が当該</li> </ul>
	輸出者に提供する情報に基づくもの
	(b) 当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が権限のある政府当局又は指定団体に直接かつ任意に提
	出する申告書
8	原産地証明書は、当該原産地証明書の発給を申請する輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者で
	あって7(b)に規定するものが、権限のある政府当局又は指定団体に対し、輸出される産品が当該輸出締約
	国の原産品であることを証明した後にのみ発給される。
9	輸出締約国の権限のある政府当局は、当該権限のある政府当局又は指定団体が使用する署名の見本及び
	印章の図案を輸入締約国に提供する。

,

1 各締約国は、権限のある政府当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原
産地証明書の発給の日の後五年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であるこ
とを証明するために提示されたすべての文書等を含める。
第四十一条 事前教示
輸入締約国は、輸出締約国の産品の輸入者、輸出者、輸出締約国の領域に所在する生産者又はこれらの代
理人が必要なすべての情報とともに書面による申請を行う場合には、当該産品が輸出締約国の原産品に当た
るか否かについて、当該産品の輸入に先立ち、書面により事前の教示を行うよう努める。
第四十二条 輸出に関する義務
各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者であって第四十
条7(b)に規定するものが次の事項を行うことを自国の法令に従って確保する。
(a) 産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったときは、当該輸出締約国の権限のある政府当局又
は指定団体に対し書面により遅滞なく通報すること。
(b) 当該原産地証明書の発給の日の後五年間、産品が輸出締約国の原産品であることに関する記録を保管

六〇

ŗ

	すること。
	第四十三条 原産地証明書に基づく確認の要請
1	輸入締約国の関係当局は、原産地証明書が真正なものであること又は原産地証明書に含まれる情報が正
	確なものであることについて合理的な疑いがある場合には、関税上の特恵待遇を与えられて輸出締約国
	領域から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権
	のある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に
	基づいて要請することができる。
	注釈 この条から第四十六条までに規定する「輸入締約国の関係当局」とは、
	(a) 日本国については、税関当局をいう。
	(b) マレーシアについては、国際貿易産業省をいう。
2	輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を
	当該要請の受領の日から三箇月以内に提供する。
	輸入締約国の関係当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追

六一

加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の関係当局が追加の
情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から二箇月以内に提
供する。
3 輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又
は当該輸出締約国の領域に所在する生産者であって第四十条7(b)に規定するものに対し、輸入締約国の関
係当局から要請された情報を提供するよう要請することができる。
第四十四条 原産品であるか否かについての確認のための訪問
1 輸入締約国の関係当局は、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合に
は、次のことを行うことができる。
(a) 輸出締約国の権限のある政府当局が輸入締約国の関係当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受け
た輸出者又は当該輸出締約国の領域に所在する生産者であって第四十条7(b)に規定するものの施設を訪
問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供す
ること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを輸出締約国に対して要請す

ŧ

六二

	ること。
(b)	産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、権限のある政府当局又は指定団体が
	所持するものを提供することを輸出締約国に対して訪問の間又はその後に要請すること。
2	輸入締約国は、1又は6の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような
要請	請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも四十日前までに受領の確認を伴う方法に
よ	り当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出
者	又は当該輸出締約国の領域に所在する生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面
に	よる回答を求める。
3	2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。
(a)	当該書面を送付する関係当局を特定する事項
(b)	その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者の氏名又は名称
(c)	訪問の実施を希望する日及び場所
(d)	訪問の目的及び実施の範囲(確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。)

;

六三

2			1				6	<b>م</b> لہ	5	<b>N</b> 16	4	
輸出	は、 当	て、当	輸入		(b) (a)	認の	(a) 輸	意するそ	輸出	送付さ	輸出	(e) 訪
締約	該産	該 産	入締約	第四		要 請	入締	の	締約	れ	締約	問
国 の 権	品に関	品が輸	国 の 関	四十五条	に規定する要請を行う場合には、	の前又は	約国の	他の期間	国の権限	る書面を	国は、	に立ち会う輸入締
権限のあ	関税上の	輸出締約	関係当局		要 請 ち	はその	関係当局は、	間内に、	の	を受領し	1 又 は	う輸入
める政	特	約国の	局は、	座品で	を行う	その間に、	ヨ局は		ある政	た 日	6 の	八締約
る政府当局は、	待遇	原産	輸 入	ある	場合に		例	1又は6	政府当局は、	から	規定に	約国の間
局 は、	を与え	品でな	者 が い	か 否 か		田締約	外的であ	6 の 規		から三十日	に基づ	関係当局
原産	恵待遇を与えないことが	原産品でないとき又は当該輸入者がこの	輸入者がいずれかの産品について関税	原産品であるか否か及び関税上の特恵待遇の決定	前条の規定は、	輸出締約国に対し1	あるし	規定に基づい	自国の	以内に	いて	の
地証明書	ことが	さ又は	か の 産	展 税 上	の規定	刈 し 1	ると認め	奉づい	の法令に従	に輸入締	要請され	職員の氏
$\mathcal{O}$	できる。	当該輪	産品に	の 特 車	は、 適	に規定	る場合には、	て収集	に従い	締約国	れる訪	氏名及び
発給の	3	<sup>輛</sup> 入者	ついて	心待遇	過用しな	足する	口には、	L	い、 訪	に 対	問 の	官
決定を		がこの	て 関 税	の決定	ない。	要 請 を	、 前 条	情 報 を	間の最	して書	実施を	職
				Æ		と行う	木に規	る輸入		盲面に	受諾、	
消す場		規定す	将 恵 待			ことが	定する	締約国	か ら 四	より回	するか	
取り消す場合には、		章に規定する要件を満たさないとき	上の特恵待遇を要求する場合におい			に規定する要請を行うことができる。	に規定する原産地証明書に基づく確	た情報を輸入締約国の関係当局に提供する。	終日から四十五日以内又は相互に同	面により回答する。	受諾するか否かを、	
		件 を 満	<del>要</del> 求す			2°	地 証 明	係当局	日 以 内	Ъ°		
n 該 原		個たさ	る場				う書に立	肩に提	フロ		の規定	
当該原産地証明		ないと	合にお				基づく	供する	相互に		2の規定により	
明		いき	$\langle \rangle$				確	م و	同		り	

.

ŧ

六四

締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合
(c) 第四十三条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の関係当局に提供された情報が当該産品が当該輸出
規定する期間内に回答しない場合
(b) 当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前条2の規定による書面による要請に対し同条4に
しない場合
(a) 当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対し第四十三条2又は前条5に規定する期間内に回答
その旨の決定を送付する。
上の特恵待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面により
3 輸入締約国の関係当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税
きる。
受領したときは、産品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことがで
輸入締約国の関係当局に対し速やかにその取消しを通報する。当該輸入締約国の関係当局は、その通報を
書が当該権限のある政府当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び

六五

;

<ol> <li>4 輸入締</li> </ol>
の権限の
(当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。
は、その施設が前条に規定する訪問の対象となっ
対し、当
第
1 各締約国は、
るものとし、
<ol> <li>2 輸入締</li> </ol>
(a) こ の
b) 当該情報が要請を受ける締約国の関係法令に従って設けら
請され、
刑事手続においても使用されてはならな

ŗ

六六

	第四十七条 虚偽申告に対する罰則及び措置
T.	十条7(bに規定するものが、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を自国の権
7	る政府当局又は指定団体に提出した場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当
4	な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。
2	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者であって第四
r	十条7(b)に規定するものが、原産地証明書が発給された後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを
<i>L</i>	知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通
+0	報することを怠った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当と認める措置を
,	とる。
	第四十八条 雑則
1	輸入締約国と輸出締約国との間の連絡は、英語で行う。
2	附属書二に定める関連する品目別規則の適用及び原産品であるか否かの決定に当たり、輸出締約国の

六七

ŧ

1 域
関する小委員会
(a)
(b)
(c)
(d)
2
3

ŧ

六八

(a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。
(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。
第五十条 運用上の手続規則
合同委員会は、この協定の効力発生の日に運用上の手続規則を採択する。両締約国の税関当局、第二十七
条に規定する権限のある政府当局及びその他の関係当局は、同手続規則に定める詳細な規則に従って、この
章の規定に基づく任務を遂行する。
第四章 税関手続
第五十一条 適用範囲
1 この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関に必要な税関手続について適用する。
2 この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従って、かつ、各締約国の税関当局の権限及び利
用可能な資源の範囲内で実施される。
第五十二条 定義
この章の規定の適用上、

六 九

(a)	「税関当局」とは、第二十七条()に定義する税関当局をいう。
(b)	「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過に関して各締約国の税関当局が運用し、及び執行する
法	令であって、関税、手数料及び他の税に関するもの又は各締約国の関税領域の境界を越える規制物品
の	移動の禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。
	第五十三条 透明性
1 么	各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を自国において公に利用可能
なも	のにすることを確保する。
2 各	「締約国は、両締約国の利害関係者の要請に基づき、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した
個 別	的な税関に係る事項についての情報を提供するよう努める。各締約国は、特に要請された情報のみで
なく、	、利害関係者が知るべきであると考える税関に係る事項についてのその他の適切な情報も併せて提供
する。	o
	第五十四条 通関
1 両	『締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法で税関手続を適用するよう努める。

七()

ŗ

かおう国は、のおう一手前くう	第五十五条 一時輸入及び	司法上の審査を行い得る手続を提供する。	3 各締約国は、自国の領域内にな	ii) 自国の税関当局と貿易関係者との間	(i) 自国の税関当局と他の国内当局	d) 適当な場合には、次の協力を	告された慣行に税関手続を可能な限り調	(c) 関税協力理事会の主催の下で	(b) 税関手続を簡素化すること。	(a) 情報通信技術を利用すること。	2 各締約国は、両締約国間で取引
このの角룅三長に見たる角身を勾(この女王と玄ら。)(以下この条こ通過物品		する。	自国の領域内において影響を受ける当事者に対し、自国がとった措置に関する行政上及び	との間の協力	同との間の協力	力を促進すること。	№り調和させること。	の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧			で取引される物品の速やかな通関のため、次の事項を行う。

七

.

2	1		ح	け	て	4	t,	た	3	441	2	+
税関に係る事項に関する協力及び情報の交換は、実施取極で定めるところによって実施される。	両締約国は、税関に係る事項に関し相互に協力し、及び情報を交換する。	第五十六条協力及び情報の交換	られることなく、一定の期間内に再輸出することが予定されていなければならない。	いればならず、かつ、当該物品を使用することによる通常の価値の低下を除くほか、いかなる変更も加え	、物品を関税領域に持ち込むことのできる税関手続をいう。当該物品は、特定の目的のために輸入されな	この条の規定の適用上、「一時輸入」とは、関税の納付につき条件付で全額の又は部分的な免除を受け	を促進するよう努める。	にめの通関手帳(ATA条約の例によるものに限る。)を使用し、及び通過物品の通関を円滑化すること	両締約国は、セミナー及び研修課程を通じて、両締約国又は第三国の領域内において物品の一時輸入の	他方の締約国の領域への通過物品の通関を引き続き円滑に行う。	各締約国は、千九百九十四年のガット第五条3の規定に従い、他方の締約国の領域からの通過物品又は	き容易にする。

۲

七

	3	2	(d)	(c)	(b)	(a)	+	1		る。	前		
<b>第三章  魚則見各、壬��見各及び窗合生平田戶売</b>	小委員会の組織については、実施取極で定める。	小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。	〕 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。	) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。	〕 両締約国間の貿易を円滑化するために改善されるべき分野を特定すること。	この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。	する小委員会(以下この条において「小委員会」という。)は、次の事項を任務とする。	この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従って設置される税関手続に関	第五十八条 税関手続に関する小委員会		条2の規定に基づく協力の分野には、能力の開発(例えば、研修、技術援助、専門家の交流)を含め	第五十七条 能力の開発	

七三

•

	力及	の 物	3 両	う。	2 両	用	定附	る。	であ		1	
枠 組 :	び 最	品 の	同締約国は、		「締約国は、	に関する協定」という。)に定義する衛生植物検疫措置については	属	この章の	って両	(以下「貿	この章の担	第五
と言う	も適当なか	貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを				協定」レ	書一A衛生植物検疫措置の適用に関する協定	の規定は、	「締約国が	「貿易の技術的障害に関する協定」という。)	の規定は、	十九条
	かつ費用	シ要な障	木に規定		強制規格、	いう。	恒物検疫		約国が定めるものが	的障害	世界貿	適 用 範
	対効果	害をも	する権利		任意規	) に 定	措置の対	政府機関が	ものが、	に関す	易機関設	適用範囲及び目的
( - - - -	費用対効果の大きい方法による両締約国間の	たらすと	次条に規定する権利及び義務を認識		任意規格及び適合性評価手続の分野にお	義する衛	適用に関	自らの生産	両締約	る協定」	<b></b> 立協定	日 的
	v 方法に	ことのな	我務を認		適合性証	留生植物	<b>肉する協</b>	生産又は	約国間の	という	附属書	
, , ,	よる両	いよう	Ĺ		評価手続	検疫措	定(その	又は消費の	の物品の貿易に直接又		一 A 貿 易	
л л Г	<sup>俯</sup> 約 国 明	にするこ	この章の		の分野	重につい	の改正を	必要上作成す	貿易に直	に定義する強制	の技術	
1	相	しとを確	章の規定に		くく	ては、	改正を含む。		直接又は	à 強 制 規	世界貿易機関設立協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定	
フ言し	互承認に関する取失めの可能生の	確保するための両締約国の共同	に基づいて、		て協力を発展させ、	適用しな	) (以下	る購入仕様及び世界貿易機関設立	は間接に影響を及ぼす場合に適用す	規格、任	に関する	
- 	関する わ	ための雨			を発展さ	ない。	▶「衛	様及び世	影響を五	任意規格及び適合性評価手続	協定(	
1 2 2	¥ 史 め の	<b>戸締約</b> 国	強制規格が両締約国				「衛生植物検疫措置	巴界貿見	及ぼす場	及び適合	(その改正を含む。)	
了有个	7可能生	国の共同	~ 両締約		及び協議を行		低疫措置	の機関設	るに適	」 性評 価	止を含む	
0 7	エのた	の努	国間		『 を 行		回の適	立協	一用す	手続	)°)	

.

٢

七四

第六十条 権利及び義務の再確認
両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する自
国の権利及び義務を再確認する。
第六十一条 強制規格
1 両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく自国の権利及び義務に適合する場合において、適
当なときは、国際規格、勧告及び指針に基づき、それぞれの強制規格の調和に向けて努力する。
2 一方の締約国は、他方の締約国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、当該他方の締約
国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。ただし、当該他方の締約国の強
制規格が自国の強制規格の目的を十分に達成することを当該一方の締約国が認めることを条件とする。
3 一方の締約国は、他方の締約国の要請に応じ、かつ、適当な場合には、当該他方の締約国の強制規格を
自国の強制規格と同等なものとして受け入れない理由について説明する。
4 両締約国は、国際標準化機関に参加することにより、当該国際標準化機関により作成される国際規格で
あって強制規格の基礎となる可能性のあるものが、貿易を促進すること及び貿易に不必要な障害をもたら

.

七五

	七六
すことのないようにすることを確保するため、相互に協力することができる。	
第六十二条 適合性評価手続の結果の受入れ	
1 一方の締約国は、他方の締約国の領域における適合性評価手続が自国の適合性評価手続と異なる場合で	仙手続と異なる場合で
あっても、可能なときは、当該他方の締約国の領域における適合性評価手続の結果を受け入れることを確	を受け入れることを確
保する。ただし、適用される強制規格又は任意規格に適合しているか否かについて当該他方の締約国の領	∏該他方の締約国の領
域における適合性評価手続によって与えられる保証が自国の領域における適合性評価手続によるものと同	仙手続によるものと同
等であると当該一方の締約国が認めることを条件とする。両締約国は、貿易の技術的障害に留	貿易の技術的障害に関する協定
及び印に規定する事項につき、相互に満足すべき了解に達するため、事前の協議が必要となることを認め	必要となることを認め
స్	
2 一方の締約国は、他方の締約国の要請に応じ、かつ、適当な場合には、当該他方の締約国	当該他方の締約国の領域におけ
る適合性評価手続の結果を受け入れない理由について説明する。	
第六十三条 相互承認に関する取決め	
1 各締約国は、他方の締約国の要請に応じ、両締約国が合意する分野において、輸出締約国	輸出締約国の適合性評価

七六

機関によって行われる適合性評価手続であ
る相互承認に関する取決めの可能性につい
2 1に規定する相互承認に関する取決めの
a) 両締約国は、適合性評価手続の結果の受入れを促進するため
Jo So
(b) 両締約国は、それぞれの領域における適合性評価手続
行可能な限り、適合性評価手続が共通性
(c) 一方の締約国は、他方の締約国の適合:
るものであることについて確信が得られ
の技術的能力その他の事項について当該他方
第六十四条 協力
1 両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続
力には、次の事項を含めることができる。

ŧ

七七

مد	1		2		(a)		( 1)		$\langle \rangle$		(1)	( )
意 規	۲		L Y	(g)	(f)	(e)	(d)	果的	(c)	L	(b)	(a)
格 及	の 章	第 六	この条	両締	研 修	情 報	研 究 開	的 に 活	適当な	、又は	関 連	共同研究を行い、
び 適	$\mathcal{O}$	六十	の	約	を 目	$\mathcal{O}$	開 発	活用	な 場	は 改	連する国	研 究
合性	定を	十五条	定の	にト	を目的とし	/換 を	を行	すろ	場合には、	善す	国際	を行
評価	刻里	<i>∽</i> 強	実施	6 る 昭	した	行う	発を行うこと。	用すること。	は、	改善すること。	際規格	V
画 手 结	不的に	制	規定の実施は、	国による貿易の	に政府	交換を行うこと。	ے چ	Jo	関	と。	格、知	並 7ド
形し 眼	規定を効果的に実施し、	制規格、	各締約	が技術	<b></b> 職 日	٥			圧する		勧告五	しにセ
規格及び適合性評価手続に関する小委員会	し、	任 音	約国	技術的障害に関する協定	た政府職員の交流を行うこと。				関連する地域的及び国際的な機関によ		告及び指針に適合するよう、	ミナ
る小禾	及び	思規格	国の資	障害に	又流を				的及		指針	) B
女員へ	運用	石及び	金	関す	こ行う				び国		に適	びシ
도 ())	用する	適合	の利田	,る故	ノニム				際的		合す	ンポ
以下	及び運用するため、	口 性 亚	<b>一</b> 可 能	岡定の	٥				お機		るよ	ジウ
この冬	。 第	価手	性及	履行					関に			ムな
(以下この条において	十四	任意規格及び適合性評価手続に関する	用可能性及び関	の履行に関					によっ		校正、	並びにセミナー及びシンポジウムを開催すること。
マンフ	日条の規	に関す	医係法令	L,					て設置		、 試 験	山する
	。 規 定	っる小	公令に	技術					A置 さ		Ì	ر بر ع
小委員会」という。)は、次の事項	定に従って設置される強制規格、	小委員会	に従うことを条件とする。	術援助及び協力を行うこと。					された既存の相互承認の枠組みを効		検 査、	90
公式」	いて	会	ر بر	及び					既 存			
とい	、 設 置		こ を 条	協力					の 相		証及	
う。	され		件と	を行					互承		び 認	
しは	る強		こする	うこ					。 認 の		定 の	
'、 次	制規		<b>3</b> 0	۔ ع					枠 組		基盤	
いの事	格、								みを		認証及び認定の基盤を確立	
項	任								効		立	

(a)	3	玉	2	(g)	(f)	(e)	(d)	(c)		(b)	(a)	を
a 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、	3 小委員会の組織は、次のとおりとする。	が合意する時期に会合する。小委員会は、	2 小委員会は、この協定が効力を生じた後一年以内に、	(g) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。	(f) 合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。	(e) この章の規定に関連する問題について討議すること。	d 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する事項について協議すること。	(c) この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。	の交換を行うこと。	各締約国の登録又は認定を行う関係当局によ	強制規格、任意規格及び適合性評価手続につい	を任務とする。
のとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者		両締約国が合意する場所において会合する。	に、創立会合を開催するものとし、その後は、両締約	るその他の任務を遂行すること。	果を報告すること。	م ل ا	する事項について協議すること。	び監視を行うこと。		って登録され、又は認定された適合性評価機関の一覧表	て情報の交換を行うこと。	

七九

÷

であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。
(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。
第六十六条 照会所
各締約国政府は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国政府からのあらゆる妥当
な照会に応じ、並びに適当な場合には他方の締約国政府が知るべきであると考えるその他の関連する情報を
当該他方の締約国政府に提供する照会所を指定する。
第六十七条(第十三章の規定の不適用)
第十三章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。
第六章 衛生植物検疫措置
第六十八条 適用範囲
この章の規定は、両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼすすべての衛生植物検疫措置で
あって衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づくものについて適用する。
第六十九条 権利及び義務の再確認

両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再
確認する。
第七十条 衛生植物検疫措置に関する小委員会
1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従って設置される衛生植物検疫
措置に関する小委員会(以下この条において「小委員会」という。)は、次の事項を任務とする。
<ul> <li>(a) 両締約国及び第三国の領域内における衛生植物検疫に係る事件の発生等の事項並びに両締約国の衛生</li> </ul>
植物検疫に関する規制及び基準の変更又は導入(両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼ
すものに限る。)について情報の交換を行うこと。
(b) 一方の締約国によって認められた衛生植物検疫に関する潜在的な危険についての情報を他方の締約国
へ通報すること。
(c)相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、衛生植物検疫措置の適用から生ずるこ
とのある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、科学に立脚した協議を行うこと。
(d)この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

八

(e) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
f) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
2 両締約国は、小委員会を通じ、各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件と
して、衛生植物検疫措置の分野(能力の開発、技術援助及び専門家の交流を含む。)において協力する。
3 小委員会は、この協定が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催するものとし、その後は、両締約
国が合意する時期に会合する。小委員会は、両締約国が合意する場所において会合する。
4 小委員会の組織は、次のとおりとする。
(a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。
b 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。
5 小委員会は、必要な場合には、特別技術作業部会をその補助機関として設置することができる。
第七十一条 照会所
各締約国政府は、第六十八条に規定する衛生植物検疫措置に関する他方の締約国政府からの妥当な照会に
応じ、及び適当な場合には他方の締約国政府に関連する情報を提供する照会所を指定する。

八二

ŗ

第七十二条(第十三章の規定の不適用)
第十三章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。
第七章 投資
第七十三条 適用範囲
1 この章の規定は、次のものに関する措置であって、一方の締約国が採用し、又は維持するものについて
適用する。
(a) 他方の締約国の投資家
(b) 当該一方の締約国内にある他方の締約国の投資家の投資財産
2 この章の規定と次章の規定とが抵触する場合には、次のとおりとする。
(a) 第七十五条、第七十六条及び第七十九条の規定の対象となっている事項に関しては、この章の規定と
次章の規定とが抵触する限度において、同章の規定が優先する。
(b) (a)に規定する事項以外の事項に関しては、この章の規定と次章の規定とが抵触する限度において、こ
の章の規定が優先する。

3 この章のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するもので
はない。
注釈 マレーシアについては、この3に規定する措置には、内閣が承認し、並びにマレーシア政府が書
面により公表し、及び公に利用可能なものにする出入国管理政策に従ってとられる措置を含める。
第七十四条 定義
この章の規定の適用上、
(a)i) 投資家が企業を「所有」するとは、投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者とし
て所有する場合をいう。
⑪ 投資家が企業を「支配」するとは、投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、
動を法的に管理する権限を有する場合をいう。
(b)「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、
は支配しているかを問わず、締約国の関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事
業体(社団、信託、組合、合弁企業、個人企業、団体、組織、会社及び支店を含む。)をいう。

(c)	「金融サービス」とは、サービス貿易一般協定金融サービスに関する附属書5(aにおいて定義される
用	語と同一の意味を有する。
(d)	「自由利用可能通貨」とは、国際取引上の支払を行うため広範に使用され、かつ、国際的に主要な為
替	市場において広範に取引されている通貨であって、国際通貨基金協定に定めるものをいう。
(e)	「投資財産」とは、締約国の投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されているすべての
種	類の資産をいい、次のものを含む。
(i)	企業
(ii)	株式、出資その他の形態の企業の持分(その持分から派生する権利を含む。)
(iii)	〕 債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債権(その貸付債権から派生する権利を含む。)
(iv)	〕 契約に基づく権利(完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約に基づくものを含
	む。) 、
(v)	金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
(vi)	〕 知的財産権(著作権、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、

÷

八 五

営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。)であっ
て、各締約国の法令により与えられるもの
6加 法令又は契約により与えられる権利(例えば、特許、免許、承認、許可)
6 他のすべての資産(有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問
わない。)及び抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権
投資財産には、利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他投資財産から生ずる収益を含
む。投資財産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。
注釈1 資産が投資としての性質を欠いている場合には、当該資産は、その形態のいかんを問わず、
投資財産とはみなさない。投資としての性質には、出資の約束、収益若しくは利得についての
期待又は危険の負担を含める。
注釈2(皖に規定する法令又は契約により与えられる権利が投資としての性質を有するか否かは、
該権利を与えられた者が締約国の国内法に基づいて有する当該権利の性質、範囲その他の要素
による。ただし、このことは、当該権利に関連する資産が投資としての性質を有するか否かに

ŧ

八六

	ついて影響を及ぼすものではない。
	注釈3 投資財産には、司法上又は行政上の措置として下される命令又は決定を含めない。
(f)	「締約国の投資家」とは、締約国の自然人又は企業をいう。ただし、第三国の企業の支店であって、
当	<b>T該締約国内に所在するものを除く。</b>
(g)	「締約国の自然人」とは、締約国内に居住しているか否かを問わず、当該締約国の法律の下で次の要
件	-を満たす自然人をいう。
(i)	) 日本国については、日本国の国民であること。
(ii)	☆ マレーシアについては、マレーシアの国民であること又は同国に永住する権利を有すること。
(h)	「ポートフォリオ投資による投資財産」とは、次のいずれかのものをいう。
(i)	① 証券取引所において取引されている株式、出資その他の形態の企業の持分であって、当該企業の資
	本の総額の十パーセント未満であるもの
(ii)	④ 債券、手形、金融派生商品その他の債務証券であって、その当初の満期が十二箇月未満であるも
	の。ただし、当該債務証券が、締約国の投資家と当該投資家が直接又は間接に支配し、又は十パーセ

•

八七

ント以上の株式、出資その他の形態の持分を所有している他方の締約国内にある企業との間の債券取
引から生ずるものである場合は、この限りでない。
第七十五条 内国民待遇
1 一方の締約国は、投資財産の設立、取得、拡張、経営、運営、維持、使用、所有、清算、売却その他の
処分(以下この章において「投資活動」という。)に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対
し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
2 この条の規定は、ポートフォリオ投資による投資財産の設立、取得及び拡張については、適用しない。
3 1の規定にかかわらず、いずれの締約国も、自国内における他方の締約国の投資家の投資財産の設立に
関して特に手続(例えば、登録の要件に従うこと。)を定めることができる。ただし、当該手続は、この
章の規定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。
第七十六条 最恵国待遇
一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において
第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

ŗ

第七十七条 一般的待遇
一方の締約国は、自国内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分
な保護及び保障を与える。
第七十八条 裁判所の裁判を受ける権利
一方の締約国は、自国内において、投資家の権利の行使及び擁護のため裁判所の裁判を受け、及び行政機
関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国
の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
注釈 この条の規定は、第八十一条の規定が租税に係る課税措置について適用される場合には、租税に係
る課税措置について適用する。
第七十九条 特定措置の履行要求の禁止
1 この章の規定の適用上、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定の附属
書(その改正を含む。)は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。
2 両締約国は、この協定の効力発生の日から五年以内に特定措置の履行要求の禁止に係る事項を検討する

ことを目的として、できる限り早期に追加的な協議を行う。
3 2に規定する協議の目的には、特定措置の履行要求の禁止に関する留保についての検討を含めることが
できる。
第八十条 留保及び例外
1 第七十五条、第七十六条及び前条1の規定は、次のものについては、適用しない。
(a) 次の機関が維持するこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書四に掲げ、かつ、星印
(*)を付した分野、小分野又は活動に記載されるもの
<ul><li>(i) 締約国の中央政府</li></ul>
⑪ 日本国の都道府県又はマレーシアの州であって、5の規定に従って附属書四に記載されるもの
(b) (a) (i)に規定する都道府県及び州以外の締約国の地方政府が維持するこれらの規定に適合しない現行の
措置
(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新
<ul><li>(a) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正(当該改正又は修正の直前における当該措置と第七十五条、</li></ul>

ŧ

九 〇

	第七十六条及び前条1の規定との適合性の水準を低下させないものに限る。)
2	各締約国は、附属書四に掲げる分野、小分野又は活動であって、1に規定する分野、小分野又は活動以
外	のものについて、第七十五条、第七十六条及び前条1の規定によって課される義務に適合しない措置を
採	用し、又は維持する権利を留保する。
3	2に規定する分野、小分野又は活動に関する現行の措置の改正若しくは修正又は新たな措置の採用は、
附	属書四において当該分野、小分野又は活動に記号(+)が付される場合を除くほか、既存の投資家及び
既	存の投資財産に対し、そのような改正若しくは修正又は採用の直前に当該投資家及び投資財産に適用さ
れ	る措置よりも更に制限的なものであってはならない。
4	この条の規定の適用上、
(a)	「既存の投資家」及び「既存の投資財産」とは、それぞれ、現行の措置の改正若しくは修正又は新た
	な措置の採用の直前に締約国内に所在する投資財産を有する投資家及びそのような投資財産をいう。
(b)	既存の投資家が現行の措置の改正若しくは修正又は新たな措置の採用の後に既存の投資財産の拡張又
	は多角化を行う場合には、当該拡張又は多角化の部分については、既存の投資財産とはみなさない。

 

に協議を行うこと。
(b) 他方の締約国の要請に応じ、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実
合にはその後できる限り速やかに、他方の締約国に対し可能な範囲内で通報すること。
<ul> <li>(a) 当該改正若しくは修正又は当該新たな措置を、可能な場合にはその実施の前に、それが可能でない場</li> </ul>
し、又は新たな措置を採用する場合には、次の通報及び協議を行う。
7 一方の締約国は、附属書四に掲げる分野、小分野又は活動に関し、現行の措置を改正し、若しくは修正
がある場合は、この限りでない。
の他の方法で処分することを要求することができない。ただし、関係当局による当初の承認に別段の定め
約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却そ
6 いずれの締約国も、この協定の効力発生の後に2の規定に基づいて措置を採用する場合には、他方の締
に附属書四に記載し、及び他方の締約国に対してそのような措置を外交上の公文により通報する。
あって、1(a)⑾に規定する都道府県又は州により維持されるものを、この協定の効力発生の後六箇月以内
5 一方の締約国は、第七十五条、第七十六条及び前条1の規定に適合しない星印(*)を付した措置で

九二

t

く義	関	11	措	10	9 8	) -	(b)	(a)	外	1	四	8
	する協定	第七十五	置につい	第七十二	各締約	に協議	他方	当該回	措置の中	の規定は	に掲げ、	この条
	正 (そ)	ユ条及び	いても、	-五条、	国は、	を行い、	の締約	例外措置	実施の前	に適合	かつ、	の 規 定
	の改正な	び第七	適 用	第七十	適当な!	そ	国の要請	直の要素	則又は	しない	星 印	にかかり
	(その改正を含む。)	条及び第七十六条の規定は、	しない。	六条及び	適当な場合には、	の後適当な措置	の締約国の要請に応じ、	の要素を他方の	その後で	例外措置	(*)を付	条の規定にかかわらず、
		の規定は		ひ前条の		な措置		万の締約	できる	直を採田		
	(以下 🕼			第七十六条及び前条の規定は、	禹書四に	をとること。	且の満□	約国にア	又はその後できる限り速やか	に適合しない例外措置を採用することが	した分野、	各締約国は、
	「貿易関連知	世界貿易機関設立協定附属書		締	附属書四に特定され	ن ع	相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実	締約国に通報すること。	やかに次	ことがで		資 金 上、
	<b>連</b> 知的 …	機関設立		約国が政府調達に関	される図		保すると	ること。	伏のこい	できる。	小分野又は活	
	的所有権協定」	立協定的		政府調法	る留保を削		ことを日		のことを行うこと	ただし、	動	経済上又は産業
		<b>附属</b> 書			を削減し、		日的とし		うことも	当	について、	は産業
	という。	一 C 知		して採用し、	又は		して当		を条件とする。	該締約国が、	第七-	上の例
	) 第	的所有			撤廃する		該 他 方		とする。		第七十五条、	外的状
	二条及	権の貿		又は維	又は撤廃するよう努める。		の締約		C	可能な		上の例外的状況においては、
	び 第 四	易関連		持する	努める		国 と の			範 囲 内	十六条	いては
	という。)第三条及び第四条に基づ	C知的所有権の貿易関連の側面に		又は維持するいかなる	0		間 で 誠			可能な範囲内で当該例	第七十六条及び前条	、附属書
	づ	に		ろ			実			例	条	書

•

<ul> <li>1 いずれの締約国も、自国内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対し、収用若しくは国有化又は収用若しくは国有化と同等の措置(以下この章において「収用」という。)を実施してはならない。ただし、次の場合は、この限りでない。</li> <li>2 1 (1)に規定する補償は、次の(a)又は(b)のいずれか早い時における収用された投資財産の公正な市場価格(1) 迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものである場合)</li> <li>2 1 (1)に規定する補償は、次の(a)又は(b)のいずれか早い時における収用された投資財産の公正な市場価格(1) 迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものである場合)</li> <li>2 1 (1)に規定する補償は、次の(a)又は(b)のいずれか早い時における収用された投資財産の公正な市場価格(1) 迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものである場合)</li> <li>(a) 収用が公表された時又はその直前(1) 収用が行われた時又はその直前(1) 収用が行われた時)</li> </ul>
八十一条 収用及び象となるいかなる措
いずれの締約国も、自国内にある他方の締約国の投資家の投資財産に対し、
しくは国有化と同等の措置(以下この章において「収用」という。)を実施してはならない。
次の場合は、この限りでな
合法的な又は公共の目的のためであ
差別的なものでない場
正当な法の手続に従ってとられるものであ
迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものである
1dに規定する補償は、次のaVはbのいずれか早い時における
相当するものでなければならな
収用が公表された時

四

3	1		用	5		(c)	(b)	(a)	な	4	な	3
	一方の締	第	用する。	この条の	貨に自由	収用が行わ	自	実	な利子を付	補償につ	<i>د</i> ،	公正な市
	柿約国は、	八十二条		の規定は、	由に交換すること。	か行われた	由に移転すること。	際に換価すること。	子を付する。*	いては、		公正な市場価格には、
ニレーノシオ	武力紛	争 乱 か		租税に	りること	れた日の市場における為替相場により、	مداره	or the	当該補償については、	遅滞な		
	力汾争又は革命、	争乱からの保護		係る課税	0	場におけ			について	遅滞なく支払うものとし、		収用が事前に公に知られることにより生じ
	命、暴動、	μχ		措置が日		る為替知				ものと		に公に知
	<b>鄋、国内争乱</b>			収用を構		相場によ			次の事項ができるも	し、収用が行		和られる
	争乱その			成する限		関			できるも	わ		ことにト
その他これら	ן			租税に係る課税措置が収用を構成する限度におい		係の投資家			のとする	れた時から		い生じた
	_			て、		の 締			Ъ°	ら支払の		た市場価
	に類する緊急事態により自国内			税に係る		国の通貨				時までの		格の変化
	事態によ			租税に係る課税措置について適		約国の通貨及び自由利用可能				支払の時までの期間を考慮して妥当		市場価格の変化を反映させてはなら
	り自国内			置につい		由利用可				考慮して		させてけ
	内にあ			v て 適		л 能 通				て妥当		はなら

 

	他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家に
	とって有利な待遇よりも不利でない待遇を与える。
2	1の規定に従って行われる支払については、実際に換価し、自由に交換し、及び自由に移転することが
	できるものとする。
	第八十三条資金の移転
1	各締約国は、自国に向けた又は自国からのすべての資金の移転が、遅滞なく、かつ、自由に自由利用可
	能通貨によって行われることを認める。この資金の移転には、次のものの移転を含める。
	(a) 投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
	(b)利益、資本利得、配当、使用料、利子、手数料その他他方の締約国の投資家の投資財産から生ずる収
	益
	(c) 他方の締約国の投資家の投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
	<ul><li> し 返済金その他の契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの </li></ul>
	<ul><li>(e) 自国内にある投資財産に関連した活動に従事する他方の締約国の従業員の得た収入、報酬その他補償</li></ul>

六

ŗ

(a) 相する 場合
債務不履行又は債権者の権利の保護には、1に規定する資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。は、1及び2の規定にかかわらず、次の事項に関する自国の法律を衡平、
債務不履行又は債権者の権利の保護には、1に規定する資金の移転を遅らせ、又は妨げることがは、1及び2の規定にかかわらず、次の事項に関する自国の
債務不履行又は債権者の権利の保護には、1に規定する資金の移転を遅らせ、又は妨げること
破産、債務不履行又は債権者の権利の
<ul><li>(c) 刑事犯罪</li></ul>
裁 刑 決 事 手 犯

九七

第八十四条 代位
1 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国内にある当該投資家の投資
財産に関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他
方の締約国は、次の承認を行う。
(a) 当該支払の前提となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への
譲渡を承認すること。
(b) 当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容
及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認すること。
2 前三条の規定は、1に規定する権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対
して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転について準用する。
第八十五条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決
1 この章の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であっ
て、当該他方の締約国の投資家の投資財産に関し、この章の規定に基づき与えられる権利が侵害されたこ

•

とにより損失又は損害を生じさせたもの
注釈 この
係る課税措置について適用する。
2 この条のい
おいて行政的
3 投資紛争が生じた場合には、
により解決する。
4 投資紛争が投資家から書面による協議
ない場合において、
は、当該投資家は、
(a) クアラルンプー
ゆ 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の
に関する条約

九 九

(c) 千九百七十六年四月二十八日に国際連合国際商取引法委員会によって採択された国際連合国際商取引
法委員会の仲裁規則(その改正を含む。)に基づく仲裁に当該投資紛争を付託すること。
(d) 当該投資紛争の当事者である締約国と合意する場合には、他の仲裁規則に基づく仲裁に当該投資紛争
を付託すること。
5 適用される仲裁規則は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、この条の規定に基づく仲裁を
規律する。
6 4の規定に従い投資紛争を調停又は仲裁に付託しようとする当該投資紛争の当事者である投資家は、当
該投資紛争の当事者である締約国に対し、付託の要請が行われる少なくとも九十日前に書面によりその旨
の通報を行う。この通報には、次の事項を明記する。
(a) 当該投資家の氏名又は名称及び住所
b 問題となる当該締約国の特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な事実及び法的根拠の簡
潔な要約(この章のいずれの規定について違反があったとされるかについての特定を含む。)
(c) 4に規定する紛争解決手続のうち当該投資家の求めるもの

7 各締約国は、4の規定により投資紛争の当事者である投資家が選択する調停又は仲裁に当該投資紛争を
付託することに同意する。ただし、当該投資家がその主張する損失又は損害が生じたことを知った日又は
知ったと考えられる日のいずれか早い方の日から三年の期間が経過した場合は、この限りでない。
8 4の規定にかかわらず、投資紛争の当事者である投資家は、投資紛争の当事者である締約国の法律に従
い行政裁判所又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済(損害賠償の支払を伴わないものに限
る。)を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。
9 4(aから(c)までの規定に基づいて設置される仲裁裁判所は、投資紛争の当事者である投資家及び当該投
資紛争の当事者である締約国(以下「両紛争当事者」という。)が別段の合意をする場合を除くほか、各
紛争当事者が任命する各一人の仲裁人及び両紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁
人から成る三人の仲裁人によって構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に投資紛争の
当事者である投資家又は投資紛争の当事者である締約国が仲裁人を任命しなかった場合には、4個の規定
に基づく仲裁にあってはクアラルンプール仲裁地域センターの事務局長が、4し及びcの規定に基づく仲
裁にあっては投資紛争解決国際センターの事務局長が、両紛争当事者のいずれか一方の要請に基づき、ま

 $\bigcirc$ 

.

12 仲裁裁判は、両紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、投資紛争の当事者である締約国内にお
れた国籍の者を仲裁人に任命することができない。
く仲裁にあっては投資紛争解決国際センターの事務局長は、両紛争当事者のいずれか一方によって指定さ
の規定に基づく仲裁にあってはクアラルンプール仲裁地域センターの事務局長、4個及び心の規定に基づ
人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、4個
11 各紛争当事者は、4(a)から(c)までの規定に基づく仲裁が行われる場合には、それぞれ、任命される仲裁
扱ったことのある者であってはならない。
紛争当事者のいずれか一方によって雇用されている者又はいかなる資格においても当該投資紛争を取り
同じ国籍の者、投資紛争の当事者である締約国の国民、いずれかの締約国内に日常の住居を有する者、両
10 第三の仲裁人は、両紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、投資紛争の当事者である投資家と
న్త
際センターの仲裁人名簿の中からそれぞれ、10及び11に規定する条件に従い、自己の裁量によって任命す
だ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人をクアラルンプール仲裁地域センター又は投資紛争解決国

0

,

,	<u>ч</u> г.		<i>(</i> )		1-	(b)	Yrr	(a)	14 (††	5	13 +r	いア
	仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用する仲裁規則に従って裁定を下すことができる。	償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。	① 原状回復。この場合の裁定においては、投資紛争の当事者である締約国が原状回復に代えて損害賠	(〕 損害賠償金及び適当な利子の支払	に限られる。	権利の侵害がある場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の⑴又は⑪の一方又は双方	資紛争の当事者である締約国により侵害されたか否かに関する判断	投資紛争の当事者である投資家及びその投資財産に対しこの章の規定に基づき与えられる権利が、投	仲裁裁判所の裁定には、次の事項を含める。	の協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。	投資紛争の当事者である締約国でない締約国は、両紛争当事者への書面による通知を行った場合には、	て行う。

,

当	当事者である締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国内において関係法令に従い当該裁定の執行
を	を行う。
16	いずれの締約国も、自国の投資家が4の規定に従って付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与え、
又	(は他の裁定機関に国家間の請求を行うことはできない。ただし、他方の締約国が当該投資紛争について
下	下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この16の規定の適用上、外交上の保護には、紛争
の	解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。
17	この条の規定は、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間に生ずる紛争であって、第七十五条及び
第	七十九条の規定によって与えられ、又は当該規定から生ずる権利又は特権に関するものについては、適
用	しない。
18	一方の締約国の投資家は、その投資財産がこの協定に適合する他方の締約国の法令に従うことなく取得
さ	されたものである場合には、次の事項を行ってはならない。
(a)	2 投資紛争を4に規定する調停又は仲裁に付託すること。
(b)	当該一方の締約国の投資家と当該他方の締約国との間の投資紛争を解決する手段として第十三章に規

〇 匹

〇五
続き満たすことを条件とする。
並びに労働の許可を与える。ただし、当該投資家又は当該他方の締約国の企業がこの条に規定する要件を
立し、開発し、若しくは管理し、又はその運営に関して助言を行うため、入国及び一時的な滞在を認め、
自国において相当な額の資本その他の資金を投下した投資財産若しくは投下する過程にある投資財産を設
という。)に対し、当該投資家又は当該他方の締約国の企業であって当該取締役等を雇用しているものが
のに従い、他方の締約国の投資家並びに他方の締約国の企業の取締役、理事及び役員(以下「取締役等」
1 一方の締約国は、自国の出入国管理に関する法令であって、入国及び滞在並びに労働の許可に関するも
第八十六条 投資家の移動の促進
策に従うことなく取得された投資財産を含める。
内閣が承認し、並びにマレーシア政府が書面により公表し、及び公に利用可能なものとする国内政
注釈 この18の規定の適用上、マレーシアについては、法令に従うことなく取得された投資財産には、
定する紛争解決手続を利用すること。

— 〇 五

ţ-

える資本文川に来るのの文が寛く十三条の見言に生で、袁客に箇条(より音星に発見)、てま生年」のこ
1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合においては、第七十五条の規定に基づく義務であって国境を越
第八十八条 一時的なセーフガード措置
限り速やかに、他方の締約国にその旨を通報する。
い措置をとる場合には、可能な範囲内で当該措置が有効となる前に、それが可能でないときはその後できる
一方の締約国は、第十条の規定に従って、この章(第八十二条を除く。)の規定に基づく義務に適合しな
第八十七条 一般的例外及び安全保障のための例外
簡易化するよう努める。
能な範囲内で公に利用可能なものとする。各締約国は、自国の法令に従い、可能な範囲内で、当該手続を
時的な滞在期間の更新、一時的な在留資格の変更及び労働の許可の発給の申請に関する要件及び手続を可
2 一方の締約国は、投資に関連して入国及び一時的な滞在を認められた他方の締約国の自然人に対し、一
能なものとするものに従うことも条件とする。
国管理政策であって、内閣が承認し、並びにマレーシア政府が書面により公表し、及び公に利用可

3	(d)		(c)	(b)	(a)	2		(b)		(a)	と
この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく各締約国の権利及び義務を変更するものではな	〕 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。	とに伴い漸進的に廃止されるものであること。	② 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止され、又は1に規定する状況が改善するこ	〕 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。	〕 国際通貨基金協定の規定が適用される場合には、同協定に適合するものであること。	1の措置は、次のすべての要件を満たすものでなければならない。	たらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合	〕 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をも	る場合	〕 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又はそのような困難が生ずるおそれのあ	ができる。

۲

V

一 0 七

第八十九条 信用秩序の維持のための措置
各締約国は、この章の他の規定にかかわらず、信用秩序の維持のための措置(投資家、預金者、保険契約
者若しくは信託上の義務を金融サービス提供企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確
保するための措置を含む。)をとることを妨げられない。この規定の措置であって、この章の他の規定に適
合しないものは、この章の規定に基づく締約国の約束及び義務を回避するための手段として用いてはならな
第九十条 環境に関する措置
一方の締約国は、自国の環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励しては
ならない。
第九十一条利益の否認
1 一方の締約国は、第三国の投資家が、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるも
のを所有し、又は支配する場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投
資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

一 〇 八

ŧ

供	(b)	(a)	1 両		方 の	にお	のを	2	す	財	(b)	(a)
及び交換を円滑にすること。	投資の機会について周知を図るための投資に関する情報(法令及び政策に関する情報を含む。)の提	投資を促進する活動及び能力の開発に関する効果的な方法について討議すること。	締約国は、両締約国間の投資の促進及び円滑化に関し、例えば、次の事項を通じて協力する。	第九十二条 投資の促進及び円滑化に関する協力	締約国の投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。	いて実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他	所有し、又は支配する場合において、当該企業がその法律の下で設立され、又は組織された締約国内	方の締約国は、第三国の投資家が、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるも	ることとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合	産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害	当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくは当該投資	当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

4	2	$(\mathbf{c})$	$\langle \rangle$		(1)		(1)		Ţ	1		2	( )
1	ŀ	(f)	(e)	と。	(d)	(c)	(b)	(a)	小委	この		この	(c)
	小委員会は、町帝内司	合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。	合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。		この章の規定に関連する問	特定措置の履行要求	この章の規定の実施及び運用並びに附属書四に記載する留保につ	この章の規定に関連する問題について情報を交換すること。	小委員会(以下この条において	の章の規定を効果的に実施	第九十三条 投資	の条の規定の実施については、	各締約国又はその産業界の投資を促進する活動を奨励し、
<b>戸</b> 新糸国 な 合 着 で る 、 場 内 及 て 眠 其 に ま し て 会 合 す る	言いたまけら	一条の規定に	小委員会の所		連する問題	の履行要求の禁止に係る問題を検討するための協議を行うこと。	心及び運用並	生する問題に		品に実施し、	員に関する小委員会	については、	産業界の投資
。場所及て時	る斤をバキ	1基づいて委	気及び討議		(投資の促進及び円滑化に関する協力を含む。)について討議するこ	いる問題を検	立びに附属書	ついて情報	「小委員会」という。)	及び運用するため、	委員会	各締約国の資金の利用可能性及び	(を促進する
其にまして	明こうへい	任するその	の結果を報		進及び円滑	(討するため	回に記載す	☆を交換する				資金の利田	る活動を奨励
くれたする	- AK At 1- , 0 0	の他の任務な	松告するこ		化に関する	の協議を行	っる留保に	ور بر ف	は、次の事項	第十四条の場		「可能性及び	
		を遂行する	مع °		協力を含い	行うこと。	ついて見直		項を任務とする。	規定に従っ		ひ関係法令	及び支援すること。
		ہے ر ا			む。)につ		し及び監祖		する。	て設置され		に従うこと	مح
					いて討議す		いて見直し及び監視を行うこと。			規定に従って設置される投資に関する		関係法令に従うことを条件とする。	
					りるこ		٥٢			関する		する。	

**;** .

\_\_\_\_ \_\_\_\_

3	小玉	小委員会の組織は、次のとおりとする。
(a)		小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。
(b)		小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。
	第	<b>昻八章 サービスの貿易</b>
		第九十四条 適用範囲
1	この	の章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。
2	この	この章の規定は、次のものについては、適用しない。
(a)	航	<b>机空運送サービスに関し、運輸権(いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。)に影響を</b>
	及ぼ	はす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に
	影郷	影響を及ぼすものを除く。
	(i)	航空機の修理及び保守のサービス
	(ii)	航空運送サービスの販売及びマーケティング
	(iii)	コンピュータ予約システムのサービス

\_\_\_\_

•

(b) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの
(c) 締約国又は公的企業により交付される補助金
d 締約国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及
しくは雇用に関
3 第九十六条、第九十七条及び第百一
<i>ک</i> ) ٥
4 第百一条の規定は、
5 この章の規定は、
ける他方の締約国
を越える自然人の秩序あ
ない。ただし、当該措置を、
侵害するような態様で適用しないことを条件とする。
注釈 特定の国籍又は市民権を有する自然人に対

\_\_\_\_\_

関する情報が組み込まれたコンビュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことによ	
(c) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に	
印支店又は代表事務所の設置又は維持	
(1) 法人の設立、取得又は維持	
は、サービスの提供を目的として締約国内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。	
(b)「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所に	
その一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。	
(a)「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又は	
この章の規定の適用上、	
第九十五条 定義	
6 附属書五は、金融サービスに関し、この章の補足規定(適用範囲及び定義を含む。)を定める。	G
侵害されているとはみなさない。	
然人に対しては要求しないという事実のみをもって、特定の約束に基づく利益が無効にされ、又は	

-----

ŧ

	(f) (i)				(ii)		(i)	(e)	企	わ	(d)	り
超える持分を所有する場合をいう。	(f)(i) 法人が締約国又は第三国の者によって「所有」されるとは、当該者が当	19(i)に規定する他方の締約国の法人	(4) 他方の締約国の自然人	法人	ii)業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの	て実質的な業務に従事しているもの	<ol> <li>他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人であって</li> </ol>	(e)「他方の締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。	企業、個人企業及び団体を含む。)をいう。	わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体	「法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有	り提供するサービスをいう。
	当該者が当該法人の五十パーセントを				いずれかの者が所有し、又は支配する		人であって、当該他方の締約国におい			定の事業体(社団、信託、組合、合弁	所有であるか政府の所有であるかを問	

四

•

<del>ب</del>-

⑴ サービスの提供に関連して、締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアク⑴ サービスの購入、支払又は利用に係る措置
「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の
中央又は地方の政府及び機関がとる措置
注釈「措置」には、サ
かを問わない。)をいう。
③ 「措置」とは、締約国の措置(法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式である支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。
八が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配
名し、又は当該法人の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。

\_\_\_\_ 五

セス及び当該サービスの利用に係る措置
前 一方の締約国内におけるサービスの提供
に係る措置
(j)「独占的なサービス提供者」とは、締約
法令上又は事実上許可し、又は設立する者
(k) 「他方の締約国の自然人」とは、他方
の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。
(i) 日本国については、日本国の国民であ
(i) マレーシアについては、マレーシア
(1) サービスの「分野」とは、次のものをいう。
<li>(i) 特定の約束については、附属書六の締</li>
しくは二以上の又はすべての小分野
⑴ 当該サービス分野の全体(当該サービ

÷.

Ľ

(v)	(u)	(t)	う。	(s)						(r)	Ŀ	(q)
「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。	「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含める。	「公的企業」とは、締約国が所有し、又は支配している企業をいう。		「他方の締約国のサービス提供者」とは、サービスを提供する他方の締約国の自然人又は法人をい	に及ぼされる必要はない。	に及ぼされるものとし、サービスが提供される締約国の外に所在する当該サービス提供者の部分	の規定に基づきサービス提供者に与えられる待遇が与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点	する場合には、サービス提供者(すなわち、当該法人)に対し、当該業務上の拠点を通じこの章	注釈 法人がサービスを直接提供せず、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供	「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう。	一のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。	「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以

<u>一</u> 八

一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって	約国の自然人の存在を通じて行われるもの(自然人の存在を通ば	運輸権」とは、いずれかの締約国の領域内の地点を出発地若しく	又は有償若しくは貸		権利(運航地点、	及びその条件並びに数、所有、期の航空運送サービスに係る炸	+4-
提供者によるサービスの提供であって他		れるもの(自然人の存在を通ず	の締約国の領域内の地点を出発地若しくはじて行われるもの(自然人の存在を通ずる	運航し、又は有償若しくは貸切りで和国の領域内の地点を出発地若しくは行われるもの(自然人の存在を通ずる	権利(運航地点、運営有償若しくは貸切りでした。	支配その他航空企業を 権利(運航地点、運営 す償若しくは貸切りで 支配その他航空企業を	<b>す償若しくは貸切りで 相(運航地点、運営 を記その他航空企業を</b>
方の締約国内において当該一方の		る態様による提供)	目的地として又は当該締約国の態様による提供)	貨物若しくは郵便物を 地として又は当該締約国	運送するものの種類、 地として又は当該締約国	するための基準を含む。 車送するものの種類、 するための基準を含む。	

<u>ー</u> 九 ŗ

的なサービス提供者の許可若しくは設立のいずれによるものであるかを問わない。)	
(a) サービス提供者の数の制限(数量割当て、経済上の需要を考慮するとの要件又は独占的若しくは排他)	
持し、又は採用してはならない。	
いて別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の全域を単位とするかを問わず、次の措置を維	
締約国は、市場アクセスに係る約束を行った分野において、附属書六の自国の特定の約束に係る表にお	2
もって自国内への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。	
る提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束を	
該約束をもって当該資本の移動を認めることを約束したこととする。締約国け、同条い⑪に規定す	
を行う場合において、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当	
注釈 締約国は、前条(v)i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束	
た条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える。	
サービス及びサービス提供者に対し、附属書六の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定し	
一方の締約国は、前条(v)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国の	1

•

b サービスの取引総額又は資産総額の制限(数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要
件によるもの)
(c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限(数量)
割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの)
注釈 この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含めな
d 特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定の
サービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限(数量割当てによるも
の又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの)
(e) サービスが合弁企業その他の法定の事業体を通じサービス提供者によって提供される場合において、
当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置
① 外国資本の参加の制限(外国資本による株式保有率又は個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を
定めるもの)

第九十七条 内国民待遇
1 一方の締約国は、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載した分野において、かつ、当該表に定
る条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及
びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇
を与える。
注釈 この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス
又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを
要求するものと解してはならない。
2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービ
ス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の義
務を履行することができる。
3 一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式
に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国の

•

-----

サービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提
供者に与える待遇よりも不利であると認める。
4 いずれの締約国も、他方の締約国の措置であって両締約国間の二重課税の回避のための国際協定の適用
対象となるものについては、第十三章の規定の適用上、1から3までの規定を援用してはならない。
第九十八条追加的な約束
両締約国は、前二条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に
影響を及ぼす措置(資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。)に関する約束について交渉
することができる。当該約束については、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する。
第九十九条 特定の約束に係る表
1 各締約国は、前三条の規定に基づいて行う特定の約束を自国の特定の約束に係る表に記載する。特定の
約束に係る表は、附属書六に掲げる。
2 附属書六の特定の約束に係る表は、当該特定の約束を行った分野に関し、次の事項を特定する。
(a) 市場アクセスの条件及び制限

c) (b)
(c)
(d)
3
定
とい
制
4
そ
1
ことが
2

方の締約国の要請に応じて、当該他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、このような協定に	,
にこのような協定を締結する場合には、附属書七の自国の表に含まれる分野、小分野又は活動に関し、他	
一方の締約国は、第三国とサービスの貿易に関する協定を締結している場合又はこの協定の効力発生後	3
適用しない。	s
1の規定は、締約国が附属書七の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関する措置については、	2
サービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。	
一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国の同種のサービス及び	1
第百一条 最惠国待遇	
し、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。	
1に規定する修正又は撤回については、両締約国がそれぞれの国内法上の手続に従って承認するものと	3
約束の一般的水準を維持するために行うものとする。	
国の特定の約束に係る表において与えられた水準よりもサービスの貿易にとって不利とならない互恵的な	
ビス貿易一般協定第二十一条2(aの規定に従って交渉を行う。当該交渉は、当該交渉の前に附属書六の自	

r

従って当該第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう
考慮する。
第百二条 許可、免許又は資格
一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対する許可、免許又は資格に関連する措置がサービス
の貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、これらの措置が次の基準に適合することを確
保するよう努める。
(a) 客観的な、かつ、透明性を有する基準(サービスを提供する能力等)に基づくこと。
(b) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。
(c) サービスの提供に対する偽装した制限とならないこと。
第百三条 相互承認
1 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の
基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件
又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。

•

一 六

- 一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、当該他方の締約国に対し、適当な場合には英	1
第百四条 透明性	
ための機会を十分に与える。	
満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明も承認されるべきか否かについて意見を表明する	
(b) 当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該他方の締約国において得られた教育若しくは経験、	
らない。	
経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することを求めるものと解してはな	
(a) 第百一条のいかなる規定も、当該一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育若しくは	
することとする場合には、	
くは資格証明を当該一方の締約国と当該第三国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認	
- 一方の締約国が、第三国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若し	3
基づいて又は一方的に行うことができる。	
2 調和その他の方法により行うことができる1の規定による承認は、両締約国間の協定若しくは取決めに	2

-----

ŗ

2 締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスであって当該締約国の特定の約束
るに当たりこの章の規定に基づく自国の約束に反する態様で活動しないことを確保する。
1 一方の締約国は、自国内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供す
第百五条 独占的又は排他的なサービス提供者
の章の規定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。
注釈 両締約国がこの条の規定に基づき提供する情報は、透明性のためにのみ提供されるものであり、こ
て一般に利用可能なものの写しを提供する。
3 一方の締約国は、適当な場合には、他方の締約国に対し、自国の年次報告又はその他の公表資料であっ
写しを提供する。
する公表したガイドライン又は政策声明であって第九十六条及び第九十七条の規定に影響を及ぼすものの
2 一方の締約国は、適当な場合には、他方の締約国に対し、附属書六に記載する自国の特定の約束に関連
する。
語により、第九十六条及び第九十七条の規定に影響を及ぼす自国の法令及びその改正に関する情報を提供

•

二

(b) 両締約国は、当該協議において、合理的な期間内に相互に受け入れ可能な解決が得られるよう努力す	(h)
ることができるものとし、また、当該他方の締約国は、そのような要請に誠実に応ずる。	
生じたと考える場合には、他方の締約国に対し、そのような事態に対処するための協議の開催を要請す	
(a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国は、附属書六において特定の約束を行ったことにより悪影響が	2 (a)
なガイドライン及び手続を作成するため、この協定の効力発生後一年以内に討議を開始する。	te
両締約国は、この協定の効力発生後五年以内にセーフガード措置を適用するための相互に受け入れ可能	1
第百六条 セーフガード措置	
妨げる場合についても適用する。	妨
サービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、 (b)自国内でこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に	サ
この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数の	3
的地位を濫用しないことを確保する。	的
は、当該サービス提供者が自国内において当該特定の約束に反する態様で活動することにより自己の独占	は
に従うべきものを提供するに当たって直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国	に

る。

۲

2		1に規定する制限は、次のすべての要件を満たすものとする。
	(a)	他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。
	(b)	国際通貨基金協定に適合するものであること。
	(c)	他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであ
	ろ	ること。
	(d)	1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
	(e)	一時的なものであり、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。
3		締約国は、1に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサ
	ビフ	スの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課
	てけ	はならず、また、これを維持してはならない。
4		1の規定に基づいて一方の締約国が課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締
	国に	に対して速やかに通報する。
		第百九条 利益の否認

ŧ...

=

(b) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
の章の規定に基づくサービスの貿易に影響を及ぼす措置に関する約束の見直しを行うこと。
(a) 互恵的な基礎の上に一層の自由化を達成し、かつ、権利及び義務の全体的な均衡を確保するため、こ
易に関する小委員会(以下この条において「小委員会」という。)は、次の事項を任務とする。
1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従って設置されるサービスの貿
第百十条 サービスの貿易に関する小委員会
当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合
規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを
(b) 当該第三国に関する措置であって、当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人に対してこの章の
a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合
該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。
れ、又は支配される法人により提供されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当
一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者により提供されるサービスが第三国の者によって所有さ

(c)	第百三条及び第百六条の規定の効果的な実施に関する問題について見直し及び討議を行うこと。
(d)	合同委員会に対し小委員会の討議の結果を報告すること。
(e)	合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
2 (a)	小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関連団体の代表者
で	あって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。
(b)	小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。
3 小	,委員会は、この協定が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催する。小委員会のその後の会合
は、	両締約国が合意する頻度で開催する。
4 小	委員会は、金融サービスに関する作業部会(以下この条において「作業部会」という。)を設置す
る。	作業部会の詳細及び手続については、附属書五で定める。
	第百十一条約束の見直し
1 両	「締約国は、この協定に基づき行ったサービスの貿易に関する約束の全般的な改善を行うため、この協
定の	の効力発生後五年以内に最初の見直しを行う。

ŧ

2 両締約国は、1の規定に従って見直しを行うに当たり、サービス貿易一般協定第四条1の規定を考慮す
న <sub>°</sub>
第九章 知的財産
第百十二条 一般規定
1 両締約国は、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分、効果的かつ
無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促
進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対し知的財産権の行使のための措置をとる。
2 この章に規定する知的財産とは、次のすべての種類の知的財産をいう。
<ul><li>(a) 第百十九条から第百二十四条までの規定の対象となるもの</li></ul>
b 貿易関連知的所有権協定又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの
3 両締約国は、知的財産の保護に関する国際的な基準について定める国際協定の重要性を認識する。
4 両締約国は、両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に規定する義務を履行することについ
ての約束を再確認する。

•

三匹

事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に関する事項を含む。
味を有するものとし、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に関する
注釈 この条及び次条の規定の適用上、「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意
の日本国の表の一の項に規定する措置に関する植物の新品種の保護については、適用しない。
与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。この条の規定に基づく義務は、附属書四
各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、自国民に
第百十四条 内国民待遇
協定(現在まで及び将来の改正を含む。)をいう。
(b)「ストラスブール協定」とは、国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール
十五日のニース協定(現在まで及び将来の改正を含む。)をいう。
(a)「ニース協定」とは、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月
この章の規定の適用上、
第百十三条 定義

\_\_\_\_ 三 五

い、次のことを行うための適切な措置をとる。
各締約国は、知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従
第百十七条 透明性
の公開は、ニース協定に基づいて設けられた商品及びサービスの国際分類制度に従って分類される。
許分類制度に従って分類される。商品及びサービスに係る商標の登録出願及び登録並びにこれらについて
2 特許の出願及び付与並びにこれらについての公開は、ストラスブール協定に基づいて設けられた国際特
政上の手続を簡素化するための適切な措置をとる。
1 各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行
第百十六条 手続事項の簡素化及び調和
属書四の日本国の表の一の項に規定する措置に関する植物の新品種の保護については、適用しない。
国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。この条の規定に基づく義務は、附
各締約国は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、第三国の
第百十五条 最恵国待遇

三大

第百十九条 特許
普及の計画を含む。)を促進するための必要な措置をとる。
両締約国は、知的財産の保護についての啓発(知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び
第百十八条 知的財産の保護についての啓発の促進
る制度についての情報を公衆が利用することができるようにすること。
(d) 知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報その他の知的財産の保護に関す
る情報を公衆が利用することができるようにすること。
(c) 権限のある当局が知的財産権の侵害物品の解放を国境措置として停止することを求める申立てに関す
いる情報を公衆が利用することができるようにすること。
(b) 植物の新品種の登録出願及び登録に関する情報を公開し、並びにこれらに関する一件書類に含まれて
とができるようにすること。
の登録に関する情報を公開し、並びにこれらに関する一件書類に含まれている情報を公衆が利用するこ
(a) (b)及び第百十九条5に定める場合を除くほか、少なくとも特許の付与並びに実用新案、意匠及び商標

ŗ

三七

1 特許は、貿易関連知的所有
2
さ
3
対
4
た
することを確保する。
又
5
から十

1	各締約国は、貿易関連知的所有権協定第二十五条の規定に従い、独自に創作された新規性又は独創性の
Ŀ	ある意匠の保護について定める。
2	各締約国は、意匠登録出願に係る意匠が、意匠登録の出願の日又は優先権が主張される場合には当該優
44	先権に係る出願の日の前に電気通信回線を通じて公衆により利用することができるようにされたときは、
<u></u>	自国の法令に従い、新規性を有しないものとすることを確保する。
3	各締約国は、意匠登録出願に係る意匠が、自国における意匠登録の出願の日又は優先権が主張される場
^	合には当該優先権に係る出願の日の前に、他方の締約国において、公然知られており、又は公衆が利用す
	ることができる刊行物に記載されたときは、自国の法令に従い、新規性を有しないものとすることを確保
,	するよう努める。
	第百二十一条 商品及びサービスに係る商標
1	各締約国は、登録された商標の権利者の承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係
_	る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用するこ
	との結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、当該登録された商標の権利者が、その使用を防

ţ

一三九

されている商標と同一又は類似の商標が、不正な意図、特に、不正な利益を得る意図又は当該広く認識   2 各締約国は、いずれかの締約国においてその商標の所有者の商品又はサービスを示すものとして広く認 止する排他的権利を有することを確保する。
されている商標の所有者に損害を与える意図で使用される場合には、その使用の結果として混同を生じさ
せるおそれがあるか否かを問わず、当該同一又は類似の商標の登録を拒絶し、又は取り消す。
第百二十二条 著作権及び関連する権利
1 各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者に対し、それぞれ、その著作物、
た実演及びレコードについて、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期にお
いて利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を付与する。
2 各締約国は、次の場合には、サービス・プロバイダの責任の制限に関する適切な措置を定める。
<ul><li>(a) サービス・プロバイダが、その管理又は運営の下にある電気通信システム又はネットワークを通じた</li></ul>
情報の送信であって、著作権又は関連する権利を侵害していると信ずるものに対する必要な抑止を行う
場合

一 凹 〇

•

(b) 著作権又は関連する権利の侵害が、サービス・プロバイダの管理又は運営の下にある電気通信システ
ム又はネットワークを通じた情報の送信によって生ずる場合において、当該サービス・プロバイダが、
当該送信を抑止することが技術的に不可能であるとき、又は著作権若しくは関連する権利の侵害を知る
ことが困難であるとき。
3 各締約国は、自国における著作権及び関連する権利を集中管理する団体の発展を促進するための必要な
措置をとる。
第百二十三条植物の新品種
1 両締約国は、国際的に調和のとれた制度に適合する方法で植物の新品種を保護することの重要性を認識
する。このため、各締約国は、植物の新品種に関連する権利が十分に保護されることを確保する。
2 各締約国は、他方の締約国の関心に十分な考慮を払った上で、最も短い期間内に、1に規定する方法に
より、できる限り多くの植物の種類を保護するよう努める。
第百二十四条 不正競争
1 各締約国は、不正競争に対する効果的な保護について定める。

ドメイン名を使用する行為ての特定の表示と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はその
(e) 不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図で、当該他の者の商品若しくはサービスについ
し、又は輸入する行為(各締約国の法令に定める場合を除く。)
(d) 他の者の商品の形態を模倣する商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出
ような取引上の表示及び主張
(c) 商品若しくはサービスの性質、特徴、用途若しくは数量又は商品の製造方法について公衆を誤らせる
上の虚偽の主張
ゆ 競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動に関する信用を害するような取引
との混同を生じさせるようなすべての行為
(a) いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、商品、サービス又は工業上若しくは商業上の活動
正競争行為は、禁止される。
2 工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は、不正競争行為を構成する。特に、次の不

ŧ

四二

3 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定に従
い情報が十分かつ効果的に保護されることを確保する。
4 各締約国は、不正競争行為を防止し、又は処罰するために適切な救
は、不正競争行為により営業上の利益が影響を受けると考える者が
為の停止若しくは予防、当該不正競争行為を構成する物品の
設備の除去又は当該不正競争行為の結果生じた損害の賠償を請求する
第百二十五条 国境措置に係る権利行使
1 各締約国は、貿易関連知的所有権協定第五十一条の規定に従い、
及び関連する権利の侵害物品の解放を停止することに関する手続を定
る当局が他の知的財産権、特に、特許権、実用新案権、意匠権
品の解放を停止することについても同様の手続を定めることが
2 締約国が知的財産権の侵害物品の解放を停止することを決定
局は、当該侵害物品の荷送人及び輸入者の氏名又は名称及び住所を

3 各総約国は、例外的な場合を除くほか、権限のある当局が商標権並びに著作権及び関連する権利の侵害
物品の積戻しを許容しないことを確保する。
第百二十六条 民事上の救済に係る権利行使
各締約国は、知的財産の権利者が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理
的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によって当該権利者が被った損害を補償するために
適当な賠償を請求する権利を有することを確保する。
第百二十七条 刑事上の制裁に係る権利行使
各締約国は、故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上
の手続及び刑罰を定める。各締約国は、可能な範囲内で、故意による商業的規模の他の知的財産権の侵害に
ついて適用される刑事上の手続及び刑罰を定めるよう努める。
第百二十八条 協力
1 両締約国は、両締約国間の貿易及び投資の更なる促進を追求する上で知的財産の保護の重要性が増大し
ていることを認識し、各締約国の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件として、知的財産の分

匹匹

野	における協力を行う。この条の規定に基づく協力に要する費用は、両締約国間で相互に合意される衡平
な	な方法で負担する。
2	この条の規定に基づく協力の分野及び形態については、実施取極で定める。
3	第十三章に定める紛争解決手続は、この条の規定については、適用しない。
	第百二十九条 知的財産に関する小委員会
1	この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従って設置される知的財産に関
する	<sup>5</sup> 小委員会(以下この条において「小委員会」という。)は、次の事項を任務とする。
(a)	この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
(b)	知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ
Ŧ	透明性のある運用を促進するため、次の事項を含む知的財産に関するあらゆる問題について討議するこ
,	ےلے
(.)	(i) 真正の証明その他の証明の要件
<i>(</i> )	ú) 包括委任状制度

ŗ

一 匹 五

(iii)	修正実体審査の運用の改善
(iv)	公開の延期を含む意匠の保護に関する制度
(v)	商標の一出願多区分制度
(c)	合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
(d)	合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
2 小 <del>玉</del>	小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。
3 小 <del>五</del>	委員会の組織は、次のとおりとする。
(a)	小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関連団体の代表者
で+	あって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。
(b)	小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。
	第百三十条 安全保障のための例外
この女	章の規定の適用上、貿易関連知的所有権協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協
定に組み	み込まれ、この協定の一部を成す。

一四六

第百三十一条(文鏡争的行為こ対する昔置第十章)反競争的行為の規制
1 各締約国は、自国の関係法令に従い、自国の市場が効率的に機能することを目的として、反競争的行為
に対して適当と認める措置をとる。
2 各締約国は、必要な場合には、反競争的行為を効果的に規制するため、法令の見直し及び改正を行い、
又は法令を制定するよう努める。
第百三十二条 反競争的行為の規制に関する協力
1 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規
制の分野において協力する。
2 この条の規定に基づく協力の詳細及び手続については、実施取極で定める。
第百三十三条(第十三章の規定の不適用
第十三章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。
第十一章 ビジネス環境の整備

一四七

٣

第百三十四条 基本原則
1 一方の締約国政府は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の企業の利益
のためのビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとる。
2 両締約国政府は、それぞれ自国の法令に従い、両締約国におけるビジネス環境を一層整備するための協
力を促進し、及び必要な措置(次条及び第百三十七条に定める枠組みの設置を含む。)をとる。
第百三十五条 ビジネス環境の整備に関する小委員会
1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十四条の規定に従って設置されるビジネス環境
の整備に関する小委員会(以下この章において「小委員会」という。)は、次の事項を任務とする。
<ul> <li>(a) 第百三十七条の規定に従って設置されるビジネス環境の整備に関する連絡事務所(以下この章においる)</li> </ul>
て「連絡事務所」という。)が報告する所見を必要に応じて考慮し、及び関連する他の小委員会の作業
との不必要な重複を避けるため関連する他の小委員会と協力して小委員会が適当と認めるビジネス環境
の整備に関連する問題に取り組むこと。
(b) 両締約国に対し、(a)に規定する任務について所見を報告し、及び勧告(両締約国政府がとるべき措置)

— 四 八

÷

(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。	
表者であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。	
(a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、産業界その他産業に関連する団体の代	
3 小委員会の組織は、次のとおりとする。	0
2 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。	0
(f) 合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。	
告すること。	
(e) 合同委員会に対し、(b)に規定する勧告並びにこの章の規定の実施及び運用に関するその他の所見を報	
用できるようにすること。	
(d) 適当な場合には、(b)に規定する勧告及び(c)に規定する検討の結果を適当な方法で両締約国の企業が利	
(c) 適当な場合には、(b)に規定する勧告の実施の状況について検討すること。	
できる。	
を含む。)を行うこと。小委員会は、両締約国に対し勧告を提出する前に合同委員会と協議することが	

•

位に資するものを促進する。このため、両締約国政府は、協力し、並びに必要かつ適当な場合には両締約     1 両締約国政府は、それぞれ自国の関係法令に従い、両締約国間の貿易及び投資を自由化し、及び円滑化     第十二章 協力     よ本原則     第十二章 協力     第十二章 協力     兵工章 の     兵工章      (大学)     兵工章     協力     兵工章     兵     兵     兵     兵工章     兵     兵     兵     兵     兵     兵     兵     兵     兵	い運整を	4 小委員会のその他の詳細については、実施取極て定める。
---	------	------------------------------

一 五 〇

玉	国政府以外の当事者間の協力を奨励し、及び円滑にする。
2	この章は、次の事項を主要な目的とする。
(a)	社会経済開発を促進すること。
(b)	経済競争力を強化すること。
(c)	人材養成を推進すること。
(d)	持続可能な開発を促進すること。
(e)	両締約国の国民の全般的な福祉を向上させること。
	第百四十条協力の分野
٦	の章の規定に基づく協力の分野には、次の事項を含める。
(a)	農業、林業、漁業及び栽培業
(b)	教育及び人材養成
(c)	情報通信技術
(d)	科学技術

<ul> <li>この章の規定に基づく協力の範囲及び運用するため、第十四</li> <li>二の章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取</li> <li>第百四十一条 協力の範囲及び形態については、実施取</li> <li>第百四十二条 協力の範囲及び形態については、実施取</li> <li>第百四十三条 協力に関する小委員会</li> <li>第百四十三条 協力に関する小委員会</li> </ul>	1		2	7	1		7		(1)	( )	(5)	$(\cdot)$
、       及び       万         な       み       及び       形         な       の       形       影         な       の       の       新         な       の       市       第         な       の       市       第         な       の       市       第         な       の       市       第         な       市       第       1         な       市       第       1         な       市       第       1         な       市       第       1         な       市       第       1         な       市       第       1         な       市       1       1         な       市       1       1         な       市       1       1         な       市       1       1         な       市       1       1         な       市       1       1         し       1       1       1         し       1       1       1         し       1       1       1         し       1	いこの	四十三条協	この章の	る <sup>°</sup>	この章	四十二条協力の	この章の規定に基づく協力の節		h 両締約国政府が相互に合音	(g) 環境	(f) 観光	(e) 中小企業
規 意 性 定	及び運用するため、第十四条の	関する小委員会	に要する費用は、両締約国が相互に合意			費	範囲及び形態については、実施取極で定	範囲及び形態	「意するその他の分野			

\_\_\_\_ 

3	報	な	2	(h)	(g)	(f)	(e)	締	(d)	(c)	(b)	(a)	
小委員会は、この協定が効力を生じた後一年以内に、創立会合を開催するものとし、その後は、両締約	を共有し、及び調整する。	場合には、協力活動及び事業の効果的かつ効率的な実施を確保するため、そのような枠組みとの間で情	小委員会は、政府開発援助のための両締約国間の既存の協議の枠組みを尊重するものとし、また、適当	合同委員会が第十三条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。	小委員会の運用上の手続規則を定めること。	5の規定に基づいて設置される作業部会の任務及び活動を監督すること。	両締約国間の更なる協力の方法を特定すること。	#約国がとるべき措置を含む。)を報告すること。	合同委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題に関する小委員会の所見及び討議の結果(両	この章の規定に関連する問題について討議すること。	この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。	協力の分野に関する情報を交換すること。	

五三

÷

国が合意する時期に会合する。小委員会は、両締約国が合意する場所において会合する。
4 小委員会の組織は、次のとおりとする。
(a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関連団体の代表者
であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものをコンセンサス方式によって招請する
ことができる。
() 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。
5 小委員会は、協力の各分野について作業部会を小委員会の下に設置することができる。
第百四十四条(第十三章の規定の不適用)
第十三章に定める紛争解決手続は、この章の規定については、適用しない。
第十三章 紛争解決
第百四十五条 適用範囲
1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締
約国間の紛争の解決について適用する。

— 五 四 ÷

2 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用
する両締約国の権利を害するものではない。
3 2の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に
従って紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該紛争解決手続以外の紛争解決手続
を利用することはできない。ただし、別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについ
て争われるときは、この限りでない。
第百四十六条 協議
1 一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面
により協議を要請することができる。
2 一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、問題の迅速なかつ相
互に満足すべき解決を図るため、当該要請に応ずるものとし、当該要請を受領した日の後三十日以内に
実に協議を開始する。腐敗しやすい物品に関する協議の場合には、協議の要請を受けた締約国は、当該要
請を受領した日の後十五日以内に協議を開始する。

÷

3	協議を要請する締約国は、要請の理由(問題となっている措置及び申立ての法的根拠を含む。)を付す
フ	るものとする。
4	両締約国は、協議を通じて相互に満足すべき解決に達するよう、すべての努力を払うものとする。
5	協議は、秘密とされ、かつ、その後の手続においていずれの締約国の権利も害するものではない。
	第百四十七条 あっせん、調停又は仲介
1	両締約国は、あっせん、調停又は仲介について随時合意することができる。いずれの手続も、いつでも
開	<b>囲始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができ</b>
Z	る。 ろ。
2	両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あっせん、調停又は
٨th	仲介の手続を継続することができる。
3	あっせん、調停又は仲介に係る手続及びこれらの手続において両締約国がとる立場は、秘密とされ、か
$\sim$	つ、その後の手続においていずれの締約国の権利も害するものではない。
	第百四十八条 仲裁裁判所の設置

ŗ-

一五六

一五七

ŗ

— 五 八

) (a) 1	分な機会を与えるべきである。
	7
(b)	〕 この協定及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下す。
(c)	② 裁定においては、その理由を付し、並びに法及び事実に関する認定を行う。
(d)	② (c)の認定とは別に、第百五十二条の関連において、その実施方法についての提案を裁定に含め、これ
	を両締約国による考慮に付することができる。
2	仲裁裁判所は、必要かつ適当と認める関係情報の提供を両締約国に要請することができる。仲裁裁判所
が	と認める情報の提供を要請する場合には、両締約国は、迅速かつ十分にこれに応ずるもの
と	とする。
3	仲裁裁判所は、いかなる関係者に対しても情報の提供を要請することができるものとし、また、問題の
	定の側面についての意見を得るために専門家と協議することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約
玉	<b>『が提起した科学上又は技術上の事項に関する事実に係る問題については、専門家に対し助言的な報告書</b>

一 五 九

際しても投票権を有しない。やの協議の上選定することができる。ただし、専門家は、裁定その他仲裁裁判手続を通じて仲裁裁判所を補佐する二人以上の科学又は技術の提出を要請することができる。仲裁裁判所は、いずれかの締約国の
際しても投票権を有した
第百五十条 仲裁裁判手続
1 仲裁裁判は、非公開とする。
2 仲裁裁判手続の場所は、
ない場合には、仲裁裁判手続は、
3 仲裁裁判所の評議及び仲裁裁判所に提出された文書は、
4 3の規定にかかわらず、
だし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提
密のものとして取り扱う。
締約国は、当該情報又は当該意見書について公開し得る秘密でない要

-大〇

きる。そのような要請を受けた当該一方の締約国は、要請を受け入れ、そのような要約を提出するか、又
は理由を示すことなく要請を拒否することができる。
5 両締約国は、仲裁裁判手続における表明、陳述又は反論の場に出席する機会を与えられる。一方の締約
国が仲裁裁判所に提出した情報又は意見書(裁定案の説明部分に関する意見、仲裁裁判所の質問に対する
回答その他の事項から成る。)については、他方の締約国による利用を可能としなければならない。
6 仲裁裁判所の裁定の起草は、両締約国の参加なしに、かつ、提供された情報及び行われた陳述を踏まえ
て行うものとする。
7 仲裁裁判所は、両締約国が裁定案(説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。)の特定の部
分を検討することができるようにするため、その設置の日の後九十日以内に裁定案を提示する。仲裁裁判
所は、当該九十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約
国の同意を得て、当該期間を延長することができる。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内
に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面によって提出することができる。
8 仲裁裁判所は、裁定案が提示された日の後三十日以内に裁定を下す。

長されるものとする。	-裁裁判所の	う場合		両締約国は、	当約 該国:	第当約
仲裁裁判手続は、いずれかの締約国の要請により、いつでも再		当該仲裁裁判所は、	か、その設置の根拠を失う。が十二箇月を超えて停止された場合には、当該仲裁裁判所は、	に対し共同で通報することにより、両締約国に対し裁定が下さか、その設置の根拠を失う。が十二箇月を超えて停止された場合には、当該仲裁裁判所は、	続の終了について合意することができる。に対し共同で通報することにより、両締約国に対し裁定が下さか、その設置の根拠を失う。が十二箇月を超えて停止された場合には、当該仲裁裁判所は、	十二条 裁定の実施 裁判手続の終了について合意することができる。 を除くほか、その設置の根拠を失う。 別の検討が十二箇月を超えて停止された場合には、当該仲裁裁判所は、
いずれかの締約国の要請に		当該仲裁裁判所は、	当該仲裁裁判所は、	約国に対し裁定が下さ当該仲裁裁判所は、	約国に対し裁定が下さ当該仲裁裁判所は、	糸山

いないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。
4 申立てを行った締約国は、申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施して
できる。
基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することが
意されなかった場合には、当該申立てを行った締約国は、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に
立てを行った締約国と協議を開始する。当該期間の満了の日の後二十日以内に満足すべき解決について合
場合には、代償その他の代替措置を通じて相互に満足すべき解決に達するため、当該期間の満了までに申
3 申立てを受けた締約国は、2の規定により決定された期間内に裁定を実施することができないと認める
かった場合には、当該申立てを行った締約国は、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。
とができる。そのような要請が受領された日から二十日以内に相互に満足すべき期間について合意されな
る場合には、相互に満足すべき期間に合意するため、当該申立てを受けた締約国に対し協議を要請するこ
てを行った締約国に通報する。当該申立てを行った締約国は、通報された期間が受け入れられないと認め
2 申立てを受けた締約国は、裁定が下された日の後二十日以内に、当該裁定を実施するための期間を申立

一大三

5	申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないことが、4の規定に
Ŀ	より問題を付託された仲裁裁判所により確認された場合には、申立てを行った締約国は、そのような確認
. 2 8	が行われた日の後三十日以内に、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務
<b></b>	の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。
6	3及び5に規定する譲許その他の義務の適用の停止は、それらの規定による通報の日の後三十日が経過
7	した後に行うことができる。ただし、当該譲許その他の義務の適用の停止は、次のことを条件とする。
	<ul><li>(a) 当該譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間</li></ul>
	においては、行わないこと。
(1)	(b) 一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ、又は裁定が実施されたと
	きに解除されること。
	(c) 裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。
	(d) 当該無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もっとも、当該分野における譲
	許その他の義務の適用を停止することができず、又は効果的でない場合は、この限りでない。

÷

7 申立てを受けた締約国は、
止について3、5又は6に規定する条件が満たされていな
国に対し協議を要請することができる。
日以内に協議を開始する。
できない場合には、当該申立てを受けた締約国は、
8 この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、
扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。
設置される仲裁裁判所の仲裁人は、
間について合意しない限り、
仲裁裁判所の裁定は、
第百五十三条
両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、
に負担する。

第十四章 最終規定
第百五十四条 目次及び見出し
この協定の目次並びにこの協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであっ
て、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。
第百五十五条 一般的な見直し
両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の実施及び運用についての一般的な見直しをこ
の協定が効力を生ずる暦年の後五年目の年に行うものとし、その後においては五年ごとに行う。
第百五十六条 附属書及び注釈
この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。
第百五十七条 改正
1 この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。
2 その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国
が合意した日に効力を生ずる。

一六六

に関	2	を終	1 い		て終了	上 の 公	この		4 改 正	国政	3 2
する協議な	に規定する	「させる」	ずれの一十	第百五十九条	て終了しない限り、	文を両締幼	協定は、	第百五十八条	は、	肘が交換す	の規定にか
を書面にト	る通告を受	を終了させることができる。	いずれの一方の締約国も、			約国政府が	この協定の		の効力が生	りることに	2の規定にかかわらず、
する協議を書面によって要請することができる。	に規定する通告を受けた締約国は、	こる。		終了	効力を有する。	上の公文を両締約国政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。	この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交	効力発生	その効力が生ずるまでの間、	国政府が交換することにより当該改正を行うことができる。	、改正が出
すること			前に他方の			日の後三-	に必要なる			改正を行う	附属書二日
ができる。	該通告を至		の締約国に			十日目の日	それぞれの		の協定に定	っことがで	×は附属書
	当該通告を受けた日の後四十五日以内に、		年前に他方の締約国に対して書面によ			ロに効力を	の国内法上		この協定に定める両締約国の	てきる。	改正が附属書二又は附属書三のみに関係す
	後四十五		自面による			と生ずる。	一の手続が				
	一日以内に		る通告を行うことにより、			この協定は、	完了した		権利及び義務に影響を及ぼさない。		る場合には、
			うことに				旨を相互		務に影響		
	終了により生ずる問題					次条の規定に基づい	に通告す		を及ぼさ		外交上の公文を両締約
	る問題		この協定			基づい	る外交		ない。		両締約

誠実に協議を開始する。
以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。
二千五年十二月十三日にクアラルンプールで、英語により本書二通を作成した。
小泉純一郎日本国政府のために
アブドゥラ

.

六八

۰

(d) 表の4欄に「B4*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日	
ら行われる基準税率から無税までの五回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。	
(c) 表の4欄に「B4」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日か	
ら行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。	
(b) 表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日か	
廃する。	
(a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤	
S₀°	
目について、それぞれの表の4欄に掲げる次の区分及びそれぞれの表の5欄の注釈に定める条件を適用す	
- 第十九条の規定の適用に当たっては、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の2欄に掲げる品	1
第一部 一般的注釈	
附属書一(第二章関係) 第十九条に関する表	

から行われる基準税率から無税までの毎年均等な引下げにより、次のとおり撤廃する。
(讠 一年目及びその後の引下げは、5(a)及び(b)の規定に従って行う。
⑴ 最終の引下げは、二千十年一月一日に行う。
(e) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日か
ら行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
(f) 表の4欄に「B6」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日か
ら行われる基準税率から無税までの七回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
(g) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日か
ら行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
h 表の4欄に「B9」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日か
ら行われる基準税率から無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
(i) 表の4欄に「B9*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日
から行われる基準税率から無税までの毎年均等な引下げにより、次のとおり撤廃する。

-七〇

<ul><li>(n) 日本国の表</li></ul>	し行	。 (m) 表の4欄に	に従う。	(1) 表の4欄に	ら行われる基	<ul><li>(k) 表の4欄に</li></ul>	ら行われる基	<ul><li>(j) 表の4欄に</li></ul>	(ii) 最終の引	<ul><li>(i)</li><li>一年目及</li></ul>		
の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品		「Q」を掲げた品目に分類される原産品		「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税について	れる基準税率から無税までの十六回の毎年	欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品	れる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより	「B10」を掲げた品目に分類される原産品	の引下げは、二千十五年一月一日に行う。	及びその後の引下げは、5 (a)及び(b)の		
	(される原産品の関税については、	産品の関税については、表の5欄		は、	毎年均等な引下げにより、撤廃する。	の関税については、こ	均等な引下げにより、撤廃する。	の関税については、	0	5 (a及び(b)の規定に従って行う。		
	、同表の5欄の注釈に	欄の注釈に定める条件		表の5欄の注釈に定める条件	0	の協定の効力発生の日か	0	この協定の効力発生の日か				

一 七 一 ٢

(a) 5	うに	4	3	額	に	$\bigcirc$	の	セ	2	, _
(a) 一年目の引下げは、 関税の毎年均等な引下	う。 に定める税率であって、関税の引下げ	この附属書の規定の適用上、	この附属書における記載は、	額を用いて算定されるものについては、適用しない。	について課される関税であって、第二	・〇一とする。)。ただし、	場合には、	セント未満の端数は、これを四捨五入し(〇・〇五パーセントは、	- この附属書の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについて	規定する交渉に関する約束の対象から除外され
この協定の効力発生の日に行う。げの実施に当たっては、次の規定を適用する。	関税の引下げ又は撤廃に向けた毎年均等な引下げの開始点におけるもののみをい	「基準税率」とは、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の3欄	二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。	、適用しない。	第二部第二節の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差	この2の規定は、統一システムの第〇七〇三・一〇号に分類される原産品	各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する(〇・〇〇五は、	し(〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。)、従量税	関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パー	ら除外される。

一七二

۲

(b)	<b>〕その後の毎年の引下げは、この部及び第二部については毎年四月一日に行い、この部及び第三部につ</b>
	いては毎年一月一日に行う。
6	この部及び第二部の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその
後	《の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月
の	〕期間をいう。
7	この部及び第三部の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその
後	Qの最初の十二月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の一月一日に開始する十二箇
月	るの期間をいう。
8	関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、第二部第一節及び第三部第一節に
<del>1</del> 11	規定する一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この8の規定の適用上、
<del>64.</del>	第二部第一節及び第三部第一節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未
満	『の端数は、これを四捨五入する(○・五は、一・○とする。)。
	第二部

一七三

•

第一節 日本国の表についての注釈	、 の 注釈
次の1から10までの規定に定める条件は、	-は、マレーシアから輸入されるマレーシアの原産品であって、次節
の日本国の表の5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるもの	ばた品目に分類されるものについて適用する。
1 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、	コを除くほか、第百五十五条に規定する一般的な見直しに際し、第十
九条3の規定に従って、市場ア	市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。
2(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。	、行う。
(i) 一年目及びその後の毎年	の毎年の合計割当数量は、それぞれ千メートル・トンとする。
<ol> <li>   枠内税率は、無税とする。  </li> </ol>	
ⅲ ⑴及び⑾の規定の適用上、	関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に
基づき輸入締約国が発給する	関税割当ての証明書により行う。
⒄ 両締約国は、四年目の終了後、	第十九条3の規定に従って、その後の合計割当数量について交渉す
る。交渉の結果、両締約国間	で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、⑴に規定する
合計割当数量を適用する。	

一七四

	(b)	関	<b>  税割当ての下で輸入される原産品以外の原産品に適用する関税率は、この協定の効力発生の日か</b>
	È	<i>б</i> ,	次のとおりとする。
	$(\mathbf{i})$	(i) 毎	毎年四月一日から同年九月三十日までに輸入される原産品については、十・〇パーセント
	(;;)	(ii) 毎	毎年十月一日から翌年三月三十一日までに輸入される原産品については、二十・〇パーセン
3	用用	関 税	関税率については、次の規定に従って引き下げる。
	$(\mathbf{i})$	(i)	この協定の効力発生の日から二十八・〇パーセント
	(;;)	(ii)	四年目の初日から二十六・〇パーセント
	(;;;)	(iii) 	六年目の初日から二十五・〇パーセント
	न्त	<b>両</b> 締	両締約国は、五年目において、第十九条3の規定に従って、六年目の終了後の関税率について交渉す
	る。	0	
4	क	両締約	<b>締約国は、五年目において、第十九条3の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項に</b>
	つ	いてた	いて交渉する。
5	न्द	両締約	両締約国は、四年目において、第十九条3の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項に

一七六

ŗ

۲

	(iv)	(iii)	(ii)	(i)	関税	(iv)	(iii)	(ii)	(i)	関 税	(iv)	(iii)
第二節 日本国の表	十六年目の初日から無税	十一年目の初日から五・〇パーセント	六年目の初日から十・〇パーセント	この協定の効力発生の日から十二・五パーセント	仇については、次の規定に従って撤廃する。	十六年目の初日から無税	十一年目の初日から四・〇パーセント	六年目の初日から八・〇パーセント	この協定の効力発生の日から十二・〇パーセント	杭については、次の規定に従って撤廃する。	八年目の初日から無税	五年目の初日から三・〇パーセント

一 七 七

○     ○     ○     第       ○     ○     第       ○     ○     ○       ・     ·     ·       九     ○     ○	関税率表番号	1
動物(生きているものに限る。) 「「「「「「」」」」」」」」」 「「」」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」 「」	品名	2
	基準税率	3
A A X A A	区 分	4
	注釈	5

その他の動物(生きているものに限る。)	その他の動物(生	<ul><li>〇一・〇六</li></ul>
に限る。)	で、生きているものに限る。)	
(ガルルス・ドメスティクス)、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥	家きん(鶏(ガー	<ul><li>○一・○五</li></ul>
いるものに限る。)	羊及びやぎ(生きているものに限	
頭の重量が五〇キログラム以上のもの	一頭の重量が	〇一〇三・九二
頭の重量が五〇キログラム未満のもの	一頭の重量が	〇一〇三・九一
	その他のもの	
もの	純粋種の繁殖用のも	0   0   1 0   0
に限る。)	豚(生きているものに限る。	01.011
	その他のもの	
	水牛	
	その他のもの	〇一〇二・九〇
もの	純粋種の繁殖用のもの	0   0   1 0   0
に限る。)	牛(生きているものに限る。	0 - • 011
ら馬及びヒニー	ろ馬、ら町	
もの	その他のも	
いものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。	いもの	
(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠	軽種馬	
Ċ,	その他のもの	

					冷凍			〇二〇三・一九 その							生鮮	<ul><li>○二・○三</li><li>■豚の肉</li></ul>		<ul><li>○二・○一</li><li>牛の肉</li></ul>	第二類 肉及び
(作作きのもの	のもも肉	その他のもの	いのししのもの	枝肉及び半丸枝肉	冷凍したもの	その他のもの	いのししのもの	の他のもの	その他のもの	いのししのもの	<b>骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)</b>	その他のもの	いのししのもの	枝肉及び半丸枝肉	生鮮のもの及び冷蔵したもの	(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	(冷凍したものに限る。)	(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	肉及び食用のくず肉
A		X	A			X	A		X	A		X	A				X	X	

		〇二〇六・四一				010六·三0 10	〇二〇六・二九	010六・111	010六・11	4-	010六・10 4	び	<ul><li>〇二・〇六</li><li>食品</li></ul>	0二0五・00 馬、	<ul><li>〇二・〇四</li><li>羊豆</li></ul>			〇二〇三・二九	
他のもの	いのししのもの	肝臓	豚のもの(冷凍したものに限る。)	その他のもの	いのししのもの	豚のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	その他のもの	肝臓	舌	牛のもの(冷凍したものに限る。)	牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	羊又はやぎの肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	その他のもの	いのししのもの	その他のもの	その他のもの
X	A			X	A		X	X	X		X			A	A	X	A		X

八

び冷蔵したものに限る。)
(る°)
のもの及び冷蔵したものに限る。)
したものに限る。)
(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷

01110.110	〇二一〇· 一九	01110.11	0110.			0 			0二0九・00	〇 二・ 〇 八	010七・三六			〇二〇七・三五	010七・三四	0104·11			01102.111
牛の肉	その他のもの	ばら肉及びこれを分割したもの	<b>骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)</b>	豚の肉	に肉又はくず肉の食用の粉及びミール	肉及び食用のくず肉(塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)並び	a° )	鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪(溶出その他の方法で抽出してないもので、生	その他の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	その他のもの(冷凍したものに限る。)	その他のもの	あひるのもの	その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	分割してないもの(冷凍したものに限る。)	その他のもの	あひるのもの	分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)
													九・六%					九・六%	
X	X	X	X				A			A	A	A	70 В 7		A	A	A	ло В 7	

八三

〇三〇一・九二 うなぎ(アン	その	養魚用	ルヒュンクス	ルキ、ユ	〇三〇一・九一 ます (サ	その他の魚	その他	こいを	○三○一・一○ 観賞用の魚	<ul><li>〇三・〇一</li><li>魚(生きて)</li></ul>	第三類(魚並びに甲殻類、	○二一○・九九 その他のもの	〇二二〇·九三 爬虫類	(海牛目)	○二 ○ ○ 二 ○ ・ 九 二 鯨、 イル	○二○・九一 霊長類(
養魚用の稚魚ぎ(アングイルラ属のもの)	い他のもの	《用の稚魚	- クス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコ	·ルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラ	((生きているものに限る。)	しのもの	こい及び金魚		いるものに限る。)	版類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	もの	(へび及びかめを含む。)のもの		ルカ及びネズミイルカ(くじら目)のもの並びにマナティー及びジュゴン	のもの
	三 ・ 五 %							三 • 五 %						四 - %		
A	В 5	A					A	В 5				Х	A	В 5		А

一 八 四 ÷

	— 八 五			
		太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オ	011 01  •   1	0110
	X	ルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)		
		ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコ		
		ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラ	0=01 • 1	0110
		さけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)		
		の 魚 肉 を 除 く 。 )		
		魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他	01	01:1 • 01
1	R	その他のもの		
	X	ラビス属のもの)		
		もの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロ		
		の)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属の		410.910 · · · · ·
		ウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のも		
		にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシ		
		その他のもの		
	A	養魚用の稚魚		
<u> </u>		その他のもの	〇三〇一・九九	0110
5	三 · 五 8 B	その他のもの		
	A	養魚用の稚魚		
		こい	〇三〇一・九三	01=10
	X	その他のもの		

〇三〇二・三九	〇三〇二・三六	0三0二・三五		011011 • 11111	011011 • 1111				〇三〇二・二九	011011 • 1111	01101   • 1   1		011011 • 111			0三0二・一九			
その他のもの	みなみまぐろ(トゥヌス・マッコイイ)	くろまぐろ(トゥヌス・ティヌス)	めばちまぐろ(トゥヌス・オベスス)	かつお	きはだまぐろ(トゥヌス・アルバカレス)	びんながまぐろ(トゥヌス・アラルンガ)	(肝臓、卵及びしらこを除く。)	まぐろ(トゥヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)	その他のもの	ソール(ソレア属のもの)	プレイス(プレウロネクテス・プラテスサ)	スス及びヒポグロスス・ステノレピス)	ハリバット(レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロ	タルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。)	ひらめ・かれい類(かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフ	その他のもの	ルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	ン	ンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュ
									三 • 五 %	三 ・ 五 %	三 • 五 %	三 • 五 %							
X	X	X	X	X	X	X			В 5	В 5	B 5	В 5				X	Х		

一八七		
X	又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)	
	いわし(エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属	
	ス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、	
	にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウ	
	その他のもの	〇三〇二・六九
三 ・ 五 % B 5	うなぎ(アングイルラ属のもの)	〇三〇二・六六
A	さめ	〇三〇二・六五
X	ル・ヤポニクス)	
	さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベ	〇三〇二・六四
三 ・ 五 % B 5	コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)	〇三〇二・六三
三 ・ 五 % B 5	ハドック(メラノグランムス・アイグレフィヌス)	O三O二・六二
三 ・ 五 % B 5	その他のもの	
X	サルディノプス属のもの	
	ノプス属又はサルディネルラ属のもの)	
	いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディ	0三0二・六一
	その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)	
X	臓、卵及びしらこを除く。)	
	コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝	O三O二・五O
X		
	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除	

ます(サルモ・トルタ、オンその他のさけ科のもの(肝臓、その他の	その也の	肝臓、卵及びしらこを除く。)	い たい、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	太平洋さけ(オンコルヒー	魚(冷凍したものに限るもの	その他のもの	たら(ガドゥス属、ニ	にしん(クルペア属のもの)の卵	○三○二・七○ 肝臓、卵及びしらこ	その他のもの	ふぐ	かじき	その他のもの	たい	バラクータ(か	その他のもの
オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルミュンクス・クラニニ臓、卵及びしらこを除く。)	(オンコルヒュンクス・ネルカ)	肝臓、卵及びしらこを除く。)	ン	(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オン	(冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)		テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵	いもの)の卵							(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及び	
								五 ・ 六 %			三 • 五 %					
X	X					R 1	X	В 5		R 1	B 5	X		A		

X	その他のもの	〇三〇三・四九
X	みなみまぐろ(トゥヌス・マッコイイ)	〇三〇三・四六
X	くろまぐろ(トゥヌス・ティヌス)	〇三〇三・四五
X	めばちまぐろ(トゥヌス・オベスス)	
X	かつお	
X	きはだまぐろ(トゥヌス・アルバカレス)	
X	びんながまぐろ(トゥヌス・アラルンガ)	
	(肝臓、卵及びしらこを除く。)	
	まぐろ(トゥヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)	
三·五% B5	その他のもの	〇三〇三・三九
三 · 五 % B5	ソール(ソレア属のもの)	011011 • 11111
三 · 五 % B5	プレイス(プレウロネクテス・プラテスサ)	
三 · 五 % B 5	スス及びヒポグロスス・ステノレピス)	
	ハリバット(レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロ	
	タルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。)	
	ひらめ・かれい類(かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフ	
X	その他のもの	〇三〇三・二九
X	大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	0110111 • 111
X	ルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)	
	ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコ	

В 5	三 • 五 %	ウロフュキス属のもの	
X		メルルシウス属のもの	
		ヘイク(メルルシウス属又はウロフュキス属のもの)	〇三〇三・七八
В 5	三 ・ 五 %	トゥス)	
		シーバス(ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタ	〇三〇三・七七
B 5	三 • 五 %	うなぎ(アングイルラ属のもの)	〇三〇三・七六
A		さめ	〇三〇三・七五
X		ル・ヤポニクス)	
		さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベ	〇三〇三・七四
B 5	三 • 五 %	コールフィッシュ(ポルラキウス・ヴィレンス)	0三0三・七三
B 5	三 • 五 %	ハドック(メラノグランムス・アイグレフィヌス)	0三0三・七二
B 5	三 • 五 %	その他のもの	
X		サルディノプス属のもの	
		ノプス属又はサルディネルラ属のもの)	
		いわし(スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディ	0三0三・七一
		その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)	
X		臓、卵及びしらこを除く。)	
		コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝	〇三〇三・六〇
X			
		にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ。肝臓、卵及びしらこを除	〇三〇三・五〇

〇三〇四・一〇 一〇 か	〇三・〇四 魚	 〇三〇三・八〇						〇三〇三・七九
フィレ生鮮のもの及び冷蔵したものかく切り刻んであるかないかを問わない。)	のフィレその他のもの	肝臓、卵及びしらこその他のもの	さわらかじき及びめろ(ディソスティクス属のもの)	その他のものい及びししゃも	バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ、たその他のもの	属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)ウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス	り(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメにしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属又はテラグラ属のもの)、ぶ	その他のもの

÷

 -11			四 %	五 %					
<u> </u>	 R	X	В 5	B 5		Х	А	X	
	1				1				

	くろまぐろ(トゥヌス・ティヌス)及びみなみまぐろ(トゥヌス・マッコ
F	その他のもの
A	い及びさめ 「シラクータ(カます科又はくろたちがます科のもの)、キングクリップ、た
X	もの)
	あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属の
	いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、
	ス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、
	にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウ
	その他のもの
R	その他のもの
X	<u>٢</u>
	くろまぐろ(トゥヌス・ティヌス)及びみなみまぐろ(トゥヌス・マッコイ
	その他のもの
X	もの)
	あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属の
	いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、
	ス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、
	にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウ

九 二

									〇三〇四・九〇								0110E · 110		
いとより(すり身のものに限る。)、くろまぐろ(トゥヌス・ティヌス)及	その他のもの	い、さめ及びししゃも	バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ、た	その他のもの	(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)	し(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ	属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわ	にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス	その他のもの	その他のもの	まぐろ(トゥヌス属のもの)、かじき及びめろ(ディソスティクス属のもの)	その他のもの	(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)	し(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ	属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわ	にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス	冷凍したフィレ	その他のもの	イイ)
										三 • 五 %									
		A			X					В 5	X		X					R 1	X

	○三○五・三○						0三0年・二0	0三0年・一0	(r)	Z	○三・○五魚				
いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、 ス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、 にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウ その他のもの	れた.。 魚のフィレ(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したもの	その他のもの	こんぶかずのこ	たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵	さけ科のものの卵	にしん(クルペア属のもの)の卵(こんぶかずのこを除く。)	魚の肝臓、卵及びしらこ(乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。)	魚の粉、ミール及びペレット (食用に適するものに限る。)	ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに魚の粉、	魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。)、くん製した魚(くん製する前に	その他のもの	さわら	びみなみまぐろ(トゥヌス・マッコイイ)	
					三 • 五 %	八 • 四 %						三 • 五 %			— 九
Х		A	В 7	Х	В 5	В 7		Х				В 5	R	X	几

X	ラビス属のもの)	
	もの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロ	
	の)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属の	
	ウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のも	
	にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシ	
	その他のもの	
X	さけ科のもの	
	その他のもの	〇三〇五・五九
X	コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)	〇三〇五・五一
	乾燥した魚(塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。)	
	その他のもの	〇三〇五・四九
— — % B 7	にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ)	〇三〇五・四二
X	ルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)	
	ンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュ	
	ンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュ	
	太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オ	〇三〇五・四一
	くん製した魚(フィレを含む。)	
一 〇 ・ 五 % B 7	その他のもの	
X	もの)	
	あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属の	

	-
その他のもの	
の)及びけがに(エリマクルス属のもの)	
たらばがに(パラリソドス属のもの)、ずわいがに(キオノエセテス属の	
かに	〇三〇六・一四
ニ シュリンプ及びプローン	
一 ロブスター (ホマルス属のもの)	<u> 0三〇大・一二</u>
もの)	
いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属	
冷凍したもの	
るものに限る。)	
のであるかないかを問わない。)並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適す	
よる調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたも	
けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮	
甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬	〇三・〇六
儿 その他のもの	〇三〇五・六九
ニ かたくちいわし (エングラウリス属のもの)	〇三〇五・六三
コッド(ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)	〇三〇五・六二
にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ)	〇三〇五・六一
塩蔵した魚(乾燥し又はくん製したものを除く。)及び塩水漬けした魚	
その他のもの	

÷

匹 %		— 九
BR 5	ΑΑΑ	X X X X R 六
1		1

えびまでいるもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの含む。)	〇三〇六・二九  その他のもの(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)を	<ul><li>〇三〇六・二四</li><li>かに</li></ul>	その他のもの	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	〇三〇六・二三 シュリンプ及びプローン	その他のもの	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	〇三〇六・二二 ロブスター (ホマルス属のもの)	その他のもの	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	もの)	〇三〇六・二一  いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属の	冷凍してないもの	冷凍してないものその他のもの	冷凍してないものその他のものえび	冷凍してないもの その他のもの 名む。)	
 A	<u>د</u>	R	四 % B	A		四 % B	A		四 % B	A				七 % B		七 % B A 7	

その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水 すたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、水糖、 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水 すいるもの、生鮮のもの及び冷蔵してあるかないかを問わない。)、水糖、 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの とし、一〇・五% その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの たものに限る。) たものに限る。) たものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、水糖、 本糖、 本糖、 本糖、 本糖、 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本

•

. <u></u>		その他のもの	
	X	貝柱及びいか	
	A	く。 )	
		水棲無脊椎動物(生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除せた。また、またのの	
		生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	〇三〇七・九一
		に適するものに限る。)を含む。)	
	,	その他のもの(水棲無脊椎動物(甲殻類を除く。)の粉、ミール及びペレット(食用	
1	— % B 7	その他のもの	
1	七 % B 7	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	
		かたつむりその他の巻貝(海棲のものを除く。)	〇三〇七・六〇
	— % B 7	その他のもの	
1	五 % B 7	冷凍したもの	
		その他のもの	〇三〇七・五九
1	R	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	〇三〇七・五一
		たこ(オクトプス属のもの)	
	X	その他のもの	〇三〇七・四九
	X	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	〇三〇七・四一
		フェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの)	
		いか(セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリ	
	— % B 7	その他のもの	

										〇三〇七・九九										
あさり及びしじみ	あわび	その他のもの	はまぐり	その他のもの	その他のもの	うに	うに、くらげ及びなまこ	貝柱及びいか	冷凍したもの	その他のもの	その他のもの	軟体動物	その他のもの	あさり及びしじみ	その他のもの	くらげ	赤貝(生きているものに限る。)、うに及びあわび	その他のもの	はまぐり	
	七 %				七%						七 %					七 %				-1
R 1	B 7		R 1		B 7	R 1		X				X		R 1		B 7	R 1		R 1	ŏ

○四○二・二一 砂糖その他の甘味料を加えてないもの 粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪・○四○二・一○ 粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪・	○四・○二 ミルク及びクリーム(濃縮)四・○二 ミルク及びクリーム(濃縮第四類 る。)	その他のもの	はまぐり(その他のもの	はまぐり(塩その他のもの	その他のもの	うに	うに、くらげ及びなまこ	その他のもの	その他のもの
加えてないもの状のもの(脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。)状のもの(脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。)状のもの(脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。)	ーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限ーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品		はまぐり(乾燥したものこ狠る。)の他のもの	(塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。)の			びなまこ		0
		9	L 6	五 • 三 %	七%				
X X	X	X H	3 7	B 5	В 7	R 1	X		X

ŧ	)り量 にの
q	のもの、おうないで、「ない」では、「ない」では、「ない」では、「ない」では、「ない」では、「ない」では、「ない」では、「ない」では、「ない」では、「ない」では、「ない」では、「ない」では、「ない」では、 しょう しんしょう ひんしょう ひんしょう ひんしょう ひんしょう ひんしょう ひんしょう ひんしょう しんしょう ひんしょう ひんしょう ひんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう ひんしょう ひんしょう ひんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう しんしょう ひんしょう しんしょう しんしょ しんしょ
その他のもの加圧容器入りにしたホイップドクリーム脂肪分が全重量の七・五%を超えるもの	

X X R

1

X X R

1

٢

X R X

	=	1  0			
		きは、当該従			
		率より低いと			
		八円の従量税			
		ラムにつき四			
		率が一キログ			
	В 15	二〇% (その	え その他のもの	〇四〇八・一九	0
	В 15	一 八 ・ 八 %	乾燥したもの	)四0八・一一	0
			卵黄		
		<u> </u>	るかないかを問わない。)		
			 凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあ		
			一殻付きでない鳥卵及び卵黄(生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷	こと・0八	0
1	R		その他のもの		
	A		ふ化用のもの		
	_		යිං )		
			○   殻付きの鳥卵(生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限	)回0七・00	0
1	R		チーズ及びカード	)四・〇六	0
	Х		ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド	) 回・ O 五	0
	Χ		加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。)		
		<u> </u>	ないかを問わない。)及びミルクの天然の組成分から成る物品(砂糖その他の甘味料を		
			ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるか	) <u> </u>	0

			민니	
		量税率)		
	その他のもの			
〇四〇八・九一	乾燥したもの		B 15	
〇四〇八・九九	その他のもの	  %	B 15	
		(その率が一		
		キログラムに		
		つき五一円の		
		従量税率より		
		低いときは、		
		当該従量税	9-1-1-1	
		率)		
0四0九・00	天然はちみつ		R	1
00000	食用の動物性生産品(他の項に該当するものを除く。)		A	
第 五 類	動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)		A	
第 六 類	装飾用の葉 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び		A	
第七類	食用の野菜、根及び塊茎			

土.	二〇五		
В 5	<u>=</u> %	ねぎ(アリウム・フィスツロースム)	
		リーキその他のねぎ属のもの	0七0三・九0
В 5	= <u>%</u>	にんにく	0七0三・二0
A		シャロット	
A		課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの	
	該従価税率)		
	いときは、当		
	価税率より高		
	八・五%の従		
	額(その率が		
	七〇銭との差		
	価格と七三円		
	につき、課税		
B 15	ーキログラム	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの	
		たまねぎ	
		たまねぎ及びシャロット	010三・10
		したものに限る。)	
		たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜(生鮮のもの及び冷蔵	0七・0三
В 5		トマト(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	0101000
A 		ばれいしょ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	0 七・0 一

X	しいたけ	
	その他のもの	〇七〇九・五九
A	トリフ	〇七〇九・五二
A	きのこ(はらたけ属のもの)	〇七〇九・五一
	きのこ及びトリフ	
A	セルリー(セルリアクを除く。)	〇七〇九・四〇
% B 5	なす 三%	〇七〇九・三〇
A	アスパラガス	〇七〇九・二〇
A	アーティチョーク	0七0九・一0
	その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	〇七・〇九
A		
· · · ·	豆(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わな	〇七・〇八
A	きゅうり及びガーキン(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	0七0七・00
A	類する食用の根(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	
	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに	0七・0六
A	及び冷蔵したものに限る。)	
	レタス(ラクトゥカ・サティヴァ)及びチコリー(キコリウム属のもの)(生鮮のもの	<ul><li>〇七・〇五</li></ul>
A	用の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	
	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食	〇七・〇四
A	その他のもの	
10六		

	野菜を混合したもの	〇七一〇・九〇
六% B5	その他のもの	
 	ごぼう	
	その他の野菜	0七一0・八0
_○・六% B7	スイートコーン	の七一〇・四〇
六% B5	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	0七-0・三0
八 · 五 % B 7	その他のもの	
六% B5	えだ豆	
	その他のもの	〇七一〇・二九
八 ・ 五 % B 7	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	01-0.11
八 · 五 % B 7	えんどう(ピスム・サティヴム)	01-0.11
	豆(さやを除いてあるかないかを問わない。)	
八 ・ 五 % B 7	ばれいしょ	0410.10
	冷凍野菜(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。)	0七・10
A	その他のもの	
六% B5	スイートコーン	
	その他のもの	〇七〇九・九〇
A	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	〇七〇九・七〇
三 % B5	とうがらし属又はピメンタ属の果実	〇七〇九・六〇
A	その他のもの	

								0七一 ・ 九0	<ul><li>〇七一・</li><li>・</li><li>五九</li></ul>	0七一・五一		0七一・四0	0セー・三0	0110			0 七・ 一		
その他のもの	なす	その他のもの	ごぼう	その他のもの	らっきょう及びわらび	なす	なす(一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。)、らっきょう及びわらび	その他の野菜及び野菜を混合したもの	その他のもの	きのこ(はらたけ属のもの)	きのこ及びトリフ	きゅうり及びガーキン	ケーパー	オリーブ	ないものに限る。)	の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適し	一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他	その他のもの	スイートコーンを主成分とするもの
九 %	九 %				六 %	六 %				九 %		九 %	七 ・ 五 %					六 %	一 〇・六 % B7
B 7	B 15		В 10		В 5	B 15			A	B 7		B 7	B 7	A				В 5	B 7

<u>一</u> 〇八

					〇七一二・九〇			〇七一二・三九	0七 - ・	0七二二・三二	0七111・三1			0111.10	 <u> して </u>
く。) ばれいしょ(切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除その他のもの	その代のその	そう也つっつるようにしたもの	薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適す	スイートコーン	その他の野菜及び野菜を混合したもの	その他のもの	しいたけ	その他のもの	白きくらげ(白きくらげ属のもの)	きくらげ(きくらげ属のもの)	きのこ(はらたけ属のもの)	リフ	きのこ、きくらげ(きくらげ属のもの)、白きくらげ(白きくらげ属のもの)及びト	たまねぎ	乾燥野菜(全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製し
 0 %	につき九円	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -									九 %			九 %	
В 10	E E	3 A				A	X		A	A	B 7			В 15	 

	0七一三・三二	0七一三・三一		0七1三・110							0七 - 三・ - 0	7	0七・一三 む			
その他のものるようにしたもの、ないが、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適す薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適すいんげん豆(ファセオルス・ヴルガリス)	小豆(ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス)	緑豆(ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ)	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	ひよこ豆	その他のもの	より証明されたもの	播種用のもの(野菜栽培用のものに限る。)である旨が政令で定めるところに	その他のもの	ようにしたもの	薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適する	えんどう(ピスム・サティヴム)	るかないかを問わない。)	乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあ	その他のもの	たけのこ	その他のもの
														九 %	七 • 五 %	
Α	X	A		A	X	A			A					B	В	

\_\_\_\_ \_\_\_ O

\_\_\_\_

行きのもの       二二、二、%       8       8       8       8       8       7       10       7       7       1       <			
R (生鮮のものの で飼料の原料として使用するものに限る。 他のものの 「二 · 八 % ものの ものの ものの ものの ものの ものの したものに限るものとし、殻又は皮を除いてある 、 、 、 、 、 、 、 、 、 かんきつ類の 果皮並びにメロンの皮 、 、 かんきつ類の 果皮並びにメロンの皮 、 、 かんきつ類の 果皮並びにメロンの皮 、 、 、 かんきつ類の 果皮並びにメロンの皮 、 かとして使用するものに限る。 、 、 、 かんきつ類の 果皮並びにメロンの皮 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	A 	 殻付きのもの	O八O二・ 
ない。) ない。) ない。) ない。)		ン	
(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてある (生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)		かないかを問わない。)	
除いてあるかないかを問わない。) 除いてあるかないかを問わない。) に、 た、		生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は	O八・O二
ための下で飼料の原料として使用するものに限る。 監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 ニー・ハット及びカシューナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。 ーー・ハッツーンの皮 ーー・ハッツーン・ハッシーン・ハッシーン・ハッシーン・ハッシーン・ハッシーン・ハッシューン・ハッシーン・ハッシーン・ハッシーン・ハッシーン・ハッシーン・ハッシューン・ハッシーン・ハッシーン・ハッシーン・ハッシューン・ハッシーン・ハッシーン・ハッシーン・ハッシューン・ハッシーン・シーン・シーン・シーン・シーン・シーン・シーン・シーン・シーン・シーン・	A	 てあるかないかを問わな	
かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 		 及びカシューナット(生鮮のもの及び乾	O八・O一
(1) たもの 注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 その他のもの もののもの したもの したもの したもの したもの したもの 一二・八% 一二・八% 一二、八% 一二、八% 一二、八% 一二、八% 一二、八%		 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	第八類
<ul> <li>の他のもの</li> <li>二二%</li> <li>二二%<td>B 7</td><td> しも</td><td></td></li></ul>	B 7	 しも	
<ul> <li>一〇%</li> <li>二〇%</li> <li>二〇%</li></ul>	B 10	その他のもの	
したもの 主 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 やのもの したもの したもの 一二・八% 一二・八%	B 7	さといも	
もの したもの たの他のもの 「二・八% もの したもの したもの 「二・八% したもの 「二・八%		 たも	
他のもの 二二・八% したもの したもの したもの したもの したもの したもの の他のもの アで飼料の原料として使用するものに限る。 九% つしたもの		 その他のもの	〇七一四・九〇
<ul> <li>したもの</li> <li>二二%</li> <li>その他のもの</li> <li>たの間料用のもの</li> <li>たの間料の原料として使用するものに限る。</li> <li>九%</li> <li>九%</li> </ul>	B 15	 も	
その他のもの 注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 の他のもの	B 15	 冷凍したもの	
の他のもの 注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 料用のもの 他のもの		かんしょ	0七一四・二0
注(税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。料用のもの他のもの	В 7	 その他のもの	
料用のもの		 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限	
他のも	A	 料用の	
		 他のも	

÷

C八O四・三O	〇八〇四・二〇	○八○四·一〇		〇八・〇四			0人O三・00			〇八〇二・九〇	<u> 0八0二・五0</u>	0八0二・回0	O 八 〇 二 ・ 三 二	<u> 0八0二・三</u>		0人0二・二二	0人0二・二		<u> 0八0二・</u> 一	
○ パイナップル			スチン(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴ	乾燥したもの	生鮮のもの	○  バナナ(プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	その他のもの	びんろう子、マカダミアナット及びペカン	) その他のもの	) ピスタチオナット	) くり(カスタネア属のもの)	一一一設を除いたもの	殻付きのもの	くるみ	一一殻を除いたもの	殻付きのもの	ヘーゼルナット (コリュルス属のもの)	一 一 殻を除いたもの	
	= %							%				九 ・ 六 %	%							
X	В 5	A			A	Q 2		ло В 10	A		A	ло В 15	ло В 7	70 B 7		A	A		A	匹

	乾燥	<u> 0八0六・二0</u>
	毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの毎年三月一日から同年一〇月三一日までに輸入されるもの	
	生鮮のもの	O 八 〇 六 ・ 一 〇
	ぶどう(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	〇八・〇六
	その他のもの	
	<	
フォリアを除	ライム(キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリ	
	その他のもの	〇八〇五・九〇
	ンティフォリア及びキトルス・ラティフォリア)	
アウラ	レモン(キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム)及びライム(キトルス・アウラ	〇八〇五・五〇
	グレープフルーツ	〇八〇五・四〇
	グその他これらに類するかんきつ類の交雑種	
ウィルキン	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、	0八0五・二0
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの	
	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの	
	オレンジ	〇八〇五・一〇
	かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	〇八・〇五
	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン	〇八〇四・五〇
	アボカドー	<u> 0八0四・四0</u>

二 二 五

[ 		-
六・ 四% B	キウイフルーツ	<ul><li>〇八一〇</li><li>五〇</li></ul>
A	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実	<ul><li>○八一○・四○</li></ul>
A	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	0 八 一 〇 ・ 三 〇
A	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー	○八 一 ○ ・ 二 ○
六% B5	ストロベリー	〇八 一 〇 ・ 一 〇
	その他の果実(生鮮のものに限る。)	0 八・一 〇
六 % B 5	プラム及びスロー	〇八〇九・四〇
六 % B 5	桃(ネクタリンを含む。)	〇八〇九・三〇
八 ・ 五 % B 7	さくらんぼ	〇八〇九・二〇
六 % B 5	あんず	〇 八 〇 九 ・ 一 〇
	る°)	
	あんず、さくらんぼ、桃(ネクタリンを含む。)、プラム及びスロー(生鮮のものに限	O 八 ・ O 九
四 · 八 % B 5	なし及びマルメロ	0 八 0 八 ・ 二 0
一 七 % B 10	りんご	○ 八 ○ 八 ・ 一 〇
	りんご、なし及びマルメロ(生鮮のものに限る。)	O 八・O 八
A	パパイヤ	〇八〇七・二〇
六 % B5	その他のもの	〇八〇七・一九
A	すいか	0八0七・一一
	メロン(すいかを含む。)	
	パパイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮のものに限る。)	〇八・〇七

二 二 六

			C ハ ー 九 C	-	〇八 一 - 二 〇	-		〇 八 ・ 一 一		〇八 一 〇 ・ 九 〇	<ul><li>〇八一〇·六〇</li></ul>
ダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリパパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペその他のもの桃及びなし	サワーチェリー	ベノー	砂糖を加えたものその他のもの	ト、レッドカーラント及びグーズベリー	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワその他のもの	砂糖を加えたもの	ストロベリー限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)	冷凍果実及び冷凍ナット(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに		ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんしその他のもの	ドリアン
七 %	六 ・ 九 %				%	九 ・ 、 %			六 %		
B 7	B A 10	A X		А	B 10	B 7				A	A

	<ul><li>○八一二・一○</li></ul>			
毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるものオレンジバナナ	その他のものその他のものに限る。)	酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫その他のもの桃及びなし	ハーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカサントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、	パイナップルその他のもの アイナップル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッモア、サントル、シュガーアップル、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ
一 六 %	一 七 %	二 二 七 % %		二 二 六 % %
B R 15	В 15	B B A 10 7		X B B 10 10

九 -				-
		その他の果実	〇八一三・四〇	
B 7	九 %	りんご	0八一三・三0	
A		プルーン	0人一三・二0	
В 7	九 %	あんず	0八一三・一0	
. <u></u>		ト又は乾燥果実を混合したもの		
		乾燥果実(第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。) 及びこの類のナッ	O八 - 三	
В 10		その他のもの		
В 15	一七%	ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種		
		マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、		
В 10	六 %	ションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ		
		モア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッ		
		ダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリ		
		パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペ		
		その他のもの		
B 15	九・六%	< ŋ		
A		を除く。)		
		レモン及びライム(保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの		~ ~~~~~
		その他のもの		
В 7	 %	・ グレープフルーツ		
В 15	$\frac{=}{8}$	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの		

処冷       ・ろうそん         理       ○         とし、       ・四         し、       ・四         し、       ・四         し、       ・回         し、       ・回         し、       ・回         ・回       ・日         ・回       ・日         ・回       ・日         ・回       ・日         ・       ・	に限る。) に限る。)	
六 % B A		
	その也のものをのというでは、その世のものでは、「「「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、	
九 %	この	0 人 三 ・ 五 0
サップ、レイシ A	及びサントル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、ル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーベリー、パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、	

.

$0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ カフェインを除いたもの $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ カフェインを除いたもの $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ カフェインを除いたもの $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ カフェインを除いたもの $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ カフェインを除いたもの $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ カフェインを除いたもの $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ カフェインを除いたもの $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ カフェインを除いたもの $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ カフェインを除いたもの $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ カフェインを除いたもの $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ カフェインを除いたもの $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ カフェインを除いたもの $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ カフェインを除いたもの $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ カフェインを除いたもの $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ カフェインを除いたもの $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ カフェインを除いたもの $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ オーレーレーン $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ オーレー $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ オーレー $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ オーレー $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ オーレー $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ オーレー $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ オーレー $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ オーレー $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ オーレー $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$ オーレー $0 h 0 1 \cdot 1 - 1$						
1 - 1 - 1       カフェインを除いてないもの $1 - 1 - 1$ カフェインを除いてないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに $1 - 1 - 1$ 根茶(発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに $1 - 1 - 1$ 根茶         その他のもの       イモ%         その他のもの       イモ%         その他のもの       イモ%         その他のもの       イモ%         その他のもの       イモ%         その他のもの       イモ%         日       イモ%         日       イモ%         日       日         日       イモ%         日       日         日       日         日		A		紅茶		
1 - 1 - 1       カフェインを除いてないもの       1 $1 - 1 - 1$ カフェインを除いたものに限る。)       1 $1 - 1 - 1$ カフェインを除いたものに限る。)       1 $1 - 1 - 1$ 大学 (飲用に適するものを除く。)       1       1 $1 - 1 - 1$ カフェインを除いたものに限る。)       1       1 $1 - 1 - 1$ 秋 (発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに       1       1 $1 - 1 - 1$ その他のもの       1				のも		
$-\cdot -1 - 1$ カフェインを除いてないもの		А				
$-\cdot -1 - 1$ カフェインを除いてないもの				に発酵	し九〇二・四〇	$\bigcirc$
$-\cdot$ カフェインを除いてないもの      ・ $ $		В	一七%	その他のもの		
$-\cdot -1 - 1$ カフェインを除いたもの		В		紅茶		
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$				限る。)		
$-\cdot$ カフェインを除いたもの       -・       -・       -・       コーヒー(いったものに限る。) $-\cdot$ カフェインを除いてないもの       カフェインを除いてないもの       -・					し九〇二・三〇	$\bigcirc$
$-\cdot$ カフェインを除いてないものー・ニー $$		В 15		その他のもの		
$-\cdot$ カフェインを除いたものA $-\cdot$ オフェインを除いたものに限る。)コーヒー (いったものに限る。) $-\cdot$ オフェインを除いたものR $-\cdot$ 緑茶 (発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものにRRARRARRARNARRARNARNAANAANAANAANAANAANAANAANAANAANAANAAA <td< td=""><th></th><td>А</td><td></td><td>くず(飲用に適するものを除く。)</td><td></td><td></td></td<>		А		くず(飲用に適するものを除く。)		
$-\cdot$ カフェインを除いたものイヤック $-\cdot$ カフェインを除いたものカフェインを除いたもの $-\cdot$ カフェインを除いたものに限る。)カフェインを除いたもの $-\cdot$ 茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)マー・カク限る。)限る。)R				その他の緑茶(発酵していないものに限る。)	し九〇二・二〇	$\bigcirc$
二・一一 カフェインを除いてないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに A ー・二二 カフェインを除いたもの 「・二二 カフェインを除いたものの 「・二二 カフェインを除いたものに限る。) 「・一二 カフェインを除いたものに限る。) 「・一二 カフェインを除いたものに限る。) A R R A A A A A A A A A A A A A A A A A				限る。 )		
Oニ $- \cdot$ カー・ニニ       カフェインを除いてないもの         カフェインを除いてないもの       カフェインを除いてないもの         本(香味を付けてあるかないかを問わない。)       A R R A A         A R R A A       A A					し九〇二・一〇	$\bigcirc$
一・一二       一・一二         カー・二二       カフェインを除いてないもの         カフェインを除いてないもの       )         その他のもの       )         A R R       A A				茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)	し九・〇二	0
- ·	<u></u>	A		その他のもの	)九〇一・九〇	0
-・二       カフェインを除いてないもの         コーヒー(いったものに限る。)       カフェインを除いたもの         R       A	1	R		インを除いたも	し九〇一・二二	0
ー・一二 カフェインを除いたもの ー・一二 カフェインを除いたもの	1	R		エインを除	し九〇一・二二	0
ー・一二 カフェインを除いたもの ー・一一 カフェインを除いてないもの				ーヒー(いったものに限		
・   カフェインを除いてないもの		A		インを除いたも	〕九〇一・一二	0
		А		カフェインを除いてないもの	0九0一・一一	0

,

三 · 六 九 2 % % B A A A A B A A A A A A A		
th     th       %     th       A A A A B     A A A A A A	カレー	〇九一〇・五〇
ثل % A A A B A A A A A A	月けい樹の葉及びタイム	<ul><li>〇九一〇・四〇</li></ul>
九 % AAB AAAAA	うこん	0九一0・三0
九 % A B A A A A A A	サフラン	O九一O・二O
九 % B A A A A A A	その他のもの	
AAAAA	Ø	
スは粉砕したものに限る。)及び クミン又はカラウエイの種及び A A A A A A	塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたも	
スは粉砕したものに限る。)及び       クミン又はカラウエイの種及び       A A A A A A	しょうが	○九 一 ○ ・ 一 〇
クミン又は かラウエイの 種及び A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、	〇 九 · 一 〇
クミン又はカラウエイの種及び	ジュニパーベリー	
限 る。 し 及 び ろ し ろ 。 し ろ 。 し ろ ろ 。 こ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、	<ul><li>〇九・</li><li>〇九</li><li>〇九</li></ul>
限 る。 び び A A A A A	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類	<ul><li>〇九・〇八</li></ul>
限 る。 ひ び A A A	丁子 (果実、花及び花梗に限る。)	0九0七・00
限 る。 ひ び ろ で ろ の で ろ の つ ろ の つ ろ の つ ろ の つ ろ の ろ の ろ の ろ の	けい皮及びシンナモンツリーの花	
限 る。 ひ 及び A	バニラ豆	00
限る。)及び	こしょう属のペッパー	
]	とうがらし属又はピメンタ属の果実(乾燥し、破砕	<ul><li>〇九・〇四</li></ul>
六% B 0	マテ	00
一七% B15	その他のもの	

ŧ

	その他のもの	コーンフレ	その					その	播 <sup>は</sup>	うも	オート	麦及	ライ麦	, 麦 及	榖 物	そ	この
		フレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	その他のもの	注税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	飼料用のもの	その他のもの	爆裂種のもの(通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。)	その他のもの	播種用のもの	とうもろこし		大麦及び裸麦		小麦及びメスリン		その他のもの	の類の注16の混合物
X	X	R			A		A		A		A	X	A	X		A	A
	X	x x	X X R 1														

第一一類 お粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン 第一一類 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	<ul> <li>□○・○八</li> <li>そば</li> <li>□○○八・二○</li> <li>そび他のもの</li> <li>キンット</li> <li>□○○八・三○</li> <li>カナリーシード</li> <li>○○八・三○</li> <li>キンット</li> <li>その他のもの</li> <li>その他のもの</li> <li>その他のもの</li> <li>その他のもの</li> <li>その他のもの</li> <li>その他のもの</li> <li>テイ小麦</li> <li>テイ小麦</li> <li>その他のもの</li> <li>その他のもの</li> </ul>
レ ・ 五 % X X B X 10	により 専ら 「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」

					1   011 • 10				<ul><li>一</li><li>〇三・一</li><li>九</li></ul>							
ロールにかけ又はフレーク状にした穀物(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。)精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。)及び穀物の胚芽その他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう	その他のもの	とうもろこしのもの	オートのもの	小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの	ペレット	その他のもの	オートのもの	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの	その他の穀物のもの	とうもろこしのもの	小麦のもの	ひき割り穀物及び穀物のミール	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	その他のもの	大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉	その他のもの
	八 ・ 五 %		六 %			八 ・ 五 %	六 %							 %		
	B 10	В 10	В 10	Х		B 10	В 10	Х		R	Х			B 10	Х	

		) サゴやし又は根若しくは塊茎(第〇七・一四項のものに限る。)のもの	1 1 0 K · 1 0	
X		)  乾燥した豆(第〇七・一三項のものに限る。)のもの	<u>                                      </u>	
		七・一四項のものに限る。)の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール		
		乾燥した豆(第〇七・一三項のものに限る。)、サゴやし又は根若しくは塊茎(第〇	一 一 ・ 〇 六	
В 15		ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	一 ・ 〇 五	
X				
B 10	一七%	その他のもの		
X		小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの		
		その他の穀物のもの	一一〇四・二九	
В 10	一 八 %	その他のもの		
В 10	一 六 ・ 二 %	コーンフレークの製造に使用するもの		
		とうもろこしのもの		
B 10	六 %	オートのもの		
		もの)		
		その他の加工穀物(例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいた		
B 10	八 ・ 五 %	その他のもの		
B 10		とうもろこしのもの		
X		小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの		
		その他の穀物のもの	<u> </u> O四・_ 九	
B 10	六 % 10	オートのもの		
六	二二六			

- 二 - 二 · ○ 二 · ○ ○ · ○ ○ · ○ ○	一     一     一     一       一     一     一     〇       一     一     〇     〇       一     〇     八     三       〇     八     三     〇
除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。) 落花生(いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を大豆(割ってあるかないかを問わない。) 用植物 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料	カッサバ芋のもの 注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 たの他のもの その他のもの たの他のもの たの他のもの たてん粉及びイヌリン くの他のもの たてした用するものに限る。 た た た た の た た た た た た た た た た た た た
	二 一 一 · 五 五   三 % % %
A	X X X B B A B X A 10 10 15

\_\_\_\_七

		一二・〇九	二・〇八		110×・00	一 一 ・ 〇 五	1102·00					1 101 • 10				111011 • 10
き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)その部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及び	たものであるかないかを問わない。) 及び(生鮮のもの及び乾燥したものに限るもの	種用の種、果実及び胞子	採油用の種又は果実の粉及びミール(マスタードの粉及びミールを除く。)	その他の採油用の種及び果実(割ってあるかないかを問わない。)	〕ひまわりの種(割ってあるかないかを問わない。)	菜種(割ってあるかないかを問わない。)	亜麻の種(割ってあるかないかを問わない。)	コプラ	その他のもの	注 税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。	採油用のもの	一殻を除いたもの(割ってあるかないかを問わない。)	その他のもの	注税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。	採油用のもの	殻付きのもの
A	А	A	A	A	A	A	A	A	X		A		X		A	三 八

1

二二九

	A	植物性の液汁及びエキス他植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天そのすック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン(例えば、バルサム)ラック、天然ガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	<ul> <li>一 第</li> <li>三 ・ ○</li> <li>二 二</li> <li>○ 二 一</li> </ul>
	A	これらに類する飼料用植物(ペレット状にしてあるかないかを問わない。)ファルファ)、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他	
	A	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン(アル問わないものとし、調製したものを除く。)	
	A	) 穀物のわら及び殻(切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかをその他のもの	· 00
	X	)いや	
	A	その他の	<u> </u>   二 二 ・ 九 九
	A A	その他のもの   あんず、桃(ネクタリンを含む。)又はプラムの核及び仁   その他のもの	0    -
5	三·五% B5	その他のもの	
<u> </u>	0 11  1		

		主として組物に使用する植物性材料(例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	一 四 ・ ○ 類 一	
	A	その他のもの	一三〇二・三九	
	A	(変性させてあるかないかを問わない。)		
		ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー		
1	R	寒天		
		植物性原料から得た粘質物及びシックナー(変性させてあるかないかを問わない。)		
	A	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩	1 11011 • 110	
	A	その他のもの		
1	R	その他のもの		
	— % B 7	植物性の一種類の原料から得たもの		
		飲料のもと		
		その他のもの	一三〇二・一九	
	A	その他のもの		
	六% B5	除虫菊エキス		
		除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの		
	A	ホップのもの	1 11011 • 1 11	
	A	甘草のもの	111011 • 11	
	A	生あへん –		

一四〇一・一〇       竹         一四〇一・九〇       その他のもの         一四〇二・〇〇       主としてはい(キュペルス・テゲティフォルミス)及び完         一四〇二・〇〇       主としてはい(キュペルス・テゲティフォルミス)及び完         「四〇二・〇〇       たの他のもの         小グラス。支持物を使用する植物性材料(例えば、カボック、ベジタブルへア及びイー         ルグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを         間わない。)         二四〇三・〇〇         たしてほうき又はブラシに使用する植物性材料(例えば、カボック、ベジタブルへア及びイー         パ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。東ねてあるかないかを問わない。)         「四・〇回         植物性生産品(他の項に該当するものを除く。)         「二五句」         「二五句」         「二〇〇         「二二〇〇         「三日」         「二二〇〇         「二二〇〇         「二二〇〇         「二二〇〇         「二〇〇         「二〇〇         「二〇〇         「二〇〇         「二〇〇         「二〇         「二〇〇         「二〇〇         「二〇〇         「二〇〇         「二〇〇         「二〇〇         「二〇〇         「二〇         「二〇         「二〇         「二〇         「二〇         「二〇         「二〇         「二〇         「二〇	A	酸価が一・三を超えるもの豚脂	
<ul> <li>したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮)</li> <li>・二〇 竹</li> <li>・二〇 竹</li> <li>・二〇 たう</li> <li>・〇〇 主として詰物として使用する植物性材料(例えば、カポック、ベジタブルへア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)</li> <li>・〇〇 主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料(例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。東ねてあるかないかを問わない。)</li> <li>「</li> <li>「</li> <li>「</li> <li>「</li> <li>(他の項に該当するものを除く。)</li> <li>「</li> <li>「</li> <li>「</li> <li>(他の項に該当するものを除く。)</li> <li>「</li> <li>「</li> <li>「</li> <li>(他の項に該当するものを除く。)</li> <li>「</li> <li>「</li> <li>(一)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(1)</li> <li>(1)<th></th><th>)(ラードを含む。)及び家きん脂(第〇二・〇九項又は第一五・〇</th><th>• 00</th></li></ul>		)(ラードを含む。)及び家きん脂(第〇二・〇九項又は第一五・〇	• 00
<ul> <li>・二〇</li> <li>竹</li> <li>・二〇</li> <li>・二〇</li> <li>・二〇</li> <li>・二〇</li> <li>・二〇</li> <li>とう</li> <li>・二〇</li> <li>・二〇</li> <li>とう</li> <li>・二〇</li> <li>・二〇</li> <li>七〇</li> <li>・二〇</li> <li>七〇</li> <li>・二〇</li> <li>七〇</li> <li>七</li> <li< th=""><th></th><th>物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性</th><th></th></li<></ul>		物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性	
・一〇 竹 ・二〇 とう ・九〇 その他のもの ・二〇 とう ・九〇 主として詰物として使用する植物性材料(例えば、カポック、ベジタブルへア及びイー ルグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを 問わない。) 、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。) バ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。)	A	1	•
<ul> <li>・一〇 竹</li> <li>・二〇 とう</li> <li>・九〇 その他のもの</li> <li>・九〇 たの他のもの</li> <li>・九〇 主として詰物として使用する植物性材料(例えば、カポック、ベジタブルへア及びイー</li> <li>ルグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを</li> <li>問わない。)</li> <li>・〇〇 主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料(例えば、ほうきもろこし、ピアッサ</li> </ul>	A	カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問	
・一〇 竹 ・二〇 とう ・二〇 とう ・二〇 とう ・二〇 とう ・二〇 とう ・二〇 とう その他のもの ・二〇 主として詰物として使用する植物性材料(例えば、カポック、ベジタブルへア及びイー その他のもの その他のもの もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの		(例えば、ほうきもろ	
<ul> <li>・一〇 竹</li> <li>・九〇 左う</li> <li>・九〇 とう</li> <li>・九〇 とう</li> <li>・九〇 とう</li> <li>・九〇 七島い(キュペルス・デゲティフォルミス)及び莞草(キュペルス・エ クサルタトゥス)</li> <li>・〇〇 主として詰物として使用する植物性材料(例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイー その他のもの</li> <li>・一〇 竹</li> <li>・一〇 竹</li> </ul>	A	問わない。)	
<ul> <li>・一〇 竹</li> <li>・二〇 とう</li> <li>・二〇 とう</li> <li>・二〇 とう</li> <li>・二〇 とう</li> <li>・二〇 たの他のもの</li> <li>・一〇 竹</li> <li>・一〇 竹</li> <li>・一〇 竹</li> <li>・一〇 竹</li> <li>・一〇 竹</li> </ul>		支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にして	
<ul> <li>・一〇 竹</li> <li>・二〇 とう</li> <li>・二〇 とう</li> <li>・二〇 とう</li> <li>・二〇 とう</li> <li>・二〇 たの他のもの</li> <li>・一〇 竹</li> <li>・一〇 竹</li> <li>・一〇 竹</li> <li>・一〇 竹</li> <li>・一〇 竹</li> <li>・一〇 竹</li> <li>・</li> <li>・</li></ul>		カポック、ベジタブ	
<ul> <li>・一〇 竹</li> <li>・二〇 とう</li> <li>・二〇 とう</li> <li>・二〇 七の他のもの</li> <li>・一〇 竹</li> <li>・一〇 十</li> <li>・一〇 十</li></ul>	A	その他のもの	
<ul> <li>・九〇</li> <li>その他のもの</li> <li>・二〇</li> <li>竹</li> <li>したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮)</li> </ul>		八・五	
・九〇 その他のもの ・二〇 とう ・一〇 竹		七島い(キュペルス・テゲティフォルミス)及び莞草(キュペルス・	
・二〇 とう したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮)			
・一〇 竹 したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮)	A	とう	•
竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹	A	竹	•
		竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹	
	•		

ţ

A B 5	三 • 五 %	そ ウ の ー ル の グ そ	五〇五・〇〇	 五 五
	従 量 税 率 )	鯨油 海棲哺乳動物の油脂及びその分別物	五〇四・三〇	 五.
1 <u>×</u> v	ときは、当核 移率より 健 レ			
<u> </u>	二〇銭の従量			
B	がーキログラ 七%(その率	魚の油脂及びその分別物(肝油を除く。)	五〇四・二〇	 五.
B	三 • 五 %	魚の肝油及びその分別物	五〇四 ・一〇	 五
		のとし、精製してあるかないかを問わない。) 魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るもまたは、またはないものに限る。)		 五.
		一五〇三・〇〇 ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油(乳化、混合一五〇二・〇〇 牛、羊又はやぎの脂肪(第一五・〇三項のものを除く。)	一五〇二・〇〇 一五〇三・〇〇 テー	五五五
B 5	六・ 四%	その他のもの		
R		その他のもの		

			一 五 一 二 ・ 一 九				一 五 一 二		一 五 一			一 五 〇 ・ 〇〇		一五・〇九		一 五 ・ 〇 八		一五・〇七		-
輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	粗油(ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。)	綿実油及びその分別物	その他のもの	粗油	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物	ない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をして	あるかないかを問わない。)	パーム油及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製して	るかないかを問わない。)	を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあ	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物(第一五・〇九項の油及びその分別物	てあるかないかを問わない。)	オリーブ油及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製し	あるかないかを問わない。)	落花生油及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製して	るかないかを問わない。)	大豆油及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあ	し、精製してあるかないかを問わない。)	
																			六 ・ 四 %	
A			R	R				A		A			A		R		R		B 5	三匹
			1	1											1		1		_	

\_

一五一五・九〇	一 五 一 五 ・ 五 〇	一五一五・四〇	一五一五・三〇	一五一五・二九			一五一五 ・ 一九	一 五 五 ・ 一			一 五 一 五		一 五 · 一 四		一 五 三			一五一二・二九	
その他のもの	ごま油及びその分別物	桐油及びその分別物	ひまし油及びその分別物	その他のもの	粗油	とうもろこし油及びその分別物	その他のもの	粗油	亜麻仁油及びその分別物	工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加	に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物	をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	やし(コプラ)油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工	その他のもの	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	その他のもの	その他のもの
								 D				 D				R	A		R
	R	A	A		R		R	R				R		A			A		
	1			1	1		1	1				1				1			1

三五

	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -			一 五 · 一 七			一五・一六										
その他のもの	動物性油脂又はその分別物の混合物(その他の調製をしたものを除く。)その他のもの	マーガリン	びその分別物を除く。)	つれたから、「した」、こうのういましたが、「いた」、「いた」、ガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異	るかないかを問わず、更に調製したものを除く。)	エステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあ	動物性又は植物性の油脂及びその分別物(完全に又は部分的に、水素添加し、インター	その他のもの	米油及びその分別物	その他のもの	その他のもの	米油及びその分別物	酸価が〇・六を超えるもの	その他のもの	物	オイチシカ油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別	
二 ・ 九 %	六 ・ 四 %																
R B 5	В 5	Р			А			R	Χ		R	X			A		三六
4		3						1			1			···			

	一三七			
		動物の肝臓のもの	六〇二・二〇	
	X	均質調製品	六〇二・一〇	
		その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	ーホ・〇二	
5	R	びこれらの物品をもととした調製食料品		
		ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉又は血から製造したものに限る。)及	- 六〇一・〇〇	
		肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	第一六類	
-	A	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	一五二二・〇〇	T
	A	その他のもの		
1	R	みつろう		
		その他のもの	一五二一・九〇	
	A	植物性ろう		
		してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。)		
		植物性ろう(トリグリセリドを除く。)、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう(精製	一五 ・ 二	
	A	グリセリン(粗のものに限る。)、グリセリン水及びグリセリン廃液	- 五二〇・〇〇	
	A	ものとし、他の項に該当するものを除く。)		
		油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用に適しないものに限る		
		ものとし、第一五・一六項のものを除く。)並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性		
		真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限る		
		動物性又は植物性の油脂及びその分別物(ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は	一五一八·〇〇	

					一六〇二・三九										- 六〇二・三一				
もも肉及びこれを分割したもの豚のもの	その他のもの	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	その他のもの	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	その他のもの	その他のもの	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	その他のもの	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの	その他のもの	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	その他のもの	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	七面鳥のもの	第〇一・〇五項の家きんのもの	その他のもの	牛又は豚のもの	
	六 %																		
Х	B 5	X		A		R	Х		A		A	X		A			R	Χ	八

九	二三九		-
	)肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	木〇三・〇〇	
R 5			
X	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの		
	その他のもの		
A	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)		
	その他のもの(動物の血の調製品を含む。)	一六〇二・九〇	
X	その他のもの		
R 5	調味した後に乾燥したもの		
	その他のもの		
X	未満のもの		
	牛の肉及びくず肉(臓器及び舌を除く。)の含有量の合計が全重量の三〇%		
	その他のもの		
X	牛の臓器及び舌のもの		
	その他のもの		
A	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)		
	牛のもの	六〇二・五〇	
X	その他のもの		
A	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)		
	その他のもの(混合物を含む。)	六〇二・四九	
X	肩肉及びこれを分割したもの	六〇二・四二	

- 六〇四・二〇 - 二〇	- - - - -	<ul><li>一六〇四・一五</li><li>一六〇四・一五</li></ul>	<ul><li>一六〇四・一二</li><li>一六〇四・一二</li><li>一三</li></ul>	一六〇回・ 一	一六・〇四
ウス属のもの)のものにしん(クルペア属のもの)又はたら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシ卵るの)又はたら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシアの地の調製をし又は保存に適する処理をした魚	L .	その他のものかたくちいわし	まぐろ、はがつお(サルダ属のもの)及びかつおいわしにしんその他のもの	気密容器入りのもの以外のもの (外のもの)(())())())())())())())())())())()())()	魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製しその他のもの肉のエキス及びジュース
	七・ <u>-</u> %	七 - %		七 · 二 %	六 • 四 <u>-</u> %   万
	B X 7		XRRR	B 7	8 X ↔

その他のものその他のものので、「「「「」」」」であったの人に、「「」」」では「「」」」では「「」」では「」」では「」」では「」」では「」」で	一六〇五・二〇 シュリンプ及びプローンその他のもの 米を含むもの	その他のもの え密容器入りのもの(くん製したものを除く。) かに	<ul> <li>一六・〇五&lt;</li> <li>中殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたも一六〇四・三〇</li> <li>キャビア及びその代用物</li> <li>その他のもの</li> </ul>	その他のものたら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のものその他のものにしん(クルペア属のもの)のもの
三 - %			四 七 · · % %	六 九 ・ 一・ 四 一 六 % % %
A B 5	R X	R 1	B B 5 7	B R B B 5 7 7 1

\_\_\_\_\_

												一六〇五・九〇			一六〇五・四〇	一六〇五・三〇		
その也のもの気密容器入りのもの	その他の軟体動物のもの	あわび及び帆立貝	その他のもの	なまこ及びうに	くらげ	いカ	いか及びくらげ	その他のもの	その他のもの	いか、帆立貝及び貝柱のもの	くん製したもの	その他のもの	その他のもの	えび	その他の甲殻類	ロブスター	その他のもの	米を含むもの
A R		R		R	八 % B 7	X			六・四% B5	六・七% B5			七·二% B7	R		R	A	X

<u></u>		その他のもの(転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態におい	一七〇二・九〇	
	X	ものに限るものとし、転化糖を除く。)		
		その他の果糖及び果糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超える	一七〇二・六〇	
	A	果糖(化学的に純粋なものに限る。)	- 七〇二・五〇	
	X	%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。)		
		ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇 	七〇二・四〇	
	X	て全重量の二〇%未満のものに限る。)		
		ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態におい 	七01 ・三0	
	X	かえで糖及びかえで糖水	1-2011-110	
	A	その他のもの	一七〇二・一九	
	A	<i>o</i>		
		無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のも	- 七O二·	
		乳糖及び乳糖水		
		つ(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。) 及びカラメル		
		のものに限る。)、糖水(香味料又は着色料を加えてないものに限る。)、人造はちみ		
		その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体	- 七・O 二	
	X	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖(固体のものに限る。)	- 七・〇 一	
		糖類及び砂糖菓子	第一七類	1.1.4
7	七 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	その他のもの		

す ホ リ す ホ リ ボ る ヌ ボ う フ ボ ク ブ ク フ ア ク ア フ ア ク ア フ ア ク ア フ ア ク ア フ ア フ ア フ ア ク ア フ ア フ ア フ ア フ ア フ ア ク ア フ ア フ ア フ ア フ ア フ ア フ ア フ ア フ	注(税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。一飼料用のものその他のもの	たつ也ひっつ	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、	七〇三・一〇  甘しゃ糖みつ	七・〇三  糖みつ(砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。)	その他のもの	ソルボース	その他のもの	砂糖を加えたもの	その他のもの	香味料又は着色料を加えたもの	その他のもの	その他のもの	の他政令で定める物品の製造に使用するもの	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、	ハイ・テスト・モラセス	砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカラメル	て全重量の五〇%含有するものを含む。)
	て使用するものに限る。		酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その		限る。)									もの	酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩そ			

1

1

二四六

8

9

一 九 〇 一 : 〇								一 九 〇 一 ・ 一 〇					
○四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状砂とし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)及び第○四・○一項から第○四・のとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)、米菓生の粉、こール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦第一九・○五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地	その他のもの	その他のもの	砂糖を加えたもの	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品	その他のもの	成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。)	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組	育児食用の調製品 (小売用にしたものに限る。)	のに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	あっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のも	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものに	<b>量が全重量の四○%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び</b>	(ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有
		二 一 · 三 %											
	X	В 15	X			X							

R	麦芽エキス		
R	その他のもの		
X	砂糖を加えたもの		
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品		
	その他のもの		
X	らに類する米産品(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)		
	加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)及びもち、だんごその他これ		
	の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、		
	四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分)		
	のとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)、第〇		
	るもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るも		
	の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有す		
	殻粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦		
	その他のもの	一九〇一 ・九〇	
X	その他のもの		
R	その他のもの		
X	砂糖を加えたもの		
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品		
	その他のもの		
X	態において全重量の三〇%以上のものに限る。)		

\_\_\_\_\_

四 · 五 % B 15	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	一九〇五・四〇
X	ワッフル及ひウエハー	ー カ ( 王 ・ 三 二
	ノ之ドフニヽ	
X	スイートビスケット	一九〇五・三一
	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー	
九 % B 15	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	一九〇五・二〇
四 · 五 % B 15	クリスプブレッド	一九〇五・一〇
	ングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	
	かしないかを問わない。)及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリ	
	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品(ココアを含有する	一九・〇五
X	の(他の項に該当するものを除く。)	
	ひき割り穀物及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたも	
	並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、	
	穀物又は穀物産品を膨張させて又はいって得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)	一九・〇四
九 ・ 六 % B 7	かす状その他これらに類する形状のものに限る。)	
	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物(フレーク状、粒状、真珠形、ふるい	一九〇三・〇〇
x		
	のであるかないかを問わない。)及びクースクース(調製してあるかないかを問わな	
	の他のパスタ(加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたも	
	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニそ	一九・〇二
X	その他のもの	

									<i>,,</i>							
その他のもの	いたもの	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼	ラッカー	あられ、せんべいその他これらに類する米菓、ビスケット、クッキー及びク	その他のもの	その他のもの	いたもの	主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼	ラッカー	あられ、せんべいその他これらに類する米菓、ビスケット、クッキー及びク	砂糖を加えたもの	その他のもの	ペーパーその他これらに類する物品	聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライス	肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。)	パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品(砂糖、はちみつ、卵、脂
	九 % B		X			X	九 % B		X				X		X	

\_\_\_\_ 五

七 · 五 % B 7	・	スイートコーン	
A		ソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	
		サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ラン	
		ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、	
		パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、	
		その他のもの	
 % B 10		その他のもの	
八 % B 15	一六・八%	ヤングコーンコブ	
五 % B 7	一 〇 ・ 五 %	スイートコーン	
A		ソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	
		サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ラン	
		ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、	
		パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、	
		砂糖を加えたもの	
		○ その他のもの	二00一・九0
九 % B 10	-11	その他のもの	
 % B 10		砂糖を加えたもの	
		○ きゅうり及びガーキン	11001 • 10
		の食用の部分	
		食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物	

マレンチマッシュルーム るの理なしたものを除く。) その他のもの その他のもの その他のものの その他のものの その他のものの その他のものの その他のものの たマト(全形のものを除く。) トマト(全形のものを除く。) たマト(全形のものを除く。) たマーレー及びトマトベースト トマトビューレー及びトマトベースト トマトビューレー及びトマトベースト たっとたきのこ及びトリフ(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適す たっこ(はらたけ属のもの) その他のもののの) でレンチマッシュルーム のもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限 一三・六% B A A B A A B A B A A B A A B A A B A A A B A A A A B A A A A A A A A A A A B A A A A A A A A A A A A A	<u> </u>			_
る処理をしたものを除く。)       その他のもの         その他のもの       その他のもの         その他のもの       その他のもの         その他のもの       しょうが         その他のもの       その他のもの         たマト(全形のもの及び下マトペースト         トマトビューレー及びトマトペースト         その他のもの         日         モンドマートペースト         その他のもの         第四次にならかを除く。)         その他のもの         第四次のを除く。)         モンシーン         たきのとたきのを除く。)         モン         たちのの         日         日         日         日         日         日         日         日         日	В 10	一三·六%	フレンチマッシュルーム	
る処理をしたものを除く。)       その他のもの       モンパーマト         その他のものの       その他のものの       モンパースト         その他のものの       その他のもの       モンパースト         その他のものの       その他のもの       モンパースト         その他のものの       その他のもの       モンパースト         その他のもの       モンパースト       モンパースト         その他のもの       モンパースト       モンパースト         その他のものの       モンパースト       モンパースト         その他のものの       モンパースト       モンパースト         その他のものの       アンパーントマースト       モンパースト         その他のものの       モンパースト       モンパースト         その他のものの       アンパースト       モンパースト         その他のものの       アンパースト       モンパースト         キャマトピューレー及びトマトペースト       アンパースト         キャマトピューレー及びトマトペースト       モンパースト         キャングラム以下のものに限       ビンパースト         キャングラム以下のものに限       ビンパース         キャングラム以下のものに限       ビンパース         キャングラム以下のものに限       ビンパース         キャングラム       モンパース         キャングラム       モン			る。)	
A       日       15       15       15       15       10       10         A       15       15       15       10       10       10			(容器ともの一個の重量が一〇キログラム	
A       日5       15       15       15       15       15       10         A       日5       15       15       15       15       10       10			その他のもの	
きのこ(はらたけ属のもの)       一三・四%       8       8       15       10         その他のものの       の助用をしたきのこ及びトリフ(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。)       一三・四%       8       15       10         その他のもの       のしょうが       一三・四%       8       15       10       10	A		砂糖を加えたもの	
保存に適する処理をしたものを除く。)       一三・四%       8       8       8       8       10       10         解製し又は保存に適する処理をしたトマト(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。)       ・マト(全形のもののののののののののののののののののののののののののののののののののの				1100111 • 10
調製し又は保存に適する処理をしたトマト(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたトマト(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適す       1         その他のもの       その他のもの         その他のもの       0         その他のもの       0         その他のもの       0         その他のもの       0         その他のもの       0         その他のもの       0         たり       1         たり       1         たり       1         たり       1         たい       1         1       1         1       1         1       1         1       1         1       1         1       1         1       1         1       1         1       1         1       1         1       1         1       1         1       1         1       1         1       1         1       1         1       1 <t< td=""><td></td><td></td><td>保存に適する処理をしたものを除く。)</td><td></td></t<>			保存に適する処理をしたものを除く。)	
その他のもの      三・四%         その他のもの      三・四%         その他のもの      三・四%         その他のもの      三・四%         日5       15         15       15			(食酢又は酢酸に	110.011
マーニ・四%       10         マーニ・四%       11         アート       マーニ・四%         その他のもの       ・マト(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適す         たったものを除く。)       ・マトローンコブ         その他のもの       ・マトローンコブ         たったものを除く。)       ・マトローンコブ         その他のもの       ・マトローンコブ         ・マトビューレー及びトマトペースト       ・マトロース         ・マトビューレー及びトマトペースト       ・マトロース         ・マトビューレー及びトマトペースト       ・マーニ・四%         ・マトビューレー及びトマトペースト       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	в 15		その他のもの	
マングコーンコブ         高製し又は保存に適する処理をしたトマト(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。)         その他のもの         その他のもの         その他のもの         こ         たいしょうが         その他のもの         たいのもの         たいしょうが         その他のもの         たいしょうが         その他のもの         たいしょうが         その他のもの         たいしょうが         その他のもの         たいしょうが         その他のもの         たいしょうが         たいしょうが         その他のもの         たいしょうが         たいしょうが         その他のもの         たい	X		マトピューレ	
・       ・			の も	
その他のもの       た・六%         8       10         その他のもの       た・マト(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適す         たの他のもの       た・マト(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適す         たったものを除く。)       た・マト(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適す         たマト(全形のものを除く。)       た・マト(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適す         たマト(全形のものを除く。)       た・マト(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適す         たマト(全形のものを除く。)       た・マト(食酢又は酢酸により調製しては保存に適す         たいうが       10         たいうが       10         その他のもの       た・マト(食酢又は酢酸により調製しては保存に適す         たいうい       10         たいうい       10         たいうい       10         たいうい       10	в 15		も	
トマト(全形のもの及び断片状のものに限る。)       七・六%         周期       その他のもの         その他のもの       たの他のもの         その他のもの       九%         8       10         たマグコーンコブ       10				二00二・九0
(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適す 九% B 10 10 10	в 15			110011 • 10
(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適す       九%         10       10			る処理をしたものを除く。)	
ものン の コ ブ ブ 島 R B 10 10			(食酢又は酢酸により調製し	110.01
の ン ゴ ブ R B 10	В 10		その他のもの	
の ン コ ブ 日 8		q	しょうが	
九% B			その他のもの	<u> </u>
_	В 10	九 % B	ヤングコーンコブ	

豆	アスパラガス	アスパラガス及び豆	その他のもの	その他のもの	スイートコーン	砂糖を加えたもの	二〇〇四・九〇 その他の野菜及び野菜を混合したもの	その他のもの	マッシュポテト	その他のもの	単に加熱による調理をしたもの	二〇〇四・一〇 ばれいしょ	又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除	二〇・〇四 調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍したものに限るものとし、食酢	二〇〇三・九〇 その他のもの	100三・10 トリフ	その他のもの	その他のもの	
				二三 ・ 八 % B 15	一 〇 ・ 五 % B			九 % 15	一三·六% B		八 ・五 % B		 」除 一	4	 A	A	A	 A	二五四

	砂糖を加えたもの	
,	えんどう(ピスム・サティヴム)	二00五・四0
	その他のもの	
	る。ン	
	気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限	
	その他のもの	
	マッシュポテト及びポテトフレーク	
	ばれいしょ	二00年・二0
	その他のもの	
	砂糖を加えたもの	
	均質調製野菜	二00五・一0
	を除く。)	
	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品	
	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍してないものに限るものとし、	二〇・〇五
	その他のもの	
	その他のもの	
	気密容器入りのもの	
	ヤングコーンコブ	
	スイートコーン	
	たけのこ	

	二 〇 〇 五 ・ 五 九		二 〇 〇 五 ・ 五 一		
限る。) 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものにその他のもの 砂糖を加えたもの	その他のものその他のもの	又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。)気密容器入りのもの(トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉砂糖を加えたもの	さやを除いた豆ささげ属又はいんげんまめ属の豆その他のもの	さや付きのものその他のもの	さや付きのものる。) る。) その他のもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限その他のもの
九 •			六 •	t	九 •
・ 六 %		四 %	八 %	九 光 光 %	六 %
B X 10	X X	B 10	B 10	B B 7 10	B 10

九 % B 10		
	気密容器入りのもの	
	ヤングコーンコブ	
一 三 ・ 六 % B	たけのこ	
	その他のもの	
X	その他のもの	
X	その他のもの	
一 匹 % B 10	又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。)	
肉	気密容器入りのもの(トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉	
	豆(さや付きのものを除く。)	
	砂糖を加えたもの	
	その他の野菜及び野菜を混合したもの	二〇〇五・九〇
— 〇 % B 7	その他のもの	
一 四 九 % B 10	砂糖を加えたもの	
	スイートコーン(ゼア・マユス変種サカラタ)	二〇〇五・八〇
A	オリーブ	二00五・七0
	その他のもの	
一 六 % B 15	る° )	
限	気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限	
	アスパラガス	二〇〇五・六〇
九 % B 7	その他のもの	

-100+-10			二〇・〇七				二00六・00												
砂糖を加えたもの均質調製果実	を加えてあるかないかを問わない。)	ナットのペースト(加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又は	その他のもの	マロングラッセ	グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。)	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分(ドレインしたもの、	その他のもの	にんにくの粉	その他のもの	その他のもの	にんにくの粉	限る。)	気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに	その他のもの	サワークラウト	豆(さや付きのものを除く。)	その他のもの	
三 四 %				九 %	<u> </u> ・六%			九 %	八 %		九・六%	九 ・ 六 %				九 ・ 六 %		一 五 %	
B 15				B 10	B 15			В 7	В 15		B 10	B 15				B 10	X	五 % B 10	)

										二〇〇七・九九							二〇〇七・九一		
その他のもの	フルーツピューレー及びフルーツペースト	その他のもの	その他のもの	フルーツピューレー及びフルーツペースト	砂糖を加えたもの	その他のもの	その他のもの	砂糖を加えたもの	ジャム及びフルーツゼリー	その他のもの	その他のもの	砂糖を加えたもの	フルーツピューレー及びフルーツペースト	その他のもの	砂糖を加えたもの	ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード	かんきつ類の果実	その他のもの	その他のもの
二五% B 15			四 〇 彩 B	三四% B				<ul><li>一六・八%</li><li>B</li></ul>				三 四 % B 15			一 六・八% B15				二 三 % B 15

	二 〇 〇 八 ・ 九		二〇・〇八 果実、
その他のものその他のいったナットその他のものその他のもの	その他のものその他のものを含む。)その他のもの(混合したものを含む。)その他のものので、現合したものを含む。)その他のもの	その他のもの その他の種(これらを相互に混合してあるかないかを問わない。) が糖を加えたもの その他の種(これらを相互に混合してあるかないかを問わない。)	ものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わ果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をした
一 六五 ・ 、 八五 新 後 %		%	
A B B B 15 7 10	X B X		六 乙

その他のもの
気密容器へりり 50 パルプ状のもの 砂糖を加えたもの
なし
その他のもの
パルプ状のもの
その他のもの
その他のもの
パルプ状のもの
砂糖を加えたもの
かんきつ類の果実
パイナップル
その他のもの
いったもの
その他のもの
ぎんなん
ココやしの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘー
ものに限る。)及びカシューナット
アーモンド(いったものに限る。)

二00八・七0				二〇〇八・六〇			二〇〇八・五〇										
砂糖を加えたもの桃(ネクタリンを含む。)	その他のものパルプ状のもの	その他のもの	砂糖を加えたもの	さくらんぼ	その他のもの	砂糖を加えたもの	あんず	その他のもの	気密容器入りのもの	その他のもの	その他のもの	気密容器入りのもの	パルプ状のもの	その他のもの	その他のもの	気密容器入りのもの	その他のもの

t.

六 %		一 五 %		— 五 %	五 • 四 %	九 %	七 ・ 五 %	  五 %	一 ・ 八 %	 
B 10	B 10	B 10	В	B 10	В	B 7	В	 	B 7	

					二〇〇八・八〇															
	その他のもの	その他のもの	パルプ状のもの	砂糖を加えたもの	ストロベリー	その他のもの	気密容器入りのもの	その他のもの	その他のもの	気密容器入りのもの	パルプ状のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの	気密容器入りのもの	その他のもの	その他のもの	気密容器入りのもの	パルプ状のもの
二六		 %				九 ・ 六 %	六・七%		一〇·七%				 三・ 四 %	八 %	六・七%			二九・八%		
		% B 7	8 15			8 7	% B 5		% B 10	% B 10			% B 10	70 B 7	70 B 5			70 B 15		

,

	二〇〇八・九九									二〇〇八・九二	二〇〇八・九一				
パルプ状のものや糖を加えたもの梅	その他のものその他のもの	パルプ状のものその他のもの	その他のもの	パルプ状のもの	砂糖を加えたもの	その他のもの	その他のもの	砂糖を加えたもの	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル	混合したもの	パームハート	その他のもの(混合したもの(第二〇〇八・一九号のものを除く。)を含む。)	その他のもの	パルプ状のもの	
%	一 七 %		二三 三 ・ 八 %	二 九 ・ 八 %				六 %			七 • 五%		%	一 五 %	二六四
B 10	B 15	B 15	В 15	В 15			A	В 5			В 10		B 10	五 % B 10	四

-

-		
		ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、
		その他のもの
В 7	 0 %	さといも(冷凍したものに限る。)
A		プルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン
		その他のもの
B 15	• • %	その他のもの
A		カムカム
В 10	七・五%	バナナ、アボカドー、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン
400000 - 6 - 8 - 1000		パルプ状のもの
		その他のもの
B 15	一六・八%	その他のもの
В 10	七%	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし
		その他のもの
В 10	五 · 五 %	その他のもの
В 7	五·五%	気密容器入りのもの
		バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン
В 7	五 · 五 %	ベリー及びプルーン
		その他のもの
В 15	二九・八%	その他のもの
В 10	一〇 ・ 五 % B	バナナ及びアボカドー

	当該	低い	従量欲	つき	キロジ		その他のもの二九		しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のも	砂糖を加えたもの	二〇〇九・一一 冷凍したもの	オレンジジュース	えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)	二〇・〇九   果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加	その他のもの	全形のもの及び断片状のものに限る。)	かんしょ(単に蒸気又は水煮による加熱をした後、乾燥したもので、	限る。)及びカムカム	爆裂種のとうもろこし(通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに
率)	当該従量税	低いときは、	従量税率より	つき二三円の	キログラムに	(その率が一	二 九 ・ 八 %	二五 • 五 %	<u>ଅ</u>					<u> </u>	%				<u>ب</u>
							70 B 15	70 B 15							70 B 10	70 B 15		A	

		二〇〇九・一九															二〇〇九・一二			
	砂糖を加えたもの	その他のもの	その他のもの	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	その他のもの								その他のもの	σ	しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のも	砂糖を加えたもの	冷凍してないもの(ブリックス値が二〇以下のものに限る。)	その他のもの	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	その他のもの
			二五 · 五 %			率)	当該従量税	低いときは、	従量税率より	つき二三円の	キログラムに	(その率が一	二 九 ・ 八 %	二五・五%				二五 五 五 %	二 三 % B 15	
二六七			B 15	B 15									В 15	В 15				B 15	В 15	

	二 〇 〇 九 ・ 二 一		
その他のものその他のもの	ブリックス値が二〇以下のものグレープフルーツジュースその他のものしょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のものその他のもの		その他のもののしょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもしょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のも
 二九・ 二三 が 一 % %	二五 五 · 三 %	率) 率 (その率が一 率 )	二 九 二 五 ・ 五 ・ 五 、 二 五 ・ 八 の 8 8 8 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 二 五 、 二 五 、 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八 八
B B 15 15	B B 15 15		B B 八 15 15

二〇〇九・二九         その他のもの         つき二三円の           その他のもの         とょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの         しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの           しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のも         一九・一%           のの         の         一九・一%           ここ五・五%         第次公式           その他のもの         二五・五%           こ二五・五%         第本ログラムに           つき二三円の         「二五・五%           その他のもの         二五・五%           日         二三、5%           日         二三、5%           15         15           15         15	九	二六九			
その他のもの       その他のもの       ご三円の         その他のもの       しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの       二五・五%         しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のも       二五・五%         の       しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のも       二五・五%         こ二 九・八%       二三 九・八%         こ三 門の       ご三 門の         従量税率より       ご三 門の         佐山ときは、       1100000000000000000000000000000000000		当該従量税			
その他のもの       その他のもの       でき二三円の         その他のもの       しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの       一九・一%         しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの       一九・一%         こ二五、五%       二五・五%         の       二二十、八%         その他のもの       二三%         こ三       二三%         の       二三         (その率が一       (その率が一         (その率が一       (その率が一		低いときは、			
その他のもの       つき二三円の         その他のもの       しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの         しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの       一九・一%         しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のも       一九・一%         こ五・五%       二二、九、八%         その他のもの       二三%         ここ、五%       二九・八%         その他のもの       二三%         ここ、五%       二二九・八%         その他のもの       二三%         ここ、五%       二三%         その他のもの       二三%		従量税率より			
その他のもの       つき二三円の         その他のもの       こよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの         その他のもの       しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの         しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のも       二五・五%         その他のもの       二三%         こ二九・一%       二九・一%         その他のもの       二二九・八%		つき二三円の			
<ul> <li>その他のもの</li> <li>こ工 ・ 五%</li> <li>こ二 五、五%</li> <li>その他のもの</li> <li>二 五、五%</li> <li>こ 二 三%</li> <li>こ 二 二 ※</li> <li>こ 二 二 ※</li> <li>(その率が一</li> <li>(その率が一</li> <li>(その率が一</li> </ul>		キログラムに			
<ul> <li>その他のもの</li> <li>たもの</li> <li>しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のも</li> <li>二五・五%</li> <li>ギログラムに</li> <li>キログラムに</li> <li>ニニーツ</li> <li>ニニーツ</li> <li>ニニーツ</li> <li>ニニーツ</li> <li>ニニーツ</li> <li>ニニーツ</li> <li>ニニーツ</li> <li>ニニーツ</li> <li>ニュージ</li>     &lt;</ul>		(その率が一			
<ul> <li>こ三%の</li> <li>の</li> <li>その他のもの</li> <li>その他のもの</li> <li>その他のもの</li> <li>その他のもの</li> <li>その他のもの</li> <li>その他のもの</li> <li>とょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの</li> <li>一九・一%</li> <li>二五・五%</li> <li>一九・一%</li> <li>二五・五%</li> <li>二五・五%</li> <li>二三%</li> <li>二三%</li> </ul>	B		その他のもの		
キログラムに その他のもの その他のもの とょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの 一九・一% 二五・五% 二五・五%	B		Ø		
砂糖を加えたもの       マシーン・			よ糖 (天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量		
その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの 名量が全重量の一〇%以下のもの 一九・一% 二五・五%			砂糖を加えたもの		
の 有量が全重量の一〇%以下のもの 有量が全重量の一〇%以下のもの (低いときは、 率) 二五・五%			その他のもの	〇〇九・二九	
有量が全重量の一〇%以下のもの マシニ三円の つき二三円の (低いときは、 当該 従 量 税率より (しん) (しん) (しん) (しん) (しん) (しん) (しん) (しん)	В		その他のもの		
	В	一 九 · %			
率)         率)           率)         ギログラムに			その他のもの		
当該従量税 低いときは、 でき二三円の		率 )			
低いときは、 をログラムに		当該従量税			
従量税率よりつき二三円の		低いときは、			<u> </u>
つき二三円の		従量税率より			
キログラムに		つき二三円の			
		キログラムに			

			二00九 ・三一	
レモンジュースしょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のものその他のもの		その他のもの	その他のかんきつ類の果実のジュース(二以上の果実から得たものを除く。)	その他のものしょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のものその他のもの
六 %	率) 率 ) 率 ) (従 量 税 率 よ り	っき二三円の こ九・八%	 %	二 五九 ・・ 五一 8 B
六 % B 5		B 15		B B ( 15 15

																	二〇〇九・三九			
	その他のもの	ライムジュース	レモンジュース	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	その他のもの								その他のもの	σ	しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のも	砂糖を加えたもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	ライムジュース
二七	一 九 ·_ %	%	六% B5			率 )	当該従量税	低いときは、	従量税率より	つき二三円の	キログラムに	(その率が一	二 九 ・ 八 %	% % 				二五 ・五 % B 15	一 九 · %	 % B 10
	B 15	В 10	B 5										B 15	В 15				В 15	B 15	B 10

1		その他のもの	二〇〇九・六九
B 15	 九 •_ %	その他のもの	
	率 )		
	当該従量税		
	低いときは、		
	従量税率より		
	つき二三円の		
	キログラムに		
	(その率が一		
В 15	二 九 ・ 八 %	その他のもの	
В 15	 %	Ø	
		しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のも	
		砂糖を加えたもの	
		ブリックス値が三〇以下のもの	二〇〇九・六一
		ぶどうジュース(ぶどう搾汁を含む。)	
X		トマトジュース	二〇〇九・五〇
X		その他のもの	二〇〇九・四九
X		ブリックス値が二〇以下のもの	二〇〇九・四一
		パイナップルジュース	
В 15	二五・五% B15	その他のもの	
	-  七		

					二〇〇九・七一														
	その他のもの	0)	しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のも	砂糖を加えたもの	ブリックス値が二〇以下のもの	りんごジュース	その他のもの	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	その他のもの								その他のもの	0)	しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のも砂糖を加えたもの
七	三四%(その  B15	= = % B 15					二五・五%	一 九 - %		率)	当該従量税	低いときは、	従量税率より	つき二三円の	キログラムに	(その率が一	二 九 ・ 八 %	- 	
	B 15	B 15					В 15	B 15									В 15	B 15	

	二 C C 九 ・ 七 九	
	その他のものその他のもの	その他のものその他のものので、ことでは、「「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」
<ul> <li>率が一キログ</li> <li>率より低いと</li> <li>きは、当該従</li> </ul>	三四%(その	量     三     三     ラ     率       二     九     第     第     第       九     九     (1)     (1)     (1)       八     八     (1)     (1)     (1)       八     八     (1)     (1)     (1)       〇     (1)     (1)     (1)     (1)       〇     (1)     (1)     (1)     (1)       〇     (1)     (1)     (1)     (1)       〇     (1)     (1)     (1)     (1)       〇     (1)     (1)     (1)     (1)       〇     (1)     (1)     (1)     (1)       〇     (1)     (1)     (1)     (1)       〇     (1)     (1)     (1)     (1)       〇     (1)     (1)     (1)     (1)       〇     (1)     (1)     (1)     (1)       〇     (1)     (1)     (1)     (1)       〇     (1)     (1)     (1)     (1)       〇     (1)     (1)     (1)     (1)       〇     (1)     (1)     (1)     (1)       〇     (1)     (1)     (1)     (1)       〇     (1)     (1)     (1)     (1)
	B B 15 15	B B 15 15

																二〇〇九・八〇			
その他のもの	プルーンジュース	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	その他のもの								その他のもの	Ø	しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のも	砂糖を加えたもの	果汁	その他の果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)	その他のもの	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	その他のもの
一 九 一 %	一 四 · 四 %			率)	当該従量税	低いときは、	従量税率より	つき二三円の	キログラムに	(その率が一	二 九 ・ 八 %						二九・八%	一 九 一 %	
B 15	B 10						-				B 15	B 15					B 15	B 15	

												二〇〇九・九〇							
その他のもの							その他のもの	σ	しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のも	砂糖を加えたもの	混合果汁	混合ジュース	その他のもの	気密容器入りのもの	その他のもの	砂糖を加えたもの	野菜ジュース	その他のもの	
率 )	当該従量税	低いときは、	従量税率より	つき二三円の	キログラムに	(その率が一	二 九 ・ 八 %	二 三 %					七 · 二 %	七・六%		八 - % B 7		二五 ・五% B 15	
							B 15	B 15					В 7	В 7		В 7		B 15	7

<ul> <li>ニ エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品</li> <li>ニ エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品</li> <li>ニ エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品</li> </ul>	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととし(いったものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他の各種の調製食料品	その他のものその他のものその他のもの
た 調 型	エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物マテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物のエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製	
八 ・ 八 %		二 五八五九 ・・・・・ 四一五一 %%%%%

<u></u>	 							· · · · · · ·					<u> </u>				
砂糖を加えたものその他のもの	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上	茶又はマテをもととした調製品	その他のもの	インスタントティー	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	茶又はマテをもととした調製品	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに	その他のもの	砂糖を加えたもの	その他のもの	上のもの	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以	コーヒーをもととした調製品	その他のもの	インスタントコーヒー	その他のもの	花籾を力えたもの
			八 %					一 五 %							八 • 八 %		

	九	二七九			
1	R		マヨネーズ、フレンチドレッシング及びサラダドレッシング		
			ソース		
			その他のもの	二〇三・九〇	
	В 7	七 · 五 %	その他のもの		
	В 7	九 %	小売用の容器入りにしたもの		
			マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
	X		- トマトケチャップその他のトマトソース	111011.110	
	В 7	六 %	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	111011.0	
			スタード		
			ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマ	· 01	
	A		調製したベーキングパウダー	111 011 • 110	
	A		る。 )		
			酵母(不活性のものに限る。)及びその他の単細胞微生物(生きていないものに限)	111011.10	
1	R		酵母(活性のものに限る。)	111011.10	
			ングパウダー		
			ないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。)並びに調製したベーキ		
			酵母(活性のものであるかないかを問わない。)及びその他の単細胞微生物(生きてい	· · · O	
	B 5	= %	ンス及び濃縮物		
			チコリーその他のコーヒー代用物(いったものに限る。)並びにそのエキス、エッセ	0    •   0    0	
	В 10	一 五 %	その他のもの		

砂糖を加えたものその他のもの	正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。)の重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の	調製品(たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱく	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の	二一〇六・一〇 たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	二一・〇六 調製食料品(他の項に該当するものを除く。)	二一〇五・〇〇 アイスクリームその他の氷菓(ココアを含有するかしないかを問わない。)	二一〇四・二〇 均質混合調製食料品	その他のもの	野菜のもの(気密容器入りのものに限る。)	二一〇四・一〇 スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品	二一・〇四  スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品	その他のもの	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	その他のもの	インスタントカレーその他のカレー調製品	その他のもの	その他のもの	
							六 %	八 ・四 %	七%			一 ・ 五 %	四 ・ 八 %		三・六%		六% B7	二八〇
X	X					R 1	B 10	B 7	B 7			B 7	B 7		B 7		B 7	0

.

													二〇六・九〇			
	果汁をもととした調製品(アルコール分が一%未満のものに限る。)	分が〇・五%を超えるものに限る。)	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの(アルコール	こんにゃく	チューインガム	糖水(着色料又は香味料を加えたものに限る。)	その他のもの	が全重量の三〇%を超える調製食料品	米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいずれかの含有量	その他のもの .	調製品	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の	その他のもの	その他のもの	植物性たんぱく	その他のもの
従量税率よりつき二三円の	二九・八%													一 五 %	一〇・六%	
	B 15			X	R	X		X			X		<u></u>	B 10	В 7	

$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		第〇四・一〇項の物品のものぞの他のものでいた。その他のものでいた。このではたいにはそのエキスを含有するものでいっしたでのものでいっていた。
B B X		その他のものその他のもので、その他のもので、その他のもので、ないの人ではそのエキスを含有するものでルコールを含有しない飲料のもとでいま満のものに限る。)
B B X		その他のものおたねにんじん又はそのエキスを含有するものアルコールを含有しない飲料のもと(2%未満のものに限る。)
B X		おたねにんじん又はそのエキスを含有するものアルコールを含有しない飲料のもと〇%未満のものに限る。)
X		ールを含有しない飲料の満のものに限る。)
X		○%未満のものに限る。)
		調製食用脂(第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三
		その他のもの
X		その他のもの
一 五 % B 10		ビタミンをもととした栄養補助食品
		その他のもの
X		各成分のうち砂糖の重量が最大のもの
		おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと
		砂糖を加えたもの
		その他のもの
A		その他のもの
	· 率 )	
c 量 税	当該従量税	
きは、	低いときは、	

	八三	<u>一</u> 八			
		12		1111011 • 1 0	
		]	スを除く。)  スを除く。)		
		限	F を つ ジ ぃ えたものに	1    1 · O	
	A		加えたものを除く。)、氷及び雪		
		<u>を</u>	木(天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を		
			飲料、アルコール及び食酢	第二二類	
	X		その他のもの		
	Х		その他のもの		
1	R		ひじき(ヒジキア・フスィフォルミス)		
			二〇号の物品のもの		
		•	ひじき(ヒジキア・フスィフォルミス)その他の第一二一二・		
			その他のもの		
	A		加えたものに限る。)		
		<u></u>	でソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を		
		<i>о</i>	たんぱく質変性防止剤(冷凍すり身の製造に使用する種類のもの		
			その他のもの		
	B 10	一 二 ・ 五 %	したもの		
		解	ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解		

				-	二三〇四・二九		7		しびぶ	ت بنا الله الله الله الله الله الله الله ال	111011・00 ビーン						【日
その他のもの	しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のも	砂糖を加えたもの	アルコール分が一%未満のもの	その他のぶどう搾汁	その他のもの	ニリットル以下の容器入りにしたもの	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの	スパークリングワイン	びぶどう搾汁(第二○・○九項のものを除く。)	ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。)及		その他のもの	砂糖を加えたもの	その他のもの	その他のもの	砂糖を加えたもの	限る。)
<ul><li>(その率が − 二三 %</li></ul>												九・六%			九・六%		-
BB					X	X		X			A	B 7	R		B 7	R	Î

	アルコール分が一%未満のもの含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するもの	二二〇六・〇〇  その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びミード)並びに発酵酒	その他のもの	アルコール分が一%未満のもの	二三〇五・九〇 その他のもの	二二〇五・一〇  ニリットル以下の容器入りにしたもの	により香味を付けたものに限る。)	二二・〇五  ベルモットその他のぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したもので、	その他のもの	その他のもの	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	その他のもの						
	に該当するものを除く。)	並びに発酵酒とアルコールを						にもので、植物又は芳香性物質										
の 率 が	二 九 ・ 八 ※			一 九 · %						二 五 ・ 五 %	一 九 一 %		率 )	当該従量税	低いときは、	従量税率より	つき二三円の	キログラムに
]	B 15		X	B 15		X			A	В 15	B 15							

二八七		
A	フルーツブランデー	
	エチルアルコール及び蒸留酒	
	その他のもの	二三〇八・九〇
A	リキュール及びコーディアル	二三〇八・七〇
A	ウオッカ	二三〇八・六〇
A	ジン及びジュネヴァ	二三〇八・五〇
A	ラム及びタフィア	二三〇八・四〇
A	ウイスキー	二二〇八・三〇
A	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	
	及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	
	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。)	三・〇八
X	変性アルコール(アルコール分のいかんを問わない。)	11102·10
X	その他のもの	
A	て使用するものに限る。)	
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留し	
	その他のもの	
X	その他のもの	
A	して使用するものに限る。)	
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留	
	その他のもの	

その他のもの								果汁をもととした飲料(アルコール分が一%未満のものに限る。)	合成清酒及び白酒	その他のアルコール飲料	その他のもの	留して使用するものに限る。)	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸	その他のもの	その他のもの	留して使用するものに限る。)	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸	エチルアルコール	その他のもの ― ―	
	率 )	当該従量税	低いときは、	従量税率より	つき二三円の	キログラムに	(その率が一	二 九 ・ 八 %												二八八
A								В 15	A		X	A			X	A			_	八

	二三〇九・一〇	二三・〇九			11102·00		二三・〇六	二三〇五・〇〇	11110E · 00					· 01		· O	第二三類	二二〇九・〇〇
乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの	○ 犬用又は猫用の飼料(小売用にしたものに限る。)	飼料用に供する種類の調製品	状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。)	○   飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物(ペレット	○ ぶどう酒かす及びアーゴル	ないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。)	その他の植物性の油かす(粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わ	○  落花生油かす(粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。)	○  大豆油かす(粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。)	いかを問わない。)	砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす(ペレット状であるかな	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の	ものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。)	ふすま、ぬかその他のかす(穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずる	びペレット(食用に適しないものに限る。)並びに獣脂かす	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	○ 食酢及び酢酸から得た食酢代用物
キログラム																		四 · 八 %
B 10			A		A	A		A	А	A			A		A			В 7

\_\_\_\_

		キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。)、アルファルファ緑	
the methods		第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの(ペレット状、	
		その他のもの	
	加えた額		
	五円三〇銭を		
	る %ごとに		
	一〇%を超え		
	糖の含有率が		
<u></u>	量比による乳		
	円五〇銭に重		
	につき、五二		
B 10	ーキログラム	その他のもの	
A		ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの	
		乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの	
		その他のもの	
A		飼料用に供する種類の調製品(飼料に添加するものに限る。)	
		○ その他のもの	二三〇九・九〇
	につき一八円		
В 10	ーキログラム	その他のもの	
A		量の一〇%以上のものを除く。)	

葉たんぱく濃縮物及び魚又は海疹部乳動物のソリュブル         その他のもの           気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。)         その他のもの           その他のものの         「な密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のもの にしたもの(気密容器入りのものに限る。)           その他のものの         「た、取合で定める選別方法にこり分離できる砕米、キューブ状その他これらに類する形状のもの(しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の一〇%以上のものを除く。)           大、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの         その他のもの           その他のもの         「大、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの           その他のもの         ス           ス         ス           ス         ス           ス         ス		たばこ及び製造たばこ代用品	第二四類
用のすべきのでは、「「「「」」」」」」 用のすべきのに、「」」」」 「「」」」、「」」」、「」」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」	X	その他のもの	
用の「クラム以下のもの」」 「クジネ満であり、小売」」 「クジネ満であり、一ブ状子の他に限るものに限るものと、 「のものに限るものと」 「カークジェント・ショント・ショント・ショント・ショント・ショント・ショント・ショント・ショ	X	の	
□ ログラム以下のもの     □ 「小売用の容器入り     ○ %未満であり、     ☆ の他これら     ○ % 未満であり、     ひょのに限るものと     □ これら     □ 」     □ 2 3 3 4 5     □ 2 3 4     □ 2 3 4     □ 2 3 4     □ 2 3 4     □ 2 3 4     □ 2 3 4     □ 2 3 4     □ 2 3     □ 2     □ 2 3     □ 2     □ 2 3     □ 2     □ 2     □ 2 3     □ 2    □ 2     □ 2     □ 2     □ 2     □ 2     □ 2    □ 2     □ 2    □	A		
□ ログラム以下のもの     □ 「小売用の容器入り     ○ %未満であり、か     ○ %未満であり、か     ○ % 未満であり、か     ○ % 未満であり、か     □ ご い     □ ご び     □ び     □		ルの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。)	
○ ペークラム以下のもの ○ ペークラム以下のもの ○ ペークテム はく 質の容器入り ○ ペーク ボイ であり、か ○ ペーク ボイ であり、か ○ ペーク ボイ (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)			
○ パクラム以下のもの ○ パクラム以下のもの ○ パーブ ポイン 「「「「」」」」」 ○ パクラム以下のもの ○ パクラムい ○ パクシムい ○ パクシムい ○ パクシムい ○ パクシムい <p< td=""><td></td><td></td><td></td></p<>			
<ul> <li>ログラム以下のもの</li> <li>ヘ 小売用の容器入り</li> <li>ヘ ブ状その (小売用の容器入り)</li> <li>イブ状その (1)</li> <li>全重量の</li> </ul>		五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、か	
<ul> <li>ー ログラム</li> <li>ログラム</li> <li>ノブボークラム</li> <li>レーブボークラム</li> <li>レーブボークラム</li></ul>		に類する形状のもの(しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の	
<ul> <li>ログラム</li> <li>イ クラム</li> <li>ステのもの</li> <li>合有量</li> </ul>		キューブ状その他これ	
た ログラム以下のもの たんぱく質の含者量		の他の	
<ul> <li>ログラム以下のもの</li> <li>たんぱく質の含素入り</li> <li>二ナ</li> </ul>	A	が全重量の三五%未満のものに限る。)	
<ul> <li>ログラム以下のもの</li> <li>二ナ</li> </ul>			
ロ グラ ム 以 下 の も の 		一キログラムにつき七〇円を超えるもの(小売用の容器入	
ロ グラム 以下のもの 		その他のもの	
ログラム以下のもの	A	に限る。)	
		(容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のも	
		の も	
_	A	葉たんぱく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル	
	二九二		

二九三		
X	二五○一・○○ 塩(食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を	
	第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント	
X	その他のもの	
A	たばこのエキス及びエッセンス	
	二四〇三・九九 その他のもの	
A	二四〇三・九一シートたばこ	
	その他のもの	
X	のいかんを問わない。)	
	二四〇三・一〇  喫煙用たばこ(たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量	
	エッセンス	
	二四・〇三  その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及び	
X	ものに限る。)	
	二四・〇二  葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ(たばこ又はたばこ代用物から成る	
A	二四・〇一   たばこ(製造たばこを除く。)及びくずたばこ	

二五一二·00		二 五 ・ 〇	$\bigcirc$			二五・〇八	二五〇七・〇〇			二五・〇六		二五 ・ 〇五	二五・〇四	二元〇三・〇〇	二HO11・00		
焼いてあるかないそう土その他これ	を問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。)	白亜		ライト、シャモット及びダイナスアース	かを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。)並びにム	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト(焼いてあるかない	カオリンその他のカオリン系粘土(焼いてあるかないかを問わない。)	かないかを問わない。)	とその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切ってある	石英(天然の砂を除く。)及びけい岩(粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくこ		天然の砂(着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除	天然黒鉛	硫黄 (昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。)	硫化鉄鉱 (焼いてないものに限る。)	その他のもの	
A A	Ą	A	A	A			A	A			A		A	A	A	A	二九四

イト(粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方でいた。	二五二八	二 五
第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉(熱処理をしてあるかないかを問わない。)を混入してあるかないかを問わない。)及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は		
れらに類する工業廃棄物から成るマカダム(小石、砂利、砕石、シングル又はフリント		
びフリント(熱処理をしてあるかないかを問わない。)並びにスラグ、ドロスその		
常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。) 、シングル及		
小石、砂利及び砕石(コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に	二五・一七	二 五
しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。)		
ないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若		
花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石(粗削りしてあるか	· 六	<u>一</u> 五
てあるかないかを問わない。)		
ひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切っ		
るかないかを問わない。)及びアラバスター(粗削りしてあるかないか又はのこぎりで		
ことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切ってあ		
比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひく		
大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石(見掛け	二五・一五	 五.
(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。)		
○   スレート(粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形	二五一四·00	
してあるかないかを問わない。)、パミスストーン及びエメリー		
コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料(天然のものに限るものとし、熱処理を		Ē

二 九 五

A

A A

A A

٠

	天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から	二五二八
A	)及びタルク	
	くことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切って	
	ステアタイト(天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひ	二五・二六
A	<b>雲母(はく離雲母を含む。)及びそのくず</b>	二五・二五
A	石綿	二五二四·00
A	であるかないかを問わない。)	
	メントその他これらに類する水硬性セメント(着色してあるかないか又はクリンカー状	
	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセ	
A	ムを除く。)	
	生石灰、消石灰及び水硬性石灰(第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウ	
A	石灰石その他の石灰質の岩石(石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。)	
A	かを問わない。)	
	ラスター(着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかない	
	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプ	二五 - 二五 - 二〇
A	ウム(純粋であるかないかを問わない。)	
	結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。)及びその他の酸化マグネシ	
	天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト)並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア(焼	二五 ・ 九
A	は焼結してあるかないかを問わない。)及びドロマイトラミングミックス	
	形を含む。)の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又	

二九六

二九七		
 	重量を超えるもの	
	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の	ニセ・〇七
A	ない。)	
	のとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わ	
	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール(再生タールを含むも	二七0六・00
A	炭化水素を除く。)	
	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス(石油ガスその他のガス状	二七〇五・〇〇
A	結させてあるかないかを問わない。) 並びにレトルトカーボン	
	コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝	二七〇四・〇〇
A	泥炭(ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)	二七〇三・〇〇
A	亜炭(凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。)	二七·0二
A	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの	二七·0
	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	第二七類
A	鉱石、スラグ及び灰	第二六類
A	鉱物(他の項に該当するものを除く。)	二五・三〇
A	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石	二五・二九
A	全重量の八五%以下のもの	
	分離したものを除く。)並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態にまして	

											二七一〇·一 一						- 七 ・ - 0	二 七 C 九 ・ C C	
	温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの	航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。)	その他のもの	レンを除く。)	加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの(低重合度の混合アルキ	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量	低重合度の混合アルキレン	揮発油	が全重量の五%未満のものを含む。)	石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量	軽質油及びその調製品	るものとし、他の項に該当するものを除く。)	全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限	石油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が	し、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油	の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものと	石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量	石油及び歴青油(原油に限る。)	
ルにつき二、	ーキロリット																		
	В 10			A			A									z		A	A

二九八

	軽油		その他のもの	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	その他のもの	のものに限る。)	ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上	その他のもの	低重合度の混合アルキレン	灯油			その他のもの	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	その他のもの			その他のもの	
	四円	ルにつき五六	ーキロリット								三八六円	ルにつきー、	ーキロリット			三三六円	ルにつき二、	ーキロリット	〇六九円
 L - L -			В 10	A		A			A				В 10	A				В 10	

											<u>л</u> і	石	七一〇・一九  その他	7				
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの軽油			その他のもの	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	その他のもの	のものに限る。)	ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上	その他のもの	低重合度の混合アルキレン	灯油	が全重量の五%未満のものを含む。)	石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量	のもの	その他のもの			その他のもの	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの
	四,	ルにつき五六	ーキロリット												二五七円	ルにつき一、	ーキロリット	
4			B 10	A		A			A					A			B 10	A

		温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの			その他のもの			硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの	漁業の用に供するもの	合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。	令で定めるところにより本邦に到	のもの(本邦に到着した時におい	温度一五度における比重が〇・八	その他のもの	とする製油により得た製品を含む。	製油の原料として使用するもの(税	温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のも	重油及び粗油			その他のもの
		七を超えるもの						以下のもの		有するものに限る。)のうち、農林	令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混	(本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政	度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下			(税関の監督の下で重油又は粗油を原料	以下のもの				
·			三〇六円	ルにつき三、	ーキロリット	五九三円	ルにつき二、	ーキロリット											二五七円	ルにつきー、	ーキロリット
	$\overline{}$				B 10			B 10	A						А				_		B 10

A	の石油又は歴青油の残留物	石油コークス、石油アスファルトその	
A	(着色してあるかないかを問わない。)	物品で合成その他の方法により得たものクス、オゾケライト、モンタンろう、泥	
	ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワッ	ペトロラタム並びにパラフィンろう、	
A		石油ガスその他のガス状炭化水素	
A		その他のもの	二七一〇・九九
A		フェニル(PBB)を含むもの	
	ポリ塩化テルフェニル(PCT)又はポリ臭化ビ	ポリ塩化ビフェニル(PCB)、	二七一〇・九一
		廃油	
A		その他のもの	
A		その他のもの	
	1101日		
	ルにつき三、		
B 10		その他のもの	
	三七六円		
	ルにつきニ、		
B 10	・三%以下のもの 一キロリット	硫黄の含有量が全重量の〇	
		その他のもの	
A	· ·	とする製油により得た製品を含む。	
	するもの(税関の監督の下で重油又は粗油を原料	製油の原料として使用するもの	

ŧ

二九〇五・一二 ロピルアル 二九〇五・一二 プロパン―	びニトロソ化 非環式アルコ あるかないか	ニル・〇三 炭化水素のハニ九・〇二 環式炭化水素	二九・〇一 非環式炭化水素 第二九類 有機化学品	第二八類無機化学品及び貴金属、	バック)	二七一五・〇〇 歴青質混合物(天然二七・一四 天然ビチューメン、
ロピルアルコール) プロパン―一―オール(プロピルアルコール)及びプロパン―二―オール(イソプメタノール(メチルアルコール)和一価アルコール	ソ化誘導体 ハコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及いかを問わない。)	`	茶	<b>5貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物</b>	ック) 又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカット	歴青質混合物(天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性ターファルタイト及びアスファルチックロック天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アス
A A	A	A A	A	A	A	A

X	D―グルシトール(ソルビトール)	二九〇五・四四
A	マンニトール	二九〇五・四三
A	ペンタエリトリトール	二九〇五・四二
A	ロールプロパン)	
	ニーエチルーニー(ヒドロキシメチル)プロパンーー・三ージオール(トリメチ	二九〇五・四一
	その他の多価アルコール	
A	その他のもの	二九〇五・三九
A	プロピレングリコール(プロパン―一・二―ジオール)	二九〇五・三二
A	エチレングリコール(エタンジオール)	二九〇五・三一
	二価アルコール	
A	その他のもの	二九〇五・二九
A	非環式テルペンアルコール	二九〇五・二二
	不飽和一価アルコール	
A	その他のもの	二九〇五・一九
A	ルアルコール)及びオクタデカン―――オール(ステアリルアルコール)	
	ドデカン――オール(ラウリルアルコール)、ヘキサデカン―――オール(セチ	二九〇五・一七
A	オクタノール(オクチルアルコール)及びその異性体	二九〇五・一六
A	ペンタノール(アミルアルコール)及びその異性体	二九〇五・一五
A	その他のブタノール	二九〇五・一四
A	ブタン――オール(ノルマルブチルアルコール)	二九〇五・一三
三〇四		

ノシトールル、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	
率)	率)
当該従	当該従量税
低いと	低いときは、
従量税	従量税率より
三円四日	三円四四銭の
ムにつ	ムにつき二
がーキ	がーキログラ
八% (1)	八% (その率
不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並び	アルコ
スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及び	ニトロ
ニトロ化誘導体及びニト	ニトロ化誘導体及びニト

芳香族アルコール及びその誘導体	二       二       二       二       二       二       二       二       二       二       二       二       二       二       九       八       八       九       八       九       八       九       八       二       二       九       八       八       二       九       八       二       二       九       八       二       二       九       八       二       二       九       八       二       二       九       八       二       二       九       八       二       二       九       八       二       二       九       八       二       二       九       八       二       二       九       九       二       二       九       九       二       二       九       九       二       二       九       九       二       二       九       九       二       二       九       九       二       二       九       九       二       二       九       九       二       二       九       九       二       二       九       九       二       二       九       九       二       二       九       九       二       二       九       九       二       二       九       九	WP に 2 W
_	九匹	他のも
	∧. 	ルアルコ
ベンジルアルコ	六 ・ 二 九	も
その他のもの	U t	ノール及びフェ
二九 その他のもの	八	エノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニト
フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトニ九 その他のもの ニー ベンジルアルコール		誘導体及びニトロ
<ul> <li>         二九         フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトフェノール及びフェノールアルコール         二一         ベンジルアルコール         二一         ベンジルアルコール         二         二         二         1         二         1         2         3         2         3         3         3         3         4         3         4         3         4         3         4         3         4</li></ul>	〇 九	ーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェ
ニー ベンジルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェニー ベンジルアルコール		アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド
二九 その他のもの エーテルアルコール、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド フェノール及びフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体 化誘導体及びニトロソ化誘導体 ハーアルフェノールアルコール インジルアルコールアルコール		ゲン化誘導体、スル
二九 その他のもの 二小パンシンテレコール ここれらのハロゲン化誘導体、スルニー ベンジルアルコールアルコール マエーテルマルフェノールマルフェノールアルコール エーテル スーテルアルコール アルコール スロテルアルコール アルコール スロテルアルコール アルコール スロテルアルコール スロテルアルコール スロッシン (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		ニトロ
二九 これには、「「「」」」」」」であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルニカー、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシドル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシドル、アルコールアルコールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体に単一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体に単一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体のびニトロソ化誘導体のの	0	のエポキシド、エポキシアルコール、
二九 二九 二九 フェノール及びフェノールアルコール、 フェノール及びフェノールアルコール、 エーテル、エーテルアルコール、エーテルマ に単一であるかないかを問わない。)並びに に単一であるかないかを問わない。)並びに に単一であるかないかを問わない。)並びに		スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニト
<ul> <li>二九</li> <li>その他のもの</li> <li>ニニカ</li> <li>ビリール及びコンノールアルコール</li> <li>エーテル、エーテルアルコール、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド ( ル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド ( ル、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド ( に単一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン に単一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン ( ご)</li> <li>ビリール及びフェノールアルコール</li> <li>ニーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド ( こ)</li> <li>ニーテルマルコール、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド ( こ)</li> <li>ニーテルマルコール、エーテルマルコール</li> <li>ニーテルマルコール</li> <li>ニーテルマルオキシー</li> <li>ニーテルマルオキシー</li> <li>ニーテルマルオキシー</li> <li>ニーテルマルコール</li> <li>ニーテルマルオキシー</li> <li>ニーテルマルオキシー</li> <li>ニーテルマルオキシー</li> <li>ニーテルマルオキシー</li> <li>ニーテルマルオキシー</li> <li>ニーテルマルオーシー</li> <li>ニーテルマルオーシー</li> <li>ニーテルマルオーシー</li> <li>ニーテルマルオーシー</li> <li>ニーテルマルオーシー</li> <li>ニーテルマルオーシー</li> <li>ニーテルマル</li> <li>ニーテルマル</li> <li>ニーテルマル</li> <li>ニーテルマル</li> <li>ニーテルマル</li> <li>ニーテルマル</li> <li>ニーテルマル</li> <li>ニーテル</li> <li>ニーテル<!--</td--><td></td><td>誘導体</td></li></ul>		誘導体
<ul> <li>二1 ベンジルアルコール</li> <li>二1 ベンジルアルコール</li> <li>ニ1 マルコール</li> <li>ニ1 マルコール</li> <li>ニ1 マルコール</li> <li>二1 マルマル</li> <li>二1 マル</li> <li>二1 マ</li></ul>	- • 00	ル及びヘミアセタール(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わな
<ul> <li>〇〇 アセタール及びヘミアセタール(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わなこれ</li> <li>ニカ</li> <li>ニカ</li> <li>その他のもの</li> <li>ニーマルスはフェノールアルコール、エーテルマェノール、エーテルマルオキシド、エーテルマルオキシドのびケトンペルオキシド への、アルコールマルコールアルコール、エーテルマ・ノール及びエポキシド ー</li> <li>ご買環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシド ー</li> <li>三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシド ー</li> <li>ごじにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロノ化誘導体</li> <li>ジェノール及びヘミアセタール(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わな</li> </ul>		びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ
<ul> <li>CO</li> <li>ニカ</li> <li>その他のもの</li> <li>ニー</li> <li>ニー</li> <li>ベンジルアルコール</li> <li>ニー</li> <li>ニー</li> <li>ベンジルアルコール</li> <li>ニー</li> <li>ニー</li> <li>ベンジルアルコール</li> <li>ニー</li> <li>ニー</li> <li>マセタール及びへミアセタール(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わな</li> <li>読導体</li> <li>ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニト</li> <li>ジロにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体、スルホン</li> <li>ニー</li> <li>ニー</li> <li>マセタール及びヘミアセタール(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わな</li> <li>ニトロ化</li> <li>ニー</li> <li>ニー</li> <li>ニトロ化</li> <li>二</li> <li>ニトロル</li> <li>ニトロ化</li> <li>三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシアン</li> <li>ニトロ化</li> <li>ボーデル</li> <li>ニトロル</li> <li>ボーデル</li> <li>ニトロ</li> <li>ニー</li> <li>ニー</li></ul>		誘導体
<ul> <li>こ九</li> <li>こ九</li> <li>フェノール及びフェノールアルコール</li> <li>ニカール、アルコール及びフェノールアルコール、エーテル、エーテル、エーテルアルコール、エーテルペルオキシド、エーテルペルオキシド、エーテルペルオキシドのプケトンペルオキシド ー</li> <li>ご買買のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシド ー</li> <li>三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エーテルマルーー</li> <li>三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エーテルマール</li> <li>ごに これらの ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロン</li> <li>読導体</li> <li>読導体</li> <li>読導体</li> <li>読導体</li> </ul>		他
<ul> <li>ニー ベンジルアルコール</li> <li>ニー ベンジルアルコール</li> <li>ニー ベンジルアルコール</li> <li>ニー ベンジルアルコール</li> <li>ニー ベンジルアルコール</li> <li>ニー ベンジルアルコール</li> <li>ニー マあるかないかを問わない。) 並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、スルホン化誘導体、スルホン化誘導体、スルホン化誘導体、スルホン化誘導体、スルホン化誘導体、スルホン化誘導体、スルホン化誘導体、アルデヒド(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わなびニトロン</li> <li>デャタール及びヘミアセタール(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。) 並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロン</li> <li>デルデヒド(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)、アルデヒド</li> </ul>		ル

щ П О К ŗ

二 九 九 八 八 八 八 八 二 二 二 二 二 九 九 八 八 八 八 二 二 二 二		二 九 ・ 八	二 九 一 七	二 九 ・ 六	二 九 ・ 五	二 九 ・ 一 四 ・ 〇〇
酒石酸の塩及びエステル酒石酸の塩及びエステル、酸小ロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれの誘導体	アルコール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸ロ化誘導体及びニトロソ化誘導体化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニト	カルボン酸(他の酸素官能基を有するものに限る。)並びにその酸無水物、酸ハロゲンらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体のハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロ誘導体	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	ケトン及びキノン(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。)並びにこれらトロソ化誘導体

A A A A A

		二九・二〇		二九一九・〇〇	二九一八・九〇		二九一八・三〇	二九一八・二九	二九一八・二三	二九一八・二二	二九一八・二一			二九一八・一九	二九一八・一六			二九一八・一五	二九一八・一四	
誘導体	並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化	非金属のその他の無機酸のエステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く。)及びその塩	誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	りん酸エステル及びその塩(ラクトホスフェートを含む。)並びにこれらのハロゲン化	その他のもの	並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)	その他のもの	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	オルトーアセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	サリチル酸及びその塩	無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	フェノール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸	その他のもの	グルコン酸並びにその塩及びエステル	その他のもの	くえん酸カルシウム	くえん酸の塩及びエステル	くえん酸	
A			A		A	A		A	A	A	A			A	A	A	X		X	三〇八

\_\_\_\_\_

٣

.

.

A	有機硫黄化合物	二九・三〇
A	その他の窒素官能基を有する化合物	二九・二九
A	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	二九二八・〇〇
A	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	二九二七・〇〇
A	ニトリル官能化合物	二九・二六
A	カルボキシイミド官能化合物(サッカリン及びその塩を含む。)及びイミン官能化合物	二九・二五
A	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	二九・二四
A	かを問わない。)	
	リピド(レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかない	
	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノ	二九・二三
A	アミノ化合物	
	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他の	二九二二・五〇
A	その他のもの	二九二二・四九
A	チリジン(INN)及びその塩	二九二二・四四
A	アントラニル酸及びその塩	二九二二・四三
A	その他のもの	
五 <u>-</u> % B 5	グルタミン酸ソーダ	
	グルタミン酸及びその塩	二九二二・四二
A	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩	二九二二・四一
	これらの塩	

	タールの塩及び糖エステルの塩(第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除	
	を除く。)並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセ	
	二九四〇・〇〇 糖類(化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖	
A	びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
	二九・三九    植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及	
A	塩、エーテル、エステルその他の誘導体	
	二九・三八 グリコシド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)及びその	
A	(主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。)	
	これと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの誘導体及び構造類似物	
	二九・三七    ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン(天然のもの及び	
A	溶かしてあるかないかを問わない。)	
	ンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物(この項の物品については、溶媒に	
	然のものを濃縮したものを含む。)に限る。)並びにこれらの誘導体で主としてビタミ	
	二九・三六 プロビタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの(天	
A	二九三五・〇〇スルホンアミド	
A	化合物	
	二九・三四	
A	二九・三三  複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。)	
A	二九・三二  複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。)	
A	二九三一・〇〇 その他のオルガノインオルガニック化合物	

Ξ

並媒レて精精     イな     肥     医     そ抗く       前び質     あ油油     ンめ     料     療     の生			
〇〇 その他の有機化合物         昭和         医療用品         医療用品         医療用品         医療用品         医療用品         医療用品         レート、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ         オ油、レジノイド、調製香料及び化粧品類         精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類         なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペ         レート( 冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を         並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション         精油 (かんきつ類の果実のものに限る。)			A
<ul> <li>○○ その他の有機化合物</li> <li>○○ その他の有機化合物</li> <li>○○ その他の有機化合物</li> <li>○○ その他の有機化合物</li> <li>○○ その他の有機化合物</li> <li>○○ その他の有機化合物</li> </ul>	二九・四一	抗生物質	A
<ul> <li>医療用品</li> <li>医療用品</li> <li>医療用品</li> <li>医療用品</li> <li>医療用品</li> <li>医療用品</li> <li>に料</li> <li>にジノイド、調製香料及び化粧品類</li> <li>精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類</li> <li>精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類</li> <li>「ホンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。)、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート( 冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を 薬質としているものに限る。)、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物 並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション</li> <li>精油(かんきつ類の果実のものに限る。)</li> </ul>	二九四二・〇〇	その他の有機化合物	A
肥料 肥料 肥料 肥料 肥料 問題  問題 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別 別	第三〇類	医療用品	A
特油(かんきつ類の果実のものに限る。) 精油(かんきつ類の果実のものに限る。)	第三一類	肥料	A
精油(かんきつ類の果実のものに限る。) 精油(コンクリートのもの及びアブソリュートのして ためるかないかを問わない。)、レジノイド、オレオレジン抽出物、精 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類	第三二類	、染料、顔料その	A
	三     三     第       三     ○     ・       ・     ・     ・       ・     ・     ・	ルガモットのものしてアブソリュートのものを含むものとし、レジノイド、調製香料及び化粧品類	А

;-

	三三・〇二 香	三三〇一・九〇	0111 • 1 011111	三三〇一・二九	三三〇一・二六						三三〇一・二五		·				三三〇一・一九		•   ]]
むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。) 並びに香気性物	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物(アルコール溶液を含	その他のもの	レジノイド	その他のもの	ベチベルのもの	その他のもの	その他のもの	るもの	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超え	ペパーミント油(メンタ・アルヴェンスィスのものに限る。)	その他のミントのもの	ペパーミント(メンタ・ピペリタ)のもの	ラベンダー又はラバンジンのもの	ジャスミンのもの	ゼラニウムのもの	精油(かんきつ類の果実のものを除く。)	その他のもの	ライムのもの	レモンのもの
							五 • 四 %												
		Α	Α	Α	A	Α	B 7	A				Α	Α	Α	Α		Α	Α	A

A	含有量が乾燥状態において全重量の八〇%を超えるものに限る。)及びアルブミナートアルブミン(二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質のカゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルーたんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素	三 五 ・ 〇 二
A	ととした歯科用の調製品ととした歯科用の調製品で、「「「「「」」」、「「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、	第三四類
A	いか又は消毒作用を有するか有しないかを問	
	品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類(他の項に該当するものを除く。)並びに調ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製	三三 • 0七
A	歯間清掃用の糸(デンタルフロス)    「胆衛生用の訓集品(義歯定着用の^   スト及び粉を含む ) 及び小売用の包装にした	
A	空新と用い周辺で(麦廚を寄用いぐ)へ、そどみとなら、そど、を用いました。その観観品	三三・〇五
A	品を含むものとし、医薬品を除く。)及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品(日焼止め用又は日焼け用の調製	
A	香水類及びオーデコロン類	00 •  110 11 011
A 	質をもととしたその他の調製品(飲料製造に使用する種類のものに限る。)	
匹		

;

三五		
A	各種の化学工業生産品	第三八類
A	写真用又は映画用の材料	第三七類
A	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	第三六類
A	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素	三五・〇七
A	ーキログラム以下のものに限る。)	
	剤としての使用に適する物品(膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が	
	調製膠着剤その他の調製接着剤(他の項に該当するものを除く。)及び膠着剤又は接着	三五・〇六
X	でん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤	
	デキストリンその他の変性でん粉(例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉)及び	三五・〇五
A	当するものを除く。)並びに皮粉(クロムみょうばんを加えたものを含む。)	
	三五〇四・〇〇ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体(他の項に該	三五〇四・〇〇
X	その他のもの	
A	ゼラチン(写真用のものに限る。)、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシングラス	
	グラス及びその他のにかわ(第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。)	
	てあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。)、ゼラチン誘導体、アイシン	
	) ゼラチン(長方形(正方形を含む。)のシート状のものを含むものとし、表面加工をし	三角〇三・〇〇
A	その他のアルブミン誘導体	

		四円四八銭の			
		グラムにつき			
		の率が一キロ			<u> </u>
10	В 10	一・三%(そ	粒、フレークその他これらに類する形状のもの		
			塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、		
			比重が〇・九四以上のポリエチレン	三九〇一・二〇	<u> </u>
	А		その他のもの		
		率 )			
		当該従量税			
		高いときは、			
		従量税率より			
		四円四八銭の			
		グラムにつき			
		の率が一キロ			
10	В	一・三%(そ	粒、フレークその他これらに類する形状のもの		
			塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、		
			比重が〇・九四未満のポリエチレン	三九〇一・一〇	Ξ
			エチレンの重合体(一次製品に限る。)	三九・〇一	Ξ
			プラスチック及びその製品	第三九類	第
<u> </u>	† ^	+   三   六			T

-	_		
A		・二〇 ポリイソブチレン	三九〇二・二〇
A		その他のもの	
	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		
	当該従量税		
	高いときは、		
	従量税率より		
	五円一二銭の		
	グラムにつき		
	の率が一キロ		
B 10	・三% (そ	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
	, ( °ل ب	塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。	
		・一〇 ポリプロピレン	三九〇二・一〇
		二 プロピレンその他のオレフィンの重合体(一次製品に限る。)	三九・〇二
А		・九〇 その他のもの	三九〇一・九〇
А		・三〇 エチレン―酢酸ビニル共重合体	三九〇一・三〇
А		その他のもの	
	率)		
	当該従量税		
	高いときは、		
	従量税率より		

-     -     -     -     -       を     を     を     含     含       さ     さ     さ     う     う       ・     ・     ・     ・	その他のもの	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダ	三九〇三・三〇  アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン(ABS)共重合体	その他のもの	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダ	三九〇三・二〇  スチレン―アクリロニトリル(SAN)共重合体	その他のもの	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダ	三九〇三・一九 その他のもの	三九〇三・一一 多泡性のもの	ポリスチレン	三九・〇三 スチレンの重合体(一次製品に限る。)	三九〇二・九〇 その他のもの	その他のもの	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダ	三九〇二・三〇  プロピレンの共重合体
,- ,- ,- ,- ,-			1				1				1							〇·五六%	1	

三九		
A	その他の塩化ビニルの共重合体	三九〇四・四〇
A	塩化ビニル―酢酸ビニル共重合体	三九〇四・三〇
A	その他のもの	
〇 ・七八% B6	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
	塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、	
	可塑化したもの	三九〇四・二二
A	その他のもの	
〇·七八% B9	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
	塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、	
	可塑化してないもの	三九〇四・二一
	その他のポリ(塩化ビニル)	
A	その他のもの	
〇·七八% B9	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
	塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、	
	ポリ(塩化ビニル)(他の物質と混合してないものに限る。)	三九〇四・一〇
	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体(一次製品に限る。)	三九・〇四
A	その他のもの	
○·六二% B6	粒、フレークその他これらに類する形状のもの	
	塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、	
	その他のもの	三九〇三・九〇

ŧ

	プラスチック製の床用敷物(接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール	三九・一八
A	えば、ジョイント、エルボー及びフランジン	
	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手(プラスチック製のものに限る。例	三九・一七
A	の他の加工をしたものを除く。)	
	クの棒及びプラスチックの形材(表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、そ	
	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチッ	三九・一六
A	プラスチックのくず	— 五
A	に限る。)	
	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体(一次製品	三九一四・〇〇
A	のを除く。)	
	ぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体)(一次製品に限るものとし、他の項に該当するも	
	天然の重合体(例えば、アルギン酸)及び変性させた天然の重合体(例えば、硬化たん	三九・一三
A	除く。 )	
	セルロース及びその化学的誘導体(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを	三九・一二
A	の類の注3のその他の物品(一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。)	
	石油樹脂、クマロン-インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこ	三九・一一
A	シリコーン(一次製品に限る。)	三九一〇・〇〇
A	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン(一次製品に限る。)	三九・〇九
A	ポリアミド(一次製品に限る。)	三九・〇八
A	樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル(一次製品に限る。)	

ŧ

•

	A	ゴム及びその製品	第四〇類
Λ	A	チックを除く。) から成る製品	
	九・一四項までの材料(プラス	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの	三九・二六
	~	プラスチック製の建築用品(他の項に該当するものを除く。	三九・二五
	及び化粧用品	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品	三九・二四
	A	の他これらに類する物品	
	ック製の栓、ふた、キャップそ	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、	三九・二三
	A	用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品	
	洗面台、ビデ、便器、便座、便器	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗	三九・二二
	はく及びストリップ A	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく	三九・二二
	A	他の材料と組み合わせたものを除く。)	
	及びこれらに類する方法により	並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により	
	フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく	三九・二〇
	A		
	ロール状であるかないかを問わな	形状の物品(接着性を有するものに限るものとし、ロ	
	、ストリップその他のへん平な	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその	三九・一九
	A	び天井被覆材	
	プラスチック製の壁面被覆材及	状又はタイル状のものに限る。) 並びにこの類の注9のプラスチック製	

四 ·				四 一 〇															第四一
				一 ・ つ				· Æ						•  O				0	類
羊の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理を	その他のもの	終えてないもの)及びなめし過程にないもの	クロムなめしのもの(なめし(前なめしを含む。)過程中のもののうちなめしを	その他のもの(バット、ベンズ及びベリーを含む。)	その他のもの	終えてないもの)及びなめし過程にないもの	クロムなめしのもの(なめし(前なめしを含む。)過程中のもののうちなめしを	全形の原皮(一六キログラムを超えるものに限る。)	その他のもの	終えてないもの)及びなめし過程にないもの	クロムなめしのもの(なめし(前なめしを含む。)過程中のもののうちなめしを	る処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。)	したものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適す	全形の原皮(重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵を	あるかないかを問わない。)	以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットして	漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸	原皮(毛皮を除く。)及び革
	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~																		
	В 10	А			В 10	А			В 10	А									

÷

B 10	%	その他のもの	
А		クロムなめしのもの	
		四一〇四・一一 フルグレーン(スプリットしてないものに限る。)及びグレーンスプリット	匹
		湿潤状態(ウェットブルーを含む。)のもの	
		リットしてあるかないかを問わない。)	
		ので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプ	
		1一・〇四 牛(水牛を含む。)又は馬類の動物のなめした皮(なめしたもの及びクラストにしたも	兀
A		四一〇三・九〇 その他のもの	匹
У В 7	•  %	その他のもの	
A		なめし過程にないもの	
		1 〇三・三〇 豚のもの	
А		二 〇 三 ・ 二 〇 爬虫類のもの	兀
A			匹
		だし、この類の注1の心又は心の規定により除かれているものを含まない。)	
		限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。た	
		理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに	
		・○三 その他の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の	ĮĽ
A		だし、この類の注1(この規定により除かれているものを含まない。)	
		ものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。た	
		したもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限る	

					四一〇四・四九															四一〇四・一九
	その他のもの	クロムなめしのもの	いもの	なめしたもの(再なめしをしたものを含む。)で、これを超える加工をしてな	その他のもの	その他のもの	その他のもの	以下のもの)及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。)	染着色したもの(全形の牛の皮(表面積が一枚につき二・六平方メートル	染着色したもの	その他のもの	その他のもの	クロムなめしのもの	いもの	なめしたもの(再なめしをしたものを含む。)で、これを超える加工をしてな	フルグレーン(スプリットしてないものに限る。)及びグレーンスプリット	乾燥状態(クラスト)のもの	その他のもの	クロムなめしのもの	その他のもの
Ē.							一六%					 %						%		
Ŧ.	B 10	A				В 10	В 10	В 10				В 10	A					В 10	A	

• 	湿潤状態(ウェットブルーを含む。)のもの	四一〇六・三一
	豚のもの	
A	その他のもの	
一 六 % B 10	染着色したもの	
	乾燥状態(クラスト)のもの	四一〇六・二二
A	湿潤状態(ウェットブルーを含む。)のもの	四一〇六・二一
	やぎのもの	
	かを問わない。)	
	加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかない	
	その他の動物のなめした皮(なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える	四一・〇六
A	その他のもの	
一 六 % B 10	染着色したもの	
	乾燥状態(クラスト)のもの	四 〇 丘 ・ 三 〇
A	湿潤状態(ウェットブルーを含む。)のもの	四 〇 五 ・ 〇
	おらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わな	
	羊のなめした皮(なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をして	四 • ① 五
% B 10	その他のもの	
六 % B 10	染着色したもの	
	その他のもの	
三 二 六		

	フルグレーン(スプリットしてないものに限る。)		00
	全形の革		
	限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。)		
	る加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに		
	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の革(なめした又はクラストにした後これらを超え	四一・〇七	70
A	その他のもの		
- - % B 7	染着色したもの		
	乾燥状態(クラスト)のもの	四一〇六・九二	Ш
A	湿潤状態(ウェットブルーを含む。)のもの	四一〇六・九一	ரு
	その他のもの		
A	その他のもの		
- % B 7	その他のもの		
	わに又はとかげのもの		
	染着色したもの		
	その他のもの		
A	植物性前なめしをしたもの		-
	爬虫類のもの	四一〇六・四〇	JU
	その他のもの		
 六 % B 7	染着色したもの		
	乾燥状態(クラスト)のもの	四一〇六・三二	μ

四 一 〇 七 ・ 九		
その他のものその他のもの	その他のものその他のもの	グレーンスプリット
一 二 六 二 ※ % %	$\begin{array}{ccc} - & - \\ - & - &$	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
B B B 10 10 7	B     B     B       10     10     10	B     B     B       10     10     10

の他のもの パクリット アリット 一色し又は模様付けしたもの にのもの の しての他のもの の しては模様付けしたもの の しては模様付けしたもの の しては模様付けしたもの の しては模様付けしたもの の しては模様付けしたもの の しては模様付けしたもの の しては模様付けしたもの の しては模様付けしたもの の しては模様付けしたもの の しては模様付けしたもの の しては模様付けしたもの	-	その	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	その他	パーチ	四一〇七・九九 その他のも	その	7-	边	染着	その他のも	パーチ	四一〇七・九二 グレーンスプリット	その	z		染	染着	染着色し	- - - - - - - チ - - チ	四一〇七・九一 フルグレー シングレー
		その他のもの	染着色し又は模様付けしたもの	の も	パーチメント仕上げをしたもの	6 0	その他のもの	その他のもの	(水牛革及びロ	染着色し又は模様付けしたもの	2のもの	パーチメント仕上げをしたもの	ハプリット	の他のもの	も	銘着色したもの(水牛茸及てローラーレサーを除く )	うくこちをドル	り、くニ きんバ 1 様付けしたもの	ノニック (く=互々ドロフは模様付けしたものの)	、こうつ (く=互々が 1 又は模様付けしたものの)	ドの も
$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	-	 ~/~	六%		·  %		%	一六%				·  %			一 六 %						

			四 	
その他のもの、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	0 豚のもの その他のもの その他のもの	パーチメント仕上げをしたもの ペーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプ	その他の動物の革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、その他のもの発着色し又は模様付けしたものその他のもの	パーチメント仕上げをしたもの仕上げをしたものは上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてある「二・〇〇」羊革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント
$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	一 六 %	·  %	一 六 %	$\frac{1}{8}$
B B B 7 7 7 7	A B 10	B 7	A B 10	$\overline{\begin{array}{c} B \\ 7 \end{array}}$

11 11 1

		貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が		
		携帯用化粧道具入れ(貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半		
		外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		DET
		ん、通学用かばんその他これらに類する容器		
		トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かば		
		る容器		
		真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類す		
		グゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写		
		は紙で被覆したものに限る。)及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エ		
		ズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しく		
		する容器(革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイ		
		ポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類		
		ドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、ス		
		旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハン		Ш
B 7	· ○六%	の他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。)		
		動物用装着具(引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートそ		Π
		に 腸の 製品		
		革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並び	第四二類	笛
B 7	〇 ・ % B 7	の 粉		
-		-		-

		四 〇 一 九	
革製又はパテントレザー製のもの その他のもの その他のもの その他のもの 手製又はパテントレザー製のもの その他のもの その他のもの	- こしと長)告してよりっきしたを属、貴互、コンポジションレザー製又はパテントレザーい。)(取手が付いていないものを含むものとし、肩	もの	一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。) 携帯用化粧道具入れ(貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの その他のもの 一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。)
六 二 一 - 一 · · · 四 八 二 % % %		<ul> <li>○ 三 六</li> <li>小 六 ・</li> <li>二 八 四</li> <li>% % %</li> </ul>	二 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
B B B 7 7 7		B B B 7 7 7	B B B 7 7 7

四二 〇二 · 三 九	国11011・1111		四 二 〇 二 · 二 九	
その他のものその他のものので、そうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、んご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、	財布(貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さ外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のものその他のもの○○○日を超えるものに限る。)	財布(貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さ外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品	その他のものその他のもの	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のものその他のもの
〇 一 · 六 二 八 四 八 ※ % %	二 ・ ・ % %		六 六 ・ い 二 ・ ・ ・ い の 、 八 % % % %	八 ※ B 7
B B B 7 7 7	B B 7 7		B B B 7 7 7	B 匹 7

		石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	
		毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴	
		その他のもの	四二〇三・二九
X		その他のもの	
B 7	一 六 %	石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	
		毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴	
		特に運動用に製造したもの	
		手袋、ミトン及びミット	
В 7		その他のもの	
B 7	二六%	た金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	
		毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきし	
		衣類	
		衣類及び衣類附属品(革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)	
В 7	〇 ・ 九 二 %	その他のもの	
В 7	○· 六八%	の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	
		アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他	
В 7	○ ・ 五 四 %	木製のもの	
		その他のもの	四二〇二・九九
В 7	六 ・ 四 %	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	四二〇二・九二
B 7	八 %	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	四二〇二・九一

		原毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものと毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	四三・〇一
六 六 % 8 B 7 7	〇 ・ 六 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	腸、ゴールドビーターススキン、ぼうこう又は腱の製品その他の革製品及びコンボジションレザー製品	四二 〇五 ・ 〇六
% B 7	〇・六六%	О	
Х % В 7	三・六%	ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー	
		機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品	四二〇四・〇〇
0 % B 7	- 0	その他のもの	
六 % B 7	一 六	た金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	
		毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきし	
		その他の衣類附属品	四二〇三・四〇
X		その他のもの	
六 % B 7	一 六	た金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	
		毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきし	
		ベルト及び負い革	四二〇三・三〇
X		その他のもの	
六 % B 7	一六	コンポジションレザー製のもの	
四 % B 7	四	革製のもの	

	木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートル	四四・〇七
A	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木	四四・〇六
A	木毛及び木粉	四四〇五・〇〇
A	をしたものを除く。)及びチップウッドその他これに類するもの	
	に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工	
	ものを除く。)、木製の棒(つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造	
	たが材、割ったポール、木製のくい(端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいた	
A	るかないかを問わない。)	
	木材(粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあ	
A		
	木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わな	
A	結させてあるかないかを問わない。)、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	
	のこくず及び木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝	
	木材及びその製品並びに木炭	第四四類
A	人造毛皮及びその製品	
X	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	
X	ものを除く。)	
	の及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項の	
	なめし又は仕上げた毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないも	

.

三三七

  匹	四四 四 二
	四四
	四 匹
	四 四
0	四 四
〇 九	四 四
〇 八	匹 匹
	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$

A

Α

Α

А

1 1

R R

三三八

A

○○ 木製の食卓用品及び台所用品	四一九・〇〇	四四
けら板を含む。)		
木製建具及び建築用木工品(セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこ	匹 ・ 八	匹
○○│木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並	四一七・(	四四
け材を含む。)		
○○   木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品	四一六・〇	四
レット枠		
ドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並		
木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、	匹 一 五	四四
○○ 木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	四	匹
○○   改良木材(塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。)	四一三・(	匹
九九 その他のもの		匹
九三 その他のもの(少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。	  •	四四
九二 少なくとも一の単板が熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。		四四
その他のもの		
二九 その他のもの	四 二 ·	四四
<ul> <li>二三</li> <li>その他のもの(少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。</li> </ul>		四四
三 少なくとも一の単板が熱帯産木材(この類の号注1のものに限る。		四
その他のもの(少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。		
一九 その他のもの		四四

三三九

## 

1

A	を問わない。)	
	さなだその他これに類する組物材料の物品(ストリップ状にしてあるかないか	
A	むしろ、こも及びアンペラ	
 	植物性材料製のもの	四六〇一・九一
 	その他のもの	
 A	その他のもの	
 六 % B 5	ス)製のもの	
	いぐさ(ユンクス・エフスス)製又は七島い(キュペルス・テゲティフォルミ	
	敷物及びすだれ(植物性材料製のものに限る。)	四六〇一・二〇
	状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。)	
	物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織った物品(シート	
	い。)並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ	
 	さなだその他これに類する組物材料の物品(ストリップ状にしてあるかないかを問わな	四六・〇一
	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	第四六類
A	コルク及びその製品	第四五類
A	その他の木製品	
 A	め	
 	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類す	国国・二〇

三回〇

<u> </u>	三四		
X		その他のもの	
A		野蚕のもの	
		生糸(よってないものに限る。)	五〇〇二・〇〇
X		繭(繰糸に適するものに限る。)	五〇〇一・〇〇
		絹及び絹織物	第五〇類
A		図案	
		印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び	
A		紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	第 四 八 類
A		木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	第四七類
A		一項の物品から製造したものに限る。)及びへちま製品	
		かご細工物、枝条細工物その他の製品(組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇	四六・〇二
A		その他のもの	四六〇一・九九
A		その他のもの	
В 5	六 %	ミス)製のもの	
		いぐさ(ユンクス・エフスス)製又は七島い(キュペルス・テゲティフォル	
		その他のもの	

	三四三		
В 7	○·±%	その他のもの	
	税率)		
	は、当該従量		
	より低いとき		
	銭の従量税率		
	つき二円六〇		
	キログラムに		
	(その率が一		
В 7	○ 三 八 %	綿製のもの	
		その他のもの	
A		ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの	
		その他のもの	五六〇四・九〇
A		で、染み込ませ又は塗布したものに限る。)	
		強力糸(ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもの	五六〇四・二〇
A		ゴム糸及びゴムひも(紡織用繊維で被覆したものに限る。)	五六〇四・一〇
		ラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。)	
		第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品(ゴム又はプ	
		ゴム糸及びゴムひも(紡織用繊維で被覆したものに限る。)並びに紡織用繊維の糸及び	五六・〇四
A	•	不織布(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。)	五六・〇三
A		フェルト(染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。)	五六・〇二

五     五     五     五       五     六     六     八       五     六     ·     〇       九     〇     八     七       〇     〇     〇     〇	五六〇五・〇〇 金属を交えた糸(紡織用繊維の糸及び第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひろ、〇九・〇〇 糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金五六・〇八 結び網地(ひも又は綱から製造したものに限る。)及び漁村の大いかを問わない。) 五六〇九・〇〇 糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物 「おび網地(ひも又は綱から製造したものに限る。)及び漁網その他の網(製品にしたもので、紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のもの及び馬毛をしん糸に使 」、一、一、「「「「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、」、「」、「」、	三 ————————————————————————————————————	
第五七類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	A	
第 五 八 類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	A	
第五九類	製品 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維	А	

<ul> <li>を覆うものを除く。)</li> <li>編み又はクロセ編みのものに限る。)</li> <li>シト、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ</li> <li>シット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ</li> <li>シップを有するものに限る。)</li> <li>キップを有するものに限る。)</li> <li>ホ・七</li> <li>六・七</li> <li>ホ・七</li> </ul>	六四〇一・九二 くるぶしを覆うもの(ひざ	六四〇一・九一 ひざを覆うもの	その他の履物	その他のもの	スキー靴	六四〇一・一〇  履物(保護用の金属製トーキ	底に固定し又は組み立てたものを除く。	リベット締め、くぎ打ち、ねど	六四・〇一 防水性の履物(本底及び甲がゴ	第六四類 履物及びゲートルその他これに	第六三類紡織用繊維のその他の製品、	第六二類 衣類及び衣類附属品(メリヤス編	第六一類 衣類及び衣類附属品(メリヤス	第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物
	を覆うものを除く。)					ヤップを有するものに限る。)	を除く。)	プラグ止めその他これらに類する	ム製又はプラスチック製のものに限るものとし、	類する物品並びにこれらの部分品	中古の衣類、紡織用繊維の中古の:	み又はクロセ編みのもの	編み又はクロセ編みのものに限る。)	
/0 /0		六・七%		六・七%										

ボ レ る。 ・ ・ ・ ボード ・ ・ ・ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	- その他の履物(保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。) その他の履物 その他の履物 をの他の履物 をの他の履物 (本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製 のものに限る。) スポーツ用の履物	六     六       六     四       四     〇       二     九
y ) ) し し に 限 る。 の に 限 る。 ・ ・ ・ ・	その他の履物(保護用の金属製トーキャップを有するものその他の履物(保護用の金属製トーキャップを有するものスポーツ用の履物	四 ・ 〇 二 ・ 九 九 一
) ) し し し し に 限 る。 。 一 し し に 限 る。 。 一 単 が 革 製 二 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	その他の履物(保護用の金属製トーキャップを有するものその他の履物(保護用の金属製トーキャップを有するもののものに限る。)	「四 の 二 · 九 九 一     「二 九 九     」     「二 ・ 二     」     「1000000000000000000000000000000000
y し に し し に 限 る 。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ の の に 限 る 。 の の に 限 る 。 の の の の の の の の の の の の の	<b>履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジシその他の履物</b> その他のもの 毎靴 その他のもの	(四) 四〇二 ・ 〇三 ・ 九 九 一
)に限 る。 、 六 六 ・ ・	その他のものその他の履物(保護用の金属製トー	、四 〇 二 ・ 九 九 一
)に 限 る。 ) 六 六 六 ・・・	その他の履物(保護用の金属製トー	、四〇二 ・ 九 九
) に限 る。 ) 六 六 六 ・・	その他のものその他の履物(保護用の金属製トー	、四〇二 ・九 九
) に限 る。 ) 六 六 六 ・・・	くるぶしを覆うものその他の履物(保護用の金属製トー	〇 二 ・ 九
) に限る。 、 、 、 、 、 、 、 、 、	その他の履物(保護用の金属製トー	
) に限る。 、 、 、 、 、 、 、 、	その他の履物(保護用の金属製トー	
のに限る。 、 、 、 、		大四〇二・三〇
•	履物(甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたも	六四〇二・二〇
八 %	その他のもの	六四〇二・一九
	スノーボードブーツ	
	スキー靴	
ボードブーツ	スキー靴(クロスカントリー用のものを含む。)及びスノーボ	六四〇二・一二
	スポーツ用の履物	
限る。)	その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。	六四・〇二
八 %	その他のもの	六四〇一・九九
六・七% B7	その他のもの	

	六四〇三・五一		六四〇三・四〇			六四〇三・三〇	六四〇三・二〇
その他のもの体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物その他のもの	室内用履物 くるぶしを覆うもの	その他の履物(本底が革製のものに限る。)その他のもの	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のものその他の履物(保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。)	その他のものスリッパ	その他のもの用履物を除く。)	金属製トーキャップを有するものを除く。) 履物(ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用のその他のもの 室内用履物	る。) 履物(本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限
二 ・ 、 、 %	二 四 %	二 匹 %	二 一 ・ 六 %	一 匹 %	二 一 、 、 %	二 一 ・ 二 い 四 %	
B X 10	B 10	B 10	B 10	B X 10	B 10	B B 10 10	

				六四〇三・九九							六四〇三・九一								六四〇三・五九
その他のもの	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	物を除く。)	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの(スリッパその他の室内用履	その他のもの	その他のもの	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	その他のもの	その他のもの	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの(室内用履物を除く。)	くるぶしを覆うもの	その他の履物	その他のもの	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	その他のもの	その他のもの	スリッパ	スリッパその他の室内用履物	その他のもの
二一・六%					二 四 %			二一・六%					二一·六%			一 四 %			
В 10	Χ				В 10	Х		В 10	X				В 10	Х		В 10	Х		

ŗ

六回〇四・二〇		六 四 〇 四 ・ 九	六四 〇四 ・ 一	
その他のものその他のものので、その他のもののでは、その他のものでは、このでは、「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	地下たび及びキャンバスシューズその他のものその他のもの	甲の一部に革を使用したもの(スリッパを除く。)甲に毛皮を使用したものその他のものレーニングシューズその他これらに類する履物	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、ト履物(本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。)用繊維製のものに限る。)	その他のものスリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物その他のもの
三	六	<u>一</u>		<u>一</u>
四 八	・七	四 八		四
% %	%	% %		%
X B B	B X	B B		B X
10 7	7	10 7		10

本底が革製のもの(甲に毛皮を使用したものを除く。)         二四%         日           大四〇五・一〇         中の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。)         モンバスシューズ         二四%         日           その他のもの         中の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他こ         「七・三%         日         二四%         日           その他のもの         一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及びな見用、競技用その他こ         「七・三%         日         二四%         日           その他のもの         一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及びな見用、競技用その他こ         「七・三%         日         二四%         日           その他のもの         一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物を除く。)         「日         二四%         日         二四%         日           その他のもの         「ボーンデジションレザー製のもの(甲がコンポジションレザー製のもの(甲がコンポジションレザー製のもの(甲がコンポ         「二四%         日         二四%         日         二二%           その他のもの         「ボーンポジションレザー製のもの(国がコンポジションレザー製のもの(国がコンポ         「二四%         日         二二%         日           その他のもの         「ボーンデンジョンレザー製のもの(国がコンポジションレザー製のもの(国がコンポンポ         「二、二%         日         二二%         日         二 <td< th=""><th>A</th><th>六四〇五・二〇 甲が紡織用繊維製のもの</th><th>六四</th></td<>	A	六四〇五・二〇 甲が紡織用繊維製のもの	六四
本底が革製のもの(甲に毛皮を使用したものを除く。)         一〇         中の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)         一〇         セの他のもの         一〇         マの他のもの         一〇         マの他のもの         一〇         中の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)         一〇         モの他のもの         一         二四%         二         二         二         二         二         二         二         二         二	A	の他のも	
本底が革製のもの(甲に毛皮を使用したものを除く。)         一〇         本底が革製のもの(甲に毛皮を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。)         一〇         七・三%           その他のもの         その他のもの         その他のもの         一七・三%           その他のもの         その他のもの         その他のもの         二四%           その他のもの         年が革製スはコンポジションレザー製のものに限る。)         二四%           中が革製スはコンポジションレザー製のものに限る。)         二四%           その他のもの         (スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これ           らに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)         二四%           その他のもの         (スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これ           「七・三%         二四%           その他のもの         二四%	%	レザー	
二口本底が革製のもの(甲に毛皮を使用したものを除く。)二口本底が革製のもの(甲に毛皮を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他)11 - 12%モー〇中の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他)モの他のもの11 - 12%その他のものその他のもの中が革製又はコンポジションレザー製のもの(マポーツ用の履物、体操用、競技用その他)11 - 12%その他のものその他のものキャンパスシューズ11 - 12%その他のもの11 - 12%年の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他)11 - 12%「日の」11 - 12%その他のもの11 - 12%「日の」11 - 12%「日の」 <t< td=""><td></td><td>がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの</td><td></td></t<>		がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの	
本底が革製のもの(甲に毛皮を使用したものを除く。)二四%キャンバスシューズモの他のものモの他のものマの他のものモの他のものマの他のものモの他のものマの他のものモの他のものマの他のものモの他のものマの他のものモの他のものマボーツ用の履物、体操用、競技用その他こモの他のしちのニロ%モの他のものマボーツ用の履物、体操用、競技用その他こモンボジションレザー製のものに限る。)ニロ%モの一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他こニロ%モンボジションレザー製のもの(甲ボコンボジションレザー製のものに限る。)ニロ%モンボジションレザー製のものホ・七%ロー部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これ)ニロ%	X	の他のも	
二五本底が革製のもの(甲に毛皮を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。)二四%モーO甲が革製のもの(甲ボコンポジションレザー製のもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他こ その他のもの その他のもの七・三%モーO甲が革製したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他こ 、れらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)二四%モーO甲が革製のもの(甲ボコンポジションレザー製のもの ・一〇二四%モーO甲ボーンボジションレザー製のもの 、ホ・七%二四%	В	らに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)	
<ul> <li>二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二</li></ul>		一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競:	
<ul> <li>二五本底が革製のもの(甲に毛皮を使用したものを除く。)</li> <li>本底が革製のもの(甲に毛皮を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他ここれらに類する用途に供する履物を除く。)</li> <li>モの他のもの</li> <li>モの他のもの</li> <li>モの他のもの</li> <li>モの他のもの</li> <li>モの他のもの</li> <li>モの他のもの</li> <li>モの他のもの</li> <li>モの他のもの</li> <li>モッジンンザー製のもの</li> <li>ニ四%</li> </ul>		の(甲がコンポジションレザー製のものに限	
<ul> <li>本底が革製のもの(甲に毛皮を使用したものを除く。)</li> <li>キャンバスシューズ</li> <li>甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他こ</li> <li>その他のもの</li> <li>その他のもの</li> <li>その他のもの</li> <li>その他のもの</li> <li>その他のもの</li> <li>その他のもの</li> <li>モ・三%</li> <li>その他のもの</li> <li>その他のもの</li> <li>こ四%</li> <li>その他のもの</li> <li>こ四%</li> </ul>		・一〇 甲が革製又はコンポジションレザー製のも	六四
<ul> <li>広・七%</li> <li>これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)</li> <li>その他のもの</li> <li>中の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他こ</li> <li>その他のもの</li> <li>その他のもの</li> <li>その他のもの</li> <li>一七・三%</li> <li>その他のもの</li> <li>一七・三%</li> <li>こ四%</li> <li>その他のもの</li> <li>二四%</li> </ul>			六四
<ul> <li>三五</li> <li>三五</li> <li>この仰の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他こ</li> <li>これらに類する用途に供する履物を除く。)</li> <li>一七・三%</li> <li>その他のもの</li> <li>の中の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他こ</li> <li>マンバスシューズ</li> <li>その他のもの</li> <li>二四%</li> <li>二四%</li> <li>二四%</li> <li>三五</li> </ul>	В	の他のも	
<ul> <li>二四%</li> <li>二四%</li> <li>二四%</li> <li>市の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他こ</li> <li>これらに類する用途に供する履物を除く。)</li> <li>一七・三%</li> <li>中の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他</li> <li>一七・三%</li> <li>中の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他</li> <li>三五</li> </ul>	X	の他のも	
甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他ここれらに類する用途に供する履物を除く。) これらに類する用途に供する履物を除く。) ー七・三%その他のもの (スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他 ー七・三%が革製のもの(甲に毛皮を使用したものを除く。) 三五		に類	
の他のもの その他のもの これらに類する用途に供する履物を除く。) ー七・三% その他のもの その他のもの(甲に毛皮を使用したものを除く。) 三五		一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、:	
その他のもの 一七・三% 「二五が革製のもの(甲に毛皮を使用したものを除く。) 「七・三%が革製のもの(甲に毛皮を使用したものを除く。」		他のも	
これらに類する用途に供する履物を除く。) ー七・三%甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他ャンバスシューズ ニエバスシューズ 三五 二五	X	の他のも	
甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他ャンバスシューズが革製のもの(甲に毛皮を使用したものを除く。)		これらに類する用途に供する履物を除く。)	
ャンバスシューズが革製のもの(甲に毛皮を使用したものを除く。)		`	
が革製のもの(甲に毛皮を使用したものを除く。)		ンバスシュ	
		が革製のもの(甲に毛皮を使用したものを除	
	三五〇		

B 10	三 ・ 四 %	○  本底及びかかと(ゴム製又はプラスチック製のものに限る。)	六四〇六・二〇
B 7	三 • 四	その他のもの	
X		革製のもの及び毛皮を使用したもの	
		○ 甲及びその部分品(しんを除く。)	六四〇六・一〇
		ゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品	
		い。)及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びに	
		履物の部分品(甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わな	六四・〇六
А		その他のもの	
B 7	八 %	その他のもの	
Х		その他のもの	
В 10	一 四 %	これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)	
		甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他	
		本底が革製のもの	
		その他のもの	
X		その他のもの	
В 10	一 四 %	れらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)	
		甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他こ	
		甲に毛皮を使用したもの	
		本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの	
		(○) その他のもの	六四〇五・九〇

		三五	
	その他のもの		
六四〇六・九一	木製のもの		
	毛皮を使用したもの		X
	その他のもの	三 · 四 %	В 7
六四〇六・九九	その他の材料製のもの		
	革製のもの及び毛皮を使用したもの		X
	その他のもの	三 • %	B 10
第六五類	帽子及びその部分品		A
第六六類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品		A
第六七類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品		A
第六八類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品		A
第六九類	陶磁製品		A
七〇〇一·〇〇	七〇〇一・〇〇 ガラスのくず及び塊第七〇類 ガラス及びその製品		A

魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶	1011.00
ものに限る。)	
部分品(電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しない	
ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの	七〇・一
する種類のものに限る。)、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品	
ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器(輸送又は包装に使用	七0・10
ガラス鏡(枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。)	七〇・〇九
断熱用複層ガラス	七00八・00
安全ガラス(強化ガラス及び合わせガラスに限る。)	七〇・〇七
及び他の材料を取り付けたものを除く。)	
をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの	
ガラス(第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴	七00六・00
かを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。)	
フロート板ガラス及び磨き板ガラス(吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しない	七〇・〇五
か有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。)	
引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス(吸収層、反射層又は無反射層を有する	七〇・〇四
反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。)	
鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス(吸収層、反射層又は無	七0・0三
ものに限る。)	
ガラスの球(第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。)、棒及び管(加工してない	七0.0二

三五三

A A A A A A A A A A

七〇・一三	ガラス製品(食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途
	に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除
	<° )
七0一回・00	ガラス製の信号用品及び光学用品(第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを
	除く。)
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用(視力矯正用であるかないかを問わ
	ない。)のガラス(曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状の
	ものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。)並びにこれらの製造に使用する
	中空の球面ガラス及びそのセグメント
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する
	種類の製品(プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてある
	かないかを問わない。)、ガラス製のキューブその他の細貨(モザイク用その他これに
	類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。)、ステン
	ドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類す
	る形状の多泡ガラス
セロ・ーセ	理化学用又は衛生用のガラス製品(目盛りを付してあるかないかを問わない。)
七〇・一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこ
	れらの製品(身辺用模造細貨類を除く。)、ガラス製の眼(人体用のものを除く。)、
	ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品(身辺用模造細貨類を除く。)並びに
	ガラス製のマイクロスフィア(直径が一ミリメートル以下のものに限る。)

三五四

•

A A

Α

Α

	合成又は再生の貴石及び半貴石(加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを	七一・〇四
A	む。) )	
	石(ダイヤモンドを除く。)又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含	
	し、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴	
	貴石及び半貴石(加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものと	七 - • 0三
A	ダイヤモンド(加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。)	
A	めに一時的に糸に通したものを含む。)	
	のとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のた	
	天然又は養殖の真珠(加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないも	七  
	品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	
	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製	第七一類
A	七〇二〇・〇〇 その他のガラス製品	1010·00
A	物)	
	ガラス繊維(グラスウールを含む。)及びその製品(例えば、ガラス繊維の糸及び織	七〇· 一 九
A	その他のもの	
六 ・ 六 % B 7	貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの	
	) その他のもの	七〇一八・九〇
A	) ガラス製のマイクロスフィア(直径が一ミリメートル以下のものに限る。)	七〇一八・二〇
A	) ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨	七〇一八・一〇

		セー・	七 一 ・ の 九 ・	セー・ロス	七 一 ・ 〇 五
· · ·  九		00	0		
かを問わない。)	身辺用細貨類及びその部分品(貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。)用する種類のその他のくず(貴金属又はその化合物を含有するものに限る。)金属のくず(貴金属又は貴金属を張ったものに限る。)及び主として貴金属の回収に使	白金を張った卑金属、銀及び金(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)白金(加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)	金を張った卑金属及び銀(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)に限る。)	銀を張った卑金属(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)のものに限る。)	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)問えないものとし、糸通しし又は彫り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成
一 • 八 %					
8 5	А	A A	A A	A A	A A

	いかを問わない。)白金製のもの(その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかな		3
	もれのな	二 二 C - 八 % %	B B 5 5
七一三.10	貴金属を張った卑金属製のもの	二 ・ 一 六 %	В 5
七一・一四	細工品及びその部分品(貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。)		А
七一・一五	その他の製品(貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。)		A
七一・一六	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品		A
セー・ーセ	身辺用模造細貨類		А
七一・一八	貨幣		А
第七二類	鉄鋼		A
第七三類	鉄鋼製品		A
第七四類	銅及びその製品		A
第七五類	ニッケル及びその製品		A
第七六類	アルミニウム及びその製品		A
_			

A	品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものを含む。)鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備	第八六類
A	の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声	第 八 五 類
A	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	第八四類
A	各種の卑金属製品	第八三類
A	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	第 八 二 類
A	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	第 八 一 類
A	すず及びその製品	第八〇類
A	亜鉛及びその製品	第七九類
 A		第七八類
三五八		

ŗ

第八七類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	A	
第八八類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	A	
第八九類	船舶及び浮き構造物	A	1
第九〇類	びにこれらの部分品及び附属品光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並	А	1
第九一類	時計及びその部分品		
九· 一 ・ 〇 一	金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。)腕時計、懐中時計その他の携帯用時計(ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴	A	
九 一 ・ 〇 二	一項のものを除く。)	A	
九 一 ・ 〇 三	四項の時計を除く。) 時計(ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇	A	
九 一 〇 四 ・ 〇 〇	ものに限る。) 計器盤用時計その他これに類する時計(車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用の	A	
九 九 一 ・ 〇 五	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器(時計用ムーブメント又その他の時計(携帯用時計を除く。)	A	

						九一一三・九〇	<u>九</u> 一 三 · 二 〇	九 一 三 ・ 一 〇	九 一 ・ 一 三		九 一 ・ 二 二	九 一 ・ 一			九  〇	九 一 ・ 〇 九	九一・〇八	九一〇七・〇〇		
種類の	その也のもの	その他のもの	石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴	革製又はコンポジションレザー製のもの	その他のもの	卑金属製のもの(金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。)	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品	に使用するもの並びにこれらの部分品	時計(携帯用時計を除く。)のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品	携帯用時計のケース及びその部分品	並びに時計用ラフムーブメント	み立てたもの(ムーブメントセット)、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組	その他の時計用ムーブメント(完成品に限る。)	ウォッチムーブメント (完成品に限る。)	タイムスイッチ(時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。)	は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー)	
	(	 0 %	一 六 %																	三大〇
		В 7	В 7				А	А		А		А	А			A	A	А	A	$\bigcirc$

A	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料(加工したものに限る。)及び製品(これしたものに限るものとし、成形により得た製品を含む。)	九六〇二・〇〇
	ど別月くは田に月つけみ、印にしてつて良ら。とんどまた、ししっ イボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻	九六・〇一
	雑品	第九六類
A	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	第 九 五 類
A	案物 シネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建たした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイル	
	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物	第九四類
A	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	第九三類
A	楽器並びにその部分品及び附属品	第九二類
A	その他の時計の部分品	九 一 • 四
A	その他のもの	
B 7	い。)から成るもの 二% ロード・ロード・ロード・ロード・ロード・ロード・ロード・ロード・ロード・ロード・	

•

三大一

九六・〇九 一 此、図画田	六・	に類するホ	その他の。	九六・〇八 ボールペン、	九六・〇七   スライドフ	分品(ボタ	九六・〇六 ボタン、プレス	九六〇五・〇〇トラベルカ	九六〇四・〇〇 手ふるい	ラースクィ	又は房状にし	式でないモ	九六・〇三 ほうき、ブ	ゼラチンの	エしたもの	項に該当り	ン、 天然 ガ	らの材料	
図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク(第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。)、クレヨン、鉛筆のしん、パステ	項の物品を除く。)	<b>ホルダー並びにこれらの部分品(キャップ及びクリップを含むものとし、第九</b>	のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これら	こ、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆	スライドファスナー及びその部分品	(ボタンモールドを含む。)並びにボタンのブランク	ノレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部	トラベルセット(化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。)		イージーを除く。)	にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー(ロー	でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し	ほうき、ブラシ(機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。)、動力駆動	·の製品	のに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。) 及び硬化させてない	項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン(加	Aム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。)、他の	の材料から製造したものに限る。)、成形品、彫刻品及び細工品(ろう、ステアリ	
								五 二 八 %											
A	A				A	A		70 B 7	A	A				A					

三大三		
A	 部容器を除く。)	
	○○ 魔法瓶その他の真空容器(ケース入りのものに限る。)及びその部分品(ガラス製の内	九六一七・〇〇
A	びパッド	
	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及	九六・一六
A	びこれらの部分品	
	リップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品(第八五・一六項の物品を除く。)及	
	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグ	九六・一五
A	にこれらの部分品	
	喫煙用パイプ(パイプボールを含む。)、シガーホルダー及びシガレットホルダー並び	九六・一四
A	を問わない。)及びその部分品(着火石及びしんを除く。)	
	たばこ用ライターその他のライター(機械式であるかないか又は電気式であるかないか	九六・一三
A	ンキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。)	
	かないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。)及びインキパッド(イ	
	法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてある	
	タイプライターリボンその他これに類するリボン(インキを付けたもの及びその他の方	九六・一二
A	ジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット	
	捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。) 並びに手動式コンポ	
		九六一一・00
A	するか有しないかを問わない。)	
	九六一〇・〇〇   石盤、黒板その他これらに類する板(筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有   ,	九六一〇・〇

<u>九</u> 六一八・〇〇	九六一八・〇〇 マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用	三 六 四	
第九七類	美術品、収集品及びこっとう	A	

ŗ

(マレーシアの表は省略)

三六五

る材料	関する	(f) (i) 千九		注 釈 2	注 釈 1	パーセ	(ii) 統	産品に	(i) 統 一	は総重量	の生産に	(e) 第三十	
料として使用されるものについては、同閣僚宣言の付表A又はB	閣僚宣言の付表A又はBが対象とする産品であって、締約国	九百九十六年十二月十三日の世界貿易機関の閣僚会議において	価額をいう。	2 「当該産品の価額」とは、第二十八条4(bに規定する本		-セント	№一システムの第五○類から第六三類までの各類に規定する産品については、	品については、当該産品の価額の十パーセント	ーシステムの第二八類から第四九類までの各類及び第六四類か	単量に関するものは、次のとおりとする。	に使用される非原産材料(関連する関税分類の変更が行われないもの	第三十条に規定する特定の割合であって、統一システムの第二八類から第九七類	
が対象とする産品について適用	の領域において他の産品を生産す	採択された情報技術製品の貿易に		船渡しの価額又は同条5に規定する	仙額をいう。		当該産品の重量の七		ら第九七類までの各類に規定する		に限る。)の価額の総額又	類から第九七類までに規定する産品	

ŗ

三六六

	第二類 肉及び食用のくず肉
第〇一・〇一項から第〇一・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更	<u> 0 - · 0 0 - · 0</u> 六
	第一類 動物(生きているものに限る。
。)及び動物性生産品(第一類から第五類まで)	第一部 動物(生きているものに限る。)
	第二節 品目別規則
の変更が行われなければならない。	材料からの関税分類の変更が行
)号から第八五四二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の	料について、第八五四一・一〇号から第八五
分類される場合には、当該産品の生産に使用されるすべての非原産材	八五四二・九〇号までの各号に分類される場合には、
同閣僚宣言の付表A又はBが対象とする産品が第八五四一・一〇号から第	(i) (i)の規定にかかわらず、同関
て組み立てられる場合に限る。	いずれかの締約国の領域において組
、当該締約国の原産材料とみなすことができる。ただし、当該産品が	される品目別規則にかかわらず、

•

三六七

011.01-011.10	(第一類の材料からの変更を除く。)第〇二・〇一項から第〇二・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物	軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
10-10-10-10-10	第〇三・〇一項から第〇三・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみ	天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
$\bigcirc \boxdot \cdot \bigcirc - \bigcirc \boxdot \cdot - \bigcirc$	第〇四・〇一項から第〇四・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第五類 動物性生産品(他の類に該	(他の類に該当するものを除く。)
○ 垣・ ○ 一 − ○ 垣・ 一 一	第〇五・〇一項から第〇五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第二部 植物性生産品(第六類から第	二四類まで)
第六類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、	1物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の

葉	
○六・○一−○六・○四	第○六・○一項から第○六・○四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第七類 食用の野菜、根及び塊茎	
0七・00七・一四	第〇七・〇一項から第〇七・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第八類 食用の果実及びナット、か	かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
○八・○一 - ○八・一 四	第〇八・〇一項から第〇八・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料	辛料
<ul> <li>○九〇一・一一</li> <li>一一一〇九〇一・一二</li> <li>二二二</li> <li>一二二二</li> </ul>	らの変更第〇九〇一・二一号又は第〇九〇一・二二号の産品への当該各号以外の号の材料か第〇九〇一・一一号又は第〇九〇一・一二号の産品への他の類の材料からの変更

葉

麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	第一一類 穀粉、加工穀物、麦芽、
第一〇・〇一項から第一〇・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更	
	第一〇類 穀物
第〇九一〇・九九号の産品への他の類の材料からの変更	〇九一〇・九九
第〇九一〇・九一号の産品への他の項の材料からの変更	〇九一〇・九一
第〇九一〇・五〇号の産品への他の号の材料からの変更	〇九一〇・五〇
らの変更	
第〇九〇七・〇〇号から第〇九一〇・四〇号までの各号の産品への他の類の材料か	○九○七・○○−○九一○・四○
第〇九〇六・二〇号の産品への他の号の材料からの変更	〇九〇六・二〇
らの変更	
第〇九〇四・二〇号から第〇九〇六・一〇号までの各号の産品への他の類の材料か	〇九〇四・二〇一〇九〇六・一〇
第〇九〇四・一二号の産品への他の号の材料からの変更	〇九〇四・一二
らの変更	
第〇九〇一・九〇号から第〇九〇四・一一号までの各号の産品への他の類の材料か	〇九〇一・九〇一〇九〇四・一一

第一三・〇一項又は第一三・〇二項の産品への他の類の材料からの変更	· O   -      · O
樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	第一三類 ラック並びにガム、樹
第一二・〇一項から第一二・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更	
各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	第一二類、採油用の種及び果実、
第一一・〇七項から第一一・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更を除く	·O七O九
第一一〇六・三〇号の産品への他の類の材料からの変更(第八類の材料からの変更を除く)	ーーの木・三〇
○六・二○号の産品への他の類の材料か	1 - Oボ・10
第一一〇六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更  く 、	
第一一・〇五項の産品への他の類の材料からの変更(第七類の材料からの変更を除	
第一一・〇一項から第一一・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更	

第一四類 植物性の組物材料及び他	他の類に該当しない植物性生産品
巴・〇   -   巴・〇巴	第一四・○一項から第一四・○四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第三部動物性又は植物性の油脂及び	その分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう(第一五
類)	
第一五類 動物性又は植物性の油脂	油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
一五 ・ 〇 一 一 五 ・ 一 〇	第一五・〇一項から第一五・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
五 一 一 〇	第一五一一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更(第一二類の材料からの変
	更を除く。)
一五一一·九〇	第一五一一・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
	第一五・一二項の産品への他の類の材料からの変更
	第一五一三・一一号から第一五一三・二一号までの各号の産品への他の類の材料か
	らの変更
一五一三・二九	第一五一三・二九号の産品への他の号の材料からの変更
一五・ 一四 - 五・一五	第一五・一四項又は第一五・一五項の産品への他の類の材料からの変更

三七二

ŗ

され、かつ、当該第三	うにより得られる非原産材料	六〇五・二〇号の適用上、	注釈(第一六〇四・一三号、	第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動	で)	第四部 調製食料品、飲料、アルコール、				一五一七・九〇-一五二〇・〇〇		-五-七・一〇	一五・一六
当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海	<b>☆産材料又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録</b>	「上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において漁ろ	、第一六〇四・一五号から第一六〇四・二〇号までの各号及び第一	軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品		ル、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品(第一六類から第二四類ま	第一五・二二項の産品への他の項の材料からの変更	第一五・二一項の産品への他の類の材料からの変更	る項以外の項の材料からの変更	第一五一七・九〇号から第一五二〇・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属す	らの変更を除く。)	第一五一七・一〇号の産品への他の項の材料からの変更(第一五・一一項の材料か	第一五・一六項の産品への他の項の材料からの変更

(ii) (i) のいずれかの態様により輸送されなければならない。 から得られる非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国の領域に次 おいて積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行 われていない場合に限る。 当該第三国からの直接輸送 積替え又は一時蔵置のための他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国に

一六〇二・五〇一一六〇二・九〇 一六〇二・四一 – 一六〇二・四九 一六〇二・三二-一六〇二・三九 - 六〇二・一〇一一六〇二・三一 らの変更 らの変更(第一類又は第二類の材料からの変更を除く。) らの変更 らの変更(第一類又は第二類の材料からの変更を除く。) 第一六〇二・五〇号から第一六〇二・九〇号までの各号の産品への他の類の材料か 第一六〇二・四一号から第一六〇二・四九号までの各号の産品への他の類の材料か 第一六〇二・三二号から第一六〇二・三九号までの各号の産品への他の類の材料か 第一六〇二・一〇号から第一六〇二・三一号までの各号の産品への他の類の材料か 第一六・〇一項の産品への他の類の材料からの変更

三七四

三七五	
三国の領域において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第	
用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第	
第一六〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更(第三類の非原産材料を使	六〇五・二〇
らの変更(第三類の材料からの変更を除く。)	
第一六〇四・三〇号から第一六〇五・一〇号までの各号の産品への他の類の材料か	一六〇四・三〇一一六〇五・一〇
る。)	
掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限	
南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を	
南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において漁ろうにより得られ、又は東	
らの変更(第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東	
第一六〇四・一五号から第一六〇四・二〇号までの各号の産品への他の類の材料か	一六〇四・一五-一六〇四・二〇
第一六〇四・一四号の産品への他の類の材料からの変更	一六〇四・一四
国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)	
三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三	
三国の領域において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第	
用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第	
第一六〇四・一三号の産品への他の類の材料からの変更(第三類の非原産材料を使	一六〇四・一三
(第三類の材料からの変更を除く。)	
第一六〇四・一一号又は第一六〇四・一二号の産品への他の類の材料からの変更	一六〇四・一一一六〇四・一二
第一六・〇三項の産品への他の類の材料からの変更	一六・O三

一六〇五・三〇-一六〇五・九〇	らの変更(第三類の材料からの変更を除く。)第一六〇五・三〇号から第一六〇五・九〇号までの各号の産品への他の類の材料か国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三
第一七類糖類及び砂糖菓子	
- t · 0 -	第一七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更(第一二類の材料からの変更を
	F
	らの変更(第四類の材料からの変更を除く。)第一七〇二・一一号から第一七〇二・一九号までの各号の産品への他の類の材料か
七C  ・  O-   七O  ・四O	らの変更第一七〇二・二〇号から第一七〇二・四〇号までの各号の産品への他の類の材料が
一七〇二・五〇一一七〇二・九〇	第一七〇二・五〇号から第一七〇二・九〇号までの各号の産品への他の類の材料か
	らの変更(第一一類又は第一二類の材料からの変更を除く。)
ーセ・〇三	第一七・〇三項の産品への他の類の材料からの変更(第一二類の材料からの変更を
	除く。)
ー七・〇四	第一七・〇四項の産品への他の項の材料からの変更

八・〇一項のカカオ豆を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三		
「 第一、 ) 三 一 ) テ ) 三 っ 1 ) 三 っ 1 ) 三 っ h ト っ っ ら 一 第一 ノ · 〇 一 項 フ に 第一 ノ · 〇 二 項 の 酋 品 ~ の 他 の 類 の 材 米 カ ら の 婆 更		
合に限る。	われていない場合に限る。	
及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行	おいて積卸し及び	
積替え又は一時蔵置のための他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国に	(i) 積替え又は一時	
らの直接輸送	(i) 当該第三国からの直接輸送	
態様により輸送されなければならない。	かの態様により輸送	
当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国の領域に次のいずれ	れる非原産材料は、	
東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集さ	上、東南アジア諸国	
第一八〇三・一〇号及び第一八〇五・〇〇号から第一八〇六・一〇号までの各号の適用	注釈第一八〇三・一〇	
	八類 ココア及びその調製品	第一

三七七

|量が、産品の重量の五十パーセント以上である場合に限る。)

国において収穫され、採取され、又は採集される当該非原産材料であるカカオ豆の重

(a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国にお	注釈(第一九〇五・九〇号の適用上、	第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製	パーセント以下である場合に限る。)らの変更(第一八・〇一項の非原産材料で	一八〇六・二〇-一八〇六・九〇      第一八〇六・二〇号から第一八〇六・九〇	<u></u> 握材料である	る項以外の項の材料からの変更(非原産材(())(フー())(フー())	「八〇五・〇〇-一八〇六・一〇 第一八〇五・〇〇寺・ら第一〇〇六・一〇一八・〇四	材料であるカカオ豆の重量が産品の重量の	J (
う第三国において完全に生産される非原産材料		、ーカリー製品	に限る。)(の非原産材料であるカカオ豆の重量が産品の重量の五十)	第一八〇六・九〇号までの各号の産品への他の項の材料かる。)	原産材料であるカカオ豆の重量が、産品の重量の五十パー諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取さ	変更(非原産材料である第一八・〇一項のカカオ豆を使用)第一ノ〇プ・一〇号すての名号の商品への当該名号カ属す		品の重量	品~の他の項の材料からの変更(第一八・C一項の非原産

は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国の領域に次のいずれかの態様

により輸送されなければならない。

ŗ

第一九〇五・一〇号又は第一九〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更第一九〇五・一〇号又は第一九〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更第一九・〇一項から第一九・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更	- 九〇五・一〇-一九〇五・二〇
	れるものに限る。
国である第三国の領域において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産さ	盟国である第三国
あって産品の生産に使用されるものは、いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加	あって産品の生産
東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料で	<ul><li>(b) 東南アジア諸</li></ul>
の作業が行われていない場合に限る。	外の作業が行わ
三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以	三国において
一時蔵置のための他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第	ú 積 替 え 又 は

(i)

当該第三国からの直接輸送

材料からの変更を除く。)	九〇五・四〇第一九〇五・四〇	九〇五・三一-一九〇五・三二第一九〇五・三一二	(第一〇類又は第一	一九〇五・一〇一一九〇五・二〇 第一九〇五・一〇	<ul> <li>一九・〇一</li> <li>第一九・〇一項か、</li> </ul>
	第一九〇五・四〇号の産品への他の類の材料からの変更(第一〇類又は第一一類の	第一九〇五・三一号又は第一九〇五・三二号の産品への他の類の材料からの変更	○類又は第一一類の材料からの変更を除く。)	第一九〇五・一〇号又は第一九〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更	第一九・〇一項から第一九・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

三七九

において積卸し及び当	(i) 積替え又は一時蔵置	(i) 当該第三国からの直接輸送	の領域に次のいずれかの	又は完全に生産される非原産材料は、	(a) 東南アジア諸国連合の	各号及び第二〇〇九・八〇号の適用	注釈(第二〇・〇一項、第二〇・〇六項、	第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	一九〇五・九〇     第一九       第一九     第一九
において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業	のための他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国	接輸送	の態様により輸送されなければならない。	原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国	東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、	号の適用上、	・〇六項、第二〇〇三・一〇号から第二〇〇五・九〇号までの	の部分の調製品	第一九〇五・九〇号のその他の産品への他の類の材料からの変更を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国であった。、100万・九〇号の主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用第一九〇五・九〇号の主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用

三八〇

<u>.</u>

は完全に生産される場合に限る。) 南アジア諸国連合の加盟国である第三国にらの変更(第七類の非原産材料を使用する第二〇〇三・一〇号から第二〇〇四・一	二○・○二 変更を除く。) 第二○・○二 ある第三国において収穫され、採取され、	二〇・〇一 二〇・〇一 第二〇・〇一項の産品への他の類の材料 れるものに限る。	盟国である第三国の領域において収穫され、採	あって産品の生産に使用されるものは、いずれかの	(b) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国にお	が行われていない場合に限る。
国において収穫され、採取され、採集され、又する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東・一〇号までの各号の産品への他の類の材料か	からの変更(第〇七・〇二項の材料から採集され、又は完全に生産される場合に	料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国で材料からの変更(第七類又は第八類の非原産材	採取され、又は採集される材料から生産さ	かの締約国又は東南アジア諸国連合の加	において完全に生産される非原産材料で	

第二〇・〇七項の産品への他の類の材料からの変更	-10·04
る。)	
ある第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限	
料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国で	
第二〇・〇六項の産品への他の類の材料からの変更(第七類又は第八類の非原産材	二〇・〇六
は完全に生産される場合に限る。)	
南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又	
らの変更(第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東	
第二〇〇五・五一号から第二〇〇五・九〇号までの各号の産品への他の類の材料か	二〇〇五・五一-二〇〇五・九〇
 合に限る。)	
盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場	
原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加	
第二〇〇五・四〇号の産品への他の類の材料からの変更(第七類又は第一一類の非	100五·四0
生産される場合に限る。)	
諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に	
(第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア	
第二〇〇五・一〇号又は第二〇〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更	100五・10-100五・10
産される場合に限る。)	
国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生	
一七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸	

からの変更を除く。)	二〇〇九・九〇
に限る。)	
国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合	
産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟	
第二〇〇九・八〇号の産品への他の類の材料からの変更(第七類又は第八類の非原	二〇〇九・八〇
らの変更(第八類の材料からの変更を除く。)	
第二〇〇九・六一号から第二〇〇九・七九号までの各号の産品への他の類の材料か	二〇〇九・六一-二〇〇九・七九
らの変更を除く。)	
第二〇〇九・五〇号の産品への他の類の材料からの変更(第〇七・〇二項の材料か	二〇〇九・五〇
らの変更(第八類の材料からの変更を除く。)	
第二〇〇九・一一号から第二〇〇九・四九号までの各号の産品への他の類の材料か	二〇〇九・一一一二〇〇九・四九
からの変更を除く。)	
第二〇〇八・九九号の産品への他の類の材料からの変更(第七類又は第八類の材料	二〇〇八・九九
らの変更(第八類の材料からの変更を除く。)	
第二〇〇八・一九号から第二〇〇八・九二号までの各号の産品への他の類の材料か	二〇〇八・一九-二〇〇八・九二
更を除く。)	
第二〇〇八・一一号の産品への他の類の材料からの変更(第一二類の材料からの変	二00八・一一

11101 • 1 1 - 1101 • 10	第二一〇一・一一号から第二一〇一・二〇号までの各号の産品への他の類の材料か
	らの変更
	第二一〇一・三〇号の産品への他の類の材料からの変更(第一〇類又は第一九類の
	材料からの変更を除く。)
111011 • 10-1110111 • 10	第二一〇二・一〇号から第二一〇三・一〇号までの各号の産品への他の類の材料か
	らの変更
011-110	第二一〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更(第七類又は第二〇類の材
	料からの変更を除く。)
	第二一〇三・三〇号から第二一〇六・一〇号までの各号の産品への他の類の材料か
	らの変更
ニー〇六・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二一〇六・九〇号の産品への関
	税分類の変更を必要としない。)。
第二二類 飲料、アルコール及び食酢	反 酢
	第二二・〇一項の産品への他の類の材料からの変更

第二一類 各種の調製食料品

٣

三八四

1111011 • 1 0	第二二〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
二二〇二・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二二〇二・九〇号の産品への関
	税分類の変更を必要としない。)。
1111 • 011	第二二・〇三項の産品への他の項の材料からの変更
	第二二・〇四項から第二二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
	(第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。)
	第二二・〇七項の産品への他の類の材料からの変更
1110八・10-1110八・三0	第二二〇八・二〇号若しくは第二二〇八・三〇号の産品への他の項の材料からの変
	更(第二二・〇七項の材料からの変更を除く。)又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二二〇八・二〇号又は第二二〇
	八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
二二〇八・四〇一二二〇八・六〇	第二二〇八・四〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の産品への他の項の材料か
	らの変更(第二二・〇七項の材料からの変更を除く。)
ニニの八・七〇	第二二〇八・七〇号の産品への他の項の材料からの変更(第二二・〇七項の材料か
	らの変更を除く。)又は、
	原産資格割合が五十パーセント以上であること(第二二〇八・七〇号の産品への関
	税分類の変更を必要としない。)。
二〇八・九〇	第二二〇八・九〇号の合成清酒若しくは料理用酒(みりん)への他の項の材料から
	の変更及び原産資格割合が五十パーセント以上であること、
	第二二〇八・九〇号の飲料(果汁をもととしたものであって、アルコール分が一

第二四〇一・三〇号の産品への他の号の材料からの変更第二四〇一・一〇号又は第二四〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更	
	第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品
類の変更を必要としない。)。	二三・〇九
P.50を見 第二三・○一項から第二三・○八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料	
食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	第二三類 食品工業において生
第二二・〇九項の産品への他の類の材料からの変更の材料からの変更を除く。)第二二〇八・九〇号のその他の産品への他の項の材料からの変更(第二二・〇七項	
の材料からの変更を除く。)又は、(の材料からの変更(第八舞又は第二〇類)	

.

三八六

第二五類 二五〇二・〇〇一二五〇四・九〇 二五〇五・一〇一二五〇六・二一 二五 ・ 〇 二五〇六・二九-二五〇七・〇〇 塩、硫黄、 (第二五類から第二七類まで) 土石類、プラスター、石灰及びセメント 号の材料からの変更又は、 四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 号の材料からの変更又は、 七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 六・二一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 らの変更又は 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五〇五・一〇号から第二五〇 第二五〇五・一〇号から第二五〇六・二一号までの各号の産品への他の類の材料か 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五〇二・〇〇号から第二五〇 第二五〇二・〇〇号から第二五〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の 第二五・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 第二五〇六・二九号から第二五〇七・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五〇六・二九号から第二五〇

第五部

鉱物性生産品

る項以外の項の材料からの変更

三八七

号の材料からの変更又は、	
第二五一三・二〇号から第二五一四・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の	二五一三・二〇-二五一四・〇〇
三・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五一二・〇〇号から第二五一	
らの変更又は、	
第二五一二・〇〇号から第二五一三・一九号までの各号の産品への他の類の材料か	二五一二・〇〇一二五一三・一九
一・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五〇九・〇〇号から第二五一	
号の材料からの変更又は、	
第二五〇九・〇〇号から第二五一一・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の	二五〇九・〇〇-二五一一・二〇
税分類の変更を必要としない。)。	
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五〇八・七〇号の産品への関	
第二五〇八・七〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、	二五〇八・七〇
八・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五〇八・二〇号から第二五〇	
号の材料からの変更又は、	
第二五〇八・二〇号から第二五〇八・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の	二五〇八・二〇一二五〇八・六〇
税分類の変更を必要としない。)。	
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五〇八・一〇号の産品への関	
第二五〇八・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、	二五〇八・一〇

三八八

-----

三八九

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五二四・〇〇号から第二五二
号の材料からの変更又は、
第二五二四・〇〇号から第二五二五・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の
らの変更
第二五二三・二九号から第二五二三・九〇号までの各号の産品への他の項の材料か
第二五二三・二一号の産品への他の号の材料からの変更
第二五二三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
二・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五一七・一〇号から第二五二
らの変更又は、
第二五一七・一〇号から第二五二二・三〇号までの各号の産品への他の類の材料か
税分類の変更を必要としない。)。
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五一六・九〇号の産品への関
第二五一六・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、
六・二二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五一五・一一号から第二五一
らの変更又は、
第二五一五・一一号から第二五一六・二二号までの各号の産品への他の類の材料か
四・○○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二五一三・二〇号から第二五一

二五二五・三〇	<ul> <li>○・九○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。</li> <li>○・九○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。</li> <li>○・九○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。</li> <li>○・九○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。</li> </ul>
第二六類 鉱石、スラグ及び灰	
二六0一・一一 - 二六0二・00	
	二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 「「「「「「「」」」」」」」」」「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」

第二七〇一・一一号から第二七〇一・一九号までの各号の産品への当該各号以外の	二七〇一・一一一二七〇一・一九
並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	第二七類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、
項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
又は、	
第二六・一九項から第二六・二一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更	二六・一九-二六・二二
八・○○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二六一七・一〇号から第二六一	
号の材料からの変更又は、	
第二六一七・一〇号から第二六一八・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の	ニホー七・一〇一二六一八・〇〇
税分類の変更を必要としない。)。	
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二六一六・九〇号の産品への関	
第二六一六・九〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、	ニ六一六・九〇
六・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二六〇五・〇〇号から第二六一	
号の材料からの変更又は、	
第二六〇五・〇〇号から第二六一六・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の	二六〇五・〇〇一二六一六・一〇

t	七	七	一一七	
	_	we want	ŌŌ	
	0	$\bigcirc$		
•	•	•	• •	
	九			
			$\circ \circ$	
I			-	
七	七	七	七	
			0	
Ŧ.	0	$\bigcirc$	九	
•	•	•	•	
$\bigcirc$	九		$\bigcirc$	
Ō	九	九	$\bigcirc$	

五・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。    原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二七一一・一一号から第二七一
号の材料からの変更又は、
○・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
らの変更又は、
第二七一〇・九一号から第二七一〇・九九号までの各号の産品への他の類の材料か
○・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二七一〇・一一号から第二七一
らの変更又は、
第二七一〇・一一号から第二七一〇・一九号までの各号の産品への他の項の材料か
九・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二七〇二・一〇号から第二七〇
号の材料からの変更又は、
第二七〇二・一〇号から第二七〇九・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の
第二七〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
一・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二七〇一・一一号から第二七〇
号の材料からの変更又は、

三九二

•

二七・一六	第二七・一六号の産品への他の項の材料からの変更
第六部(化学工業(類似の工業を含む。)の生産品	)。)の生産品(第二八類から第三八類まで)
第二八類 無機化学品及び貴金属、	希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
二八〇一・一〇-二八〇四・五〇	第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への当該各号が属す
	る項以外の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二八〇一・一〇号から第二八〇
	四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
二八〇四・六一-二八〇四・六九	第二八〇四・六一号から第二八〇四・六九号までの各号の産品への当該各号以外の
	号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二八〇四・六一号から第二八〇
	四・六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
二八〇四・七〇-二八〇五・四〇	第二八〇四・七〇号から第二八〇五・四〇号までの各号の産品への当該各号が属す
	る項以外の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二八〇四・七〇号から第二八〇
	五・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
二八〇六・一〇	第二八〇六・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、

三九三

_	
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二八〇六・一〇号の産品への関
	税分類の変更を必要としない。)。
二八〇六・二〇一二八四二・九〇	第二八〇六・二〇号から第二八四二・九〇号までの各号の産品への当該各号が属す
	る項以外の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二八〇六・二〇号から第二八四
	二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
二八四三・一〇-二八四三・九〇	第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の
	号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二八四三・一〇号から第二八四
	三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
二八・四四-二八・五一	第二八・四四項から第二八・五一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料
	からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二八・四四項から第二八・五一
第二九類 有機化学品	
二九〇一・一〇-二九〇五・四三	号の材料からの変更又は、第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四三号までの各号の産品への当該各号以外の
	う 0 本米 ス 0 2 夏 2 に

ţ.

三九四

二 二 九 九 一 一	二 九 〇	二 九 〇	二 二 九 九 〇 〇
八八	<u> 、</u> 、	<u>デ</u>	五. 五.
• •	•	•	• •
	_		四四
六 四			五四
九九	九		九
<u> </u>			0
一九 一九 三 八	八		Ŧ
• •	•		•
九一			五
九五			九

九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九一八・一六号から第二九三
号の材料からの変更又は、
第二九一八・一六号から第二九三九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の
第二九一八・一四号又は第二九一八・一五号の産品への他の項の材料からの変更
八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九〇六・一二号から第二九一
号の材料からの変更又は、
第二九〇六・一二号から第二九一八・一三号までの各号の産品への当該各号以外の
税分類の変更を必要としない。)。
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九〇六・一一号の産品への関
更を除く。)又は、
第二九〇六・一一号の産品への他の類の材料からの変更(第三三類の材料からの変
五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九〇五・四五号から第二九〇
号の材料からの変更又は、
第二九〇五・四五号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への当該各号以外の
第二九〇五・四四号の産品への他の項の材料からの変更
五・四三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九〇一・一〇号から第二九〇

三九五

第三〇類 医療用品	<ul> <li>○○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。</li> <li>第二九四一・一○号から第二九四二・○○号までの各号の産品への当該各号以外の第二九四一・一○号から第二九四二・○○号までの各号の産品への当該各号以外の第二九・四○項の産品への他の項の材料からの変更(第一七・○二項の材料からの</li> </ul>
O • O   -   O • O	からの変更又は、第三〇・〇一項から第三〇・〇三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料
三〇・〇旦	変更を除く。)又は、第三〇・〇四項の産品への他の項の材料からの変更(第三〇・〇三項の材料からの項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。                         原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三〇・〇一項から第三〇・〇三
三〇・〇五-三〇・〇六	変更又は、第三〇・〇五項若しくは第三〇・〇六項の産品への当該各項以外の項の材料からの類の変更を必要としない。)。

	項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
第三一類肥料	
三一〇一・〇〇-三一〇五・九〇	五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三一〇一・〇〇号から第三一〇号の材料からの変更又は、 第三一〇一・〇〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の
ト、ワニス、パテその第三二類 なめしエキス、染色	ト、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキなめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイン
三二・〇一 - 三二・〇五	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三二・〇一頃から第三二・〇五からの変更又は、第三二・〇一項から第三二・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料
ミニ・〇六	の他の項の材料税分類の変更を

ţ

三九七

第三四類 第三三類 三二・〇七-三二・一五 せっけん、有機界面活性剤、 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類 他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 からの変更又は、 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 除く。) 又は、 からの変更又は、 類の変更を必要としない。)。 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三三・〇一項から第三三・〇七 第三三・〇一項から第三三・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三二・〇六項の産品への関税分 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三二・〇七項から第三二・一五 第三二・〇七項から第三二・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料 洗剤、 調製潤滑剤、 人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその

三九八

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三五〇一・一〇号の産品への関第三五〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、	三年01・10
変性でん粉、膠着剤及び酵素	第三五類 たんぱく系物質、変性
項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。    原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三四・〇三項から第三四・〇七	
からの変更又は、第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	三回・〇三-三回・〇七
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三四〇二・一一号から第三四〇号の材料からの変更又は、第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の	三四〇二・一二三四〇二・九〇
第11月)に、「ホートへの第11月)に、「り・11~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	
第三四・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は、	三回・〇一

用の調製品

三九九

	税分類の変更を必要としない。)。
三五〇一・九〇	第三五〇一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
三五〇二・一一一三五〇二・一九	第三五〇二・一一号から第三五〇二・一九号までの各号の産品への他の類の材料か
	らの変更(第四類の材料からの変更を除く。)
三五〇二・二〇一三五〇五・二〇	第三五〇二・二〇号から第三五〇五・二〇号までの各号の産品への当該各号が属す
	る項以外の項の材料からの変更
三五・〇六-三五・〇七	第三五・〇六項若しくは第三五・〇七項の産品への当該各項以外の項の材料からの
	変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三五・〇六項又は第三五・〇七
	項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
第三六類 火薬類、火工品、マッチ、	ク、発火性合金及び調製燃料
三六・〇一-三六・〇六	からの変更又は、第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料
	頃までの各員の産品への周兑分員の変更と公要にしない。へ。「「「原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三六・〇一項から第三六・〇六
	項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

=	項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 第三七・〇二項から第三七・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料 がらの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三七・〇一項の産品への関税分 第三七・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
第三八類 各種の化学工業生産品	
三八・〇二-三八〇一・九〇	からの変更又は、 からの変更又は、 からの変更又は、 からの変更又は、 の の の の の の の の の の の の の の の の の の

税分類の変更を必要としない。)。おいて完全に得られ、又は生産される産品であること(第三八・二五項の産品への関第三八・二五項の産品が第二十八条(第三章)に定めるいずれかの締約国の領域に	三八二五
品への関税分類の	
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三八〇九・九一号から第三八二る項以外の項の材料からの変更又は、	
第三八〇九・九一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への当該各号が属す	三八〇九・九一-三八二四・九〇
五・〇五項の材料からの変更を除く。)	
第三八〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更(第一一・〇八項又は第三	三八〇九・一〇
頃の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三八・〇七項又は第三八・〇八	
変更又は、	
第三八・〇七項若しくは第三八・〇八項の産品への当該各項以外の項の材料からの	三八・〇七-三八・〇八
六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三八〇五・一〇号から第三八〇	
号の材料からの変更又は、	
第三八〇五・一〇号から第三八〇六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の	三八〇五・一〇-三八〇六・九〇
項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三八・○二項から第三八・○四	

第三九類 プラスチック及びその製品	<b>股</b> 日
三九〇一・一〇一三九〇一・二〇	第三九〇一・一〇号若しくは第三九〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三九〇一・一〇号又は第三九〇一更又に
	一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
三九〇一・三〇-三九〇一・九〇	第三九〇一・三〇号から第三九〇一・九〇号までの各号の産品への他の項の材料か
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三九〇一・三〇号から第三九〇
	一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
三九〇二・一〇	第三九〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三九〇二・一〇号の産品への関
	税分類の変更を必要としない。)。
三九〇二・二〇	第三九〇二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三九〇二・二〇号の産品への関
	税分類の変更を必要としない。)。
三九〇二・三〇	第三九〇二・三〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、

第七部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品(第三九類及び第四〇類)

四〇三

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三九〇四・一〇号の産品への関	
第三九〇四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、	三九〇四・一〇
税分類の変更を必要としない。)。	
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三九〇三・九〇号の産品への関	
第三九〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、	三九〇三・九〇
税分類の変更を必要としない。)。	
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三九〇三・三〇号の産品への関	
第三九〇三・三〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、	三九〇三・三〇
税分類の変更を必要としない。)。	
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三九〇三・二〇号の産品への関	
第三九〇三・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、	三九〇三・二〇
税分類の変更を必要としない。)。	
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三九〇三・一九号の産品への関	
第三九〇三・一九号の産品への他の類の材料からの変更又は、	三九〇三・一九
三・一一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三九〇二・九〇号から第三九〇	
る項以外の項の材料からの変更又は、	
第三九〇二・九〇号から第三九〇三・一一号までの各号の産品への当該各号が属す	三九〇二・九〇一三九〇三・一一
税分類の変更を必要としない。)。	
│ 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三九〇二・三〇号の産品への関│	

四 〇 四 •

<ul> <li>・CUITEMOC・11</li> <li>・CUITEMOC・11</li> <li>・ ロロロコン・カロロコン・カロロロコン・カロロロコン・カロロロコン・カロロロコン・カロロロコン・カロロロロロロロロロロ</li></ul>	第四一・〇一項から第四一・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更	四一・O一-四一・O三
<ul> <li>・C11-四〇・一一</li> <li>第四〇・〇二項からの変更又は、</li> <li>・二三-四〇・一七</li> <li>原産資格割合が四十パーセント以上であるこ</li> <li>原産資格割合が四十パーセント以上であるこ</li> <li>「三-四〇・一七</li> <li>第四〇・二・十〇</li> <li>第四〇・二・十一号から第四〇・二・九〇号</li> <li>一三・九〇</li> <li>第四〇・二・一号から第四〇・二・九〇号</li> <li>一三・九〇号</li> <li>一三・九〇</li> <li>第四〇・二・一号から第四〇・二・九〇号</li> <li>一号の材料からの変更又は、</li> <li>「三-四〇・一七</li> <li>京産資格割合が四十パーセント以上であるこ</li> <li>二・九〇号までの各項の産品への関税分類の変更を必要</li> <li>「三-四〇・一七</li> <li>第四〇・一三項から第四〇・一七項までの各</li> <li>第四〇・二三小〇号</li> <li>第四〇・二号から第四〇・二・九〇号</li> <li>一号の材料からの変更又は、</li> <li>「三山〇・一七項までの各</li> <li>第四〇・二三項から第四〇・一七項までの各</li> <li>第四〇・二三小〇号</li> <li>第四〇・二号から第四〇・二・九〇号</li> <li>三山〇・一七</li> <li>二・九〇号</li> <li>三、一一号から第四〇・一七項までの各</li> <li>二・九〇号</li> <li>二・九〇号</li> <li>二・九〇号</li> <li>二・九〇号</li> <li>二・九〇号</li> <li>二・九〇号</li> <li>二・九〇号</li> <li>三、二・九〇号</li> <li>三、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二</li></ul>	及び革第四一類から第四三類まで)	る 原 皮 器
$ \begin{array}{c} \begin{array}{c} \begin{array}{c} \begin{array}{c} \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\$		第八部 皮革及び毛皮並びにこれら
	<ul> <li>小らの変更又は、</li> <li>項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。</li> <li>項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。</li> <li>項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。</li> <li>項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。</li> </ul>	四 〇 - 二 三 - 四 〇 - 二 - 九 〇 - 七 - 七
-	第四○・○二項から第四○・一一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料	

四〇六

•

製品

四 四 一 第四二類 四 四一・〇四 四. 四一•一三 四一・〇六 一 -五 0 七 〇 五 -----匹 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、 変更を除く。) 変更を除く。) 変更を除く。) ○三項までの各項の材料からの変更を除く。) ○六項の材料からの変更を除く。) ○五項の材料からの変更を除く。) ○四項の材料からの変更を除く。 第 四 第四一・〇四項の産品への他の項の材料からの変更(第四一・〇一項の材料からの 第四一・一三項の産品への他の項の材料からの変更(第四一・〇三項又は第四一・ 第四一・〇五項の産品への他の項の材料からの変更(第四一・〇二項の材料からの 第四一・一二項の産品への他の項の材料からの変更(第四一・〇二項又は第四一・ 第四一・〇七項の産品への他の項の材料からの変更(第四一・〇一項又は第四一・ 第四一・〇六項の産品への他の項の材料からの変更(第四一・〇三項の材料からの 第四一・一五項の産品への他の項の材料からの変更 一・一四項の産品への他の項の材料からの変更(第四一・〇一項から第四一・ ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の

四〇七

笜

	らの変更(第四二・〇五項の材料からの変更を除く。)第四二・〇一項から第四二・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料
四二·〇六 変 変 変 変 変	他の項の材料
第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	これらの製品
	第四三・〇一項の産品への他の項の材料からの変更
四三・〇二 変更	変更を除く。) 第四三・〇二項の産品への他の項の材料からの変更(第四三・〇一項の材料からの
四三・〇三	変更を除く。)
四三・〇四	第四三・〇四項の産品への他の項の材料からの変更

びにかご細工物及び枝条細工物(第四四類から第四六類まで)

٣

	からの変更第四四・一一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料
四四一二・一三-四四一二・一九	二・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
四四一二・二二-四四一二・九九	らの変更 第四四一二・二二号から第四四一二・九九号までの各号の産品への他の項の材料か
四日・一三一日日・二	からの変更 第四四・一三項から第四四・二一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料
第四五類 コルク及びその製品	
四五〇一・一〇-四五〇四・九〇	四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

四 〇 九

第四四領 木才及びその製品位びこ木炭

÷

第四六類 わら、エスパルトその他	エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
四六・〇一	第四六・〇一項のいぐさ製品への他の類の材料からの変更(第一四類の材料からの
	第四六・〇一項の産品(いぐさ製品を除く。)への他の類の材料からの変更若しく
	は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第四六・〇一項の産品(いぐさ製
	品を除く。)への関税分類の変更を必要としない。)。
四六・〇二	第四六・〇二項の産品への他の類の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第四六・〇二項の産品への関税分
	類の変更を必要としない。)。
第一〇部 木材パルプ、繊維素繊維を	繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製
品(第四七類から第四九類まで)	(まで)
第四七類 木材パルプ、繊維素繊維	繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
四七〇一・〇〇-四七〇七・九〇	第四七〇一・〇〇号から第四七〇七・九〇号までの各号の崔品への当亥各号以下の

| 四七〇一・〇〇一匹七〇七・九〇

| 第匹七〇一・〇〇号から第匹七〇七・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の|

•

一・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	四九〇一・一〇-四九一一・九九
絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	第四九類 印刷した書籍、新聞、鈴
三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	四八〇一・〇〇-四八二三・九〇
<b>Fパルプ、紙又は板紙の製品</b>	第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、
七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	

—

第一一部

.

(1) (10) (9) (8) (7) (6) (3) (5) (4) (2)については、 漂白 帯電防止加工、 抗ピル加工 防蚊加工 防融加工 抗菌防臭加工 抜蝕加工、 バフ加工 ブラッシング しわ加工 以下の二以上の作業を伴わなければならない。 オパール加工 制電加工

注釈1(第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適品紡織用繊維及びその製品(第五〇類から第六三類まで)

第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適用上、浸染し、又はなせんする工程

四 二

(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)
マーセライズ加工	液体アンモニア加工	発泡なせん	植毛、フロック加工、電着加工	難燃加工	エメリ加工	エンボス加工	イージーケア加工	消臭加工	蒸じゅう、デカタイジング	防しわ加工	圧縮収縮仕上げ	カレンダ仕上げ

.

四 三

(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)
防縮加工	せん毛、シャリング	シュライナ加工	リップル加工	リラックス処理	芳香加工	減量加工	オーガンジ加工	はつ油加工	透湿防水加工	モアレ仕上げ	縮じゅう	制菌加工

匹 一 ÷--

注 釈 2	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)
第五〇・〇七項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から	3 針布起毛	防風加工	ウェットデカタイジング	はっ水加工	6 防水加工	吸水加工	ウォッシュ・アンド・ウェア加工(W&W加工)	↓ UVカット加工	防ダニ加工	ストレッチ加工	、 ソイルリリース加工(SR加工)	シソイルガード加工(SG加工)

四 — 五 •

七 第 五	七項、第五四・〇八項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項、第五六・〇四項第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇
から	ら第五六・〇九項までの各項、第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項、
八 •	○一項から第五八・一一項までの各項、第五九・○二項、第五九・一○項、
$\bigcirc$	項から第六○・○六項までの各項、第六一・○一項から第六一・一七項までの各項、
第 六	第六二・〇一項から第六二・一七項までの各項及び第六三・〇一項から第六三・一〇項ま
での	2各項の適用上、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域に
おい	いて、完全にカードし、若しくはコームされ、紡績され、浸染し、若しくはなせんさ
n	製織され、又はメリヤス編みし、若しくはクロセ編みされた非原産材料は、
産 材	雨料が産品の生産に使用される締約国の領域に次のいずれかの態様により輸送されなけ
れば	はならない。
(a)	当該他方の締約国又は当該第三国の領域からの直接輸送
(b)	

五 〇 ・ 〇	第五〇・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
五〇・〇二-五〇・〇四	第五〇・〇二項から第五〇・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料
	からの変更
五〇・〇五-五〇・〇六	第五〇・〇五項又は第五〇・〇六項の産品への第五〇・〇五項及び第五〇・〇六項
	以外の項の材料からの変更
五〇・〇七	第五〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更(第五〇・〇四項から第五〇・
	〇六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがい
	ずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において完全に
	紡績され、又は浸染し、若しくはなせんされた場合に限る。)又は、
	産品が浸染し、若しくはなせんされること及び第五○・○七項の非原産材料がいず
	れかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において製織
	されること(第五〇・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

第五〇類 絹及び絹織物

われていない場合に限る。

おいて積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が行

ŗ

四一七

第五二類 綿及び綿織物

れるこ	までの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国で	浸染し、若し	約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域にお	の各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそ	一・一三項まで以外の項の材料からの変更(第五一・○六項から第五一・一○項まで	五一・一一一五一・一三  第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への第五一・一一項から第五	加盟国である第三国の領域においてカードし、又はコームされ	場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は	一・一〇項まで以外の項の材料からの変更(第五一・○五項の非原産材料を使用する	五一・〇六-五一・一〇 第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の産品への第	・〇一 – 五一 · 〇五 第五一 · 〇一項から第五一 · 〇五項ま	
る第三国の領域において製織されること(第五一・一一項から第五一・一三項	約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国でこと及び第五一・一一項から第五一・一三項	?°) 又は、	る第三国の領域において完全に紡績され、	当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締	<b>岩山・○六項から第五一・一○項</b>	百項の産品への第五一・一一項から	又はコームされた場合に限る。)	いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の	R五一・○五項の非原産材料を使用、	での各項の産品への第五一・〇六項から第五	での各項の産品への他の類の材料からの変更	

第五一類 羊毛、 繊獣毛、 粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

;

四 一 八

五三・〇一-五三・〇五 第五	第五三類その他の植物性紡織用繊維及	の各項	までの	又は浸	約国又は	の各項		五二・〇八-五二・一二第五	加盟国	場合には、	11.0	五二・〇四-五二・〇七 第五	五二・〇一-五二・〇三 第五	
第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。る第三国の領域において製織されること(第五二・〇八項から第五二・一二項まで	3各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国で目が浸染し、若しくはなせんされること及び第五二・〇八項から第五二・一二項	浸染し、若しくはなせんされた場合に限る。)又は、	くは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において完全に紡績され、	の各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締	二・一二項まで以外の項の材料からの変更(第五二・〇四項から第五二・〇七項まで	第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への第五二・〇八項から第五	<b>雪である第三国の領域においてカードし、又はコームされた場合に限る。)</b>	とは、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の	二・〇七項まで以外の項の材料からの変更(第五二・〇三項の非原産材料を使用する	第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品への第五二・〇四項から第五	第五二・〇一項から第五二・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更	

四 一 九

五四・〇一-五四・〇六	第五四類 人造繊維の長繊維及びその織物	五三       五三         ・       〇         九       二         五三       -         一       八
南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において完全に紡績され、又は浸染原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東八項以外の項の材料からの変更(第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の非第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の産品への第五四・〇七項及び第五四・〇第五四・〇一項から第五四・〇八項の産品への他の類の材料からの変更	その織物	第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の産品への第五三・〇六項から第五三・〇八項まで以外の項の材料からの変更を必要としない。)。

ŗ

	関税分類の変更を必要としない。)。 三国の領域において製織されること(第五四・○七項又は第五四・○八項の産品への八項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第し、若しくはなせんされること及び第五四・○七項若しくは第五四・○し、若しくはなせんされた場合に限る。)又は、
第五五類 人造繊維の短繊維及びその織物	びその織物
五五・〇一-五五・〇七	(第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。)第五五・〇一項から第五五・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
五五・〇八 - 五五・一 -	産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれ・一一項まで以外の項の材料からの変更(第五五・〇六項又は第第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の産品への第五五
	場合に限る。) 南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域においてカードし、又はコームされた
五五・一二-五五・一六	五・一六項まで以外の項の材料からの変更(第五五・〇八項から第五五・一一項まで第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への第五五・一二項から第五
	約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において完全に紡績され、の名式の身原産権権を使用でる場合には、当該身质産権権のそれそれかりすれかの統

	 又 よ 是 た 、 告 、 告 、 に よ よ よ よ よ い た い た こ し た こ し た こ し た こ し た こ し た こ し 、 こ し 、 し こ こ 、 し 、 し 、 し し 、
	朱し、若しくはなせんされるこ
	の各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)。ある第三国の領域において製織されること(第五五・一二項から第五五・一六項までまでの各項の非原産材料がいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国で
第五六領 クォツデイング、	フェレト、下戦行及ぶ寺朱氏在がことう、岡友がケーブレ在がここしっつ!
	ア解オ及て牛死子立てにても
1	石六・〇一項から第五六・〇三項までの27、納才人で牛死子立てにてす
1	(五〇・〇四項から第五〇・〇七項までのを) スニハ・〇一項から第五六・〇三項までのを) スニハ・〇一項から第五六・〇三項までのを) スティン にてま
	6での各項、第五二・〇四項から第五二・八五〇・〇四項から第五〇・〇三項までの名式二・〇一項から第五〇・〇七項までの名式二、約本人で特殊学立てにても
1	三・一一項までの各項、第五五・〇八項を行って、「「「」」の「」」の「」」の「」」の「」」の「」」の「」」の「」」の「」」の「
I	「「「「「「「「」」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「
	☆五〇・〇四項から第五〇・○六項までのを、二、「「「「」」」」。 「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「

五七・〇一-五七・〇五	第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
	(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項
	から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第
	五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の
	材料からの変更を除く。)。ただし、第五○・○四項から第五○・○六項までの各
	頃、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇
	七項までの各項、第五三・○六項から第五三・○八項までの各項、第五四・○一項か
	ら第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非
	原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東
	南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において完全に紡績されることを条件
	とする。

|原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三 |五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非 |国の領域において完全に紡績された場合に限る。)

•

四 三 三

第五九、〇一 五九・〇一 五九・〇一 東大・〇一 東五九・〇一 東五九・〇一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇八項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各 項、第五五・〇一項の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一 項、第五九・〇一項の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一 第五九・〇一項の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一 第五九・〇一項の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一 第五九・〇一項の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一 日本の・〇二		(第五○・○四項から第五○・○六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五二・○一項から第五○・○六項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非 原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三 五・○八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非 「第五○・○四項から第五○・○六項までの各項、第五三・○六項から 第五一・○○○項から第五○・○六項までの各項、第五一・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
<ul> <li>第五し・つこれの産品、ひたつれからの変更を除く。)</li> <li>項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)</li> <li>項、第五三・○九項から第五三・一一項までの各項、第五四・○一項から第五一・一三項までの各項、第五二・○八項から第五二・一二項までの</li> <li>第五九・○一項の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・</li> </ul>	染み込ませ、	被覆し又は積層した紡織用繊維の織
	五 九 · 〇 一	〈は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。〉第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇ペから第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの朱五九・〇一項の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・

寺朱戠勿、 タフテ ッド哉勿頂、 / ース、 つづて戠勿、 トノミンブをバ ノーゆう市 r

四一四

 Ŧī.	五	
九	九	
•	•	
	$\bigcirc$	
$\bigcirc$		
	五	
	九	
	•	
	$\bigcirc$	
	九	

÷

六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項
一・一〇項までの各項、第五二・○四項から第五二・○七項までの各項、第五三・○
ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五
項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)。
項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八
一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各
第五九・一〇項の産品への他の項の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一
材料からの変更を除く。)
五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の
から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第
(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項
第五九・〇三項から第五九・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
である第三国の領域において完全に紡績されることを条件とする。
は、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国
又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合に
六項から第五三・○八項までの各項、第五四・○一項から第五四・○六項までの各項
一・一○項までの各項、第五二・○四項から第五二・○七項までの各項、第五三・○
ただし、第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五
項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)。
項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八

産品が浸染し、若しくはなせんされること及び第六○・○一項から第六○・○六項	
る。)又は、	
国の領域において完全に紡績され、又は浸染し、若しくはなせんされた場合に限	
原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三	
五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非	
第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五	
項までの各項、第五二・○四項から第五二・○七項までの各項、第五三・○六項から	
(第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇	
第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更	六〇・〇一-六〇・〇六

第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物

項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)	
項、第五三・○九項から第五三・一一項までの各項、第五四・○七項、第五四・○八	
一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各	
第五九・一一項の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一	五九・一一
である第三国の領域において完全に紡績されることを条件とする。	
は、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国	
又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合に	

四二六

ŗ

締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域においてメリヤス編み第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかののの第五〇・〇七項、第五〇・〇八項、第五三・〇九項から第五五・一六項までの各項又は第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項第六一・〇一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項	六一・〇一-六一・一七
	ければならない。
部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさな	し、当該構成部分は、
これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものと	れる規則は、
類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用さ	注釈 この類の産
品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	第六一類 衣類及び衣類附属品
い。)。 い。)。 い。)。	

ŗ

四二七

	し、又はクロセ編みされた場合に限る。)
第六二類 衣類及び衣類附属品	品(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)
注釈 この類の産品	の類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用さ
れる規則は、	これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものと
し、当該構成部分は、	部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさな
ければならない。	
六二・〇一-六二・一一	第六二・〇一項から第六二・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
	(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項
	から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第
	五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は
	第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの
	締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において製織された場合
	に限る。)
六二・ - 二	第六二・一二項の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一
	一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各

-

四二八

ŧ

れる規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものと	
注釈 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用さ	
第六三類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	第
に限る。)	
綿約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において製織された場合	
第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの	. a. u.
五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は	
から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第	
(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項	
六二・一三一六二・一七 第六二・一三項から第六二・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更	六
ロセ編みされた場合に限る。)	
合の加盟国である第三国の領域において製織され、又はメリヤス編みし、若しくはク	
する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連	
頃、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用	
項、第五三・○九項から第五三・一一項までの各項、第五四・○七項、第五四・○八	

r

四二九

Ļ

当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさな

<ul> <li>☆四・○1-☆四・○五</li> <li>第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれら</li> <li>第一二部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこ</li> </ul>
類履物及びゲで、
造花並びに人履物、帽子、
履物、帽子、
六三・〇一 - 六三・一〇

ければならない。

r

、 、 、 、 、 、	三・九〇号までの各号の産品への関税分類の原産資格割合が四十パーセント以上である号の材料からの変更又は、第六六〇一・一〇号から第六六〇三・九〇	第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	
〇     品の品       号     へ各へ       す。     の項の		世花及び人髪製品	第六七〇一・〇〇号から第六七〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の

	四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
第一三部 石、プラスター、セメント、	-、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラ
ス及びその製品(第六八粨	(第六八類から第七〇類まで)
第六八類 石、プラスター、セメント、	ント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品
六八〇一・〇〇-六八一五・九九	五・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第六八〇一・〇〇号から第六八一号の材料からの変更又は、 第六八〇一・〇〇号から第六八一五・九九号までの各号の産品への当該各号以外の
第六九類 陶磁製品	
六九〇一・〇〇-六九一四・九〇	らの変更又は、第六九〇一・〇〇号から第六九一四・九〇号までの各号の産品への他の類の材料か

四三

.

第七〇類 ガラス及びその製品	
+001・00	第七〇〇一・〇〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十
	パーセント以上であること。
七〇〇二・一〇一七〇〇二・三九	第七〇〇二・一〇号から第七〇〇二・三九号までの各号の産品への当該各号以外の
	号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七〇〇二・一〇号から第七〇〇
	二・三九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
七〇〇三・一二-七〇〇九・九二	第七〇〇三・一二号から第七〇〇九・九二号までの各号の産品への当該各号が属す
	る項以外の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。
七〇一〇・一〇一七〇一七・九〇	第七〇一〇・一〇号から第七〇一七・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の
	号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七〇一〇・一〇号から第七〇一
	七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
七〇一八・一〇	第七〇一八・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
七〇一八・二〇	第七〇一八・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、

|四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第六九〇一・〇〇号から第六九一| r

四三三

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七一〇二・一〇号から第七一一号の材料からの変更又は、第七一〇二・一〇号から第七一一一・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の第七一・〇一項の産品への他の類の材料からの変更	セー・01
(幣	辺用模造細貨類並びに貨幣
貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身	第七一類 天然又は養殖の真珠、卑
(第七一類)	用模造細貨類並びに貨幣
、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺	第一四部 天然又は養殖の真珠、貴石、
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	七〇一八・九〇 一一-七〇二〇・〇〇

四三四

**t** -

第七二類 鉄 鋼

第一五部 卑金属及びその製品(第七二類から第八三類まで)

八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七一一七・一一号から第七一一	
号の材料からの変更又は、	
第七一一七・一一号から第七一一八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の	七一一七・一一一七一一八・九〇
材料からの変更を除く。)	
〇二・三九号、第七一〇三・九一号、第七一〇三・九九号又は第七一〇四・九〇号の	
一五項までの各項、第七一・一七項、第七一・一八項、第七一〇一・二二号、第七一	
第七一・一六項の産品への他の項の材料からの変更(第七一・一三項から第七一・	七一・一六
の各項の材料からの変更を除く。)	
一・一五項まで以外の項の材料からの変更(第七一・一六項から第七一・一八項まで	
第七一・一三項から第七一・一五項までの各項の産品への第七一・一三項から第七	七一・一三一七一・一五
類の変更を必要としない。)。	
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七一・一二項の産品への関税分	
第七一・一二項の産品への他の類の材料からの変更又は、	七一 • 一 二
一・○○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	

•

四三五

第七三〇一・一〇号から第七三二六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の	七三〇一・一〇一七三二六・九〇
	第七三類 鉄鋼製品
九・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二〇五・一〇号から第七二二	
号の材料からの変更又は、	
第七二〇五・一〇号から第七二二九・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の	七二〇五・一〇一七二二九・九〇
類の変更を必要としない。)。	
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二・〇四項の産品への関税分	
第七二・〇四項の産品への他の類の材料からの変更又は、	七二・〇四
三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二〇一・一〇号から第七二〇	
号の材料からの変更又は、	
第七二〇一・一〇号から第七二〇三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の	七二〇一・一〇一七二〇三・九〇

|六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三〇一・一〇号から第七三二

四三六

ŗ

第七四類 銅及びその製品	
七四〇一・一〇-七四〇三・二九	第七四〇一・一〇号から第七四〇三・二九号までの各号の産品への当該各号以外の
	号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七四〇一・一〇号から第七四〇
	三・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
七四・〇四	第七四・〇四項の産品への他の類の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七四・〇四項の産品への関税分
	類の変更を必要としない。)。
七四〇五・〇〇一七四一九・九九	第七四〇五・〇〇号から第七四一九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の
	号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七四〇五・〇〇号から第七四一
	九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
第七五類 ニッケル及びその製品	
七五〇一・一〇一七五〇二・二〇	第七五〇一・一〇号から第七五〇二・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の

キルのつを見てす、第七六〇一・二〇キルのつを見てす、第七六〇一・一〇号若しくは第七六〇一・二〇号の産品への当該各号以外の号の材第七六類アルミニウム及びその製品	号の材料からの変更又は、 「ハ・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。」。 「原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七五〇〇・一〇号から第七五〇〇八・九〇一 「原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七五〇〇・一〇号から第七五〇〇 「「、九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。」。 「「、九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。」。 「「、九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。」。 「「、九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。」。 「、九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。」。 「、1000000000000000000000000000000000000
---	--

;

四三八

第七八類 鉛及びその製品	
七八〇一・一〇-七八〇一・九九 第七八〇一・一〇号から第七八〇一	は、、から第七八〇一・九九号までの各号の産品への当該各号以外の
一・九九号までの各旦原産資格割合が四上	・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七八〇一・一〇号から第七八〇
原産資格割合が四十パーセンセハ・〇二	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七八・〇二項の産品への関税分第七八・〇二項の産品への他の類の材料からの変更又は、
七八〇三・〇〇-七八〇六・〇〇 類の変更を必要とした	第七八〇三・〇〇号から第七八〇六・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外のの変更を必要としない。)。
六・○○号までの各号の産品への関税分類原産資格割合が四十パーセント以上であ号の材料からの変更又は、	・○○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七八○三・○○号から第七八○の材料からの変更又は、

第七九類 第八〇類 八〇〇一・一〇一八〇〇一・二〇 七九〇三・一〇一七九〇七・〇〇 七九・〇二 七九〇一・一一一七九〇一・二〇 すず及びその製品 亜鉛及びその製品 号の材料からの変更又は、 類の変更を必要としない。)。 号の材料からの変更又は、 七・○○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 ・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 第七九〇三・一〇号から第七九〇七・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七九・〇二項の産品への関税分 第七九・〇二項の産品への他の類の材料からの変更又は、 第七九〇一・一一号から第七九〇一・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七九〇三・一〇号から第七九〇 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七九〇一・一一号から第七九〇

第八〇〇一・一〇号若しくは第八〇〇一・二〇号の産品への当該各号以外の号の材

四四〇

	料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八〇〇一・一〇号又は第八〇〇
	一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
八〇・〇二	第八〇・〇二項の産品への他の類の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八〇・〇二項の産品への関税分
	類の変更を必要としない。)。
人00三・00-人00七・00	第八〇〇三・〇〇号から第八〇〇七・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の
	号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八〇〇三・〇〇号から第八〇〇
	七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
第八一類 その他の卑金属及び?	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品
人一〇一・一〇一人一一三・〇〇	号の材料からの変更又は、第八一〇一・一〇号から第八一一三・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の
	三・〇〇号までの各号の産品への関税分頃の変更を必要としない。)。    原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八一〇一・一〇号から第八一一

			(101・10-人) 1三・00	
三・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八一〇一・一〇号から第八一一	号の材料からの変更又は、	第八一〇一・一〇号から第八一一三・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の	

第八二類 卑金属製の工具、道具、	刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
八二〇一・一〇-八二-五・九九	五・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
第八三類 各種の卑金属製品	
八三〇一・一〇-八三一一・九〇	一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
第一六部機械類及び電気機器並びに	機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像
及び音声の記録用又は再生	び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品(第八四類及び第八五類)
第八四類 原子炉、ボイラー及び	ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

4.交通信号用機器(電気機械式のものを含む。)	その部分品並びに機械式交通信号用機器
機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及び	第八六類 鉄道用又は軌道用の機開
船舶及び輸送機器関連品(第八六類から第八九類まで)	第一七部 車両、航空機、船舶及び鈴
八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
八五〇一・一	八五〇一・一〇一八五四八・九〇
又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	用又は再生用の機器並び
<b>昭並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録</b>	第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、
五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
第八四〇一・一〇号から第八四八五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の	八四〇一・一〇-八四八五・九〇

四匹三

第八七〇五・一〇号から第八七一〇・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の	八七〇五・一〇一八七一〇・〇〇
類の変更を必要としない。)。	八七・〇四
類の変更を必要としない。)。    原産資格割合が六十パーセント以上であること(第八七・〇三項の産品への関税分	八七・O三
	八七・〇二
一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八七〇一・一〇号から第八七〇	
号の材料からの変更又は、第八七〇一・一〇号から第八七〇一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の	八七〇一・一〇一八七〇一・九〇
鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	第八七類鉄道用及び軌道用以外
九・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	
停しいつ こうきゅうぎしいひゅう ひょういたり ミュンタミューション	八六〇一・一〇-八六〇九・〇〇

	号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八七〇五・一〇号から第八七一
	○・○○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
八七・一一	原産資格割合が六十パーセント以上であること(第八七・一一項の産品への関税分
	類の変更を必要としない。)。
八七一二・〇〇一八七一六・九〇	第八七一二・〇〇号から第八七一六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の
	号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八七一二・〇〇号から第八七一
	六・九○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
第八八類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	<b>Wびにこれらの部分品</b>
八八〇一・一〇-八八〇五・二九	第八八〇一・一〇号から第八八〇五・二九号までの各号の産品への当該各号以外の
	号の材料からの変更又は、
	五・二九号までの各号の産品への関税分額の変更を必要としない。)。原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八八〇一・一〇号から第八八〇
等くし 夏 い 白 を ド 冬 い 毒 与 し の	

•

第八九類 船舶及び浮き構造物

四四五

	第九一類 時計及びその部分品
三・○○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	九00一・一0-九0三三・00
	れらの部分品及び附属品
映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこ	第九〇類 光学機器、写真用機器、
及び附属品(第九〇類から第九二類まで)	器並びにこれらの部分品及び附属品
映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽	第一八部 光学機器、写真用機器、
八・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	八九〇一・一〇-八九〇八・〇〇

九一〇一・一一-九一一二・九〇	号の材料からの変更又は、第九一〇一・一一号から第九一一二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の
九 一 · 三	第九一・一三項の産品への他の項の材料からの変更二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
九一一四・一〇-九一一四・九〇	「宝箕客名創合が四十ペーセント以上であること(寛正一一四・一〇寺いの専正一二号の材料からの変更又は、第九一一四・一〇号から第九一一四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の
	四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
第九二類 楽器並びにその部分品及び附属品	及び附属品
九二〇一・一〇-九二〇九・九九	号の材料からの変更又は、第九二〇一・一〇号から第九二〇九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の
	九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九二〇一・一〇号から第九二〇

÷

四四七

九四〇一・一〇一九四〇一・八〇	サイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品:物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当する	第九四類(家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、	第二〇部 雑品(第九四類から第九六類まで)	九三〇一・一一一九三〇七・〇〇 年・〇〇号までの各号の 第九三〇一・一一号か	第九三類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	一九部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九四〇一・一〇号から第九四〇の材料からの変更又は、第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の	これらに類する物品並びにプレハブ建築物(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーション	<b>ヘサポート、クッションその他これらに類する詰物をした</b>		七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	品及び附属品	及び附属品(第九三類)

	一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
九四〇一・九〇	第九四〇一・九〇号の腰掛けの革製部分品への他の項の材料からの変更又は、
	第九四〇一・九〇号の産品(腰掛けの革製部分品を除く。)への他の号の材料から
	の変更若しくは、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九四〇一・九〇号の産品(腰掛
	けの革製部分品を除く。)への関税分類の変更を必要としない。)。
九四〇二・一〇-九四〇四・一〇	第九四〇二・一〇号から第九四〇四・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の
	号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九四〇二・一〇号から第九四〇
	四・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。
九四〇四・二一-九四〇四・二九	第九四〇四・二一号から第九四〇四・二九号までの各号の産品への他の類の材料か
	らの変更
九四〇四・三〇	第九四〇四・三〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、
	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九四〇四・三〇号の産品への関
	税分類の変更を必要としない。)。
九四〇四・九〇	第九四〇四・九〇号の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五
	一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項まで
	の各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・
	〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除

.

四 四 九

九六〇二・〇〇-九六〇四・〇〇	第九六類 雑品	九五〇一・〇〇-九五〇八・九〇	第九五類がん具、遊戯用具及び	九四〇五・一〇-九四〇六・〇〇
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九六〇二・〇〇号から第九六〇号の材料からの変更又は、第九六〇二・〇〇号から第九六〇四・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の第九六・〇一項の産品への他の項の材料からの変更		八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。	遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	六・○○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

四五〇

•

第九七類 美術品、収集品及びこっとう	第二一部 美術品、収集品及びこっ	九六・〇五 九六・〇五 一〇-九六一八・〇〇
っとう	収集品及びこっとう(第九七類)	八・○○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。 第九六○六・一○号から第九六一八・○○号までの各号の産品への当該各号以外の 第九六・○五項の産品への他の項の材料からの変更 の材料からの変更又は、 四・○○号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)。

六・〇〇号までの各号の産品 / の関税分類の変更を必要としない。)。
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第九七○一・一○号から第九七○
号の材料からの変更又は、
第九七〇一・一〇号から第九七〇六・〇〇号までの各号の産品への当該各号以外の

四五二

•

٠

12

Z \_

四五三

附属書四(第七章関係) 現行及び将来の措置に関する留保
1 各締約国の表は、当該締約国が付する留保について、第八十条1及び2の規定に従って記載するもの
ある。星印(*)を付した留保は、第七十五条、第七十六条又は第七十九条1の規定によって課される義
務に適合しない現行の措置に関するものである。星印(*)を付していない留保は、第七十五条、
六条又は第七十九条1の規定によって課される義務に適合しない措置であって現行のものを維持し、
そのような義務に適合しない措置であって新たな若しくは一層制限的なものを採用することができる個
の分野、小分野又は活動に関するものである。ただし、星印(*)を付していない分野、小分野又は活動
に関するいかなる現行の措置の改正若しくは修正又は新たな措置の採用も、当該分野、小分野又は活動
記号(+)を付する場合を除くほか、第八十条4に定める既存の投資家及び既存の投資財産に対し、
ような改正若しくは修正又は採用の直前に当該既存の投資家及び既存の投資財産に適用される措置よりも
更に制限的なものであってはならない。
2 留保には、適用がある場合には、次の事項を記載する。

現行及び将来の措置に関する留保

r

四五四

(b) (a)	小分野。「小分野」には
(c)	産業分類。
公	分類の下で行われ
(d)	留保の種類。
(e)	政府の段階。
(f)	現行の措置。
	透明性の観点から明示する措置。
74	及び例示の観点からのみ、
+	する。
(h)	現行の措置の
运	適合しない点を記
(i)	留保の概要。

四五五

÷

			占	八	(b)	(a)	4 こ	(b)	(a)	七章	3 密
産業分類	小 分 野	- 日本国の表	点から付するものとする。	+	I S I C	「JSIC」とは、	の附属書の適用上、	星印(*)を	星印(*)を	+の関連規定に照らし、	留保の解釈に当たっては、
JSIC 〇一九 その他の耕種農業	農林水産業(植物育成者権)*		のとする。	九年五月二十二日に改正された全経済活動の国際標準産業分類をいう。産業分類番号は、例示の観	とは、国際連合経済社会理事会により千九百四十八年八月二十七日に採択され、千九百	とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類をいう。	用上、	(*)を付していない留保については、「留保の概要」がその他のすべての事項に優先する。	を付した留保については、「現行の措置」がその他のすべての事項に優先する。	照らし、かつ、次の(a)及び(b)の規定に従って解釈する。	たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第

r

四五六

	JSIC 〇二四三 山林種苗生産サービス業
	JSIC 〇四一三 藻類養殖業
	JSIC 〇四一五 種苗養殖業
留保の種類	内国民待遇 (第七十五条)
	最恵国待遇(第七十六条)
政府の段階	中央政府
現行の措置	種苗法(平成十年法律第八十三号)第十条
現行の措置	日本国内に住所及び居所(法人にあっては、営業所)を有しない外国人は、次のいずれかに該当
の概要	する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。
	(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあっては、営業所)を有する国
	が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日
	にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約
	の当事国である場合
	(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあっては、営業所)を有する国
	が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千
	九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約(以下この附属書において
	「千九百七十八年のUPOV条約」という。)の当事国である場合又は千九百七十八年のUP
	OV条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のUPO
	V条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関
	する保護を認める場合

Ξ			
政 留 産 小 分 野 の 分 野 段 類 階 類 階 類	の 現 現 行 の 府 の 程 保 の 種 置 置 階 類	<ul><li>産小分</li><li>業分野</li><li>分野</li><li>類</li></ul>	
中央政府 JSIC 三五一一 熱供給業 熱供給業*	預金保険制度は、日金保険法(昭和四十年、日本の時代のの一番の時代のの日本の時代のの日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本	JSIC 六二二 中小企業等金融業金融業	その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合ことを日本国が認めることを条件に日本国の国民に対し認める保護を含む。)を認め、かつ、よる保護(その国の国民が日本国の植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有する() その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件に

.

•

四五八

												四				
				の概要	現行の措置	現行の措置	政府の段階	留保の種類		産業分類	小分野	分野	の概要	現行の措置		現行の措置
信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。2 日本国の国籍を有しない者は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電(c) 外国の法人又は団体	(b) 外国政府又はその代表者	(a) 日本国の国籍を有しない者	はならない。	権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名及び住所を株主名簿に記載して	1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第六条及び第十条	中央政府	内国民待遇(第七十五条)	JSIC 三七四一 電気通信に附帯するサービス業	JSIC 三七二一 地域電気通信業(有線放送電話業を除く。)	電気通信業*	情報通信業	る外国投資家について適用する。	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとす	対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条

四五九

.

六	五
小 分 野 野	の現現政留     産小分       概行行府保     業分野       要のののの     分野       措提段種     類       置階類     1
医薬品製造業 *	情報通信業 JSIC 三七二一 地域電気通信業 JSIC 三七二一 地域電気通信業 JSIC 三七二一 移動電気通信業 (第4) (第4) か国民待遇(第七十五条) 中央政府 内国民待遇(第七十五条) 小国義替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット 付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

		ť	
	<b>産</b> 業 分類	小 分 野 野	の 現 現 政 留 産 戦 行 行 府 保 業 の の 行 の の 保 業 置 で の の 月 日 で の の 日 定 の 日 で の の 日 で の の の 日 で の の の の の の の の
製品製造業に関連するものに限られる。 JSIC一二五九又は三二三四の下での活動のうち三二三四 運動用具製造業	C C C C C 二 一 一 一 二 七 二 二 二 九 五 五	皮革及び皮革製品製造業*製造業	JS1C 一七六三 生物学的製剤製造業 おいて行われる経済活動をいう。

九				八				
分 野	の 現 で 概 ぞ の 措 置	行 府 の 措 段	留保の 種類	小 分 野 野	の 概 要 措 置	現行の措置	政府の段階	
鉱業 *	られる。 日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であって、その代表	<ul><li>() 府</li><li>明</li><li>治</li></ul>	内国民待遇(第七十五条)	船舶の国籍に関する事項*	資を行おうとする外国投資家について適用する。外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投	対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条	中央政府内国民待遇(第七十五条)	及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。

											+							
									産業分類	小分野	分 野	の概要	現行の措置	現行の措置	政府の段階	留保の種類	産業分類	小分野
J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C		石油業 *		日本国の	鉱業法(日	中央政府	内国民待遇	J S I C	
六〇三二	六〇三一	五二三	四七二	四七一一	一八九九	一八四一	一 八 二	 八 	〇五三				の国民又は	(昭和二十五)		西(第七十五条)	〇五 鉱業	
燃料小売業(ガソリンスタンドを除く。)	ガソリンスタンド	石油卸売業	冷蔵倉庫業	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く。)	他に分類されない石油製品・石炭製品製造業	舗装材料製造業	潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)	石油精製業	原油・天然ガス鉱業				国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。	年法律第二百八十九号)第十七条及び第八十七条		五条)	業	

	産 小	+ -	の現現政留
	生 生 業 分 野 頃	分 野	の 現 現 政 留 概 行 行 府 保 要 の の の の の 間 措 提 置 階 類 四 の の の の 間 置 間 代
S S S I I C C C	3	て、二十九の項で規定され農林水産業及び関連するサ	すめJ注注1注注1注21注21注21注21二21二21二21二21二21二333333333333333333333333 <t< td=""></t<>
漁業 業	L Z Z Z Z	で規定されているものを徐く。)*関連するサービス(領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であっ	て、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。 て、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。 て、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。 て、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする に関する政令(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 に関する政令(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 に関する政令(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 に関する政令(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 に関する政令(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 に関する政令(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 に関する政令(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 に関する政令(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 に関する政令(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 に関する政令(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 に関する政令(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条

•

四六四

							+-											
現行の措置		現行の措置	政府の段階	留保の種類	産業分類	小分野	分野		の概要	現行の措置		現行の措置	政府の段階	留保の種類				
外国為耕	対内直接知	外国為替卫	中央政府	内国民待遇	J S I C		警備業 *	ているもの	サービス	外国為耕	対内直接如	外国為替五	中央政府	内国民待遇	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C
国為替及び外国部	投資等に関い	及び外国貿易		遇(第七十五条)	九〇六一			のを除く。)への投資	(領海、内土	替及び外国の	投資等に関す	及び外国貿易		迺(第七十五	七九一	六二二五	六二二四	〇 四
外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする	+	貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条		五条)	警備業			への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、二十九の項で規定され	貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内において農林水産業及び関連する	する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	1貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条		五条)	農林水産業協同組合(他に分類されないもの)	漁業協同組合、水産加工業協同組合	農業協同組合	水産養殖業

四六五

t

		+ =	
の現 現政留産小 概行行府保業分 要のののの分野 措 提 階類	業 分 野	分 野 概 要	
<ul> <li>航空運輸業*</li> <li>JSIC 四六一一 航空運送業</li> <li>JSIC 四六一一 航空運送業</li> <li>「小国民待遇(第七十五条)</li> <li>1 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条</li> <li>対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三年</li> <li>シする外国投資家について適用する。</li> <li>2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</li> <li>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</li> <li>(b) 本国又は本国の公共町本告してはこれにも、5000</li> </ul>	SIC 四六一一 亢空軍空運輸業 *	運輸業外国投資家について適用する。	

四六六

•

十 四	
留 産 小 分 野 種 類 類	
内国民待遇(第七十五条)JSIC 四六二一 航空機使用業(航空運送業を除く。)航空運輸業*	<ul> <li>6 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</li> <li>6 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は ればならない。</li> <li>6 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は ればならない。</li> <li>6 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は ればならない。</li> <li>6 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は ればならない。</li> <li>6 月本国内の各地間において有償で旅客又は貨物の運送の用に供してはならない。</li> <li>6 日本国内の各地間において有償で旅客又は貨物の運送の用に供してはならない。</li> </ul>

運輸業	分 野	+ 五
3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。		
持株会社等についても適用する。		
可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する		
航空機使用事業者が (a)から (d)までに 掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許		
から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人		
から(こまでに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a		
(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)		
(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体		
(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの		
(a) 日本国の国籍を有しない自然人		<u> </u>
えられない。		
2 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与		
うとする外国投資家について適用する。	の概要	
1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行お	現行の措置	
航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七章及び第八章		
対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条		
外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条	現行の措置	
中央政府	政府の段階	

四六八

	十 六													
保 業	小 分 分 野 野							の概要	現行の措置	現行の措置	政府の段階	留保の種類	産業分類	小分野
恵国待遇(第七十六条) SIC 四八二一 利用運送業(集配利用運送業を除く。) SIC 四四四一 集配利用運送業	貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。) *運輸業	2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。	から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人	からにまでに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)	(d) (aからにまでに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)	(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体	(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの	(a) 日本国の国籍を有しない自然人	1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二章	中央政府	内国民待遇(第七十五条)		航空運輸業(航空機登録原簿への航空機の登録) *

四六九

÷

	+ 七	
<ul><li>政府の</li><li>府の</li><li>段</li><li>権類</li></ul>	<ul><li>産 小 分</li><li>業 分 野</li><li>分 野</li><li>類</li></ul>	の 現 現 政 概 行 行 府 要 の の の 措 措 段 置 置 階 階 階 階 四 一 昭 一 昭 一 昭 一 昭 一 行 一 行 府 一 行 府 一 昭 一 昭 一 の 一 の の 一 の の 一 の 一 の の の の の
中央政府 中央政府 JSIC 四八二一 利用運送業(集配利用運送業を除く。)	JSIC 四四四一 集配利用運送業貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。)*運輸業	中央政府 中央政府 中央政府 中央政府 中央政府

ŗ

四七〇

	十 八	
政留産小       政留産外       府保業分       のの分野       段種類	、 分 分 野 予	の現 現 概 行 行 要 の の 措 措 置 置
中央政府 JSIC 四二 鉄道施設提供業 与SIC 四二 鉄道施設提供業	Í 輸 ミ 業	<ul> <li>         なの自然の目前にあった。</li> <li>         なの自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営む         なの自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二章から第四章まで         なの自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営む         ためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義         ためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可な、相互主義に基づき与えられる。         </li> </ul>

四七一

•

相	の 現 行 の 措 置	現行の措置	留保の種類	· 分 · 野	十 九 分野	の 現 現 現 行 の 措 置 置
。 製 全 資 品 部 を ぞ の 又 行	国安督家こつ、て適用たら。一安美介をを見か易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一る政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条中央政府	JSIC 四三一一 一般乗合旅客自動車運送業	道路旅客運送業*	運輸業	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条

	 + 												_ +
政 留 産 小       政 府 保 業 分       の の 分 野       段 種類       階 類	入 野		の概要	現行の措置		現行の措置	政府の段階	留保の種類			産業分類	小分野	分野
中央政府	X 重 約 業	内航船舶貸渡業を除く。)は、事前届出の要件の適用から除国民業長によって発展した。	一本国内巷間の毎上運送)、内陸水運業及び沿舶資度業をいう。ただし、外航毎運業及び船舶資度業一外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業(日	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする	対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条	中央政府	内国民待遇(第七十五条)	JSIC 四五四二 内航船舶貸渡業	JSIC 四五三 内陸水運業	JSIC 四五二 沿海海運業	水運業*	運輸業

 + 		 + 
ー 政留産小分 府保業分野 の分野 段種類 階類	の現 現政留産小 (	ー 分の現現 野概行行 要のの 措置
中央政府及び地方政府 内国民待遇(第七十五条) すべての分野+	- JSIC 三六一一 上水道業 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとす 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとす る外国投資家について適用する。	上水道業* 上水道業*

r

	留保の概要	政府の段階	留保の種類	産業分類	小分野	二十四一分野	する 措置	点から明示	透明性の観							留保の概要
場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日製造並びに貨幣の製造及び販売が、これらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の	指定された企業又は政府機関(以下「企業等」という。)にのみ認められている日本国における	中央政府及び地方政府	内国民待遇(第七十五条)			すべての分野+				(c) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	支配する能力を制限すること。	(b) マレーシアの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を	又は制限すること。	<ul><li>(a) マレーシアの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、</li></ul>	行うことができる。	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを

四七五

;

			二 十 五	
小 分 分 野 野	する措置する措置	留保の概要	留 産 小 分 野 の 類 類	す る 指 置 ( 観 ( 観 ( 観
宇宙開発産業 + 航空宇宙産業		えないことができる。補助金については、マレーシアの投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与中央政府及び地方政府	内国民待遇(第七十五条)	本国は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持することができる。

t

四七六

対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条及び第五条	点から明示
外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条及び第三十条	透明性の観
保する。	
日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留	留保の概要
中央政府及び地方政府	政府の段階
内国民待遇(第七十五条)	留保の種類
るものに限られる。	
は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、航空機産業及び宇宙開発産業に関連す	
注 JSIC二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇五九、三〇九九、八七一一又	
JSIC 八七二 電気機械器具修理業	
JSIC 八七一一 一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く。)	
<b>JSIC</b> 三〇九九 他に分類されない輸送用機械器具製造業	
JSIC 三〇五九 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	
<b>JSIC</b> 三〇四 航空機・同附属品製造業	
JSIC 二九 電子部品・デバイス製造業	
JSIC 二八 情報通信機械器具製造業	
JSIC 二七九 その他の電気機械器具製造業	
JSIC 二七五 電気計測器製造業	
JSIC 二七四 電子応用装置製造業	
JSIC 二七一 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	産業分類

																	二 十 七	
														産業分類		小分野	分野	する 措 置
七一	注 J S	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	J S I C	火薬類製造	武器産業+	武器・火曹	
一又は八七一	SICニセー、ニセ	八七二	八七一一	三八一	三〇九九	三〇五九		二九	二八	二七九	二七五	二七四	二 七 一	一七九一	製造業+	Ŧ	・火薬産業	
一一又は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、武器産業に関連するものに限	一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇三、三〇五九、三〇九九、八	電気機械器具修理業	一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く。)	武器製造業	他に分類されない輸送用機械器具製造業	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	船舶製造・修理業、舶用機関製造業	電子部品・デバイス製造業	情報通信機械器具製造業	その他の電気機械器具製造業	電気計測器製造業	電子応用装置製造業	発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業	火薬類製造業				

•

四七八

	産	二十八 小分野	<b>す点透 留政留</b> <b>五</b> 故 昭 伊 伊 伊
	産 業 分 類	小 分 野	す     点     透     留 政 留       る     か     明     保 府 保       措     ら     性     の     の       措     ら     性     の     の       置     明     の     概     段       示     観     要     階     類
JSIC 二八 情報通信機械器具製造業 JSIC 二七九 その他の電気機械器具製造業 JSIC 二七九 その他の電気機械器具製造業	「ここ」」「「「「「「「「」」」」「「「「「」」」「「「「」」」「「「「」」」「「「「	電気業 + エネルギー産業	<ul> <li>         ・ 「「中央政府及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条及び第五条         ・ する。         ・         ・         ・</li></ul>

四八〇

							留			留					産	小	二 十 九 分
							留保の概要	政府の段階		留保の種類					座業分類	小分野	野
<ul><li>(e) 漁業に使用される他の船舶への補給</li><li>(d) 漁獲物及びその製品の輸送</li></ul>	(c) 漁獲物の保蔵及び加工	(b) 集魚	(a) 水産資源の採取を伴わない調査	活動を含む。	この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する	採用し、又は維持する権利を留保する。	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		最惠国待遇(第七十六条)	<sup>僅類</sup> 内国民待遇(第七十五条)	JSIC 八四九三 遊漁船業	JSIC ○四二 内水面養殖業	JSIC 〇四 海面養殖業	JSIC O三二 内水面漁業	A JSIC O三 海面漁業	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業+	漁業

三 十 一				三 十	
分 野	る か 措 ら 置 明	透明性の観	留     産業       保     業       の     分       種     類	小 分 野 野	す ふ お ら 明 置 明 観
土地取引に関する事項+	送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第五十二条の八及び波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第五条内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条	内国民待遇(第七十五条) JSIC 三八三 有線放送業(有線放送業を除く。) JSIC 三八二 民間放送業(有線放送業を除く。)		号)第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第三条、第四条及び第六条対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条、第四条及び第六条外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条

	= + _				
留 留 保 の の 段 種 類	<ul> <li>産 小 分</li> <li>業 分 野</li> <li>分 野</li> <li>類</li> </ul>	す る 措 置 示 親	留 保 の 概 要	府 の 段	<ul><li>留</li><li>産</li><li>米</li><li>分</li><li>野</li><li>類</li></ul>
険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保中央政府及び地方政府 最恵国待遇(第七十六条)	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス+	国人土地法(大正十四年法律第四十二号)第一条国人土地法(大正十四年法律第四十二号)第一条	くは類似の禁止をし、又は司一若しくは類以の条件若しくは制限を課することができる。もって日本国におけるマレーシアの国民又は法人による土地に関する権利の享有について同一若しに関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令を日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、マレーシアにおいて日本国の国民又は法人が土地	央政府及び	内国民待遇(第七十五条)

## 点から明示 する措置 サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

(マレーシアの表は省略)

四 八 四 •

附属書五(第八章関係) 金融サービス
第一節 適用範囲及び定義
1 この附属書は、金融サービスの提供に影響を及ぼす措置について適用する。この附属書において
サービスの提供」というときは、第九十五条(v)に規定するサービスの提供をいう。
2(a) この附属書の適用上、
(i) 「金融サービス」とは、金融の性質を有するすべてのサービスであって締約国の金融サービス提供
者が提供するものをいう。金融サービスは、すべての保険及び保険関連のサービス並びにすべての銀
行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。)から成り、
た。
(A) 保険及び保険関連のサービス
(3)元受保険(共同して行う保険を含む。)
④ 生命保険

٣

四八五

							(B)					
(FF)	(EE)	(D)	(00)	な	(BB)	(AA)	銀	求	(D)	(00)	(BB)	(tb)
自らの又は顧客のために行う次のものの取引(取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで	保証	すべての支払及び送金のサービス(クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。)	ファイナンス・リース	を含む。)	すべての種類の貸付け(消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資	公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ	(行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。)	の処理サービス)	保険の補助的なサービス(例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請	保険仲介業(例えば、保険仲立業、代理店業)	再保険及び再々保険	〔 生命保険以外の保険

ŧ

四八六

(ff) (æ) (dd) (cc) (bb) (æ) 行	その他の譲渡可能な証書及び金融をの他の譲渡可能な有価証券での他の譲渡可能な前品(小切手、手形です。
$(\mathbf{r})$	派生商品(先物及びオプシ
(41)	為替及び金利の商品
(ee)	
(ff)	その他の譲渡可能な証書及び金融資産
(GG)	すべての種類の有価証券の発行への参加(公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者
ل	として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。)
(HH)	資金媒介業
(II)	資産運用(例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金
運	単用、保管、預託及び信託のサービス)
(JJ)	金融資産(有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。)のための決済及び清算の

四八七

•

	サービス
	1987 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連
	ソフトウェアのサービス
	① MからMまでに規定するすべての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス
	(信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の
	取得、再編及び戦略についての助言を含む。)
(ii)	「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し、又は提供している締約国の
പ്പ	自然人又は法人をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含めない。
(iii)	「公的機関」とは、次のものをいう。
( • )	(A) 締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であって
	主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの(主として商業的な条
	件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。)
<b>(D)</b>	(B) 中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能を遂行し

四八九

用方法を決定するに当たり、 、 、 、 て は 、 て は 金 融 本 系 の ま 世 で つ い て は 、 同 定 の の 手 段 と し て 、 て は 金 融 体 系 の 健 全 し 、 又 は 金 融 体 系 の 健 全 し 、 又 は 金 融 体 系 の 健 全 し 、 又 は 金 融 体 系 の 健 全 し て い て は 、 同 章 の の 手 段 と し て 、 同 章 の の 手 段 と し て 、 関 ず る 春 項 及 び 勘 定 に 関 、 、 に 、 同 章 の 。 の 手 段 と し て 、 、 同 章 の 。 の た め の 手 段 と し て 、 に 、 同 章 の 、 の 手 の と し て 、 、 の 健 全 、 、 の 世 し て 、 、 、 の し て し て 、 、 の 一 で の し て の た め の の た め の の た め の の 手 の と し て 、 の 、 の た め の 、 の た め の 、 の た の の 、 の た の の 、 の た の の 、 の た の 、 の 、 の た の 、 の た の の た の 、 の 、 の た の た の た の た の た の た の た の の 、 の た の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 て し 、 の 、 の 、 の し て し て 、 の 、 の の し て の し て し て の し て の し て の の た の の 、 の 、 の の 、 の の ち の し て の し て た の ら の 、 の し て の の の の 一 の の の し て し て の し て の し て の し て の し の の し の し て の し て の し の の の の し の の の ろ の の の の の の の の の の の の の
ための措置を含む。)をとることを妨げられない。当該措置については、
は、同章の規定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならな
第八章のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、
所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求する
承
締約国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定す
の措置であって国際的な規制機関又は第三国のものを承認することができる。措置の調和その他の方法に
より行うことができる承認は、当該国際的な規制機関若しくは第三国との協定若しくは取決めに基づいて
又は一方的に行うことができる。
2 1に規定する協定又は取決めの当事者である締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来
のものであるかを問わず、他方の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施さ

国の関連する免許に係る要件、制度上の要件、法的形態に係る要件その他の要件に基づき、かつ、当該一	玉
を提供するために行う申請を客観的に検討する。新たな金融サービスの提供については、当該一方の締約	を
一方の締約国は、他方の締約国の金融サービス提供者が当該一方の締約国において新たな金融サービス	1
第五節 新たな金融サービス	
	る。
仲裁裁判所は、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門的知識を有するものとす	る 仲
「「用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争について第百四十八条の規定に基づいて設置され	信
第四節 紛争解決	
のの機会を十分に与える。	め
的に与える場合には、他方の締約国に対し、そのような状況が存在するか否かについて意見を表明するた	的
はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。締約国は、承認を一方	は
<b>ゝることが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又</b>	す
れ、並びに適当な場合には当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在	n

ŧ

d)		/• ``		<i>/</i> ``	2	. 2	1		134	- <b>1</b> .1.0	2	r .
	(c) 両締約国の金融市場の	(b) 両締約国の金融市場の革	うものに対する監督	(a) 信用秩序の維持のため	作業部会の任務は、	をサービスの貿易に関する小委員会	1 第百十条4の規定に従い、	第六節 金融サービ	様であって、一方の締約国	若しくは新たな商品若しく	2 1の規定の適用上、「新	方の締約国が無差別の原則
Ž	発展	革新		のための政策及び一方の締約国の金融機関であって他方の締約国内において業務を行	次の事項に関する意見を交換することに限る。	小委員会(以下この節において「小委員会」という。)の下に設置する。	、金融サービスに関する作業部会(以下この節において「作業部会」という。)	金融サービスに関する作業部会	約国内では提供されていないが他方の締約国内では提供されているものを含む。	しくはサービスに関連するサービス又は当該商品若しくはサービスが提供される態	たな金融サービス」とは、金融の性質を有する新たなサービスをいい、既存の	原則の下に行う承認を条件とする。

四九二

ŗ

(b)	(a)	7	6	じ	5	4	3
	日	作業部会は、	作業部会は、	こたものの機会	作業部会は、	作業部会は、	作業部会は、
クレーション・ション・コン良子をドビー ふつこをす	本国については、金融庁の上級職員及び適当な場合には外務省の上級職員	次の者で構成する。	少なくとも毎年一回会合する。	たものの機会を妨げてはならない。	各締約国の権限のある当局間の意見及び情報の交換であって現在又は将来の連絡経路を通	小委員会に対しその業務について報告する。	金融サービスに関する約束について交渉しない。

;

四九三

附属書六(第八章関係) 第九十九条に関する特定の約束に係る表
第一部 日本国の特定の約束に係る表
注釈
1 分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表(千九
百九十一年七月十日付けのガット事務局文書MTN・GNS-W-一二〇)及び暫定的な中央生産物分類
(統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年)による。こ
れらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するもので
あり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。
2 この特定の約束に係る表への記載は、特定の約束に係る表への記載のための指針(二千一年三月二十八
日付けの世界貿易機関文書S/L/第九十二号)に従ったものである。ただし、当該指針は、法的拘束力
を有するものと解してはならない。
3 この特定の約束に係る表に記載する(1)から(4)までのサービスの提供の態様は、それぞれ第九十五条(v)(i)

•

					6		5			4	
分野	<ul> <li>I 各分野に共通の約束</li> </ul>	送代理店サービスに関する約束には、	及ぼす措置であり、第八章の	スに影響を及ぼす措置は、運	a航空旅客運送サービス、	東が当該中央生産物分類番号	個 別	日本国がいかなる措置を採用し、	き特定の分野に「SS」を記載することは、	「約束しない。*」とは、	から回までに規定するサービスの
市場アクセスに係る制限	の約束		第八章の規定が適用されないので、	運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権	(b航空貨物運送サービス及び(c)乗務員	中央生産物分類番号の分野に含まれるサービスのすべての	の中央生産物分類番号に付された「**」とは、	Fし、又は維持することも妨げるものでは	載することは、「約束しない。	技術的に可能でないため約束しないこと	こスの提供に対応する。
内国民待遇に係る制限		航空運送サービスによる貨物利用運送サービスを含めない。	この特定の	の 行	又	小		妨げるものではない。	*」と記載	をいう。	
追加的な約束		-ビスを含めない。	約束に係る表には含まれない。貨物運	使に直接関係するサービスに影響を	は運転者を伴う航空機の賃貸サービ	分野には及ばないことを表す。	当該中央生産物分類番号の分野のための特定の約		したサービスの提供の態様に関し、	第九十九条3の規定に基づ	

四九五

																		げるすべての分野	この特定の約束に係る表に掲 (4)
スの提供に従事すること	接の販売又は自らサービ	つ、一般公衆に対する直	報酬を得ることなく、か	め、日本国の領域内から	含む。)に参加するた	設けるための準備活動を	において業務上の拠点を	する活動(日本国の領域	む。)その他これに類似	販売のための交渉を含	業務連絡(サービスの	(a) 短期の商用訪問者	しない。	する措置を除くほか、約束	入国及び一時的な滞在に関	するマレーシアの自然人の	次のいずれかの分類に該当	に基づく措置については、	出入国管理に関する法令
														ない。	る措置を除くほか、約束し	欄に規定する自然人に関す	市場アクセスに係る制限の	に基づく措置については、	(4) 出入国管理に関する法令

四九六

																(b)			
本	法	は	該	L	玉	あ	7	に	サ	日	年	請	る	及			す	+	な
玉	人	支	法	<	の	っ	レ	よ	1	本	以	を		び	日	企	る	日	<
の	と	配	人	は	領	て	1	っ	ビ	玉	上	行	時	日	本	業	7	を	`
領	関	L	が	代	域	`	シ	て	ス	の	の	っ	的	本	玉	内	V	超	日
域	連	`	所	表	に	当該法	P	雇	を	領	期	た	な	玉	の	転	1	え	本
に	L	若	有	事	お	該		用	提	域	間	日	滞	の	領	勤者	シ	な	玉
お	`	L	L	務	け	法	の自	さ	供す	内	に	の	在	領	域	者	P	こ	の
い	か	<	`	所	る支	人	日	れ		に	わ	直	に	域	$\sim$		の	期	領
て	っ	は	若	又		の	然	て	る	お	た	前	係	に	の		自	間	域
設	ì	当	L	は	店	日	人	い	法	くく	り	の	る	お	入		然	滞	に
立	日	該	<	当	若	本	で	る	人	て	`		申	け	玉		人	在	九

動	表事致	(i) 長	る場	をち	に対	は重	人の	法	ると	の	注	従事する	に次のい	おける	然人が、	し、当該	期間転任	る法人に	され、若
	伤所	とし	吻合	与え	刈し	事 業	の 財	八 が	とは	法人	一方	る 場	いず	一時	日	マ	任す	Ē	ねし
	務所を管	て	を	る	て	その	務	当	15	<u>ل</u>	の	合	'n	的	本	V	Ś	一年	ž
	管	支	い	S	重	方	及	該	当	_	法	に	か	な	玉	1	も	を	は
	理	店	う	と	大	針	び		該	関	人	限	の	滞	の	シ	の	超	組
	す	又	0	が	な	の	営	方	他	連	が	る	活	在	領	P	0	え	織
	る	は		で	影	決	業	の	方	L	他	0	動	の	域	の	た	な	さ
	活	代		き	響	定	又	法	の	す	方		に	間	に	自	だ	い	れ

四九八

					(v)										(iv)		(iii)		(ii)
外	す	の	人	営		お		号	+	び	あ	識	度	の		の		て	
の	る	水	文	学	法	い	技	$\bigcirc$	六	難	っ	を	の	自	物	部	法	法	役
玉	活	進	科		律	て	術	で	年	民	て	必	水	然	理	門	人	人	員
の	動	の	学	会	学	認	L	定	政	認	ì	要	準	科	学	を	の	を	又
文	X	知	に	計		8	の	め	令	認定	出	と	の	学	`	管		管	は
化	は	識	関	学	経	5	在	5	第	法	入	す	技	に	I	理	又	理	監
に	日	を	す	そ	済	れ	留	れ	Ξ		玉	る	術	関	学そ	す	は	す	査
基	本	必	Ś	の	学	る	資	T	百	昭	管	活	X	す	そ	る		る	役
盤	玉	要	高	他	``	Ł	格	い	+	和	理	動	は	る	の	活	以	活	と
を	以	Ē	度	の	経	の	に	る	九		及	で	知	高	他	動	上	動	L

て得た自然科学又は人文	動に従事したことによっ	少なくとも十年間当該活	教育を修了すること又は	士)若しくはそれ以上の	自然人が、大学教育(学	とは、当該マレーシアの	は知識を必要とする活動	する高度の水準の技術又	然科学又は人文科学に関	(1)及び()に規定する自		るもの	資格において認められ	識・国際業務」の在留	られている「人文知	及び難民認定法で定め	であって、出入国管理	受性を必要とする活動	有する思考若しくは感
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	---------------	--	-----	------------	------------	-----------	------------	------------	------------	------------

Ħ ОО

供する法律サー	格を有する弁護	「弁護士」とし	(i) 日本国の法律	間従事するもの	活動に三年を超え、	在の間に次のいず	領域における一時	然人であって、日	を有するマレーシ	ビス提供者として	律、会計又は税務	日本国の法律に	人	事するマレーシア	<ul><li>(c) 自由職業サービ</li></ul>	動をいう。	事することができ	知識を用いること	科学の専門的な技術
サ		と		の				、 □		して	税政				 			こと	な技
ビ	<b></b> 世	して	1手 に		んな	れ	时的	本	r	の	155 の	によ		б О	こス		らな	な	術
ス	が	の	よ		こ	か	な	玉	の	資	サ	り		自	に		と	<u>ک</u>	又
	提	資	り		期	の	滞	の	自	格		法		然	従		活	従	は

Ħ. ○

				(iv)				(iii)											(ii)
サービス	理士が提供する法律	の資格を有する海事代	「海事代理士」として	日本国の法律により	供する法律サービス	格を有する弁理士が提	「弁理士」としての資	日本国の法律により	る。	することを条件とす	士」としての資格を有	り「外国法事務弁護	は、日本国の法律によ	ビス提供者について	ス。ただし、当該サー	する法的な助言サービ	する管轄地の法律に関	護士としての資格を有	) サービス提供者が弁

										(d)									
Ø	な	私		白	に	要	水	な	私	(4)				(vi)					(v)
領	契	0	日	然	従	È	準	契	の	日	供	格	_	. ,	及	が	の	_	
域	へ約	機	本	Å	事	す	。 の	約	機	本	す	を	税	日	び	提	資	公	日
に	に	関	国	/	従事す	Ś	技	に	阒	玉	Ś	有	理	本	簿	供	格	認	本
お	基	لح	の		Ś	サ	術	基	لح	の	税	す	$\pm$	玉	記	す	を	会	玉
け	づ	の	領		7	1	X	づ	の	領	務	る	k	の	の	る	有	計	の
3	き	間	域		${\cal V}$	ビ	は	い	間	域	サ	税	と	法	サ	会	す	$\pm$	法
_	~	の	E		1	ス	知	て	の	に	1	理	L	律	1	計	る	<u> </u>	律
時	日	個	あ		シ	の	識	高	個	あ	ビ	$\pm$	て	に	ビ	ì	숲	と	に
的	本	人	る		P	提	を	度	人	る	ス	が	の	よ	ス	監	計	L	よ
な	玉	的	公		の	供	必	の	的	公		提	資	り		査	$\pm$	て	ŋ

外の国の文化に基盤を	する活動又は日本国以	の水準の知識を必要と	人文科学に関する高度	営学、会計学その他の	⑴ 法律学、経済学、経	基づくもの	「技術」の在留資格に	囲が定められている	び難民認定法でその範	あって、出入国管理及	識を必要とする活動で	度の水準の技術又は知	の自然科学に関する高	(i) 物理学、工学その他	自然人	間従事するマレーシアの	活動に三年を超えない期	のサービスの提供に係る	滞在の間に次のいずれか
------------	------------	------------	------------	------------	-------------	-------	------------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------	---------------	-----	-------------	-------------	-------------	-------------

て得た自然科学又は人文	少なくとも十年間当該活	教育を修了すること又は	士)若しくはそれ以上の	自然人が、大学教育(学	とは、当該マレーシアの	は知識を必要とする活動	する高度の水準の技術又	然科学又は人文科学に関	()及び()に規定する自		くもの	務」の在留資格に基づ	「人文知識・国際業	範囲が定められている	及び難民認定法でその	であって、出入国管理	受性を必要とする活動	有づる思考 若しくに愿
		なくとも十年間当該	なくとも十年間当該	なくとも十年間当該)若しくはそれ以上	なくとも十年間当該育を修了すること又)若しくはそれ以上	なくとも十年間当該育を修了すること又、、大学教育(は、当該マレーシア	<ul> <li>なくとも十年間当該</li> <li>育を修了すること又</li> <li>、当該マレーシア</li> <li>知識を必要とする活</li> </ul>	なくとも十年間当該 、当該マレーシア 、若しくはそれ以上 、若しくはそれ以上	なくとも十年間当該 (なくとも十年間当該 (なくとも十年間当該 (なくとも十年間当該 (なくとも十年間当該 (なくとも十年間当該	(i)及び(i)に規定する る高度の水準の技術 る高度の水準の技術 とする活 でレーシア に、当該マレーシア に、当該マレーシア に、当該マレーシア に、当該マレーシア に、当該マレーシア	(i)及び(i)に規定する 高度の水準の技術 、当該マレーシア に、当該マレーシア に、当該マレーシア に、当該マレーシア に、当該マレーシア に、当該マレーシア に、当該マレーシア に、 (i)のび(i)に規定する 活	<ul> <li>(i) くもの</li> <li>(i) 及び(i)に規定する</li> <li>(i) 及び(i)に規定する</li> <li>(i) たい、大学教育(</li> <li>(i) たい、大学教育(</li> <li>(i) たい、大学教育(</li> <li>(i) たい、大学教育(</li> </ul>	(i)(i)(i)人(i)(i)(i)<	<ul> <li>「人文知識・国際</li> <li>「人文知識・国際</li> <li>なくもの</li> <li>なる高度の水準の技術</li> <li>おしくは人文科学で</li> <li>お前を必要とする活</li> <li>なくとも十年間当該</li> </ul>	<ul> <li>「人文知識・国資格に</li> <li>(i)及び(i)に規定する</li> <li>(i)及び(i)など(i)など(i)など(i)など(i)など(i)など(</li></ul>	<ul> <li>(i) 及び難民認定法でそ</li> <li>(i) 及び(i)に規定する</li> <li>(i) 及び(i)に規定する</li> <li>(i) 及び(i)に規定する</li> <li>(i) 及び(i)に規定する</li> <li>(i) 人文知識・国際</li> <li>(i) 人文和識・国際</li> <li>(i) 人文科学に</li> <li>(i) 人名((i) 人文)</li> <li>(i) 人文科学に</li> <li>(i) 人文科学に</li> <li>(i) 人文科学に</li> <li>(i) 人名((i) 人文)</li> <li>(i) 人文科学に</li> <li>(i) 人名((i) 人文)</li> <li>(i) 人名((i)</li></ul>	<ul> <li>なくとも十年間当該</li> <li>なくとも十年間当該</li> </ul>	<ul> <li>で受性を必要とする活</li> <li>であって、出入国管</li> <li>であって、出入国管</li> <li>であって、出入国管</li> <li>なくもの</li> <li>(i)及び(i)に規定する</li> </ul>

ŗ

五 〇 五

1 (a) 日本国の法律により 日 実務サービス	分野	Ⅱ 分野ごとに行う特定の約束	
SS	SS	特	こ人該
弁護士法人(注)が提供し (1) サービスは、自然人又は	市場アクセスに係る制限		ことができる。 ことができる。 ことができる。
<ul><li>(1)</li><li>制限</li><li>しない。</li></ul>	内国民待遇に係る制限		
	追加的な約束		

(八六一) る法律サービス ,

る。 業務上の拠点が必要であ	(2) サービスは、自然人又はならない。	5° 業務上の拠点が必要であ	るものをいう。	社員によって構成され	務を有する一人以上の	を執行する権利及び義	つ、弁護士法人の業務	する弁護士であり、か	士」としての資格を有	国の法律により「弁護	弁護士法人とは、日本	注 日本国の法律による	なければならない。
	(2)												
	制限しない。												

五〇七

弁護士)の書面に			の法的な文書の作成
務に従事している			びその手続について
の法律に関する業	である。		的な代理サービス及
かつ、当該第三国	領域に滞在することが必要		の手続についての法
いて資格を有し、	間に百八十日以上日本国の	నెం	公署における法律上
えば、第三国にお	<ul><li>(4) サービス提供者は、一年</li></ul>	(4) 業務上の拠点が必要であ	(i) 裁判所その他の官
権限のある者(例		供しなければならない。	の事項を含まない。
各事案に関して、	(3) 制限しない。	(3) サービスは、自然人が提	助言サービスには、次
に関する業務は、	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(a) 法律に関する法的な
る。第三国の法律		ని	(八六一**)
する業務は、認め	である。	業務上の拠点が必要であ	的な助言サービス
有した国際法に関	領域に滞在することが必要		管轄地の法律に関する法
効力を有し、又は	間に百八十日以上日本国の	供しなければならない。	士としての資格を有する
(3) (a) 管轄地において	(1) サービス提供者は、一年	SS (1) サービスは、自然人が提	(a) サービス提供者が弁護
		ని	
	<ul><li>(4)</li><li>制限しない。</li></ul>	(4) 業務上の拠点が必要である。	
		護士法人	
	(3) 制限しない。	(3) サービスは、自然人又は	

る代理を認表	中 らない	しっない	士事務所」という「外国法事務弁護	し、当該名称に	制限しない。ただ	使用については、	(c) 事業体の名称の	雇用は、認める。	る。「弁護士」の	共同事業は、認め	<ul><li>(b) 「弁護士」との</li></ul>	は、認めない。	法律に関する業務	認める。日本国の	ことを条件として	よる助言を受ける
--------	-------	------	------------------	---------	----------	----------	-------------	----------	----------	----------	-------------------------------	---------	----------	----------	----------	----------

五 〇 九

助言を受けることを必	し、又は「弁護士」の	は、「弁護士」と共同	はないものについて	該目的が主たる目的で	る法律事件であって当	しくは変更を目的とす	成立する権利の得喪若	官公署への登録により	他の日本国の領域内の	業所有権、鉱業権その	関する権利若しくはエ	内に所在する不動産に	もの又は日本国の領域	て日本国民が含まれる	あってその当事者とし	に関する法律事件で	親族関係若しくは相続	(b) サービス提供者は、	ついての活動
------------	------------	------------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	-----------	------------	---------------	--------

Ξ. —

		1
供する法律サービス 格を有する司法書士が 「司法書士」としての	供供供当に供供をは         者者者し適者者与         ががな用ががえ         広適誠いさ管管る	サービス提供者が弁護士とし
提 資 り SS	頼正末未未東たたたた上たたたにこたたによこたたたよこたたたよこたたい次う実職にい	して
(1)	え実職 にいい次 り	资 —— 格
注 日本国の法律によるしなければならない。 サービスは、自然人又は	損害を送行する意思を有する 能力を有する にの資格を有 する	Hを有する管轄地の法律に関す
<ul><li>(1)</li><li>制限しない。</li></ul>	。及め職。受びら務け財れに、産る従か的よ事つ基うし、	る法的な助言サ 
	基礎を有すること。	ビスの分野における特定の約束に関

r

Ξ. \_\_\_\_ (八六一\*\*)

司法書士法人とは、日

(3) サービスは、自然人又はる。 業務上の拠点が必要であ	(2) サービスは、自然人又は司法書士法人が提供しなける。 業務上の拠点が必要であ	う。
(3)	(2)	
制限しない。	制限しない。	

		業務上の拠点が必要であ		
		ۍ ٥°		
		構成されるものをい		
		人以上の社員によって		
		利及び義務を有する二		
		人の業務を執行する権		
		り、かつ、行政書士法		
		を有する行政書士であ		
		政書士」としての資格		
		本国の法律により「行		
		行政書士法人とは、日	(八六一**)	〔八
		注 日本国の法律による	供する法律サービス	供 す
		しなければならない。	格を有する行政書士が提	格 を
		行政書士法人(注)が提供	行政書士」としての資	「行
0	(1) 制限しない	(1) サービスは、自然人又は	本国の法律により SS	(a) 日
о 	<ul> <li>(4)</li> <li>制</li> <li>し</li> <li>し</li> <li>い</li> </ul>	(4) 業務上の拠点が必要であればならない。		

五二三

(a) 「社会保険労務士」とし での資格を有する社会保 サービス リービス		
SS         (1)         社会保険労務士法人(注)         が提供しなければならな         注         日本国の法律による         社会保険労務士法人(注)	(3) (3) サービスは、自然人又は 行政書士法人が提供しなけ ればならない。 る。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 サービスは、自然人又は 、 る。 、	ればならない。 行政書士法人が提供しなける。
<ul><li>(1)</li><li>制限しない。</li></ul>	<ul> <li>(4) (3)</li> <li>制</li> <li>制</li> <li>限</li> <li>し</li> <li>し</li> <li>な</li> <li>い</li> <li>。</li> </ul>	<ul><li>(2)</li><li>制限しない。</li></ul>

	(3) サービスは、自然	る。業務上の拠点が必	しなければならない。	ービスは、自然	■ 業務上の拠点が必要	• • •	をいう。	よって構成され	する二人以上の	する権利及び義	務士法人の業務を執	り、かつ、社会	社会保険労務士で	としての資格を有	り「社会保険労
	人が提供	要であ	<sup>。</sup> が 提 供	X	要であ			るもの	社員に	務を有	を 執 行	社会保険労	エであ	有する	務士」
_	(3)			(2)											
	制限しない。			制限しない。											

、特注な許サ。業な、特注な許サ。業な業許さ上び業か有理本特け業1終許れの義務た務業れの義務を、るの主」の業上お上お上お上お水るたと法務たたあもたたたたたたたたたた							九)	二、八六一三、八六一	(八六一一九、八六一	る法律サービス	を有する弁理士が提供す	「弁理士」としての資格	(a) 日本国の法律により SS		
制 制 限 し し し な い い	されるものをいう。	上の社員によって構成	び義務を有する二人以	業務を執行する権利及	特許業務法人	であ	理士」としての資格を	の	人とは、	日本国の法律によ	なければならない	人(注)が	サービスは、	る	l
													制限しない	制限しない	

五一六

<ul> <li>(a) 日本国の法律レービス</li> <li>(九六一**)</li> </ul>	
SS (1) (2) (1) (3) (2) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	<ul> <li>(4) (3) (2) まる</li> <li>(4) (3) (2) サービスは、自然人又は</li> <li>(4) (3) たいのでのに、</li> <li>(5) たんのに、</li> <li>(4) (3) たいのでのに、</li> <li>(5) たんのに、</li> <li>(4) (3) たいのでのに、</li> <li>(4) (3) たいのでのに、</li> <li>(5) たんのに、</li> <li>(4) (3) たいので、</li> <li>(4) (4) たいので、</li> <li>(5) たんのに、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(5) たんのに、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(5) たんのに、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(5) たんのに、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(5) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(5) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(5) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(5) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(5) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(5) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(5) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(5) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(5) たいので、</li> <li>(5) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(5) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(5) たいので、</li> <li>(5) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(5) たいので、</li> <li>(5) たいので、</li> <li>(5) たいので、</li> <li>(5) たいので、</li> <li>(5) たいので、</li> <li>(5) たいので、</li> <li>(4) たいので、</li> <li>(5) たいので、</li> <li>(5) たいので、</li></ul>
(4)(3)(2)(1)制制制制限限限限ししししなななないいいい。。。。	(4)       (3)       (2)         制       制       制         限       限       限         し       し       し         な       な       な         い       い       い         。       。       。

												(八六一**)	サービス	屋調査士が提供する法律	ての資格を有する土地家	「土地家屋調査士」とし	(a) 日本国の法律により
ని	業務上の拠点が必要であ	をいう。	よって構成されるもの	する二人以上の社員に	する権利及び義務を有	査士法人の業務を執行	り、かつ、土地家屋調	土地家屋調査士であ	としての資格を有する	り「土地家屋調査士」	は、日本国の法律によ	土地家屋調査士法人と	注 日本国の法律による	<i>د</i> ا •	が提供しなければならな	土地家屋調査士法人(注)	SS (1) サービスは、自然人又は
																	(1) 制限しない。

(4)	(3)			(2)
(4) 業務上の拠点が必要であ	しなければならない。 3 サービスは、自然人又は	る。	しなければならない。土地家屋調査士法人が提供	2 サービスは、自然人又は
(4)	(3)			(2)
制限しない。	制限しない。			制限しない。
-	*務上の拠点が必要であ (4) 制限しない	る。 業務上の拠点が必要であ (4) 制限しないしなければならない。 (4) 制限しないやービスは、自然人又は (3) 制限しない	る。。 業務上の拠点が必要であ (4) 制限しない 業務上の拠点が必要であ (4) 制限しない (3) 制限しない (4) 1000000000000000000000000000000000000	る。       しなければならない。         しなければならない。       しなければならない。         となければならない。       (3)         1000000000000000000000000000000000000

らない。	監査法人が提供しなければ	るサービスは、自然人又は	のみが提供することができ	有する会計士又は監査法人	認会計士」としての資格を	(2) 日本国の法律により「公	務上の拠点が必要である。	監査法人については、業	るものをいう。	社員によって構成され	務を有する五人以上の	を執行する権利及び義	かつ、監査法人の業務	有する会計士であり、	計士」としての資格を	の法律により「公認会	監査法人とは、日本国
						(2) 制限しない。											

E O

(人 大三)	(c) 税務サービス										
	SS										
ま律第二百三十七号)に規 国の法律により「税理 しなければならな が。 現理士法人とは、日本 税理士法人とは、日本	(1) 税理士法(昭和二十六年	(4) 制限しない。	ならない。	監査法人が提供しなければ	るサービスは、自然人又は	のみが提供することができ	有する会計士又は監査法人	認会計士」としての資格を	(3) 日本国の法律により「公	務上の拠点が必要である。	監査法人については、業
	(1)	(4)					an a		(3)		
	制限しない。	制限しない。							制限しない。		

五. 二

(3) 税理士法に規定する税理	ある。	当 該 税	ならない。	税理士法人が提供しなけれ	士サービスは、自然人又は	(2) 税理士法に規定する税理	要である。	いては、業務上の拠点が必	当該税理士サービスにつ	るものをいう。	社員によって構成され	務を有する二人以上の	を執行する権利及び義	つ、税理士法人の業務	する税理士であり、か	士」としての資格を有
(3)						(2)										
制限しない。						制限しない。										

•

五. 三 三 .

が提供することができる が提供することができる	するサービス提供者のみ 格を有するサービス提供 り「建築士」としての資 し、(e) 日本国の法律によ	
(4) る。 * 務上の拠点が必要であ	SS         (3)       (2)         (3)       (2)         第務上の拠点が必要であ	(4) 税理士法人が提供しなけれ 税理士法に規定する税理 士サービスについては、業
(4) 制限 し ない。	<ul> <li>(3) (2) (1)</li> <li>制制制</li> <li>制限</li> <li>限ししし</li> <li>しななない。</li> <li>。。。</li> </ul>	(4) 制 限 し な い。

ţ

五三

(e)、(f) エンジニアリング	(d) (d) (c) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e) (e	を除く。)に限る。(建築後のサービスは、建築物の建築のた
$\frac{SS}{(1)}$	SS (4) (2) (1)	
(1) 制限しない。	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制制限しない</li> <li>注 サービス提供者により「建築士」を使用するとしての資格を有するとしての資格を有するとしての資格を有するよう</li> <li>た 提供者又は、業務上の拠点が日本国の</li> </ul>	
(1)	(4) (3) (2) (1)	
制限しない。	制 制 制 し し し し し な な な い い 。 。 。	

•

五一四

.

	_	
		注 土木のためこ必要
		六七五二(注))
		(八六七五一(注)、八
		(八六七六一(注))
		二 (注) )
		(八六七四一、八六七四
		(注))
		二七(注)、八六七二九
 (4) 制限しない。	(4) 制限しない。	六七二四(注)、八六七
(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	(八六七二一(注)、八
(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	相談サービス
 (1) 制限しない。		(e) (g) F(e) F(m) 土木 SS
		除く。
		土木相談サービスを
		注 建築サービス及び
		七三(注))
 (4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(八六七二 (注)、八六
(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	グのサービス
 (2) 制限しない。	(2) 制限しない。	及び総合エンジニアリン

(4)       (3) (2) (1)       (4) (3) (2) (1)         約限       外制約       制制制制         約束がす互換した       小服         約束ないこをない。       ししないい。         とないことを参加       いい。         (4)       (3) (2) (1)         制制制       制限         しないことを       ない。。         (4)       (3) (2) (1)         (4)       (3) (2) (1)         (4)       (3) (2) (1)         (4)       (3) (2) (1)         (4)       (3) (2) (1)         約束ししない。       (4) (3) (2) (1)         約束ししない。       (4) (3) (2) (1)         約束ししない。       (4) (3) (2) (1)         約束ししない。       (4) (3) (2) (1)         約束ししない。       (4) (3) (2) (1)         約束ししない。       (4) (3) (2) (1)         約束ししない。       (4) (3) (2) (1)         約束しない。       (4) (3) (2) (1)         約束しない。       (5) (2) (1)         約束しない。       (4) (3) (2) (1)         約束しない。       (5) (2) (1)         約束しない。       (5) (2) (1)         (5) (2) (1)       (4) (3) (2) (1)         (5) (2) (1)       (4) (3) (2) (1)         (5) (2) (1)       (4) (3) (2) (1)         (5) (2) (1)       (4) (3) (2) (1) </th <th>(h)(g)(h)(g)サービス(人六七四)ビス(人六七四)た建築サービスを除く。)た木相談サービス及び(注)大石四(注)シービス及び(注)(注)(注)シービス及び(注)SSSS</th> <th>(九三一二)</th>	(h)(g)(h)(g)サービス(人六七四)ビス(人六七四)た建築サービスを除く。)た木相談サービス及び(注)大石四(注)シービス及び(注)(注)(注)シービス及び(注)SSSS	(九三一二)
約限       納制制         約水       制制         制約束       制制         制       制制         制       限         しない       2         加       1         1       1 <tr< td=""><td></td><td>(4) (3) (2) (1)</td></tr<>		(4) (3) (2) (1)
約限       約束が外制約       制制制制       東はな国限束       しない資しし       ないこ本なな       ないこ本ない       。と参。       除加       くに	制約制制制周東限限しししなななないいいいいいいい	約束しない。 約束しない。 約束しない。 ・ (目) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1
	制約制制制制制制制制限東限限ししししなななないいいいいいいい	約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。

<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>(4) (4) (2) (1)</li> <li>(4) (4) (4)</li> <li>(4) (4) (4) (4)</li> <li>(4) (4) (4)</li> <li>(5) (4) (4)</li> <li>(6) (4) (4)</li> <li>(7) (4) (4)</li> <li>(7) (4) (4) (4)</li> <li>(7) (4) (4) (4)</li> <li>(7) (4) (4) (4)</li> <li>(8) (4) (4) (4)</li> <li>(9) (4) (4) (4)</li> <li>(9) (4) (4) (4)</li> <li>(9) (4) (4) (4)</li> <li>(10) (4) (4)</li></ul>	(4) (3) (2) (1) (4) 約束しない。 約束しない。 かすしない。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 、 ・ ・ 、 ・ ・ 、 ・ 、 ・ ・ 、 ・ 、 ・ ・ 、 ・ ・ ・ 、 ・ ・ ・ ・ 、 ・ ・ ・ ・ 、 ・ ・ ・ ・ 、 ・	<ul> <li>(j)</li> <li>(j)</li> <li>(j)</li> <li>(j)</li> <li>(j)</li> <li>(j)</li> <li>(j)</li> <li>()</li> <li>()</li></ul>
<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(4) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(4) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(4) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(4) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(4) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(4) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(6) 約束しない。</li> <li>(7) 約束しな</li></ul>	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(4) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(4) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(4) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(4) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(4) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(4) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(5) 約束しない。</li> <li>(6) 約束しない。</li> <li>(7) 約束しな</li></ul>	(j) 医療従事者により提供さ れるサービス 一九一)
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制 制 限 し し な い 。 *	(i) (九 獣医サ 二) SS

C       B         (C)       (A)         (A)       (A)
(4) (3) (2) (1)       (4) (3) (2) (1)         制制制制制       制制制制制         制制制制       制制制制         限限       限限         ししし       ししし         なななな       なななないいいいい         ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
制制制制制制制制限限限限限限しししななないい。いいい。(4) (3) (2) (1)制制限制制限限しし小川制限限ししなないいい小川制限限ししなないいいいいいい
限限限限限しししなななないいいい。。。。。。。 (4) (3) (2) (1) 制制制制限限限限限限限限限限しししししなななないいいい。
制制制制制制制制制制制制制制制制制制制制制則則見限限限限限LL <t< td=""></t<>
限限限限限限限ししししししししなななななななないいいいいいい

ţ

五二八

もの)に係るサービス(日本国の領域内にあるし、 報酬を受け、又は契約	<ul> <li>(a)</li> <li>(a)</li> <li>不動産(日本国の領域外</li> <li>ビス</li> <li>ビス</li> </ul>	D (a) 不動産(日本国の領域内 ビス (八二一) (八二一)
SS	SS	SS
(2) 業務上の拠点が必要であ る。 。	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制制制制</li> <li>限限しし</li> <li>しなない</li> <li>い。</li> <li>。</li> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>約</li> <li>約</li> <li>約</li> <li>約</li> <li>約</li> <li>約</li> <li>約</li> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>約</li> <li>約</li> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>約</li> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>(4) (4) (4) (4)</li> <li>(4) (4) (4)</li> <li>(4) (4) (4)</li> <li>(4) (4) (4</li></ul>	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>る。</li> <li>る。</li> <li>業務</li> <li>務上の</li> <li>加速点が必要であ</li> <li>が必要であ</li> <li>が必要であ</li> </ul>
(2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)
制限しない。	制 制 限 し な い 。 。 。	制     制     制       限     限     限       し     し       な     な       い     い       ・     ・

<ul> <li>E 運転者を伴わない賃貸</li> <li>(a) 船舶(注)に関する運</li> <li>(小三一〇三)</li> <li>(八三一〇三)</li> <li>(八三一〇三)</li> <li>(八三一〇三)</li> <li>(丁二〇三)</li> <li>(丁二〇二)</li> <li>(</li></ul>	(b)     報酬を受け、又は契約       (b)     報酬を受け、又は契約       (日本国の領域外にある       もの)に係るサービス       (八二二)
SS (1) (2) (1)	SS (1) (2) (2) (1)
(4) (3) (2) (1)	$\begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$
<ul> <li>制</li> <li>限</li> <li>R</li> <li></li></ul>	制制       制制       限しない。       ※務上の拠しない。       が必要であ          制限しない。       が必要であ
(4) (3) (2) (1) の百法は	(4) (3) (2) (1) (4) (3)
の	<ul> <li>制制制制</li> <li>制制制</li> <li>限限</li> <li>ししし</li> <li>なないい。</li> <li>いい。</li> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>

_	-	-	
			登録された航空機
			注 日本航空機として
	<ul><li>(4) 約束しない。</li></ul>	<ul><li>(4) 約束しない。</li></ul>	(八三一〇四)
	(3) 制限しない。	<ul><li>(3) 制限しない。</li></ul>	サービス
	(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	運転者を伴わない賃貸
	(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(b) 航空機(注)に関する
			るもの
			が日本国籍を有す
			員の三分の二以上
			業務を執行する役
			代表者の全員及び
			人であって、その
			より設立された法
			(b) 日本国の法律に
			る自然人
			(a) 日本国籍を有す
			ればならない。
			かの者が所有しなけ
			船舶は、次のいずれ

れ者 二 の を 二 及 そ た 律 有 な者 に 谷 丘 て に 以 議 有 以 び の 法 に す ら が 、 に E	れ者二のを二及そた律有な者は谷石てに以議有以びの法にすらが、にも	いるもの	よって占められ	上が日本国の	決権の三分の二以	し、かつ、そ	上が日本国籍を有	役員の三分の二以	代表者の全員及び	人であって、そ	より設立された法	<ul><li>(b) 日本国の法</li></ul>	る自然人	(a) 日本国籍を有す	ない。	所有しなければ	次のいずれかの	は、当該航空機は、	スを提供する場合に	使用を通じてサービ
			められて	国の者に	分の二以	つ、その議	国籍を有	分の二以	全員及び	て、その	された法	の法律		籍を有す		ればなら	かの者が	空機は、	る 場 合 に	てサービ

F その他の実務サービス	(d)、(e)       (d)、(e)         (d)、(e)       (人)         ()、(e)       (()、()、()、()、()、()、()、()、()、()、()、()、()、	(c) 運送機器(船舶及び航 (c) 運送機器(船舶及び航
SS	SS (4) (2) (1)	SS (4) (2) (2) (1)
(3) (2) (1)	(4) $(3)$ $(2)$ $(1)$	(4) (3) (2) (1)
制限しない。	制 制 制 限 限 限 し し し な な い。 い。	制 制 限 し し な い。 い。 い。
<ul> <li>(3) (2) (1)</li> <li>制限しない。</li> <li>い。</li> </ul>	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制制制</li> <li>制限限</li> <li>しし</li> <li>しし</li> <li>なない</li> <li>いい</li> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	(4) (3) (2) (1) 制限し制限しない しない。。。。。。

ŧ

五三

(計量法(平成四年法律 試験及び分析サービス (e) 製造業製品に係る技術	(d) 経営相談に関連する 九)	(c) (八六五)	() のサービス のサービス	
SS	SS	SS	SS	
(3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4)
制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。
(3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4)
制限しない。制限しない。	制限しない。制限しない。	制限しない。制限しない。	制限しない。制限しない。	制限しない。

により、事前の届出が必要人国為替及び外国貿易法				<u></u>
	しなければならない。			
ならない。	百八十九号)に従って提供			
法に従って提供しなければ	法(昭和二十五年法律第二			
より設立された法人が鉱業	より設立された法人が鉱業			
の国民又は日本国の法律に	の国民又は日本国の法律に			
とするサービスは、日本国	とするサービスは、日本国			
(3) 鉱業権又は租鉱権を必要	3 鉱業権又は租鉱権を必要	(3)	(八八三、五一一五)	
(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(0)	ス	
<ol> <li>約束しない。</li> </ol>	<ol> <li>約束しない。</li> </ol>	SS	(h) 鉱業に付随するサービ	
		_		
(4) 制限しない。	(4) 制限しない。	(4)		
である。				
により、事前の届出が必要				
(3) 外国為替及び外国貿易法	(3) 制限しない。	(2)	(八八一)	
(2) 制限しない。	(2) 制限しない。	(0)	するサービス	
(1) 約束しない。*	(1) 約束しない。*	SS	(f) 農林業及び狩猟に付随	
				1
			サービス	

五三六

ス以外の製造業に付随 (b) (aに規定するサービ	<ul> <li>(i)</li> <li>(i)</li> <li>(a) (八八四**、八八四**、八八四**、八八四**、八八五)</li> <li>定生物学的製剤製造業</li> <li>に生物学的製剤製造業</li> <li>に生物学的製剤製造業</li> </ul>	
SS		(4)
(2)(1) 制限しない。 *	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>(5) (2) (1)</li> <li>(4) (2) (1)</li> <li>(5) (2) (1)</li> <li>(6) (2) (1)</li> <li>(7) (2) (1)</li> <li>(7) (2) (1)</li> <li>(7) (2) (1)</li> <li>(8) (2) (1)</li> <li>(9) (2) (2) (1)</li> <li>(9) (2) (2) (2) (2)</li> <li>(9) (2) (2) (2) (2</li></ul>	<ul> <li>(4) 鉱業権又は租鉱権を必要</li> <li>ならない。</li> </ul>
(2)(1) 制限しない。*	<ul> <li>(4)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(4)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(3)</li> <li>(2) (1)</li> <li>(3)</li> <li>(2) (1)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(3)</li> <li>(2) (1)</li> <li>(3)</li> <li>(2) (1)</li> <li>(3)</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(1)</li> <l< td=""><td>(4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の法律に法に従って提供しなければ法に従って提供しなければならない。</td></l<></ul>	(4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の法律に法に従って提供しなければ法に従って提供しなければならない。

 <ul> <li>(b)</li> <li>給の託送サービス</li> <li>約に基づいて行う熱供</li> <li>スは契</li> </ul>	(j) (a) の託送サービス の託送サービス の託送サービス して行う電気 気	するサービス
 (4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3)
<ul><li>制制</li><li>制制</li><li>限しし</li><li>しな</li><li>ない</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li>。</li><li></li></ul>	約束しない。 約束しない。	制限しない。
<ul> <li>(4)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(4) (2) (1)</li> <li>(5) (2) (1)</li> <li>(6) (2) (1)</li> <li>(7) (2) (1)</li> <li>(8) (2) (1)</li> <li>(9) (2) (1)</li> <li>(9) (2) (1)</li> <li>(9) (2) (1)</li> <li>(1) (1) (1)</li> <li>(1) (1</li></ul>	<ul> <li>(4)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(4) (2) (1)</li> <li>(5) (1)</li> <li>(4) (2) (1)</li> <li>(5) (1)</li> <li>(5) (1)</li> <li>(6) (1)</li> <li>(7) (1)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(4) (1)</li> <li>(4) (1)</li> <li>(4) (1)</li> <li>(5) (1)</li> <li>(6) (1)</li> <li>(7) (1)</li> <li< td=""><td><ul><li>(4) (3)</li><li>制限しない。</li></ul></td></li<></ul>	<ul><li>(4) (3)</li><li>制限しない。</li></ul>

	制限しない。	(1)	(1) 業務上の拠点が必要であ		(k) 次に掲げる業務以外の
					11)
					(八七二〇一、八七二〇
					定めていない。)
				11.	令で定めるもの(現在
					ものとして厚生労働省
		A		رة. 	を及ぼすおそれがある
				Г <del>Ф</del>	(c) 労働者の保護に支障
					<ul><li>(b) 建設工事</li></ul>
					(a) 港湾運送サービス
					る°)
					るためのサービスに限
					に雇用関係を成立させ
			న్		き求職者と求人者との間
	制限しない。	(4)	(4) 業務上の拠点が必要であ		及び求人の申込みに基づ
	制限しない。	(3)	(3) 制限しない。		せんするサービス(求職
<u></u>	約束しない。*	(2)	(2) 約束しない。*		域内において人員をあっ
<u>.</u>			る。		ものについて日本国の領
	制限しない。	(1)	(1) 業務上の拠点が必要であ		(k) 次に掲げる職業以外の

審議会の意見を聴いた	(d) あらかじめ労働政策	(c) 警備	<ul><li>(b) 建設工事</li></ul>	(a) 港湾運送サービス	らない。	外から派遣してはな	通じて日本国の領域	は、企業内の転任を	注 労働者について	するサービスに限る。)	に従事させるために派遣	の指揮の下において労働	係を維持しつつ、他の者	ス提供者との間の雇用関	する労働者を当該サービ	(サービス提供者が雇用	員を提供するサービス	域内(注)において人	ものについて日本国の領
															3°	(4) 業務上の拠点が必要であ	(3) 制限しない。	<ul><li>(2) 約束しない。</li></ul>	S°
																(4) 制限しない。	(3) 制限しない。	<ul><li>(2) 約束しない。</li></ul>	

(m)科学及び技術に関連す	(1) 三〇一を除く。) (八七三。ただし、八七	<ul><li>(1)</li><li>(八七三〇一)</li></ul>	九) (八七二〇三、八七二〇 務) 上で政令で定める業務
SS		SS	
(1)	$\begin{array}{cccc} (4) & (3) & (2) & (1) \\ & & & & \\ & & & & \\ & & & & \\ & & & & \\ & & & & \\ & & & & \\ & & & & & \\ & & & & \\ & & & & & \\ & & & & & \\ & & & & \\ & & & & \\ & & & & & \\ & & & & \\ & & & & \\ & & & $	(4) (3) (2) (1)	
制限しない。	。 * 制限しない。 制限しない。 * * * * * * * * * * * * *	制限しない。	
(1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	
制限しない。	約束しない。 約束しない。	制限しない。	

•

五四

(m) 日本国の領域内の土地	(m) (m) 石 油製品、ガス (八 六七五 (八 六七五 (八 六七五 (八 六七五 -、八 六七五 王) 注 鉱業法により、鉱 業権及び租鉱権を必 要とするサービス(石油、 要とするサービス(石油、 要とするサービスを ( り、 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	二) 二) 二) 二)
SS		
(1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2)
基本測量	制 制 約 税 限 限 東 し し し な な な い い。	制 制 限 し し な い
(注 1)		いいい。 。。。
又 は 公		
(1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2)
制限しない。	制 制 制 約 限 限 束 し し な な な い 。。。。。	制限しない。

÷

五四二

四 の測量サービス (八六七五三、八六七五 る。 度の精度を必要としない測 を使用することなく実施す 共測量(注2)の測量成果 業務上の拠点が必要であ 量以外の測量については、 る測量、局地的測量及び高 注 2 注 1 う。 は、 基礎となる測量で、 用の一部又は全部を を除くほか、その費 を必要としない測量 測量及び高度の精度 測量のうち、局地的 院の行うものをい 国土交通省国土地理 は、すべての測量の 「公共測量」と 「基本測量」と 基本測量以外の

五四三

要である。	いては、業務上の拠点が必	しない測量以外の測量につ	量及び高度の精度を必要と	く実施する測量、局地的測	測量成果を使用することな	(4) 基本測量又は公共測量の	(3) 制限しない。	要である。	いては、業務上の拠点が必	しない測量以外の測量につ	量及び高度の精度を必要と	く実施する測量、局地的測	測量成果を使用することな	(2) 基本測量又は公共測量の	う。	実施するものをい	担し、又は補助して	国又は公共団体が負
							(3)							(2)				
						制限しない。	制限しない。							制限しない。				

(p) (八七五) (八七五)	(の) 建築物の清掃サービス(の) 建築物の清掃サービス	八六六) (n) 機器(船舶、航空機そ の保守及び修理	(川六七五三、八六七五 の測量サービス の測量サービス
SS	SS	SS	SS
(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)
制限しない。制限しない。	制限しない。 制限しない。 *	制限しない。 制限しない。 *	制限しない。
(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)
制限しない。制限しない。	制限しない。*	制限しない。*	制限しない。

•

五四五

(t) 信用調査のサービス	(s) (八七九〇九)	(r) ス ス の の の の サービ	(q) (八七六)
SS	SS	SS	SS
(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)
制限しない。制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。
(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)
制限しない。制限しない。	制 制 限 し な い 。 。	制限しない。	制限しない。

(b)(b)業務を構成するもの(注)注(注)注(注)注(注)(注)定関する特別措置法(平成十年法律大回収する債権以外加債権を譲り受けたた(注)、	<ul> <li>(t)</li> <li>(a) 法律事件に係る法律</li> <li>(八七九〇二**)</li> <li>(二**)</li> </ul>
(1) な法措権( 注い人置管注サ す 士国 「 。が法理 )	33
な法措権 注い人置管注サ す 士 国 「	SS
- ビスは、自然人 回収業に関する特別 に基づき設立された たしなければなら 自然人」とは、日本 ら、分野における たまできしての資格を有	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制制制制</li> <li>限限限</li> <li>ししし</li> <li>ななない</li> <li>いい。</li> </ul>
(1)	(4) (3) (2) (1)
制 限 し ない。	制 制 制 制 制 制 限 し な い 。

制制制制       制制制制       制制制制       高 $0$ $0$ $0$ $2$ $0$ $0$ $2$ $0$ $1$ <	<ul><li>(t)</li><li>(八七九〇四)</li><li>SS</li></ul>	<ul> <li>(t)</li> <li>(八七九○三)</li> <li>SS</li> </ul>	
制制制制制制制制制制制制制制制制制制制制制制制制制制制制制制制制制制制	限 限 限 限 し し し な な な	限 限 限 し し し な な な い い い	拠 な れ 特 は は い     拠 点 ら た 別 債 、     点 点       点 ら た 別 債 、     。     点       が な 人 置 管 然     必     必       要     。     が 法 理 人     要       で     提 に 回     で
	制 制 制 限 し し な な な	制 制 制 限 限 し し し な な な な	制 制制 限 し な な な な

;

五四八

(八七九○九) の開催に係るサービス (t) 貿易見本市及び展覧会	(t) ス 専門デザイン・サービ	(八七九〇六) 郵便物の発送のサービス	<ul> <li>(t)</li> <li>ス</li> <li>ス</li> <li>ス</li> <li>ス</li> <li>3</li> <li>3</li> <li>3</li> <li>4</li> <li>4</li></ul>
SS	SS	SS	SS
(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)
制限しない。制限しない。	制限しない。制限しない。	制限しない。制限しない。	制限しない。制限しない。
(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)
制限しない。制限しない。	制限しない。制限しない。	制限しない。制限しない。	制限しない。制限しない。

 ŧ

2 B 2 D 2 2 2 2 2 2 2 2	(t) 知道するサービス(熱供給 るもの)
	(4) (3) (2) (1)
	(4) 制制制制限 限限 ししし ななな いい。。。。。
	<ul> <li>(4)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(4) (2) (1)</li> <li>(5) (1)</li> <li>(4) (2) (1)</li> <li>(5) (1)</li> <li>(4) (2) (1)</li> <li>(5) (1)</li> <li>(5) (1)</li> <li>(6) (1)</li> <li>(7) (1)</li> &lt;</ul>

五五〇

その重量が四キログラ	し、レビ留え、	その長さ、幅及び	事業をいう。	達のサービスを提供する	信書便物に係る信書の送	に定める次のいずれかの	十四年法律第九十九号)	送達に関する法律(平成	民間事業者による信書の	特定信書便事業とは、		のサービス	て提供される信書の送達	特定信書便事業によっS	運送サービス」参照)	野に記載する。(「11	は、運送サービスの分	ま に る 日 ス 国 の 糸 耳 ― ―
											(4)	(3)	(2)	(1)				
											制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。				
											(4)	(3)	(2)	(1)				
											制限しない。	制限しない。	制限しない。	制限しない。				
. <u></u>																		

五. 五.

C 電気通信サービス (d) (c) (b) (a) 基本電気通信サービス (d) (c) (b) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c	(c)(c)(c)その料金の額が千円る信書便物おいて総務省令で定めおいて総務省令で定めおいて総務省令で定め
(3) (2) (1)	
(3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(1) (4)(2)(1) (4)(1)(2)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)	
(3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(1) (4)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)	
する。 日本国は、次に定め	

ŧ

五五

気     型     い       気     近     い       気     近     で       気     通信     で       気     通信     で       気     通信     の       し     こ     こ       う     電信     こ       し     こ     こ       こ     こ     こ       こ     こ     こ
---

÷

五五四

									2.2				2, 1	2			
;	る的	が	(b)	利	サ	(a)	る。	主	主	の 相	置し	日	確	相互	め	(d)	(c)
用を含む。)のものを含む。注 「十分に細分化された」伝送網の構成部分又は設備の条件及び料金には、細分化された加入者回線(回線の共	ること。 的な条件(技術上の基準及び仕様を含む。)及び料金(原価に照らして定められるもの)に基づいて適時に提供され	、支払をする必要がないように十分に細分化された(注)、透明性のある、かつ、経済的実行可能性に照らして合理	サービス提供者がそのサービスの提供のために必要でない伝送網の構成部分又は設備に対して当該サービス提供者	でない品質によって提供されること。	、ービス提供者の同種のサービス又は自己の子会社若しくは提携する会社の同種のサービスに提供する品質よりも不	差別的でない条件(技術上の基準及び仕様を含む。)及び料金に基づき、自己の同種のサービス、提携していない	主要なサービス提供者が提供する相互接続は、次の要件を満たすものとする。	一要なサービス提供者が伝送網の技術的に実行可能ないかなる接続点においても相互接続を提供することを確保す	一要なサービス提供者との相互接続	「互接続を確保する。	て電気通信サービスを提供する者又は電気通信回線設備を設置することなく電気通信サービスを提供する者との間	本国の法令の範囲内で、電気通信回線設備を設置して電気通信サービスを提供する者と他の電気通信回線設備を設	保すべき相互接続	接続	に必要なものを当該他のサービス提供者が適時に利用することができるようにしないこと。	不可欠な設備に関する技術的情報及び商業上の関連する情報であって他のサービス提供者がサービスを提供するた	競争者から得た情報について反競争的な結果をもたらすように利用すること。 

d 提出される相互接続に関する協定の有効期間を定めるときは、その期間
<ul> <li>         ・相互接続の請求の日から接続が開始される日までの標準的期間であって、明確に定められ、及び妥当なもの         ・         ・         ・</li></ul>
合には、経済上の将来増分費用に基づく確立された算定方式を使用することが要求される。
(b) 相互接続に関連するすべてのサービスごとの原価に照らした料金の一覧。主要なサービス提供者は、実行可能な場
該サービスの請求及び提供を行う場合の手続又は手順
(a) 相互接続に関連するサービスの一覧及び内容、当該サービスの提供に係る条件、運営上及び技術上の条件並びに当
科会
主要なサービス提供者が、適切な規制当局の認可を受けるため、接続約款の申請を行うことを確保する。接続約款
2. 認可された接続約款による相互接続
(b) 主要なサービス提供者の建物内、とう道、管路又は電柱に、相互接続に不可欠な回線設備であって、当該他のサー
(a) 主要なサービス提供者の建物内に、相互接続に不可欠な設備であって、当該他のサービス提供者のものを設置する
のことを認めることを確保する。
れ
主要なサービス提供者の不可欠な設備と円滑に相互接続するための実際的又は実行可能な代替方法がない場合におい
2.3 コロケーション等
(c) 要請がある場合には、必要となる追加的な設備の建設費を反映する料金が支払われることを条件として、利用者の

\_

五五六

i) 固則の免許の条件 (i すべてのダ評基準及て免許申請に得る決定を行じため運営必要とされる其間
ードこうと下に追えがと下す青に笑うたことです。こう角音の必要となれる場合はおいては、 必の事項をなに利用
記下が公室にないうまたこと、マン軍軍にに二月丁宮よっつ
4 免許基準の公の利用可能性
とする。
つ、日本国が定める内容のユニバーサル・サービスを確保するために必要である以上に大きな負担とならないことを条件
義務の内容は、反競争的とはみなされない。ただし、透明性のある、差別的でない及び競争中立的な態様で履行され
日本国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する。この
3 ユニバーサル・サービス
(b) 公に周知された合理的な期間の経過後
(a) 随時
に、独立した国内機関(5に規定する規制機関を含む。)に申し立てることができるものとする。
あらかじめ設定されていない場合には、これらに係る紛争を合理的な期間内に解決するために、次のいずれかの時期
主要なサービス提供者との相互接続を請求しているサービス提供者は、相互接続の適当と認められる条件及び料金が
2. 相互接続に関する紛争解決
主要なサービス提供者が、相互接続に関する協定又は接続約款を公に利用可能なものとすることを確保する。
2. 相互接続に関する取決めの透明性
主要なサービス提供者との相互接続に適用される手続を公に利用可能なものとすることを確保する。
2. 相互接続に関する交渉のための手続の公の利用可能性
2. 2から2までの規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。5. 2から4までの規定は、不可欠な設備を管理する主要なサービス提供者についてのみ適用する。

<ul> <li>(i) (h) 電子メール・サービス</li> <li>(i) ボイスメール・サービス</li> </ul>	(e) (七五二二) (七五二二)	6 希少な資源の分配及び利用	5 独立の規制機関がも責任を負わない。規制機関は、いかなる電気通いの規制機関は、いかなる電気通いの規制機関
SS (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	<ul> <li>分配された周</li> <li>利用</li> </ul>	が行う決定及び、請求があると
的な外国資本の参加の割合(注)への直接的又は間接日本電信電話株式会社制限しない。	約束しない。 約束しない。	分配された周波数の詳細を公に利用可能なも態様で適時に実施する。分配された周波数帯番号及び線路敷設権を含む。)の分配及び利利用	定及び規制機関が用いる手ビスの提供者からも分離さあるときは、申請者に通知
<ul> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(1) 制限しない。</li> <li>(3) 日本電信電話株式会社及</li> <li>(3) 日本電信電話株式会社及</li> </ul>	(4) (3) (2) (1) 約束し約束しない。 。。。。。。。	のとすることは、要求されたの現状は、公に利用可能なも利用に係るいかなる手続も、	は、市場のすべてのかつ、いかなる電
		ない。 ちのとする。ただし、政 な観的な、透明性のあ	べての参加者について公平でなければななる電気通信サービスの提供者に対して

(八四三**)	(取引の処理を含む。)	ラインでの処理サービス	(n) 情報又はデータのオン	の変換サービス	(m コード及びプロトコル	(七五二三**)	お。)	並びに蓄積及び検索を含	サービス(蓄積及び転送	付加価値ファクシミリの	(1) 高度ファクシミリ及び	(七五二三**) (4) 制	I) サービス	<ul><li>(k) 電子データ交換(ED)</li></ul>	(七五二三**)	サービス	のオンラインでの検索 注	(j) 情報及びデータベース ばな	
												刑限しない。	ない。	有していなければなら	発行済株式の総数を保	社は、その地域会社の	任 日本電信電話株式会	ばならない。	ニシューショーナーオ
												(4) 制限しない。							を有したにおにたらたし

(d) ラジオ及びテレビの放	(c) サービス (九六一三)	(b) 映画の映写サービス	D 音響・映像サービス (a) 映画及びビデオテープ ス ス	(o) その他
		SS	SS	
(2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) $(3)$ $(2)$ $(1)$	(4) (3) (2) (1)	
制限しない。	約束しない。約束しない。	制限しない。	制服しない。	
(2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	<u></u>
制限しない。	約束しない。	制 限 し な い 。	制	

EDCBAンFDCBAン事事建設建設定その他(五一二)(五一二)(五一二)全の他(五一七)(五一二)合建正事22日222日222日222日222日233日233日333 <th>(e) 録 音 サ ー ビ ス</th> <th>(七五二四)</th>	(e) 録 音 サ ー ビ ス	(七五二四)
	SS	
	(4) (3) (2) (1)	(4) (3)
	制 制 限 し な い 。 。 。 。	約束しない。
	(4) (3) (2) (1)	(4) (3)
	制 制 限 し な い 。 。 。	約束しない。

五六一

•

	(b) 業に関連するもの 鉱	(a) 八 (五 ー 、 エ ー し な い もの し な い もの サ ー ビ ス で 鉱 一 、 五 一 、 五 一 、 五 一 、 五 の の の 、 一 、 五 の の 、 の 、 の の 、 五 の の の の の の の の の
	SS	SS
	(3)(2)(1) (3)(2)(1)(1) (3)(2)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)	(4)(3)(2)(1) る。 * 務上の拠点が必要であ
である。 である。	(3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(1) (3)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制制制約</li> <li>限しした</li> <li>しない。</li> <li>*</li> </ul>

•

五六二

4         C       B       A         流通サービス         C       一二二、六二二一、六二二一、六二二二〇)         二二、六二二二〇)       六二二〇)         二二、六二二〇)       六二二〇)		
	る。 ならない。 業務上の拠点が必要で 業務上の拠点が必要で	(4) 鉱業権又は租鉱権を必要
	ならない。 ならない。 ならない。	(4) 鉱業権又は租鉱権を必要

	売のサービスのため	又は花の問屋及び卸	る食料品を含む。)	の他日常の用に供す	物、海産物、肉類そ	鮮食料品(野菜、果	府の認可に基づき生	は、国又は地方の政	注 公共卸売市場と	のもの	提供されるサービス以外	卸売市場(注)において	するサービス並びに公共	にアルコール飲料に関連	(a) 石油及び石油製品並び	これらのサービスで、	(八九二九)	2	D フランチャイズ・サービ	0
															SS					
												(4)	(3)	(2)	(1)					
												制限	制限	制限	制限					
												しな	しな	しな	しな					
												5	v.	v.	v.					
~																				
												(4)	(3)	(2)	(1)					
												制限	制限	制限	制限					
												感しな	限しな	限しな	しな					
												い。	い。	い。	い。					

五六四

;

(c) アルコール飲料に関連	<ul><li>(b)</li><li>通するもの</li><li>周</li></ul>	いう。 で開場されるものを が着さばきに必要な で開場される市場で の物品の取引及 の し の を し で の の の の の の の の の の の の の の の の の の
SS	SS	
(3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	
る免許の数は、制限するこサービス提供者に付与す制限しない。	制 制 限 し な い 。 。 。 。	
<ul> <li>(3) (2) (1)</li> <li>制</li> <li>制</li> <li>限</li> <li>し</li> <li>は</li> <li>い</li> <li>。</li> <li>。</li> <li>。</li> </ul>	<ul> <li>(4)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(1)</li> <li>(2)</li> <li>(1)</li> <li< td=""><td></td></li<></ul>	

(4) (4) 中央公共卸売市場におけ な許可の数は、日本国の法 る許可の数は、日本国の法 しなければならない。 とができる。	る 許 可	(3) (2) サ 約 一 東		(4) とる
とができる。 とができる。 とができる。	る 許 可	サ 約   東		
	は、制限するこ	ビス提供者に付与すしない。*	約束しない。 *	とができる。 しかできる。
(4)	(:	(3) (2)	(1)	(4)
制 限 し な い。	<u></u> [5] し ナ。	制限しない。*	約束しない。*	制限しない。

•

五六六

(b) サービス び小売	E (a) モの他 (六一三)	
SS	SS	
(3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	な 卸 律 る け 売 に サ 中
制限しない。	<ul> <li>制</li> <li>制</li> <li>制</li> <li>限</li> <li>限</li> <li>し</li> <li>は</li> <li>な</li> <li>い</li> <li>。</li> <li>.</li> <li></li></ul>	なければならない。 なければならない。
(3) (2) (1) でに	(4) (3) (2) (1) でに	
である。である。	制限しない。 制限しない。 制限しない。	

に 、 た 、 れ 、 れ こ れ る も の て 学校教育 と し て 提 供 さ れ る も の (注 2) 、 九 二 一 一 〇 * * 、 九 二 一 一 〇 * * 、 九 二 一 一 〇 * * 、 九 二 一 一 〇 * * 、 九 二 一 一 〇 * * 、 九 二 一 一 〇 * * 、 九 二 一 一 〇 * * 、 九 二 一 一 〇 * * 、 九 二 一 一 〇 * * 、 九 二 一 一 〇 * * 、 九 二 一 一 〇 * * 、 九 二 一 一 〇 * * 、 九 二 一 一 〇 * * 、 九 二 一 一 〇 * * 、 九 二 一 一 〇 * * 、 九 二 一 一 〇 * * 、 九 二 一 一 〇 * * 、 九 二 一 〇 * 、 九 二 一 〇 * * 、 九 二 一 〇 * * 、 九 二 一 〇 * * 、 九 二 一 〇 * * 、 九 二 一 〇 * * 、 九 二 一 〇 * * 、 九 二 一 〇 * * 、 九 二 一 〇 * * 、 九 二 一 〇 * * 、 九 二 一 〇 * * 、 五 で で 二 一 〇 * * 、 五 一 一 〇 * * * 、 、 二 一 〇 * * 一 一 一 二 一 一 〇 * * * 〇 * * 〇 * 〇 * * 〇 * * 〇 * * 〇 * * 〇 * * * 、 二 一 〇 * * * * 、 二 一 〇 * * * * * 〇 * 〇 * * * * 、 、 二 一 〇 * * * * 、 〇 * * * * * * 、 〇 * * * * 、 、 〇 * * * * * * * 〇 * * * * * * * * 〇 〇 * * * * * 、 、 〇 * * * * 、 、 〇 * * * * * * * * * 〇 * * * * * * * * * * * * *	5         A         初等教育サービス         (九二一一〇**)         (九三二一〇**)         (九三二一〇**)         (九三二一〇**)	
<ul> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(4) (2) (1)</li> <li>(4) (2) (1)</li> <li>(4) (2) (1)</li> <li>(5) (2) (1)</li> <li>(5) (2) (1)</li> <li>(6) (2) (1)</li> <li>(7) (2</li></ul>	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>約 制制</li> <li>剤制限</li> <li>しない</li> <li>たない。</li> <li>*</li> </ul>	(4) 制限しない。
<ul> <li>(3) (2) (1)</li> <li>制約</li> <li>税束</li> <li>しし</li> <li>なない。</li> </ul>	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制制約</li> <li>限しした</li> <li>しない。</li> <li>*</li> </ul>	(4) 制限しない。

おける単位、学位	校及び各種学校に	教育機関、専修学	法律に基づく学校	約束も、日本国の	待遇に係る特定の	クセス及び内国民	態様による市場ア	注2 いかなる提供の	いう。	学校及び幼稚園を	校、聾学校、養護	等専門学校、盲学	学、短期大学、高	校、高等学校、大	学校、中等教育学	とは、小学校、中	「学校教育機関」	機関が提供する。	ビスは、学校教育
																		<ul><li>(4) 約束しない。</li></ul>	でないものをいう。
																		(4) 約束しない。	

B	<ul> <li>その他の資格証明</li> <li>その他の資格証明</li> <li>(九二二・九二二、九二二、九二二、九二二、九二二、九二二、九二二、九二二、九二二、</li></ul>	<ul> <li>その他の資格証明</li> <li>その他の資格証明</li> <li>(九二二、九二二、九二二、九二二、九</li> <li>(九二二、九二二、九二二、九</li> <li>(九二二、九二二、九</li> <li>(九二二、九二二、九</li> <li>(1) (注2)</li> <li>(1) 約束しない。</li> <li>(2) (1) 約束しない。</li> <li>(3) 学校教育機関は、学校、</li> <li>中学校、中等教育学</li> <li>(4) 約束しない。</li> </ul>	<ul> <li>その他の資格証明</li> <li>その他の資格証明</li> <li>(九二二、九二二、九二二、九二二、九</li> <li>(九二二、九二二、九二二、九</li> <li>(九二二、九二二、九</li> <li>(1)(注2)</li> <li>(1)約束しない。</li> <li>(2)(1)約束しない。</li> <li>(3)学校教育機関は、学校、</li> <li>(4)約束しない。</li> <li>(4)約束しない。</li> <li>(4)約束しない。</li> <li>(4)約束しない。</li> <li>(4)約束しない。</li> <li>(4)約束しない。</li> <li>(4)約束しない。</li> <li>(4)約</li> <li>(5)</li> <li>(4)約</li> <li>(4)約</li> <li>(5)</li> <li>(4)約</li> <li>(4)約</li> <li>(4)約</li> </ul>
い人         約         市         設 校 東 東         し         置 教 し し         な       し 育 いい。         い       な 機 いい。         ・       ・	い 約 京 学 約 約 約 約 約 約	い 約 京 学 約 約 約 約 約 約	い 約 京 学 約 約 約 約 約 約
(4)     (3) (2) (1)       約     制約約	<ul><li>(4) (3) (2) (1)</li><li>約 制約約</li></ul>	<ul><li>(4) (3) (2) (1)</li><li>約 制約約</li></ul>	<ul><li>(4) (3) (2) (1)</li><li>約 制約約</li></ul>
(4)     (3) (2) (1)       約     制約約	(4)     (3) (2) (1)       約     制約約	(4)     (3) (2) (1)       約     制約約	(4)     (3) (2) (1)       約     制約約
約    制約約	約    制約 約	約    制約 約	約    制約 約

•

五七〇

C 高等教育サービス(注) SS	ならない。	れるものと解しては	承認について適用さ	その他の資格証明の	における単位、学位	修学校及び各種学校	く学校教育機関、専	日本国の法律に基づ	係る特定の約束も、	ス及び内国民待遇に	様による市場アクセ	注2 いかなる提供の態	び幼稚園をいう。	聾学校、養護学校及	専門学校、盲学校、
(3)(2)(1) 人が設置しなければならな 制限しない。 (3) 学校教育機関は、学校法															
<ul> <li>(3) (2) (1)</li> <li>制制限し</li> <li>しなない。</li> <li>。。。</li> </ul>															
	- -														

における単位、学位	修学校及び各種学校	く学校教育機関、専	日本国の法律に基づ	係る特定の約束も、	ス及び内国民待遇に	様による市場アクセ	注2 いかなる提供の態	び幼稚園をいう。	聾学校、養護学校及	専門学校、盲学校、	学、短期大学、高等	校、高等学校、大	中学校、中等教育学	関」とは、小学校、	る。「学校教育機	校教育機関が提供す	教育サービスは、学	提供されるこれらの	いて学校教育として
																		(4) 制限しない。	<i>د</i> .
																		(4) 制限しない。	

その他の資格証明のにおける単位、学校教育機関、専	**国の法律に基本国の法律による市場アク	1) (注1) いかなる提供の能       (九二四)       (九二四)       (九二四)       (九二四)       (九二四)       (九二四)	D 成人教育サービス(注 人教育サービス(注
		(4) (3) (2)	SS (1)
		制 制 制 限 限 し し な な い い 。	制 限 し な
		(4)(3)(2) 制 制 制 し し な い 。。。。	制 限 し な
	·		

を提供する。	の教育サービスのみ	校は、学校教育以外	専修学校及び各種学	することができる。	教育サービスを提供	に、学校教育以外の	育を提供するととも	教育機関は、学校教	る場合がある。学校	することを求められ	は、学校法人が設置	修学校及び各種学校	ければならない。専	学校法人が設置しな	注2 学校教育機関は、	ならない。	れるものと解しては	承認について適用さ

•

五七四

	r	r	r
D その他 (九四○四) 騒音除去サービス	C 衛生サービス及びこれに	B 廃棄物処理サービス	6 A 環境サー 〇 一 ) ス
SS	SS	SS	SS
(3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)
制限しない。 *	制 限 し な い 。 *	制限しない。 制限しない。 *	制 制 制 制 制 制 制 限 し な い 。 *
(3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)
制限しない。 *	制限しない。 *	制限しない。 *	制限しない。 制限しない。 *

国の領域内のサービス消費者に提供する金融サービスの分野に係る特定の約束	行は、当該関係法に従れない。このこととの男面でない律問しての	言 妨 の 文 脈 ち 、 派	日本国は、第八章、附属書五及び了解まれ。立つ、その一部を構成するものと	足二)に含まれる「金融サ	この特定の約束に係る表の適用上、サ	7、主融サービス	(九四〇九)	: 7 7	その他の環境保護サー	(九四小六)	自然及び景観の保護	(九四○五) (4)
サービスについては、第九十に関し、サービス提供者が積	「場合を除くほか、当該有価証証券会社は、日本国の関係法」の納持の目的を追加するため	り推寺り目りと達め亡るこない。日本国は、同様の理おける信用秩序の維持を理	行の規定に従い、金融サービスする。	る約束に関する了解」(以下	ービス貿易一般協定の日本国							制限しない
-五条(víi)の規定に基づいて提供するサービスであると程極的な勧誘を行うことなくマレーシアの領域内で日本	il券を取り扱うことを認められない。 いに定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及いの規制の格維みに合致するもの)を課することを妨	う見可う皆目をこう女です。により、新たな金融サービスとして、業務上の拠点の法的	(に関して特定の約束を行う。	- 「了解」という。) は、この特定の約束に係る	国の約束表(世界貿易機関文書GATS/SC/四						 	(4) 制限しない。

ł

五七六

A 保険及び保険関連のサー	第九十五条(v(i)及び(i)に規	
ビス	るサービスの提供	
	て市場アクセスに係る制限の	
	欄に記載する特定の約束につ	
	いては、それぞれ、了解のB	
	3及び4の規定に基づきこの	
	分野において第九十六条から	
	第九十八条までの規定及び附	
	属書五の規定に基づく義務に	
	追加して負う義務を除くほ	
	か、約束しない。了解のB3	
	及び4の規定に基づく義務に	
	ついては、次の条件及び制限	
	に従う。	
	(1) 次に掲げるもの及びこれ	(1) 制限しない。
	らのものから生ずる責任に	
	係る保険契約については、	
	原則として業務上の拠点が	

(b) 国際海上運送に使用さされる貨物 (a) 日本国の領域内で運送	原則として業務上の拠点が低くの人がである。 である。 なに掲げるもの及びこれである。 のものから生ずる責任にに、 である。 のものから生ずる責任に	(a)       (a)         (b)       (a)         (b) <td< th=""></td<>
	(2)	
	制 限 し な い。	

B 銀行サービスを除く。) 融サービス(保険及び保険	
いては、それぞれ、了解のB 欄に記載する特定の約束につ 定するサービスの提供に関し 第九十五条(v)(i)及び(i)に規	<ul> <li>(4)</li> <li>(3)</li> <li>(3)</li> <li>には、第</li> <li>には、業務上の領域において</li> <li>(3)</li> <li>市るる。</li> <li>(4)</li> <li>たは、半路しない(注)。</li> <li>たは、日本国の領域において</li> <li>たは、日本国の領域において</li> <li>(4)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(5)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(4)</li> <li>(5)</li> <li>(5)</li> <li>(6)</li> <li>(7)</li> <li>(7)</li> <li>(7)</li> <li>(7)</li> <li>(10)</li> <li>(10</li></ul>
	<ul> <li>(4)</li> <li>約</li> <li>制</li> <li>束</li> <li>し</li> <li>し</li> <li>し</li> <li>な</li> <li>い</li> <li>。</li> </ul>

8 健康に関連するサービス及	
	<ul> <li>(4)</li> <li>(3) (2)</li> <li>(1) (3) (2)</li> <li>(1) 定</li> <li>(2) 定</li> <li>(3) (2) (2) 定</li> <li>(4) 定</li> <li>(5) 定</li> <li>(6) 定</li> <li>(7) 定</li> <li>(7) 定</li> <li>(7) 定</li> <li>(8) 定</li> <li>(9) 定</li> <li>(1) 定</li> <li>(1) 定</li> <li>(2) 定</li> <li>(3) 定</li> <li>(4) 定</li> <li>(5) 定</li> <li>(6) 定</li> <li>(7) 定</li> <li>(7) 定</li> <li>(8) 定</li> <li>(7) 定</li> <li>(8) 定</li> <li>(8)</li></ul>
	(4)       (3) (2)       (1)         と行       約       1         約       しの預制       制         東な支金限       限         しな       支金限         こが険なな       ない         なり、       なり、         (1)       シーン         シーン       シーン         (4)       (3) (2)         (1)       シーン         シーン       シーン         (1)       シーン         (1)       シーン         シーン       シーン         シーン       シーン         (4)       シーン         (5)       シーン         シーン       シーン         シーン <td< td=""></td<>

(九三一九三)	(九三一九二) その他人に関する健康	九 病 院 サ ー ビ ス
<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>約束しない。</li> <li>約束しない。</li> <li>*</li> </ul>	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>(5) (2) (1)</li> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>(5) (2) (1)</li> <li>(7) (2) (1)</li> <li>(8) (2) (1)</li> <li>(9) (2) (1)</li> <li>(9) (2) (1)</li> <li>(9) (2) (1)</li> <li>(9) (1)</li> <li>(1) (1)<td><ul> <li>(4)約束しない。</li> <li>(3)(2)(1)約束しない。</li> <li>(3)外国資本の参加に関し制限しない。</li> <li>*</li> </ul></td></li></ul>	<ul> <li>(4)約束しない。</li> <li>(3)(2)(1)約束しない。</li> <li>(3)外国資本の参加に関し制限しない。</li> <li>*</li> </ul>
<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制限しない。約束しない。</li> <li>*</li> </ul>	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>(5) (2) (1)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(4) (2) (1)</li> <li>(4) (2) (1)</li> <li>(4) (2) (1)</li> <li>(5) (2) (1)</li> <li>(6) (2) (1)</li> <li>(7) (2) (1)</li> <li>(7) (2) (1)</li> <li>(8) (2) (1)</li> <li>(9) (2) (1)</li> <li>(1) (1) (2) (1)</li> <li>(4) (1) (2) (1)</li> <li>(4) (1) (2) (1)</li> <li>(5) (2) (1)</li> <li>(6) (2) (1)</li> <li>(7) (1) (1)</li> <li< td=""><td><ul> <li>(4)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>約束しない。</li> <li>和国資本の参加に関し制</li> <li>制限しない。</li> <li>*</li> </ul></td></li<></ul>	<ul> <li>(4)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>約束しない。</li> <li>和国資本の参加に関し制</li> <li>制限しない。</li> <li>*</li> </ul>

		T <sup></sup>
9 観光サービス及び飲食店の ビス ビス ビス	C 社会事業サービス(保育 二一を除く。) 二一を除く。)	(九三一九九) (九三一九九)
SS		
(1)	(4)  (3)(2)(1) 約限	(4) (3) (2) (1)
約 束	約 束 が 外 制 約 束 し な 国 限 束 し な い 資 し し	約 約 末 束 限 束 し し し よ な な な
束 し な い。	しない。 ないことない。 ない。 ない。	束 束 限 束 し し し し な な な
*	い °とのいい 。 を参 ° ° 除加 *	
Ť	しない。 資本の参加に関し いことを除くほか、 とない。 *	
(1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)
約	約 限 約 束 が 外 制約 	制約制約
束 し な い	束 し な 国 限 束 し な 凶 し し な い こ 本 な な い 。 と の い い	限 東 限 束 し し し し な な な
ν. •	ないこ本なな い。とのいい 。を参。。	
*	。 を 参 。 。 除 加 * く に	
	て、 ほ り かし	
	、制	

C (七四七二) SS (()(()(())))	B (七四七一 一) SS	<ul> <li>(六 仕出し</li> <li>三 ニ)</li> <li>SS</li> <li>(1) (2) (2) (1)</li> </ul>	し、六四二三を除く。)(ハ四一一六四三。ただのない。)
(4)(3)(2)(1) 制限しお約 限しない。 *	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制制限し</li> <li>制限しない。</li> <li>い。</li> </ul>	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制制</li> <li>制制</li> <li>限していたい</li> <li>ない。</li> <li>い。</li> </ul>	<ul> <li>(4) (3) (2)</li> <li>制</li> <li>制</li> <li>限</li> <li>し</li> <li>な</li> <li>い</li> <li>。</li> </ul>
<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制制限し約</li> <li>取ししない。</li> <li>*</li> </ul>	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制制制</li> <li>制限限し</li> <li>しなない</li> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制制制</li> <li>制限</li> <li>ししていい</li> <li>していい</li> <li>この</li> <li></li></ul>	(4) (3) (2) 制 制 限 しない。

C 図書館、記録保管所及び で、1110日でのサービス のサービス のサービス 二)	B (九六二) ビス	10
SS	SS	SS
(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)
制 制 制 限 限 限 し し な い 。 。 。 。	制限しない。制限しない。	制限しない。
(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)
制 制 制 限 限 限 し し し な い。 。	制限しない。制限しない。	制限しない。

その他の娯楽のサービ	D スポーツその他の娯楽の サービス サービス サービス サービス サービス の サービス	(九六三三)	(九六三二) 博物館サービス を含む 歴史的な遺跡及び建造
SS	SS	SS	SS
(1)	(4) $(3)$ $(2)$ $(1)$	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)
制限しない。	制 制 限 し な い 。 *	制限しない。	制限しない。制限しない。
(1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)
制限しない。	制 制 限 し な い 。 *	制限しない。制限しない。	制限しない。制限しない。

ŗ

五八五

									(+	送サービスを含む。)	ビス(旅客及び貨物の運	(a、(b) 国際海上運送サー	的なサービスを除く。)	A 海上運送サービス (補助	11 運送サービス	(九六四九九)	ているものを除く。)	ス(他の分野に分類され
扱いを受けている場	によって不利益な取	はこれに準ずるもの	国の公共団体若しく	事業者が外国又は外	注 日本国の船舶運航	は、制限しない(注)。	送を含む。)について	の他の外航海運(旅客運	(b) ばら積み貨物の運送そ	(注)。	いては、制限しない	SS (1)(a) 定期船貨物の運送につ				(4) 制限しない。	(3) 制限しない。	(2) 制限しない。
扱いを受けている場	によって不利益な取	はこれに準ずるもの	国の公共団体若しく	事業者が外国又は外	注 日本国の船舶運航	は、制限しない(注)。	送を含む。)について	の他の外航海運(旅客運	(b) ばら積み貨物の運送そ	(注)。	いては、制限しない	(1)(a) 定期船貨物の運送につ				<ul><li>(4)</li><li>制限しない。</li></ul>	(3) 制限しない。	(2) 制限しない。
棄物処理のサービ	(d) ごみ収集及び廃	ス	及び給水のサービ	(c) 食料供給、給油	船のサービス	(b) 押し船及び引き	(a) 水先サービス	能となる。	的でない条件で利用可	し、合理的なかつ差別	際海上運送提供者に対	次のサービスは、国						

五八六

;

又は取卸し	ける貨物の積込み	<ul><li>(b) 日本国の港にお</li></ul>	入港	(a) 日本国の港への	ことができる。	限し、又は禁止する	期間、次の事項を制	者に対して、一定の	外国の船舶運航事業	の措置として、当該	いるときは、対抗上	益が著しく害されて	船舶運航事業者の利	われ、当該日本国の	取扱いが引き続き行	らず、当該不利益な	前の通告にもかかわ	の措置をとる旨の事	合において、対抗上
又は取卸し	ける貨物の積込み	(b) 日本国の港にお	入港	(a) 日本国の港への	ことができる。	限し、又は禁止する	期間、次の事項を制	者に対して、一定の	外国の船舶運航事業	の措置として、当該	いるときは、対抗上	益が著しく害されて	船舶運航事業者の利	われ、当該日本国の	取扱いが引き続き行	らず、当該不利益な	前の通告にもかかわ	の措置をとる旨の事	合において、対抗上
					留のサービス	(i) びょう泊及び係	ビス	(h) 応急の修理サー	の供給を含む。)	信、給水及び電気	不可欠なもの(通	て、船舶の運航に	うサービスであっ	(g) 陸岸において行	ス	(f) 航行補助サービ	ン・サービス	(e) ポートキャプテ	ス

法人であって、そよって設立された	(b) 日本国の法律に	る 自 然 人	(a) 日本国籍を有す	う。	ばならないことをい	の者が所有しなけれ	船舶を次のいずれか	「国籍要件」とは、	注 この分野において	必要がある。	国籍要件(注)を満たす	の船籍を取得するには、	し、船舶について日本国	は、制限しない。ただ	登録会社の設立について	船舶の運航を目的とする	<ul><li>(3)(a) 日本国の船籍を有する</li></ul>	(2) 制限しない。
法人であって、そよって設立された	<ul><li>(b) 日本国の法律に</li></ul>	る 自 然 人	(a) 日本国籍を有す	う。	ばならないことをい	の者が所有しなけれ	船舶を次のいずれか	「国籍要件」とは、	注 この分野において	必要がある。	国籍要件(注)を満たす	の船籍を取得するには、	し、船舶について日本国	は、制限しない。ただ	登録会社の設立について	船舶の運航を目的とする	<ul><li>(3) a) 日本国の船籍を有する</li></ul>	(2) 制限しない。

舶において働くことはで	舶において働くことはで
日本国の船籍を有する船	日本国の船籍を有する船
に掲げる者を除くほか、	に掲げる者を除くほか、
た外国人は、関連の通達	た外国人は、関連の通達
国の法人により雇用され	国の法人により雇用され
(4) a 船員については、日本	(4)(a) 船員については、日本
制限しない。	制限しない。
するもの)については、	するもの)については、
束に関する注釈1に定義	束に関する注釈1に定義
の分野における特定の約	の分野における特定の約
助的なサービスを含む。)	助的なサービスを含む。)
(海上運送サービス(補	(海上運送サービス(補
の形態の業務上の拠点	の形態の業務上の拠点
を提供するためのその他	を提供するためのその他
(b) 国際海上運送サービス	(b) 国際海上運送サービス
するもの	するもの
上が日本国籍を有	上が日本国籍を有
役員の三分の二以	役員の三分の二以
び業務を執行する	び業務を執行する
の代表者の全員及	の代表者の全員及

限しない。 (3) 制限しない。	〔4〕(3) 制 制	を除く。)の賃貸
はしない。 しない。 しない。 しない。 しない。	SS (2)(1) 制制はれの 限限、工物(3)	加

五九〇

ţ

するもの) (海上運送サービスを含む。) するもの) するもの)	(七四五四、七四五九) ス、給油サービス 及収集サービス ひごご う場げその他の救助	(e) サービス (七二一四)	
SS (0) (0) (1)	SS	SS	
(3)(2)(1) (3)日本国政府が指定する港 においては、サービス提供 者に付与する免許の数は、 者に付与する逸許が指定する港	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制制制制</li> <li>制限限しししし</li> <li>なないいい。</li> </ul>	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制制限し約</li> <li>限しない。</li> <li>い。</li> <li>*</li> </ul>	(4) 制限しない。ならない。
(3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4)
制 制 限 し な い 。 *	制 制 限 し な い 。 。 。 。	制限しない。*	制限しない。

ス(海上運送サービス ション及びデポ・サービ SS																
<ul><li>(3) (2) (1)</li><li>日本国政府が指定する港</li><li>制限しない。</li><li>*</li></ul>	న్	を適用することができ	用許可又は免許の手続	合には、公共施設の使	注 公有地を使用する場	(注)。	制限することができる	者に付与する免許の数は、	においては、サービス提供	(4) 日本国政府が指定する港	z.	を適用することができ	用許可又は免許の手続	合には、公共施設の使	注 公有地を使用する場	(注)。
<ul><li>(3) (2) (1)</li><li>制限しない。</li><li>米</li></ul>										(4) 制限しない。						

	S°	
	を適用することができ	
	用許可又は免許の手続	
	合には、公共施設の使	
	注 公有地を使用する場	
	(注)。	
	制限することができる	
	者に付与する免許の数は、	
	においては、サービス提供	
(4) 制限しない。	(4) 日本国政府が指定する港	
	3°	
	を適用することができ	
	用許可又は免許の手続	
	合には、公共施設の使	
	注 公有地を使用する場	
	(注)。	に定義するもの)
	制限することができる	定の約束に関する注釈3
	者に付与する免許の数は、	む。)の分野における特
	においては、サービス提供	(補助的なサービスを含

<ul> <li>ビス(海上貨物利用運送サービス</li> <li>(補助的なサービスを含</li> <li>に定義するもの)</li> <li>SS</li> </ul>	に定義するもの) ビス(海上運送サービスを含 での約束に関する注釈4 の分野における特 と運送の代理店サー SS
(4)       (3) (2)       (1)         (3) (2)       (1)         る。       (3) (2)         る。       (1)         、       (1)         、       (1)         、       (1)         、       (1)         、       (1) <td>(4) (3) (2) (1) 制 制 制 制 限 限 限 限 し し し な な な い い い。</td>	(4) (3) (2) (1) 制 制 制 制 限 限 限 限 し し し な な な い い い。
(4)(3) (2)(1)(4)(3) (2)(1)る(3) (2)(1)う(3) (2)(1)う(3) (2)(1)う(3) (2)(1)う(4) (4)(4)う(4) (4)(4)う </td <td><ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制制制制制</li> <li>限 限 限 限</li> <li>しししななない</li> <li>いい。</li> <li>。</li> <li>。</li></ul></td>	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制制制制制</li> <li>限 限 限 限</li> <li>しししななない</li> <li>いい。</li> <li>。</li> <li>。</li></ul>

五九四

;

	న్త	いて与えられ、又は行われる登録は、相互主義に基づ
	る。 す業の許可又は政府によ	\$ <sub>.</sub>
海上運送サービス(補助的なサービ	ビスを含む。)の分野における特定	?定の約束に関する注釈
道路運送サービス、鉄道運送サービ	運送サービス、内陸水路における運送サービ	-ビス及び関連補助サービスのすべてがこの特定の約束
に係る表に含まれていないという事実に	くにかかわらず、複合運送の事業者	*者(注1)は、貨物の内陸における取扱いのため、ト
ラック、鉄道貨車若しくははしけ及びこれ	これらの関連設備を賃借することが	ことができるか、又は複合運送の事業を行うため、合理
的なかつ差別的でない条件(注2)で、	、これらの形態の複合運送にアクセ	/ クセスし、及びこれを利用することができる。
注1 「複合運送の事業者」とは、	その名において、船荷証券、	複合運送の書類又は物品の複合運送の契約を証明するそ
の他の書類を発行し、かつ、当	当該契約により当該運送について	て責任を負う者をいう。
注2 「合理的なかつ差別的でない	い条件」とは、複合運送の事業に	については、複合運送の事業者が貨物を運送するための
措置を適時に(後から入港した	措置を適時に(後から入港した貨物に優先して取り扱われることを含む。	ことを含む。)とることができることをいう。
定義		
1 「国際海上運送サービスを提供す	,るためのその他の形態の業務上	1の拠点」とは、マレーシアの国際海上運送サービス提
供者が、海上運送が主要な部分を占	Iめる運送サービスを一部又は一	貫した形で自らの顧客に提供するために必要なすべて
の活動を日本国の領域で行うことができるも	のをいう。ただし、	このことは、第九十五条(v)()に基づいて提供するサービ

五九五

2 (c) (b) (a) V<sub>o</sub> が (f) (e) (d) (c) (b) (a) スについ サ 港 と及び日本国において人員を採用すること。 ている他のサービス提供者が行うものに限る。)。 成までの活動を含む。)を行うこと(サービス提供者自らが行うもの又はサー Ĺ 及び鉄道 貨物の |湾運送又はターミナルオペレーターの会社から独立して組織されている場合の 船舶 1 海上貨物取扱サービス」とは、 日 自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サー 顧客と直接に連絡を取ることによって海上運送及び関連サービスの れらの活動には、 何らかの手段 運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、 山本国に をいう。 ビスの提供に必要なすべての態様の内陸運送サービス、特に、内陸水路における運送サー サービス貿易一般協定の電気通信に関する附属書の規定に従うことを条件とする。)。 て行 の寄港 船 運送サービスを含み、 おいて設立された海上運送代理店との間で、 舶 わ 当該活動には、  $\hat{\sigma}$ の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。 れる特定の約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。 (コンピュータ情報システム及び電子データ交換を含む。)により業務上の情報を提供すること(ただ 積込み又は船舶 次のことを含むが、これらに限られない。 次の事項を計画し、 航空運送サービスを含まない。)を入手すること。 港湾運送会社が行う活動 からの取卸 L 及び管理することを含む。 業務上の取決め(企業への資本の参加を含む。) (ターミナルオペレーターの活動を含み、 税関関係の書類その他の書類を準備すること。 マ | ケティング及び販売 ビスの提供者と業務上の取決めを確立し 港湾労働者による直接の活動を含まな ビス、 (見積りから仕入書の作 道路運送サー 港湾労働 ビス を確立するこ  $\widehat{\phantom{a}}$ 諸の 貫した

ビス

集団

Ŧī. 九六

貨物の

固

縛

又は

固

|縛の解除

積込み前

又は

取

卸し後の貨物の受取又は引渡し及び保管

営業上の権利を代理する活動をいう。	見積りから仕入書の作成までの海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売を行
	- ビス及び関連サービスのマーケティング及び販売を行うこと、

(b) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

務上の情報を提供すること。

5 う者が提供するものを含む。 通じて、荷主に代わって輸送活動を組織し、及び監視する活動をいう。海上貨物利用運送サービスには、 て、船荷証券又は物品の運送の契約を証明するその他の書類を発行し、 「海上貨物利用運送サービス」とは、運送サービス及び関連サービスの入手、書類の準備並びに業務上の情報の提供を かつ、当該契約により当該運送について責任を負 その名におい

			(八八六八**)	(d) 船舶の保守及び修理	サービス	B 内陸水路における運送
				SS		
۲,	の	(3)	(2)	(1)		
ことのできるドック又は船	い製造又は修理に利用する	一定の規模を超える船舶	制限しない。	約束しない。*		
		(3)	(2)	(1)		
		制限しない。	制限しない。	約束しない。*		

五九七

のサービス(d) 第九十五条(a)に定義すて 航空運送サービス	(七四五四、七四五九) ス、給油サービス み収集サービス ひごご う揚げその他の救助	(e) サービス (七二二四)	
SS	SS	SS	
(3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) な上台
サービス提供者に付与す制限しない。 *	制 制 限 し な い 。 。 。 。	制限しない。 制限しない。 *	制限しない。「の需要を考慮しなければの設置又は拡張は、経済
(3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4)
制限しない。 *	制 制 限 し な い 。 。 。 。	制限しない。 *	制限しない。

E 鉄道運送サービス	D (七 三三) 送	(e) るコンピュータ予約シス のサービス	(e) 売及びマーケティング 売入十五条(mに定義す	
		SS	SS	
	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>約束し約束しない。</li> <li>こない。</li> </ul>	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制制制制</li> <li>制限しししし</li> <li>しなない。</li> <li>。</li> <li>(4) (2) (1)</li> <li>(4) (4) (2) (1)</li> <li>(4) (4) (2) (1)</li> <li>(4) (4) (4) (4)</li> <li>(4) (4) (4)</li> <li>(4) (4) (4) (4)</li> <li></li></ul>	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制制制限限しししし</li> <li>しななない。</li> <li>。。。。。。</li> </ul>	(4) 制限しない。 とができる。
	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>約束しよい。</li> <li>ション・</li> <li>約束しない。</li> <li>ション・</li> <li>ション・</li></ul>	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制制限目間</li> <li>ししていたい</li> <li>していたい</li> <li>の</li> <li>の</li></ul>	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制制限し制制限ししない。</li> <li>このでは、</li> </ul>	<ul><li>(4)</li><li>制限しない。</li></ul>

五九九

ŗ

(d) 鉄道運送機器の保守及	<ul> <li>(c) 押し列車及び引き列車</li> </ul>	(b) (七一一二) (b)	(a) (七一旅 (本) (七一 (七) (七) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1
SS	SS	SS	SS
(1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)
約束しない。*	制限しない。 制限しない。 *	制 制限しない。 *	制限しない。 *
(1) 約束しない。*	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制限しお約束しない。</li> <li>*</li> </ul>	<ul> <li>(4)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(4) (2) (1)</li> <li>(4) (2) (1)</li> <li>(5) (2) (1)</li> <li>(6) (2) (1)</li> <li>(7) (2) (1)</li> <li>(7) (2) (1)</li> <li>(7) (1) (1)</li> <li>(7) (1</li></ul>	<ul> <li>(4)</li> <li>(3) (2) (1)</li> <li>(4) (2)</li> <li>(4) (2)</li> <li>(5) (2)</li> <li>(1) 約束しない。</li> <li>(4) (2)</li> <li>(4) (2)</li> <li>(5) (2)</li> <li>(4) (2)</li> <li>(5) (2)</li> <li>(4) (2)</li> <li>(5) (2)</li> <li>(4) (2)</li> <li>(4) (2)</li> <li>(5) (2)</li> <li>(4) (2)</li> <li>(4) (2)</li> <li>(4) (2)</li> <li>(4) (2)</li> <li>(5) (2)</li> <li>(4) (2)</li> <li>(4) (2)</li> <li>(4) (2)</li> <li>(5) (2)</li> <li>(4) (2)</li> <li>(5) (2)</li> <li>(4) (2)</li> <li>(5) (2)</li> <li>(4) (2)</li> <li>(4) (2)</li> <li>(5) (2)</li> <li>(5) (2)</li> <li>(4) (2)</li> <li>(4) (2)</li> <li>(5) (2)</li> <li>(4) (2)</li> <li>(5) (2)</li> <li>(5) (2)</li> <li>(5) (2)</li> <li>(6) (2)</li> <li>(7) (2)</li></ul>

F (a) 旅客運送 (七一二一一、七一二一 (七一二一一、七一二一 ) (七一二一一、七一二一	(e) (そ 授サービス 三) (七四三)	(d)       び修理の         運転者を伴う賃貸       (八八六八**)         賃貸       (関する)
SS	SS (1) (2) (1)	SS (4) (2) (2) (1) (4) (3) (2)
<ul><li>(3) (2) (1)</li><li>サ 制 約</li><li>  限 東</li></ul>	(4)     (3) (2) (1)       制     制       制     制       限     限       限     限	(4) (3) (2) (1)       (4) (3) (2)         制 制 制 制       制 制 制         限 限 限       限 限         限 限 限       限 限
ービス提供者の数、限しない。*		
(3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1) でに	(4) (3) (2) (1) (4) (3) (2)
外国為替及び外国貿易法制限しない。*	制限しない。 制限しない。 制限しない。	<ul> <li>制制制制制制制制制</li> <li>制制限</li> <li>限ししていた</li> <li>したない</li> <li>ないい。</li> <li>い。</li> <li>い。&lt;</li></ul>

SS (3)(2)(1) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (1) (4) (4) (5) (4) (5) (5) (1) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5	
(3) (2) (1) (4)	シミコ重まの数
(3) (2) (1)       (4)         制制約       制         限限束       限         ししし       し         ななな       な         いいい       い         *       *	により、事前の届出が必要

大〇二

(d) (六一一二、八八六七) SS	<ul> <li>(c)</li> <li>両の賃貸</li> <li>SS</li> </ul>	
<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>(4) (3) (2</li></ul>	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制制制制</li> <li>制限しし</li> <li>しないしない。</li> <li>。。</li> </ul>	<ul> <li>(4) サービス事業の数又はサービス事業の数又はサービス事業の数又はサー</li> <li>る。</li> </ul>
<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制制制約</li> <li>限した</li> <li>しない。</li> <li>*</li> </ul>	<ul> <li>(4) (3) (2) (1)</li> <li>制制</li> <li>制限</li> <li>限ししていい。</li> <li>・</li> <li></li></ul>	(4) 制限 し な い。

大〇三

(4)       (3) (2) (1)         る。       る。         (4)       (3) (2) (1)         る。       る。         は、制限しない。       る。         少してス提供者に付与す       (3) (2) (1)         約束しない。       (4)         (5)       (1)         (4)       約束しない。         (5)       (1)         (4)       約束しない。         (4)       約束しない。         (4)       約束しない。         (4)       約束しない。         (5)       (1)         約束しない。       (1)         (4)       約束しない。         (5)       (1)         (4)       約束しない。         (5)       (1)         (4)       約束しない。         (5)       (1)         (4)       約束しない。	(4)				道路運送サービスの支 会
で に 約 末 り 国 限 束 し な い 。 の び 。	自動車道事業のサービスる。	は、制限することができ提供者に付与する免許の数	(3) 自動車道事業のサービス	(2) 制限しない。	SS (1) 制限しない。
届 外 出 国 が 貿 必 易 要 法	<ul><li>(4)</li><li>制限しない。</li></ul>		(3) 制限しない。	(2) 制限しない。	(1) 制限しない。

ţ

六〇四

び石油製品に関連する(b) 倉庫サービス(石油及	<ul> <li>(七四一)</li> <li>(1) して、して、「「「」」</li> <li>(1) して、して、して、して、して、して、して、して、して、して、して、して、して、し</li></ul>	(七一三九) サービス (b) 燃料以外の物品の輸送	の輸送サービス 約に基づいて行う石油 し
SS	SS	SS	SS
(2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)
制限しない。*	制 制 税 制 限 しな い。 *	制限しない。	制限しない。
(2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)
制限しない。*	制 制 限 しない。 *	制限しない。	制限しない。

の) 国の税関に関連するも (d) 通関業サービス (日本	<ul> <li>(c) 貨物運送代理店サービ</li> <li>(c) 貨物運送代理店サービ</li> </ul>	(b) 連する倉庫サービス (七四二)	(七四二)
SS	SS	SS	
(2) (1) る 業。業	(4)(3)(2) (1) る。 る 。 業 制 制 。 業	(4) (3) (2) (1)	(4) (3)
業務上の拠点が必要であ。	。業務上の拠点が必要であ。業務上の拠点が必要であ	制 制 限 し な い 。 *	制限しない。
(2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3)
制限しない。	制 制 制 制 制 限 し な い 。 。	制限しない。 * 制限しない。 * 制限しない。 *	制限しない。

制限しない	りもくこくの	
	(3) 制限しない。	
(2) 制限しない。	制限しない。	(九七〇一一)
約束しない	約束しない。*	洗たく物の回収サービス
		○一一を除く。)
		(九七〇一。ただし、九七
 約束しな	約束しない。*	< ب
(3) 制限しない。	(3) 制限しない。	く物の回収サービスを除
 制限しな	制限しない。	び染色のサービス(洗た
 約束しな	約束しない。*	洗たく、クリーニング及
		(九五、九七、九八、九九)
		いその他のサービス
		12 いずれの分野にも含まれな
	వె	
 の制限しない。	(4) 業務上の拠点が必要であし	
 6 制限しない。	(3) 制限しない。 (3)	
	S°	

サービス (九七〇二一、九七〇二 整髪及びその他の美容 (4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 \* (4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。 \*

六〇八

t

(マレーシアの特定の約束に係る表は省略)

サ ー ビ ス 単 単 単 送	分 野
海上貨物利用運送サービス(複合運送る。)	概要
れる。 関する将来の交渉の は、貿易の自由化に この措置の廃止	免 除 の 期 間
必要がある。	部を構成するものではない。ための情報であり、約束の一代況(注) ための欄の記述は、明瞭性の 大況(注)

日本国の表

附属書七(第八章関係) 第百一条に関する最恵国待遇の免除に係る表 ,

六〇九

む。) (旅客及び貨物 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
期間、次の事項を制限し、又は禁止する によって不利益な取扱いを受けている場 育において、対抗上の措置をとる旨の事 前の通告にもかかわらず、当該日本国の 船舶運航事業者の利益が著しく害されて いるときは、対抗上の措置をとる旨の事 いるときは、対抗上の措置をとる旨の事 がるときは、対抗上の措置をして、当該 の船舶運航事業者に対して、一定の	注 「複合運送サービス」とは、国際注 「複合運送サービス」とは、国際
れる。 関する将来の交渉の 相置の廃止	
ないことを確保する必要がある。 日本国の船舶運航事業者がマレー	

ţ-

六 一 〇

サ ー 漁 ビス 関 連 する	ビエネルギー・サー	
<ul> <li>(d) 漁獲物及びその製品の輸送</li> <li>(d) 漁獲物の保蔵及び加工</li> <li>(e) 漁獲物の保蔵及び加工</li> <li>(f) 漁獲物の保蔵及び加工</li> <li>(f) 漁獲物の保蔵及び加工</li> <li>(f) 漁獲物の保蔵及び加工</li> <li>(f) 漁獲物の保蔵及び加工</li> <li>(f) 漁獲物の保蔵及び加工</li> <li>(f) 漁獲物の保蔵及び加工</li> </ul>	恵的な待遇を与えることができる。 て、第三国のサービス提供者に対して特いて提供するサービスを除く。)についサービスを除く。)につい電気業、ガス業及び原子力産業に係る	は取卸し (b) 日本国の港における貨物の積込み又(a) 日本国の港への入港
無 期 限	無 期 限	
る必要がある。	供給を確保する必要がある。	

(マレーシアの表は省略)

(e)

漁業に使用される他の船舶への補給

•